令和八年三月定例会

菊陽町議会会議録

令和８年第１回

菊陽町議会３月定例会会議録

令和 8 年 2 月 26 日～ 3 月 13 日

熊本県菊陽町議会

令和８年第１回定例会議会会期日程

月　日	曜 日	内　　容
２／26	木	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第23号～議案第28号）質疑・委員会付託
２／27	金	休会（議案等整理）
２／28	土	休会
３／１	日	休会
３／２	月	議案審議（承認第１号～議案第22号、議案第29号）質疑・討論・表決
３／３	火	一般質問（４人）
３／４	水	一般質問（４人）
３／５	木	一般質問（４人）
３／６	金	一般質問（１人）
３／７	土	休会
３／８	日	休会
３／９	月	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
３／10	火	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
３／11	水	休会（議案等整理）
３／12	木	休会（議事等整理）
３／13	金	議案審議（議案第23号～議案第28号）質疑・討論・表決、発議、委員長報告・議案審議（議案第30号）・閉会

令和８年第１回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
1	坂本　秀則 (P87～)	１．各行政区の発展と振興について	行政区設置・管理・運営のゴミステーションは、公益性及び公共性が高いので、町主体での設置・管理・運営に移行するべきではないか。
		２．町発展と振興について	(1)ＴＳＭＣ第２工場建設の進捗状況及び今後のタイムスケジュールを町は、把握しているのか問う。 (2)仮称原水第３工業団地建設計画のタイムスケジュールについて問う。 (3)仮称原水第３工業団地建設の基本設計等の作成の中で、地域住民の生活が不便にならないような、管理道路を含めた交通環境整備計画を強く望むが、どのように考えているのか問う。 (4)原水駅周辺土地区画整理事業で、一番懸念されるのが排水についてだが、排水処理に対しての町の対策について問う。
		３．町職員の人材確保について	町職員特に専門職の技師の人材確保について対策・対応は、されているのか問う。
		４．ふるさと教育について	(1)小・中学校でのふるさと教育の現状について問う。 (2)今後さらに充実したふるさと教育を望むが、どのように考えているのか問う。
2	上田　茂政 (P103～)	１．令和８年度予算について	(1)７年度より不交付団体となったが、新年度はどのような編成、配分か問う。 (2)ＴＳＭＣの第二工場建設の延期など不透明な状況だが、税収への影響を加味した上での編成か、また不測の際の対応として充当する財源、財政調整基金は十分か。 (3)本町の大きな課題である交通渋滞改善に向けての施策と予算について問う。
		２．高齢者等対策について	(1)新年度予算における高齢者等に対する新たな取り組みについて問う。 (2)様々な施策を講じて、健康増進、健康寿命を延ばす取り組みをされているが、各地域で気軽に運動できる健康器具などの設置を進めるべきではないか。 (3)認知症予防などの為の脳の運動「脳トレ」も重要である。これまでの取り組みの効果や課題について問う。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		３．新球場誘致について	(1)令和８年度に県が新球場の公募を行うが、応募する市町村が球場用地を無償で提供することになるのか、また県との折半になるのか問う。 (2)野球場の建設費用については応募する市町村が何割程度負担することになるのか問う。 (3)総合体育館は、本年４月から地元のクラブきくようが指定管理者として運営することになった。誘致に成功して新球場が菊陽に建設される場合、同様に地元の人間が雇用されることになるか問う。 (4)債務負担行為の１千万円の使途を問う。
３	西本　友春 (P117～)	１．優しい環境づくりについて	(1)公共施設等に「搾乳できます」のマーク設置の推進を提案するが、町はどのように考えているのか。 (2)公共施設における授乳室を増やすべきと提案するが、町はどのように考えているのか。 (3)公共施設におけるユニバーサルシートの設置を進めるべきと提案するが、町はどのように考えているのか。
		２．不登校児童生徒の健康維持について	(1)不登校児童生徒の健康診断はどのように行っているのか。 (2)受診率はどのようになっているのか。 (3)受診できなかった人への対応はどのように行っているのか。 (4)学校医の医療機関以外で健康診断を受けるときの助成を提案するが、町はどのように考えているのか。
		３．幼児健診について	(1)三歳児検診での経過観察が必要な幼児の数の推移はどのようになっているのか。 (2)経過観察が必要な幼児への対応はどのように行っているのか。 (3)五歳児健診を行うべきと提案するが、町はどの様に考えているのか。
		４．インクルーシブ教育について	(1)特別支援学級の児童生徒人数の推移はどのようになっているのか。 (2)入学前の就学先決定はどのように行っているのか。 (3)保護者向けガイドブックはあるが、保護者目線でのガイドブックを作成することを提案するが、町はどのように考えているのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
			(4)保護者間のネットワーク作りが必要と考えるが町はどのように考えているのか。 ※インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
4	廣瀬　英二 (P129～)	1．生活困窮者への支援について	(1)生活支援と自立に向けた支援の充実について、町の取り組みを伺う。 (2)相談・支援体制の充実について、町の取り組みを伺う。
		2．農地減少における優良農地の保全と将来を見据えた本町農業の指針について	(1)本町における優良農地の減少について、現状をどのように認識しているのか伺う。 (2)優良農地保全に対する基本的な考え方について伺う。 (3)県農業コンクールで高く評価された先進的な農業経営の取り組みを、本町農業の振興にどのように活かしていくのか町の考え方を伺う。 (4)これからの本町農業の指針について町の考え方について伺う。
		3．役場職員の労働環境について	(1)職員全体における直近年度の年次有給休暇の平均取得日数について伺う。 (2)部署別の年次有給休暇取得日数について問う。また、部署間で差が生じている場合、その要因をどのように分析し、どのような課題認識を持っているのか伺う。 (3)労働基準法では、年10日以上付与される職員について、年５日の取得を義務付けているが、本町の全職員において当該基準を満たしているのか伺う。
		4．物価高騰対策について	(1)国の物価高騰対策事業に町独自加算分5,000円を上乗せし、町民一人当たり12,000円とする事業について、その目的と町として重視した考え方を伺う。 (2)物価高騰が今後も続くと見込まれる中、町として独自支援を継続・実施する考えがあるのか、またその財政的な考え方について伺う。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
5	藤本　昭文 （P149～）	１．菊陽町の農業について	(1)過去50年の、菊陽町における農業従事者数と農地面積の推移を10年毎に示せ。 (2)ＪＡＳＭ進出決定後の、菊陽町における農業従事者数と農地面積の推移を示せ。 (3)吉本町長就任後の町の施策、開発によって、減少した農地面積を示せ。また、今後予定されている原水駅周辺土地区画整理事業などの開発によって減少が見込まれる農地面積を示せ。 (4)町長が言う「農業を守る。農地を守る。」について、その真意と具体的な施策について問う。 (5)町の施策、開発に伴う農地減少で、少なからず営農に支障を及ぼしていることに対して、具体的な対応は実施しているのか。あれば、その内容を示せ。 (6)菊陽町の農業を守るために、効率的な農地の集約や大規模営農に対応した新たな基盤整備が必要と考えるが、町の考えを問う。
6	吉村　恭輔 （P159～）	１．鈴木家跡地について	(1)寄贈された経緯を示せ。 (2)土地面積及び現在の評価額はいくらか問う。 (3)年間の維持費はいくらか問う。また寄贈後より現在までの維持費の総額はいくらか問う。 (4)現在までに活用した例はあるのか問う。 (5)今後も活用する予定がないのであれば、売却も含め検討すべきと考えるが、町の考えはどうか。
		２．道路について	(1)県道瀬田竜田線、下津久礼区内に設置されていた点滅信号が撤去された後、車のスピードが増し非常に危険だとの相談があった。対策が必要と考えるが町の考えはどうか。また、町内で同様の事例はないか。 (2)県道瀬田竜田線から県道辛川鹿本線へ上がる入口付近で、道幅が狭いため離合の際、個人宅敷地に乗り上げ離合をしている状況である。後々問題になる前に対策をすべきと考えるが、町の考えはどうか。また、町内で同様の事例はないか。
		３．議会について	夜間議会や土日に議会を行うと仮定した場合、行政側から見てどんな問題点があるか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
7	矢野　厚子 （P166～）	１．第７期総合計画の基本構想の人権・男女共同参画について	(1)取組１の企業向け人権研修会の開催、集会所学習会事業・多文化共生の取組みの進捗状況はどうなっているか。 (2)取組２の事業所等にたいするワーク・ライフ・バランスの研修会の実施とドメスティック・バイオレンスなどの防止に関する情報の発信とあるが、現在までの進捗状況はどうなっているか。
		２．第３期菊陽町男女共同参画計画について	(1)基本目標の２として、庁内における女性活躍への環境の推進とある。何か具体的に動いているか。また女性の採用数は増えているか。近年中途退職者はでているか。出ているなら退職の理由は何か。 (2)女性が活躍するための環境整備施策について ①男女共同参画に積極的に取り組む事業所等に対する町独自の表彰制度を検討するとあるが、検討は始まったのか。 ②女性の参画が進んでいない業種での女性の就業及び定着促進や働きやすい職場環境の整備について啓発に務めるとあるが、具体的な業種は考えているか。 ③事業主に対して、啓発を行うとあるが、具体的にはどのような方法で啓発するのか。 (3)地域における男女共同参画の推進について ①地域活動における女性の参画拡大のなかで、女性のネットワークづくりや交流会・学習会等の活動を支援するとある。どのような活動が行われているか、把握しているか。 ②地域防災における女性の参画拡大として、女性の防災士の活用、女性消防団の設置があるが、どのようにおこなうのか。 (4)男女共同参画の計画の推進体制について 町民・企業・地域団体等との連携・協働の推進に「さんさんの会」と行政の連携を基軸として町民と協働しながらより実態に即した男女共同参画の実現を目指すとあるが、「さんさんの会」の現状をどう考えるか。
		３．アーバンスポーツ施設のありかたについて	(1)施設の利用に町民優先枠や、優待券など考えているのか。 (2)学校授業での体験実習をどのように考えているか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
8	馬場　功世 (P180～)	１．県営野球場の誘致について	県営野球場を運動公園東側に誘致し、競技者や観戦者に適するホテルや商業施設の併設はできないかと考えているが、町の考えはどうか。
		２．白水台地における土地改良について	(1) 白水台地における深迫ダムの利用拡大はできないか。 (2) 大菊土地改良区から徴収されている各種負担金について補助できないか。 (3) 白水台地の土地改良について、区画整備を行い１haや２ha単位の造成はできないか。
		３．免許証返納者への対応について	(1) 免許証返納者に対して、シニアカーの講習会を自動車学校と連携して講習会は開催できないか。 (2) シニアカーの安全走行のため生活道路の整備はできないか。 (3) シルバーカー（手押し車）について、補助事業の考えはないか。
		４．公共施設の利用について	(1) 町の公共施設について、ホームページ等で申し込むことになっているが、高齢者等については電話等の柔軟な対応はできないか。 (2) 公認されている政党に対しての施設利用について、平等性が図られているか。
		５．地域おこし協力隊の活用について	古民家や空き家の利活用について、地域の皆さんと協同で研究提言はできないか。
9	大久保　輝 (P198～)	１．選挙運営体制の現状と課題について	(1) 入場券未持参で期日前投票を行った有権者はどの程度いるのか。 (2) 入場券未持参の場合の本人確認手順は、具体的にどのように実施されているか。 (3) 期日前投票を含む選挙運営において、名簿照合や二重投票防止はどのような仕組みで担保されているか。 (4) 本人確認について運用上の改善余地はないか。
		２．ＪＡＳＭ第２工場計画変更に伴う本町への影響について	(1) 計画の変更内容などについて、町は企業からどのような説明を受けているか。 (2) 第２工場の計画変更により、想定される地下水取水量の増加は見込まれるのか。 (3) 取水量が増加する場合、地下水涵養量の追加確保について、町として具体的な検討を行うか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		３．熊本セミコン特定公共下水道事業の処理方式と地下水保全について	(1) 同センターの下水処理方式について、町としてどのように把握しているか。 (2) 有機フッ素化合物等の化学物質除去に関する処理能力について確認しているか。 (3) 放流管渠からの漏えい等のリスクに対する安全対策はどのように担保されているか。 (4) 地下水保全の観点から、処理方式の高度化について県に働きかける考えはあるか。
		４．本町の人口動態予測と将来ビジョンについて	(1) ＪＡＳＭ第２工場計画の変更により、雇用規模や社会増の見込みが当初想定を上回る可能性も考えられるが、人口推計の前提条件に変更はないか。 (2) 現行の人口推計には、外国人住民増加をどの程度想定しているか。 (3) 将来的に人口構成の変化が加速した場合、教育、福祉等の行政サービス提供の体制はどうなるか。 (4) 外国人住民の増加に伴い、地域コミュニティの在り方や行政サービスの在り方が変化する可能性について、どのような課題認識を持っているか。
		５．太陽光発電施設の設置に関する将来的対応について	(1) 町内における太陽光発電施設の設置件数および面積の現状及びその推移はどうなっているのか。 (2) 将来的に設置申請が増加した場合、町独自の指導基準や事前協議制度を設ける考えはあるか。
		６．地域振興券の制度設計について	(1) 地元中小事業者への経済波及効果について、具体的な想定や目標はあるか。また、効果検証はどのように行うのか。 (2) 今後、小規模店舗限定枠などの導入を検討する考えはないか。
10	甲斐　榮治 (P216～)	１．ＴＳＭＣ（ＪＡＳＭ）について	(1) 第２工場の生産品の変更について、町はどのような情報を得ているか。 (2) 第２工場の生産品の変更に伴って、どのような変化が想定されるか。 (3) （仮称）第３原水工業団地の利用見込みはどうか。 (4) 第３工場の誘致について県知事は前向きであるが、町はどう考えるか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		２．水の管理について	(1)環境省の「ＰＦＯＳとＰＦＯＡの除去及び濃度低減技術に取り組む」事業については、実施業者も決まり、「取り組んだ結果の有効性を令和８年２月段階で評価する」とのことであったが、町はそれを把握しているか。 (2)熊本県は地下水量の観測井戸を４箇所追加すると発表したが、その進捗状況を町は把握しているか。 (3)企業と地域が共生するには、地下水・河川や湖沼水・工業排水などの管理・保全が特に大切である。次の諸点について町の考えを問う。すでに対処していることがあればその状況を述べよ。 ①企業が水を使用及び排水するに当たって、住民生活の安全のために、行政は企業にどのようなことを求めるべきか。 ②水資源保護区の設定、地下水涵養事業などを進める。 ③地下水や河川及び生態系に与える影響を長期的にモニタリングする。 ④第３者専門機関を設置し、データの客観性と信頼性を確保する。 ⑤環境モニタリング報告を定期的に発表し、オンライン公開システム等、情報を透明化する。 ⑥住民説明会や公聴会を開催し、地域の懸念や声を直接受けとめる。 ⑦専用窓口やホットラインを設置し、疑問や不安に迅速に対応する。 ⑧住民代表・環境団体・学識経験者などによる「水資源監督委員会」を設置し、共同で監視に当たる。 ⑨学校や地域と連携した環境教育活動を行ない、相互理解を深める。 ⑩熊本セミコン特定公共下水道整備計画の進捗状況はどうなっているか。住民に説明は尽くされているか。町の状況把握を問う。
11	小林久美子 (P230～)	１．介護職員の処遇改善について	(1)来年度の町の予算で、介護職員の処遇改善事業を進める予定と聞いているが、制度の概要について問う。 (2)補助金額予定、補助対象者について問う。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		２．地下水保全について	(1)第２期熊本地域地下水総合管理計画の特徴は何か。また、町の見解について問う。 (2)この計画期間は、５年になっているが、もっと長期の計画が必要ではないか。 (3)ＪＡＳＭ第２工場は、３ナノ生産と聞いているが、水の総使用量は、増加するのではないか。町の把握を問う。 (4)水質保全目標の対象物質にＰＦＡＳを加えるべきではないか。
12	布田　悟 (P240～)	１．県営野球場整備事業の誘致について	(1)県は県営藤崎台球場については、移転し再整備する方針を「提言書」として令和７年９月１日打ち出した。この決定は県の公民連携による県有スポーツ施設に関する検討会議（令和６年８月～令和７年９月、５回）を経たものである。菊陽町は、第２回（令和６年）11月開催の県のスポーツ施設整備に関する検討会議（以下、「検討会議」という。）において、県の動きに対応する形で新球場に係る関連調査をしている、とヒアリングに応じ、「候補予定地を１か所ではなく具体的な強みを踏まえた候補地の選定を行っている」と答えている。候補地の２か所とはどこか。 (2)検討会議を踏まえ、県がまとめた提言書によれば、駅近・街中といった交通利便性の高い場所が望ましいという付帯意見が付いていた。提言書の付帯意見に従うとすれば町はどの地域に重点を置いているのか。 (3)今までの野球場誘致の流れからすれば第一候補地は、県営運動公園の東側地域（菊陽町大字辛川）とすべきであると思うが、どう考えているか。 (4)菊陽町における「新球場誘致構想」（令和６年11月発行）によれば、検討会議意見に沿った形で、候補地を新駅設置に伴う原水地区開発地域のいわゆる「賑わいエリア」周辺が考えられるがいかがか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
			(5)この地域を新たに新球場整備用地として開発することは更なる優良農地を減らすことになり、「残すべき・守るべき農地」も無くなってしまう。また、本年３月には「アーバンスポーツ施設」や「多目的グラウンド」もオープンし、この地域の交通渋滞が予想される。このような中での新球場整備は更なる交通渋滞を増幅させるものであり、地域住民の普段の生活が脅かされると想定される。このようなリスクを負ってまで県の意向に従う必要があるのか、その点どう考えているか。 (6)検討会議のヒアリングの中で副町長は「本件誘致は単に県に要望するのではなく、町も強い意志と覚悟が必要だ。町の一定の負担により県の負担の最小化に努める。」と言及している。このような財政的な負担を覚悟しても誘致したいのであれば、取り残され、開発が停滞している南小校区内への誘致は、町が目指す「ウェルビーイングなまちづくり」の条件を満たすものと考えるがいかがか。 (7)以上の点から、新球場の整備誘致は「菊陽南小校区の発展なくして菊陽の発展なし」をスローガンとして、今まで声を上げ続けてきた運動公園東側周辺のみを菊陽町が申請する候補地とすべきである、と思うが、どのように考えるか。
13	鬼塚　洋 (P256～)	１．農業の振興について	(1)本町は、都市計画マスタープランを見直した上で、「守るべき農地ゾーン」を設定し、今後も可能な限り営農環境の保全に取り組むとしている。 ①「守るべき農地」について、「基盤整備事業がされた農地で現にその機能を有している農地」と定義づけているが、当該農地における営農実績や生産量、当該農地の個別的価値等、基盤整備以外の指標をどの程度考慮しているか。 ②現在も農地面積は減少の一途を辿っているが、①の定義に照らせば、少なくともどの程度の農地面積は保全（開発させない農地として維持）されるのか。 ③第７期総合計画において、「バランスの取れた土地利用」を掲げているが、何をもって開発と農地保全のバランスが取れている（両立できている）と判断するのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
			④各地区において、（農業）地域計画の変更がなされているが、計画変更の経緯と、今後さらなる変更の可能性について本町はどのように考えているか。 ⑤開発に伴う税収増を、これにより影響を受ける農業従事者（ないし今後の就農希望者）にどのように効率的に還元していくのか。町独自の補助事業の実施や申請の簡素化は進んでいるか。
		２．選挙について	先日実施された第51回衆議院議員総選挙について、本町の投票結果（投票率、期日前投票者数等）を踏まえ、本町として本後取り組むべき課題（特に今まで実施していない取組み）について、どのように考えているか。
		３．詐欺被害防止について	県内において、特殊詐欺・ＳＮＳ詐欺による被害が過去最大を更新したが、本町として、町民の被害防止に向けた取り組みを独自に実施すべきではないか。

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和８年２月26日（木）開会

（　第　１　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（１日目）

（令和８年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和８年２月26日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　町長提出承認第１号から議案第29号までを一括議題

日程第６　町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第７　議案第23号　令和８年度菊陽町一般会計予算について

日程第８　議案第24号　令和８年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第９　議案第25号　令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第10　議案第26号　令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第11　議案第27号　令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第12　議案第28号　令和８年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託（別紙　委員会付託予定表）

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3. 欠席議員

な　　し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　内　藤　優　誠　さん

書　　記　　牟　田　修　人　さん

書　　記　　豊　住　祐　太　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉本孝寿さん	副町長	小牧裕明さん
教育長	二殿一身さん	総務部長	村上健司さん
住民生活部長	吉本雅和さん	健康福祉部長	梅原浩司さん
産業振興部長	山川和徳さん	都市整備部長	荒牧栄治さん
総務課長	平征一郎さん	財政課長	今村太郎さん
健康・保険課長	岩下美穂さん	介護保険課長	和田征さん
下水道課長	坂田悟さん	総務課総務法制係長	髙山智裕さん
教育部長	矢野博則さん		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会　午前10時１分

○議長（福島知雄議員）　ただいまから令和８年第１回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、９番佐々木理美子議員、10番中岡敏博議員を指名します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定について

○議長（福島知雄議員）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から３月13日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から３月13日までの16日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（福島知雄議員）　日程第３、諸般の報告を行います。

先般、議員派遣を行いました研修概要については、配付のとおり報告します。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定により、例月出納検査11月、12月、１月分の結果報告は、配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。

次に、今回受理した陳情書等は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　行政報告

○議長（福島知雄議員）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和８年第１回菊陽町議会定例会をお願いをいたしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、ＪＡＳM第２工場についてであります。

ＪＡＳM第２工場につきましては、昨年10月24日、熊本県の立会いの下、立地協定を締結をし、現在建設が進められております。また、本年２月５日には、ＴＳＭＣのＣ．Ｃウェイ会長が高市首相と面会をし、第２工場において先端半導体である３ナノロジック半導体を生産する計画が示されました。今回の計画変更が承認されれば、ＪＡＳMが国の経済安全保障を担う半導体の製造拠点としてさらに重要な意味を持つことになると考えております。

町といたしましては、ＪＡＳM、ＴＳＭＣ、国、熊本県をはじめとする関係機関と連携をし、情報共有と調整を行いながら、事業が円滑に進むよう引き続き支援をしてまいります。

次に、道路ネットワーク整備についてであります。

菊陽空港線においては、令和８年度末の完了に向けて順調に工事が進んでおり、引き続き取り組んでまいります。

また、県道大津植木線、合志インターチェンジアクセス道路、下原堀川線、南方大人足線、下大谷１号線においては、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用し、熊本県と連携をしながら、令和10年度までの完了を目指し、整備のスピードを緩めることなく引き続き取り組んでまいります。

次に、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業についてであります。

昨年は、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業に係る都市計画決定を行うため、住民説明会の開催や国や県との事前協議など必要な手続を進めてまいりました。本年３月には都市計画審議会への付議を予定しており、その後、熊本県と本協議を経て、都市計画決定を行う予定です。

今後は、令和８年度中の事業認可取得に向け、作業を進め、事業に早期着手できるようしっかりと取り組んでまいります。

次に、学校の整備についてであります。

菊陽南小学校で令和６年度から取り組んでまいりましたバリアフリー化事業につきましては、本年２月にエレベーターが完成したことで、全ての学校へエレベーターの整備が完了しました。

また、武蔵ヶ丘中学校体育館空調設備の整備につきましては、計画どおり順調に進んでおり、３月末の完成に向けて進めてまいります。

次に、町の未来発表会についてであります。

去る12月17、22日に、菊陽町防災センター会議室と各小学校の教室をオンラインでつなぎ、小学校６年生の児童と町の未来発表会を開催いたしました。児童たちはそれぞれのグループに分かれ、農業の発展について、ニンジンを使った特産物について、環境問題について、多文化、多様性について、学校施設についてなど町の未来を見据えたの具体的な提案が数多く寄せられました。

子どもたちの自由な発想と熱意を今後の町政運営の糧とし、次世代に誇れるまちづくりにつ

なげてまいります。

次に、きくようみんなの応援券についてであります。

物価高騰の影響を受ける町民の家計の負担軽減と地域経済の活性化を図るため、国の物価高騰対応重点支援交付金7,000円に町の税収増分5,000円を上乗せし、町民の皆様に１万2,000円分のきくようみんなの応援券を配布いたします。本応援券は、菊陽町内の登録店舗において、食料品や日用品の購入、飲食、修繕や各種サービスなど幅広い用途で御利用いただけるものです。

現在、応援券の発送作業を進めており、３月下旬から順次、各世帯へ郵送する予定としております。なお、本事業は対面での受け取りが必要となることから、対象となる全ての世帯への配布完了までには、おおむね１か月程度を見込んでおります。事業完了までしっかりと取り組んでまいります。

最後に、ＫＵＭＡＭＯＮ　ＵＲＢＡＮ　ＳＰＯＲＴＳ　ＦＥＳ2026についてであります。

２月７、８日に行われましたこのイベントは、熊本県と菊陽町がアーバンスポーツを通じた交流人口の拡大や競技レベルの向上、機運醸成や普及促進などを目的に連携協定を結んだことによる取組として県主催で開催されたものです。

イベントにおいては、オリンピックメダリストや世界で活躍するトップ選手が集結し、パフォーマンスを披露するとともに、スケートボード、ＢＭＸ、スラックラインなどの体験会が行われ、多くの来場者の皆様にアーバンスポーツの魅力が発信されました。

今後も県としっかり連携しながら、菊陽杉並木公園周辺を新たな観光、にぎわいの拠点として交流人口の拡大や地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

また、くまモンアーバンスポーツパークは、４月11日にグランドオープンいたします。当日は、式典、イベント等を開催する予定としており、多くの町民の皆様の御来場を大変楽しみにしているところです。

以上、最近の主なものについて報告をいたしましたが、町のスローガンである「成長しつづける町。」として、町民の皆様が、誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　行政報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　町長提出承認第１号から議案第２９号までを一括議題

○議長（福島知雄議員）　日程第５、町長提出承認第１号から議案第29号までの27件について一括して議題とします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（福島知雄議員）　日程第６、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　令和８年度を迎えるに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と令和８年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和８年は、熊本地震から10年となる節目の年となります。犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、災害の教訓を生かした防災対策の必要性を深く認識し、安全・安心なまちづくりに向けた取組を進める決意を新たにしたところです。

それでは、令和８年度における町政運営について申し上げます。

本町を取り巻く社会経済環境が大きく変化をする中、本町に建設中のＪＡＳＭ第２工場において、国内初となる回路線幅３ナノの先端半導体を生産する計画が進められることは、大変喜ばしいことであり、実現されれば、我が国全体の産業基盤の強化につながるもので、極めて大きな意義を持つものであります。町としては、熊本県と連携して第２工場建設が円滑に進むよう支援をしてまいります。

そして、本プロジェクトの効果を実感していただけるよう、産業振興と雇用の創出、さらには生活環境や都市基盤の充実を図り、全ての町民の皆様が将来にわたり安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

本町の令和８年度の当初予算は、地方交付税の不交付団体となったことを自立した自治体と捉えまして、責任ある財政運営をより一層徹底する方針の下、財政規律を維持しながらも将来に必要なまちづくり事業や、町民の皆さんに住んでよかったと思っていただける事業を戦略的に進めることを意識し、編成を進めてまいりました。

その中で、重点施策として町民の生活を豊かにする施策、企業進出に対応した施策、新しいまちづくりに向けた施策、町民サービスの向上のための施策を位置づけました。

それでは、令和８年度の主な施策と主要事業について御説明いたします。

最初は、健康、子育て、福祉についてであります。

健康づくりについては、新たに働き盛り世代のがん予防推進事業に取り組みます。働き盛り世代は、仕事だけではなく、結婚、子育て、介護など様々な役割を担うことが多く、心身ともに健康を維持することが重要な世代です。この世代のがん検診受診率向上を図るため、40歳から70歳までの５歳ごとの節目年齢を対象とした無料検診を行います。胃がんや大腸がん等の６種類のがん検診を無料で行うこの事業は、町民の皆様の大切な健康をお守りしたいという私の強い思いを込めた全国でも先進的な取組です。

また、幼児期の子どもやその保護者が抱える個々の発達や子育てに関する悩みを解消し、安心して就学に臨めるよう、早期に必要な支援につながることを目的とした５歳児健診の実施や、新たに予防接種法に基づく定期接種となる妊婦を対象としたＲＳワクチン接種にも取り組んでまいります。

次に、子育て世代の経済的支援として、高校３年生までの子ども医療費の助成や学校給食

費、保育所などの副食費の無償化を引き続き実施をいたします。

また、子育て支援の充実のため、現在、ふれあい交流・福祉支援センターで実施をしております病後児保育室「こあら」において、利用ニーズの高い病児保育を併せて実施いたします。

さらに、武蔵ヶ丘児童館をこども館としてリニューアルし、５月から運営を開始します。様々な活動プログラムの企画や育児等に関する相談体制の強化を図り、乳幼児親子から小学生までの多くの方へ施設を利用していただけるよう取り組んでまいります。

保育施設の整備では、菊陽南小学校の放課後児童クラブ施設の建設や町立保育所なかよし園の建て替えに係る設計業務も進めてまいります。

次に、高齢者支援です。

高齢者支援については、町の重点施策の一つとして位置づけ、その充実に取り組んでおります。

まず、介護人材の不足解消に向け、新たに介護人材等定着支援金交付事業を開始します。現場の声を基に練り上げた本事業では、入職から７年間にわたり１人当たり最大で160万円の支援金を交付します。この事業も全国で先進的な試みです。

また、ケアマネジャーの負担を軽減するため、業務範囲を明示した啓発パンフレットを作成し、介護支援専門員が本来の業務に注力できる環境を整えます。特に力を注ぐのは、介護保険住宅改修助成事業の大幅な拡充です。現在の助成額20万円に新たに町独自で20万円を上乗せし、さらに対象外だった工事も広く助成対象に含めることで、住み慣れた自宅での自立した生活を後押しします。

あわせて、身寄りのない高齢者の不安に寄り添う終活情報等登録制度の開始や、行政手続の支援を行うあんしん支援サポート事業の試験実施など個別ケアを意識したきめ細かな支援を展開してまいります。

これまで申し上げてきました子どもから高齢者まで全ての世代に対する施策を他の自治体に先駆けて取り組むことで、全ての町民の皆様がこの町に住んでよかった、そう心から実感していただける町となるよう、強い気持ちを持って積極的に進めてまいります。

次に、教育、生涯学習、スポーツについてであります。

中学生の国際交流の取組については、これまで実施してきたオーストラリアへの中学生派遣事業が諸事情により中止となりましたが、令和８年度からは中学生が国際交流から一歩進んだ多文化共生をテーマに実践的に学習できる機会として、大分県の立命館アジア太平洋大学への派遣事業を実施します。

教育環境の整備については、武蔵ヶ丘北小学校では、管理特別教室棟の大規模・長寿命化改修工事、菊陽北小学校では、増加する教職員への対応として職員室の改修工事、武蔵ヶ丘中学校では、隣接する武蔵ヶ丘コミュニティセンターの大規模改修工事と併せて武道場の空調設備工事及び大規模・長寿命化改修工事を実施します。

菊陽杉並木公園拡張整備事業については、アーバンスポーツ施設や多目的グラウンドの整備

が３月末に竣工し、４月11日にグランドオープンいたします。アーバンスポーツについては、熊本県とアーバンスポーツを通じた交流人口拡大や競技レベルの向上を目的に連携協定を締結しており、県が進めるスポーツツーリズムとも連携し、４月18日にはスケートボードのプロツアー開幕戦が開催されます。

また、総合体育館を含む杉並木公園周辺を総合運動公園と位置づけるとともに、民間ノウハウを活用し、さらなる施設の利活用につなげるため、アーバンスポーツ施設の開業に併せ、指定管理者により公園全体を一体的に管理、運営を行ってまいります。

県営野球場については、令和８年度の県の移転先候補地の決定に向け、専門的な知見を持つ事業者の支援も受けながら、本町だからこそできる魅力ある提案書の作成を行い、本町への野球場の誘致が実現できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、自然、環境保全についてであります。

先人の知恵とたゆまぬ努力により育まれた熊本地域の地下水は、我々が守り抜くべきかけがえのない宝です。この貴重な水資源を次世代へ確実に引き継ぐことを使命とし、保全と将来に向けた有効活用に尽力してまいります。

地下水涵養に向けた取組としては、おおきく土地改良区、水循環型営農推進協議会と連携をし、冬季湛水を加えた水田湛水事業を継続するとともに、菊池地域の関係団体で構成する白川中流域等水稲作付推進協議会において、企業と地元農業者とを結びつけ、水稲作付の維持、拡大に取り組んでまいります。

また、営農による涵養機能の維持に加え、営農によらない新たな涵養対策として新町井手沿いにおいて、防災機能と併せて地下水涵養機能を有するグリーンインフラとして調整池の整備にも取り組んでまいります。ほかにも地下水保全への取組を伝える普及啓発の一環として昨年整備をいたしました雨庭を生かし、さらなる地下水の保全に努めてまいります。

次に、土地利用、都市基盤についてであります。

土地利用については、令和７年３月に見直しを行った菊陽町都市計画マスタープランに基づき、バランスの取れた効果的な土地利用の実現に向けた取組を進めます。

具体的には、都市計画マスタープランに示す将来都市構想に基づき、守るべき農地は引き続きしっかりと守り、その上で国家戦略である半導体産業の集積に向けた新たな工業団地の整備や、町の均衡ある発展の実現に向けた南小学校区における新たな市街地ゾーンの整備、さらには久保田台地の開発構想を実現させるため、まずは必要となる新設道路整備の取組を進めます。

効果的な土地利用の実現には、将来を見据えたコンパクトな都市づくりと公共交通の充実が不可欠です。この取組を具体的に位置づけるため、本年９月を目途に立地適正化計画を策定をいたします。この計画では、令和11年春以降の開業を目指すＪＲ新駅を公共交通の拠点として位置づけるとともに、駅周辺での取組を進める新たなまちづくりと一体的に整備を進めてまいります。

また、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業については、令和８年度中の事業認可取得を目標としております。

50年後、100年後を見据えたまちづくりの実現は、長期にわたってエリア全体の価値を向上する仕組みが必要です。このため、これまでも説明を差し上げてきたデザインガイドラインの策定やミュージアム構想の具体化に全力で取り組んでまいります。

町を取り巻く環境が大きく変化している今だからこそ、町の将来の姿をしっかりと見定め、その実現に向けた施策を着実に進めてまいります。

町の最重要課題の一つである交通渋滞対策については、引き続き国をはじめ県及び近隣自治体と連携をし、緩和に向けた取組を積極的に進めてまいります。特に、菊陽空港線延伸道路事業については、令和８年度末の完成に向けて、県と連携をして事業を着実に進めてまいります。

また、セミコンテクノパーク周辺道路の整備についても、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用し、交通渋滞対策に最大限の力を注ぎ、異次元のスピードで積極的に取り組んでまいります。

さらに、将来の道路ネットワーク整備を見据えた計画として南方大人足線延伸道路事業や古閑原西護川線改良事業に引き続き取り組んでまいります。

そのほかに、生活道路の整備として狭隘踏切の整備促進を図り、交通安全確保のため、新町踏切の拡幅に着手します。

下水道事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、継続的な調査、点検を実施し、管路やポンプ施設の機械設備の計画的な改築、更新を行います。

また、激甚化する集中豪雨から町民の皆様の生命と財産を守るため、新たに雨水管理総合計画の策定に着手し、中・長期的な視点に立った段階的な雨水整備を着実に進めてまいります。

半導体産業の集積に伴う排水対策として熊本県が主体となって取り組む熊本セミコン特定公共下水道事業につきましては、引き続き県と緊密に連携、協力し、本町の強固な経営基盤を支える重要インフラとして着実な進捗を図ってまいります。

次に、産業の振興についてであります。

まず、農業の振興については、守るべき農地はしっかりと守り、農地の集積、集約化を推進し、農業者の経営の向上、安定化の実現と、農業後継者や新規就農者の次世代を担う農業者の育成、確保を図ってまいります。その中で、本町の農業振興のため、規模拡大を図る農業者やスマート農業などに積極的に取り組む農業者への支援を強化、拡充するとともに、新たに営農継続に向けた支援、そして新規就農を目指す方や新規就農された農業者が継続して営農できる環境など、その仕組みの構築に取り組んでまいります。

また、地域の共同活動により、農業、農村が持つ国土保全や水源涵養などの多面的機能には維持、発揮されておりますが、これまで以上に地域の実情や課題に的確に対応できるよう国の制度を基本としつつも、町単独事業による支援を講じることで、活動組織の負担軽減や継続的

な活動の確保を図り、多面的機能の一層の発揮につなげてまいります。

さらに、規格外ニンジンを利活用し、農業所得の向上及び菊陽にんじんの販売を促進するため、ＪＡ熊本果実連、ＪＡ菊池と連携して開発したニンジンジュースの販促活動を強化するとともに、食育についても推進をしてまいります。

工業の振興につきましては、現在、ＪＡＳＭ第２工場の建設が進められておりますが、第１工場と同様にＪＡＳＭ、ＴＳＭＣ、国、熊本県をはじめとする関係機関と緊密な意思疎通を図りながら、全庁を挙げて支援をしてまいります。

また、ＪＡＳＭ第１工場南側において進めております（仮称）第三原水工業団地整備事業につきましては、４月以降、土地開発公社において順次用地買収に着手してまいります。

商業の振興については、町内の経済活動が活性化するよう、引き続き商工会と緊密な連携を図り、中小企業や小規模事業者への支援と併せ、町内の仕事は町内の事業者へ発注するなど町内経済が循環する産業の地産地消に向けた取組を強化をしてまいります。

また、歴史的文化財である馬場楠井手の鼻ぐり、豊後街道菊陽杉並木のほか、鼻ぐり井手公園、菊陽杉並木公園、「さんふれあ」などの従来の観光資源だけでなく、海外からの移住者にも本町を楽しんでいただけるようなスポットなどについて、熊本県や関係市町とも連携しながら情報発信に取り組んでまいります。

次に、防災、消防、防犯についてであります。

防災対策については、町民の防災意識の向上を図るため、防災フェスタの開催や防災教育の実施に取り組み、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、２か年計画で実施をしております一時避難所となる地区公民館への災害用ポータブル蓄電池の配置や、計画的に進めております指定避難所への防災倉庫の設置事業を引き続き実施をしてまいります。

消防関係については、消防団員確保が大きな課題となる中、機能別消防団員制度を導入をし、災害対応能力の向上、消防団員の負担軽減を図ってまいります。

防犯対策については、防犯講話などを通じて町民への治安情報の発信に努めるほか、大津地区防犯協会連合会が実施する防犯カメラ設置事業への助成を継続してまいります。

そのほか、犯罪被害者等を総合的に支援するため、犯罪被害者等支援条例を制定し、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、人権、多文化共生の推進についてです。

人権については、菊陽町人権教育・啓発基本計画に基づき、部落差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決を目指し、町民、学校、地域及び関係団体等と連携をしながら、人権教育、啓発の推進に努めてまいります。

また、第３期菊陽町男女共同参画計画に基づき、子育て、教育、家庭、地域、職場や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

多文化共生については、既存の外国人相談窓口の機能を強化し、外国人の支援を行う多文化

共生センターを新たに設置をし、多文化共生に関する取組や情報を集約するとともに、外国人住民への情報提供や相談体制などをさらに強化してまいります。

次に、行財政の充実強化についてであります。

財政については、将来にわたり持続可能な財政運営を確保するため、国や県の交付金を確実に確保するとともに、増加する税収を計画的、効果的に活用し、後年度負担を見据えながら必要な事業を着実に進めてまいります。あわせて、業務の効率化を一層推進してまいります。

自治体ＤＸの推進については、国が示す自治体ＤＸ推進計画及び菊陽町デジタルファースト推進計画に基づき、引き続き取り組んでまいります。これまでに導入したオンライン申請やキャッシュレス決済、マイナンバーカードなどの活用をさらに進め、役場に行かなくても行政手続を進められる行かない役場の実現に向けた取組を進めるとともに、ＡＩを活用した業務改善に取り組んでまいります。

以上、令和８年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について御説明申し上げました。

今後も、町のスローガンである「成長しつづける町。」として、さらなる発展と日本一のまちづくりを目指し、令和７年度に新たに策定した第７期菊陽町総合計画の実現に向け、基本構想に示した施策を着実に進めるために、町民の皆様と共に様々な事業に取り組んでまいりますので、議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の令和８年度の施政方針といたします。

続きまして、令和８年第１回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は27件でございます。内訳は、承認１件、議案26件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第１号は、令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第５号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,432万円を追加し、歳入歳出予算の総額を235億5,436万8,000円と定めました。

議案第４号は、菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、行政手続法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第５号は、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる職員体制を構築するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第６号は、菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、町長等の旅費について菊陽町職員等の旅費に関する条例に定めることとするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第７号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、国家公務員及び熊本県に準じた昇給制度等の導入に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第８号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、一般職の職員の通勤手当の規定を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

議案第９号は、菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員等の旅費について昨今の物価上昇等の社会情勢の変化に対応するとともに、実費弁償として、より実態に即した仕組みに改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、菊陽町土地開発基金条例等を廃止する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町土地開発基金条例等について、一定の役割を終えたことに伴い、各基金条例を廃止するものであります。

議案第11号は、菊陽町まちづくり推進基金条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町における魅力あるまちづくりの推進に要する経費に充てる基金を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第12号は、菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、町立保育所において乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度等を実施するに当たり、実施する事業等を明文化するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、菊陽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

内容は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴う国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を踏まえ、新たに条例を制定するものであります。

議案第16号は、菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてであります。

内容は、機能別団員制度の導入に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、菊陽町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

内容は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第18号は、令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第６号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に12億68万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を247億5,505万5,000円と定めるものであります。

議案第19号は、令和７年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第２号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に１億1,678万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億1,719万1,000円と定めるものであります。

議案第20号は、令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2,080万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,237万1,000円と定めるものであります。

議案第21号は、令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2,735万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を６億6,589万3,000円と定めるものであります。

議案第22号は、令和７年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,431万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,519万円と定めるものであります。

議案第23号は、令和８年度一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を246億2,699万6,000円と定めるものであります。

議案第24号は、令和８年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を25万円と定めるものであります。

議案第25号は、令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を33億4,292万8,000円と定めるものであります。

議案第26号は、令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を７億3,429万8,000円と定めるものであります。

議案第27号は、令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を31億4,001万4,000円と定めるものであります。

議案第28号は、令和８年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、収益的収入及び支出において、収入予定額を18億162万2,000円とし、支出予定額を16億6,621万4,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出において、収入予定額を４億9,229万4,000円、支出予定額を９億2,790万8,000円と定めるものであります。

議案第29号は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてであります。

内容は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う共同設置規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、この議案につきましては、関係団体において同文での議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午前10時50分

再開　午前11時０分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから令和８年度当初予算について各部課長に説明を求めますが、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願いします。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第７　議案第２３号　令和８年度菊陽町一般会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第７、議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん）　それでは、議案第23号令和８年度一般会計当初予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては、各常任委員会に付託される予定と先ほどお聞きいたしましたので、詳細につきましては、各委員会の場において各担当課から御説明をさせていただきます。

本日は、議案書と別に資料として一般会計予算（案）参考資料と概要説明資料をデータと紙の両方を配付させていただいております。

なお、概要説明資料につきましては、各常任委員会において各担当課から説明する際に使用させていただく資料となります。

それでは、議案書の前に、まず一般会計予算（案）参考資料により全体的な説明をさせてい

ただき、後ほど議案書と予算書によりまして、内容と主な歳出について御説明させていただきます。

まず、議案第23号関係のデータとしてＡ４横の一般会計予算（案）参考資料をお開きください。

一般会計予算（案）参考資料を１枚めくっていただき、２ページをお開きください。

なお、画面上で分かりやすいように、こちらからページの右上、右下の両方にページのほうを記載しております。

最初に、右の円のグラフ中央の総額を御覧ください。

令和８年度一般会計当初予算は総額246億2,699万6,000円となります。令和７年度の当初予算額は206億1,164万1,000円でしたので、前年度比40億1,535万5,000円の増となり、過去最大の当初予算額となります。

それでは、内容を御説明させていただきます。

こちらの２ページでは、歳入についての自主財源と依存財源の款別構成表となります。

円グラフにも記載してありますように、自主財源は156億8,443万6,000円で、前年度比40億7,722万4,000円の増、依存財源は89億4,256万円で6,186万9,000円の減となっています。自主財源と依存財源の比率は、自主財源が63.7％、依存財源は36.3％となっています。全国的には、自主財源の割合がおおむね35から45％と言われておりますので、本町はかなり高い水準となっております。

次の３ページとなります。

歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

性質別経費ですが、こちらは大きく義務的経費、投資的経費、その他の経費の３分類となります。

まず、義務的経費は110億2,079万8,000円、前年度比７億4,244万8,000円の増となっています。これは、本年度に人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴う職員の給与の差額改定などによる人件費の増のほか、社会保障費の増に伴う扶助費の増が要因となります。

投資的経費は19億6,411万5,000円で、前年度比4,694万4,000円の増となっています。

その他の経費は116億4,208万3,000円で、前年度比32億2,596万3,000円の増となっており、これは主に町税の大きな伸びを踏まえ、将来のまちづくりや万が一の際の歳入減に備えるため、財政調整基金や特定目的基金に約30億円積立てを行うことが大きな要因となります。

次に、下の目的別については、歳出合計に占める割合が民生費が一番高く35.0％を占めています。総務費、民生費、土木費などが増額となり、教育費、農林水産業費が減額となっております。こちらは、後ほどの歳出予算で一部内容を御説明させていただきます。

次の４ページとなります。

歳入について、前年度との比較増減表となります。増減額の大きいものについて御説明いた

します。

款の１町税は、(1)の町民税の個人で、全国的な景気の上昇もあり、雇用や消費の拡大など地域経済の活性化によりまして、課税所得の増加などによります増、(2)の固定資産税では、企業の大型設備投資が進んだことなどによる増により、総額147億3,638万4,000円、前年度比で52億1,076万1,000円の大きな増となっております。

次の５ページとなります。

款の13地方交付税は、計上なしとなっております。本町では、当面、町税収入が一定の水準で推移するものと見込んでいることから、不交付団体の状態がしばらく継続するものと想定しております。このため、地方交付税につきましては、今回の当初予算において歳入予算の計上を行っておりません。

款の17国庫支出金は、(2)の国庫補助金で、令和８年度当初予算で計上する予定であった道路整備や学校整備に関する予算が国補正予算による国交付金が前倒しで採択される見込みとなったことから、当初予算としては減額となり、総額39億6,802万円、前年度比１億1,670万2,000円の減となっています。

款の20寄附金は、ふるさと寄附金について返礼品等に係る制度の厳格化の影響により、寄附額の減少を見込んでおり、総額7,760万円、前年度比２億7,100万円の減となっています。

続いて、６ページとなります。

款の21繰入金は、(2)の基金繰入金で、町税の大きな伸びにより、財政調整基金からの繰入れを行わないこととといたしましたので、総額１億2,284万4,000円、前年度比７億8,532万9,000円の減となっています。

款の24町債は、(1)の総務債での西部町民センター施設整備事業が完了することによる減、ほかに先ほど国庫支出金の際にも御説明しましたとおり、国の補正予算成立を受け、前倒し事業となったことなどによる減により、総額11億9,590万円、前年度比8,840万円の減となっています。なお、町としましては、町税の伸びにより歳入は増加しておりますが、将来世代への負担の平準化や中・長期的な財政収支の均衡を十分に踏まえ、引き続き有利な起債の活用を図るとともに、必要な基金への計画的な積立てを進めてまいる予定です。

次の７ページになります。

歳出の目的別について、前年度との比較を掲載している増減表となります。増減額の大きいものについて御説明いたします。

款の２総務費は、項の１総務管理費において冒頭の性質別経費の際にも御説明しましたとおり、目の１一般管理費は給与改定による人件費の増、目の８財政調整基金等費で基金積立を戦略的に行うための増などにより、総額55億7,243万7,000円で、30億4,464万4,000円の増となっています。

次に、２ページ後になり、９ページとなります。

款の３民生費、項の１社会福祉費は、障害者サービス費、高齢者施策の新規事業の実施、項

の２児童福祉費は、保育施設関係の負担金、菊陽南小学校における学童施設の整備費などにより、総額86億1,776万7,000円で、前年度比３億6,366万円の増となっています。全国的なことでもありますが、基本的には社会福祉サービスを含めた扶助費、負担金は本町も増加傾向となっております。特に、全国的に少子化が進む中においても、本町は、引き続き児童福祉関係の予算は増加していくものと見込んでおります。

次の10ページとなります。

款の６農林水産業費は、項の１農業費、目の８土地改良費で、土地改良事業の減、目の21物価高騰対策事業費では、菊池地域農業協同組合に対するニンジン選果場利用料支援事業補助金が整備完了による減などにより、総額４億7,138万9,000円で、前年度比１億540万6,000円の減となっております。

次の11ページとなります。

款の７商工費は、項の１商工費、目の２企業誘致費において、例年補正予算対応を行っていた企業の投資額に応じた固定資産税に関する補助金が早期におおむねの金額が把握できたことから、当初予算計上したことなどの増により、総額３億3,271万4,000円で、前年度比１億7,309万1,000円の増となっております。

款の８土木費は、項の２道路橋梁費、目の２道路橋梁維持費、目の３道路新設改良費で、国の補正予算による国交付金の採択を受け、前倒しとなった道路事業が多くなったことから、結果として令和８年度当初予算が減となりましたが、項の３都市計画費では、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業おける設計や、防災と地下水涵養を兼ねる堀川南調整池整備に係る費用などで増になったことにより、総額では24億9,770万円で、前年度比１億9,802万7,000円の増となっております。

続いて、13ページから14ページにかけてです。

款の10教育費は、項の２小学校費、項の３中学校費の学校建設費関係において、先ほどの土木費同様、国の補正予算による国交付金の採択を受けることになり、武蔵ヶ丘北小学校の大規模改修など大型の事業が令和７年度補正予算計上となったことにより減となり、項の５社会教育費、目の８コミュニティ施設運営費において、武蔵ヶ丘コミュニティセンター改修工事の増があったものの、総額では27億2,892万円、前年度比1,287万2,000円の減となっております。

続いて、15ページになってまいります。

歳出の性質別内訳表になります。区分ごとに構成比と前年度の比較の増減表となっております。

続いて、16ページとなります。

こちらは、予算書の第３表、地方債関係の表になります。地方債につきまして、起債の目的ごとに充当先事業を整理させていただいております。

参考資料での歳入歳出予算の全体的な説明につきましては以上となります。

続きまして、データを替えまして議案書、予算書により御説明をさせていただきます。

それでは、改めて議案第23号の議案書をお開きください。

最初の議案書に続きましては、データでは表紙に続いて３枚目となります。

令和８年度一般会計当初予算をお開きください。

申し上げるページにつきましては、こちらから記載してあるところがページ番号となりますので、御注意ください。

また、データ上で全体の中から該当ページを探す場合は、申し上げるページと２ページ、ページが異なることになりますので、御注意いただければと思います。

それでは、１ページです。

令和８年度一般会計当初予算は、第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算246億2,699万6,000円と定めています。

第２条の債務負担行為は第２表の債務負担行為で、第３条の地方債は第３表の地方債をそれぞれ定めております。

第４条では一時借入金の最高額を15億円とし、第５条で歳出予算の流用について定めています。

次の２ページからは、第１表の歳入歳出予算ですが、この内容の一部は13ページ以降の一般会計予算に関する説明書の中で御説明いたします。

続いて、10ページとなります。

第２表の債務負担行為となります。

債務負担行為とは、複数年度にわたり支出が見込まれる項目につきまして、将来の支出義務の上限額及び期間をあらかじめ予算の中で設定するもので、該当する８つの事項についてそれぞれ期間と限度額を設定しております。

続いて、11ページとなります。

第３表の地方債となり、26件の事業を設定しております。こちらの限度額につきましては、関連する歳入予算と同額を計上しております。

13ページからは、予算に関する説明書となります。

繰り返しとなりますが、具体的な内容につきましては、各常任委員会において各担当から概要説明資料により説明させていただきますので、私からは歳出予算の中で金額の大きい事業などについて数点御説明をさせていただきます。

まず、かなり先のページとなりますが、64ページをお開きください。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の８財政調整基金等費は、先ほど参考資料の際に御説明しましたとおり、歳入において町税が大きく伸びたことを踏まえ、将来に必要となるまちづくり事業の計画的な執行のための財源確保と併せまして、万が一の歳入の急激な落ち込みによる行政サービス低下を防ぐための財政的な備えを講じるため、各基金の積立てとして合計29億8,861万2,000円計上しています。

続いて、104ページになります。

款の３民生費、項の１社会福祉費、目の３障害者福祉費、節区分の19扶助費、説明の上から５番目の障害福祉サービス費は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、居宅介護や生活介護、就労支援、施設入所支援などの各種福祉サービスを提供するための費用となり、９億8,738万4,000円計上しております。

続いて、116ページとなります。

款の３民生費、項の２児童福祉費、目の２児童措置費、節区分の19扶助費、説明の児童手当は、令和６年10月より高校生年代までの児童が対象と拡充されており、12億8,990万円計上しています。

なお、今申し上げましたような社会福祉関係の扶助費や補助金につきましては、その多くに国・県の負担が伴うものでありますことから、所要の関連歳入予算につきましても併せて計上をさせていただいております。

続いて、157ページとなります。

款の８土木費、項の２道路橋梁費、目の３道路新設改良費、節区分の12委託料、14工事請負費、16公有財産購入費、21補償、補填及び賠償金は、国の交付金の採択を受け、道路改良を進める費用となり、合計３億7,760万円計上しています。

先ほども申し上げましたが、道路改良につきましては、令和７年度３月補正予算でも国の補正予算において前倒しで採択されており、関係予算を計上しているものをはじめ繰越予算などと合わせますと、令和８年度の町の予算としては総額約10億円を超える予算規模で整備を進めてまいります。

続いて、210ページとなります。

款の10教育費、項の５社会教育費、目の８コミュニティ施設運営費、節区分の14工事請負費、説明の施設改修工事は、武蔵ヶ丘コミュニティセンター大規模改修で、２億5,780万6,000円を計上しています。

こちらにつきましては、国の補正予算による前倒しの採択を受け、令和７年度３月補正予算に計上している武蔵ヶ丘中学校の武道場に関する工事と併せて実施するものとなります。

歳出は以上となりまして、続いて242ページとなります。

こちらは、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書となります。

地方債の合計額は、令和８年度の起債見込額11億9,590万円に対し、元金償還見込額が15億4,041万2,000円のため、令和８年度末現在高見込額が215億4,750万4,000円となり、令和７年度末と比較して３億4,451万2,000円減少する見込みです。

最後に、243ページをお開きください。

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分とは、消費税率引上げに伴う増収分を法律に基づき、社会保障施策に充てることが義務づけられている財源となります。表の右から２番目の欄にそのことを記載しており、合計６億8,205万3,000円について各事業に充当することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第23号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第８　議案第２４号　令和８年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第８、議案第24号令和８年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん）　続いて、議案第24号令和８年度土地取得特別会計当初予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては、総務住民生活常任委員会に付託される予定とお聞きしておりますので、詳細はその際、改めて財政課のほうから御説明させていただきます。

それでは、議案第24号の議案書に続いて、データでは表紙に続いて３枚目となりますが、令和８年度土地取得特別会計予算を御覧ください。

それでは、１ページとなります。

第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25万円と定めています。

続いて、８ページとなります。

こちらから２の歳入を御説明いたします。

款の３繰越金、項の１繰越金、目の１繰越金は25万円で、前年度からの繰越金になります。

続いて、９ページが３の歳出となります。

款の２諸支出金、項の１財産取得費、目の３土地・建物管理費は、光の森防災広場東側用地の管理費として11万4,000円計上しています。

なお、最後の枠の土地開発基金につきましては、既に御説明のとおり、本議会において基金を廃止する予定としておりますので、基金に関する予算の計上は不要となっております。

説明としては以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第24号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第９　議案第２５号　令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第９、議案第25号令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　議案第25号令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の１ページを御覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億4,292万8,000円と定めております。前年度より418万3,000円の減となります。

第２条で一時借入金の最高額を２億円とし、第３条で歳出予算の流用について定めております。

８ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の１国民健康保険税、項の１国民健康保険税、目の１一般被保険者国民健康保険税は６億7,613万1,000円で、前年度より3,068万3,000円の増となります。

９ページを御覧ください。

下段の款の６県支出金、項の１県補助金、目の１保険給付費等交付金は24億161万円で、前年度より981万円の増となります。

10ページを御覧ください。

款の10繰入金、項の１他会計繰入金、目の１一般会計繰入金は２億4,893万4,000円で、前年度より1,208万3,000円の減となります。保険基盤安定繰入金や事務費繰入金など、法定内の繰入金になります。

13ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の１総務費、項の１総務管理費、目の１一般管理費は1,822万7,000円で、事務に要する経費を計上しております。

16ページを御覧ください。

款の２保険給付費、項の１療養諸費は20億2,091万4,000円で、前年度より1,800万円の増となります。

項の２高額療養費は３億1,240万円で、前年度と同額となります。

17ページを御覧ください。

項の４出産育児諸費は1,200万6,000円で、前年度と同額となります。

18ページを御覧ください。

款の３国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県に納付するもので、県が

算定した市町村ごとの納付額に基づき、それぞれ計上しております。

項の１医療給付費分は５億6,000万円計上し、続いて19ページを御覧いただき、項の２後期高齢者支援金等分は２億2,400万円計上し、項の３介護納付金分は7,900万円を計上し、項の５子ども・子育て支援納付金分は令和８年度からの新たな支援納付金で2,000万円を計上しております。

21ページを御覧ください。

款の６保健事業費、項の１保健事業費、目の２疾病予防費は、節区分の18の負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金を1,450万円計上しております。

22ページを御覧ください。

項の２特定健康診査等事業費、目の１特定健康診査等事業費は、節区分の12委託料で、特定健康診査、特定保健指導等の委託料として2,082万3,000円を計上しており、特定健康診査の受診者を1,850人、特定保健指導の受診者を190人と見込んでおります。

23ページを御覧ください。

最後に、款の10予備費、項の１予備費は3,114万5,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第１０　議案第２６号　令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第10、議案第26号令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　議案第26号令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の１ページを御覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７億3,429万8,000円と定めております。前年度より１億415万9,000円の増となっております。

８ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の１後期高齢者医療保険料、項の１後期高齢者医療保険料は５億5,864万4,000円で、前年度より8,116万円の増となります。

款の４繰入金、項の１一般会計繰入金は１億5,297万3,000円で、前年度より1,892万9,000円の増となります。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の１総務費は、項の１総務管理費を782万3,000円計上し、項の２徴収費を294万1,000円計上しております。

款の２後期高齢者医療広域連合納付金は７億2,287万4,000円を計上し、前年度より１億285万6,000円の増となります。この納付金は、保険料収納分や保険基盤安定繰入金を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１１　議案第２７号　令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第11、議案第27号令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田　征さん）　議案第27号令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の１ページをお開きください。

ページ数は、右上または右下に記載しております。

第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ31億4,001万4,000円と定めています。令和７年度の当初予算の総額が30億2,107万7,000円でしたので、前年度比１億1,893万7,000円の増になります。

第２条では一時借入金の最高額を5,000万円とし、第３条で歳出予算の流用について定めています。

10ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の１保険料、項の１介護保険料、目の１第１号被保険者保険料は６億7,935万6,000円、前年度比で1,945万2,000円の増となっています。

款の４国庫支出金、項の１国庫負担金、目の１介護給付費負担金は５億4,871万5,000円、前

年度比で2,182万円の増となっています。

11ページをお開きください。

款の５支払基金交付金、項の１支払基金交付金の総額は８億1,696万9,000円、前年度比で3,113万2,000円の増となっています。

12ページをお開きください。

款の６県支出金、項の１県負担金、目の１介護給付費負担金は４億189万円、前年度比で1,482万1,000円の増となっています。

13ページをお開きください。

款の９繰入金、項の１一般会計繰入金、目の１介護給付費繰入金は３億6,561万7,000円、前年度比で1,409万2,000円の増となっています。

19ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の２保険給付費、項の１介護サービス等諸費、説明欄の介護サービス給付費は、国保連を通じて介護サービス事業者に支払う給付費の負担金で、28億4,022万円を計上しています。

21ページをお開きください。

款の４地域支援事業費、項の１介護予防・生活支援サービス事業費、目の１介護予防・生活支援サービス事業費は、主に要支援者などを対象にした通所型及び訪問型のサービスに要する負担金などで、8,579万9,000円を計上しております。

最後に、新たな高齢者支援施策に係る予算は、全て一般会計予算に計上しておりますことを補足させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第１２　議案第２８号　令和８年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第12、議案第28号令和８年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（坂田　悟さん）　議案第28号令和８年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

第１条は総則でございます。本予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業の２つの事業を合わせた予算として編成しております。

第２条、業務の予定量につきましては、事業の基本的な目標を定めるものでございます。水洗化戸数は公共、農集合わせて２万55戸、年間有収水量は全体で約995万立方メートルを予定しております。

次に、２ページをお願いいたします。

第３条、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入である事業収益を18億162万2,000円とし、支出である事業費用を16億6,621万4,000円としております。

次に、３ページをお願いいたします。

第４条、資本的収入及び支出の予定額でございます。資本的収入を４億9,229万4,000円、資本的支出を９億2,790万8,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４億3,561万4,000円につきましては、条文上段の括弧書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金をもって補填するものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。

第５条、企業債につきましては、建設改良事業の財源として限度額２億7,570万円を予定しております。

第６条、一時借入金の限度額は、前年度同様５億円と定めております。

第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、消費税及び地方消費税の納税額に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用の間で1,000万円を限度として流用を可能とするものでございます。

次に、５ページの第８条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費5,712万5,000円を計上しております。

次に、第９条、他会計からの補助金につきましては、汚水処理などに係る一般会計からの補助として6,982万7,000円を計上しております。

続きまして、８ページの実施計画をお願いいたします。

ここからは附属書類により、主な項目について御説明いたします。

まず、収益的収入でございます。

第１款事業収益、第１項営業収益、目の１下水道使用料につきましては、12億345万6,000円を計上しております。前年度と同水準の使用料収入を見込んでおります。

目の２他会計負担金の１億2,456万円は、雨水処理に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、第２項営業外収益、目の２他会計補助金の5,084万7,000円は、汚水処理に関する維持管理費及び企業債の元利償還分に対する一般会計からの繰入金でございます。

目の４長期前受金戻入の４億1,208万円は、現金を伴わない収益でございます。これは、過

去に取得した償却資産の補助金などについて、毎年度の減価償却費に見合わせて収益化を行うものでございます。

以上、収益的収入予定額の合計は18億162万2,000円でございます。

次に、９ページの支出を御覧ください。

第１款事業費用、第１項営業費用、目の１管渠費の６億1,069万円は、汚水及び雨水処理施設の維持管理に要する経費でございます。

目の５総係費の7,313万3,000円は、事業全体の運営及び管理に要する経費でございます。

目の６減価償却費の７億6,775万8,000円は、有形、無形固定資産の価値の減少分を費用化する現金を伴わない支出でございます。

次に、第２項営業外費用、目の１支払利息の１億766万1,000円は、企業債の利息の支払金でございます。

以上、収益的支出予定額の合計は16億6,621万4,000円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

第１項企業債につきましては、４ページでも御説明した第５条の限度額と同額の２億7,570万円を計上しております。

第２項出資金の8,004万2,000円は、企業債元金の償還に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

第４項補助金、目の１国庫補助金につきましては、管渠の改築、更新など工事に対する社会資本整備総合交付金として9,400万円を計上しております。

目の３他会計補助金の1,898万円は、農業集落排水事業の整備費に対する一般会計からの繰入金でございます。

以上、資本的収入の予定額の合計は４億9,229万4,000円でございます。

次に、11ページの支出をお願いします。

資本的支出でございます。

第１項建設改良費、目の１施設費の４億4,591万6,000円は、工事の実施設計委託料や汚水、雨水管渠の築造、農業集落排水施設の改良に関する経費でございます。

主な内容につきましては、ストックマネジメント計画に基づいた管路やポンプ施設の計画的な改築、更新を本年度も引き続き行うものです。また、近年激甚化する豪雨対策として新たに雨水管理総合計画の策定にも着手いたします。

第２項企業債償還金につきましては、企業債の元金償還として４億7,555万5,000円を計上しております。

以上、資本的支出予定額の合計は９億2,790万8,000円でございます。

次の12ページからは、予定キャッシュフロー計算書などの参考資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第23号から議案第28号までは、配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

散会　午前11時42分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和８年３月２日（月）再開

（　第　２　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（２日目）

（令和８年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和８年３月２日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第５号））

日程第２　議案第４号　菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第３　議案第５号　菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　議案第６号　菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第５　議案第７号　菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６　議案第８号　菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議案第９号　菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議案第10号　菊陽町土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について

日程第９　議案第11号　菊陽町まちづくり推進基金条例の制定について

日程第10　議案第12号　菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案第13号　菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案第14号　菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第15号　菊陽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第14　議案第16号　菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議案第17号　菊陽町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第16　議案第18号　令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第６号）について

日程第17　議案第19号　令和７年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第２号）について

日程第18　議案第20号　令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第19　議案第21号　令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

日程第20　議案第22号　令和７年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第21　議案第29号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼塚　洋　議員	２番	吉村恭輔　議員
３番	藤本昭文　議員	４番	馬場功世　議員
５番	廣瀬英二　議員	６番	矢野厚子　議員
７番	大久保　輝　議員	８番	西本友春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中岡敏博　議員
11番	布田　悟　議員	12番	佐藤竜巳　議員
13番	甲斐榮治　議員	14番	岩下和高　議員
15番	上田茂政　議員	16番	小林久美子　議員
17番	坂本秀則　議員	18番	福島知雄　議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	内藤優誠　さん
書記	牟田修人　さん
書記	豊住祐太　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉本孝寿　さん	副町長	小牧裕明　さん
教育長	二殿一身　さん	総務部長	村上健司　さん
住民生活部長	吉本雅和　さん	健康福祉部長	梅原浩司　さん
産業振興部長	山川和徳　さん	都市整備部長	荒牧栄治　さん
総務課長	平　征一郎　さん	危機管理防災課長	阪本幸昭　さん
財政課長	今村太郎　さん	健康・保険課長	岩下美穂　さん
介護保険課長	和田　征　さん	子育て支援課長	石原俊明　さん
下水道課長	坂田　悟　さん	総務課総務法制係長	髙山智裕　さん
教育部長	矢野博則　さん		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時58分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第５号））

○議長（福島知雄議員）　日程第１、承認第１号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第５号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん）　それでは、承認第１号の専決処分の承認を求めることについては、令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第５号）となります。

令和８年１月に衆議院が解散したことに伴う選挙について、早期に事務を開始する必要があるため、地方自治法第179条第１項の規定により令和８年１月23日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、承認第１号の議案書に続きまして専決処分書となり、データでは３枚目となりますが、令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第５号）を御覧ください。

ここからはＡ４横の資料となり、本ページを１ページとして御説明いたします。

なお、画面上で分かりやすいように、全てのページの右上、右下の両方にページ番号を記載させていただいております。

それでは、１ページとなります。

令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第５号）は、第１条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から1,432万円を増額し、歳入歳出予算の総額を235億5,436万8,000円と定めました。

続いて、８ページをお開きください。

２の歳入について御説明いたします。

款の18県支出金、項の３県委託金、目の１総務費県委託金、節区分の６選挙費委託金、説明欄の衆議院議員選挙委託金は、衆議院議員選挙に係る委託金で、1,432万円計上しております。

次の９ページが３の歳出となります。

款の２総務費、項の４選挙費、目の３衆議院議員総選挙費、節区分の３職員手当等の説明欄の時間外勤務手当は、選挙準備、期日前投票、当日の投開票の事務に従事する職員の時間外勤務手当で、602万4,000円計上しています。節区分の11役務費は、入場券などの送付に対する郵

便料や投開票機器の点検に関するもので、378万9,000円計上しています。節区分の12委託料は、期日前投票や選挙事務補助のための人材派遣やポスター掲示、選挙公報配布に対するもので、339万5,000円計上しております。

次の10ページを御覧ください。

節区分の17備品購入費、説明欄の選挙用備品は、投票用紙計数機器の購入となり、70万4,000円計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第１号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第１号は原案のとおり承認することに決定されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第２　議案第４号　菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第２、議案第４号菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平　征一郎さん）　議案第４号菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律第44条による行政手続法の改正に伴い、菊陽町行政手続条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例の改正内容について、改正の主なものを説明いたします。

４枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっています。

３ページおめくりいただき、４ページを御覧ください。

第15条は、聴聞等の通知に係る公示送達について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること、または公示事項を当該事務所に設置したパソコンなどの電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって行うこととするため、改正を行うものでございます。

その他の改正は、法の改正に伴い語句が整理されたことに併せ、法律番号の記載や引用する条項ずれなどに対応するため、所要の改正を行うものでございます。

議案の最初のページにお戻りいただき、２枚目をお開きください。

附則第１項、施行期日で、この条例は令和８年５月21日から施行することとしています。

附則第２項で、条例の施行の日前にする聴聞の通知等についての経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第４号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　議案第５号　菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第３、議案第５号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平　征一郎さん）　議案第５号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

令和７年３月に策定した第７期菊陽町総合計画に基づくまちづくりを着実に進めるとともに、複雑化及び高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる職員体制を構築するに当たり、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例の改正内容について説明いたします。

２枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっています。

今回の改正は、第２条で定める職員の定数を現在の「300人」から「320人」へと改めるものです。本改正により、第２条第１項第１号の町長の事務部局の職員「232人」を「248人」とし、第３号の教育委員会の職員「47人」を「53人」とし、第７号の公営企業の職員「12人」を「10人」とするものでございます。

１枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和８年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第５号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れ、押し間違いはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　議案第６号　菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第４、議案第６号菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平　征一郎さん）　議案第６号菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例で規定している町長等の旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律に合わせて改正する菊陽町職員等の旅費に関する条例において定めることとするため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例の改正内容について説明いたします。

２枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっています。

第１条は、条例の目的について定めたもので、本条例で定める事項を町長等の「給与及び旅費」から「給与」に改めるものでございます。

また、第３条以降については、旅費について定めている第５条及び別表第２を削り、条の繰上げや文言の整理を行うものです。

なお、本条例により削られました菊陽町長等の旅費に関する事項は、議案第９号で御審議いただく菊陽町職員等の旅費に関する条例において定めるものでございます。

１枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和８年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第６号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　議案第７号　菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第５、議案第７号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平　征一郎さん）　議案第７号、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

国家公務員及び熊本県に準じた昇給制度等の導入に伴い、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例の改正内容について説明いたします。

３ページめくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっています。

第４条は、昇格及び昇給の基準について定めたものです。

通常の昇給は、４号給を標準として決定されていますが、本町の一般職職員の最も高い級である７級に達した職員については３号給を標準とするよう改正するものです。

また、55歳に達した日以後の最初の３月31日を超えて在職する職員の昇給については、原則行わないこととし、勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限り行うこととするよう改正するものです。

次に、別表第２の等級別基準職務表の改正についてです。

現在、係長の級については３級と４級に記載されていますが、３級から削り、４級のみとするものでございます。また、現在５級に記載されている課長補佐を４級にも追加するほか、現在の運営体制に合わせて字句等の整理を行うものです。

１枚目にお戻りいただきまして、１ページおめくりください。

附則で、この条例は令和８年４月１日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第７号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　議案第８号　菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第６、議案第８号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平　征一郎さん）　議案第８号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

一般職の職員の通勤手当を改正するに当たり、12月議会で改正を行った菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例の改正内容について説明いたします。

３ページめくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっています。

菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第２条中、第11条は、通勤手当について定めたものです。国及び県に準じて、自動車等の交通用具を使用した際の通勤手当額について上限額６万6,400円を定めた上で、距離区分ごとの金額については規則に委任するよう改めるものでございます。

また、通勤のために駐車場等を利用する職員について、5,000円を上限に支給するよう改め

るものでございます。

次に、第19条及び第20条の改正については、期末勤勉手当の令和８年度４月以降の支給率について定めるものですが、12月議会提出時と内容が同じものですので、説明は割愛させていただきます。

この改正は、附則におきまして、公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第８号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第７　議案第９号　菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第７、議案第９号菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平　征一郎さん）　議案第９号菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、菊陽町職員等の旅費に関する条例の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例の改正内容の主なものについて説明いたします。

12ページめくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっています。

第１条は目的について、第２条は定義について定めたものです。

第６号議案で説明いたしました菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例から旅費に関する条文を削り、菊陽町職員等の旅費に関する条例において定めることとするため、字句、文言等を改め、第２条第１項第１号の職員の定義に特別職に関する文言を追加するものであります。

次に、２ページをお開きください。

第２条第１項第７号において、旅行役務提供者に関する定義を追加するものであります。これは、旅行代理店のような旅行業者を指すものでございます。

次に、３ページをお開きください。

国の改正に合わせ、文言の整理を行うほか、第３条第８項の改正により、旅行役務提供者に町から直接支払いを可能とするものでございます。

次に、５ページをお開きください。

５ページから６ページにかけては、旅費の種類について改正するものであります。「車賃」から「その他の交通費」に、「宿泊料」から「宿泊費」など、国に合わせて名称の改正や追加を行うものです。

次に、９ページをお開きください。

第15条から11ページの第18条までは、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費を規定しています。

次に、12ページをお開きください。

第19条は、日当が廃止されることにより条を削除するものであり、新たに13ページの第21条の２に定める宿泊手当が新設されます。現行では、１日当たり2,200円の日当が支給されていますが、改正後は１夜当たり2,400円の宿泊手当の支給がされることとなり、宿泊を伴う出張にのみ手当が支給されることとなります。

12ページにお戻りいただきまして、第20条は、「宿泊料」から「宿泊費」に名称が変更されるほか、現行では宿泊費は定額により支給していますが、今後は都道府県ごとに定める宿泊費基準額を上限として実費額にて支給されることになります。

17ページから20ページにかけて、別表第２により宿泊費基準額の一覧を掲載しています。

18ページを御覧ください。

例えば、北海道は、町長、副町長及び教育長は１万8,000円、それ以外の区分の職員は１万3,000円となります。改正後は、これらの額を上限として、実際に宿泊費として支払った額が支給されることとなります。

12ページにお戻りください。

第21条は、包括宿泊費についてであります。

パック旅行などの包括宿泊費について、交通費と宿泊費の合計額を実費額により支給するも

のであります。

次に、15ページを御覧ください。

第29条の２、旅費の支給額の上限についてです。

最も経済的な方法による旅費と現に支払った実費額に乖離がある場合に、いずれか少ない額に支給額の上限を定めるものでございます。

次に、17ページの別表第１を御覧ください。

「宿泊料」を削り、「日当」を「宿泊手当」に改めるものであります。

次に、別表第２についてですが、先ほどの第20条の説明で申し上げましたので、割愛させていただきます。

この改正は、附則におきまして、令和８年４月１日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第９号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第８　議案第１０号　菊陽町土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第８、議案第10号菊陽町土地開発基金条例等を廃止する条例の制定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん）　それでは、議案第10号菊陽町土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由についてです。

菊陽町土地開発基金等について、一定の役割を終えたことに伴い、菊陽町土地開発基金条例等を廃止する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、条例の内容を御説明いたします。

議案書にありますように、(1)菊陽町土地開発基金条例、(2)菊陽町表彰基金条例、(3)菊陽町営住宅建設基金条例、(4)菊陽町家畜導入事業資金供給事業等基金条例、(5)菊陽町ふるさと創生事業基金条例、(6)菊陽町土地区画整理事業基金条例、(7)菊陽町水田農業確立推進事業基金条例、(8)菊陽町ふるさと・水と土保全基金条例、以上８つの基金を廃止するものとなります。

続いて、各条例の設置目的です。

それぞれ廃止する現行条例を参考資料で添付しておりますが、(1)の土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地などを先行取得するため、(2)の表彰基金は町内団体及び個人の成績優良を表彰するため、(3)の町営住宅建設基金は町営住宅建設のため、(4)の家畜導入事業資金供給事業等基金は家畜導入事業等の資金供給のため、(5)のふるさと創生事業基金はふるさと創生事業を推進するため、(6)の土地区画整理事業基金は土地区画整理事業を推進するため、(7)の水田農業確立推進事業は水田農業確立の推進を図るため、(8)のふるさと・水と土保全基金は土地改良施設の機能を適正に発揮するための施設強化のため、それぞれの経費の財源とすることを目的として設置したものとなっております。

今申し上げました全ての基金において、一定の役割を終えている、もしくは別基金での対応や一般財源で対応できることが適切であると判断したものとなり、基金の整理合理化のため、該当基金を廃止するものでございます。

本議案での廃止によりまして、土地開発基金の残高１億1,659万円、ふるさと創生事業基金の残高３億293万円は、それぞれ大きな意味でまちづくりの推進を想定していた基金となりますので、次の議案第11号で上程しております新たな基金となるまちづくり推進基金の財源とすることとしております。

また、表彰基金残高453万1,000円は、取崩しを行い、財政調整基金に積み立て、町営住宅建設基金の残高127万4,000円、ふるさと・水と土保全基金の残高1,071万7,000円はそれぞれ令和７年度の該当事業に充当を行うことで、基金残高の有効活用を図ります。

なお、土地区画整理事業基金、家畜導入事業資金供給事業等基金、水田農業確立推進事業基金については、残高がない、つまり０円という状況ですので、特に資金の動きはございません。

今申し上げました基金残高の財源移動や充当については、本議会に上程しております議案第18号一般会計補正予算（第６号）の議決をいただいた後に、所定の手続を進めてまいります。

最後に、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第９　議案第１１号　菊陽町まちづくり推進基金条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第９、議案第11号菊陽町まちづくり推進基金条例の制定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん）　では、議案第11号菊陽町まちづくり推進基金条例の制定について御説明させていただきます。

まず、提案理由となります。

菊陽町における魅力あるまちづくりの推進に要する経費に充てる基金を設置するに当たり、地方自治法第241条に基づき本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、条例の内容について御説明させていただきます。

議案書の２枚目となります。

第１条の設置では、菊陽町における魅力あるまちづくりの推進に要する経費に充てるためと基金の設置目的を明示しております。

第２条では、積立額として、基金の積み立てる額を一般会計歳入歳出予算において定める額としております。

第３条から第７条においては、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用、委任として、本基金の管理に必要な事項として、金融機関における預金での保管や、本基金は第１条にあるよう

な目的に合った経費に充当する旨などを定めております。

最後に、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

本基金は、将来を見据えた責任ある財政運営の一環として設置するものであり、計画的に積立てを行うことで将来の菊陽町に必要となるまちづくり事業の財源を安定的に確保するものでございます。このことによりまして、必要な事業を着実かつ迅速に実施するとともに、実施時における財政負担を平準化し、財政への影響を最小限に抑えることができるものと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第１０　議案第１２号　菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第10、議案第12号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　議案第12号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由です。

提案理由は、町立保育所における乳児等通園支援事業等を実施するに当たり、菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、町立保育所において乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度等を実施するに当たり、実施する事業や事業に係る使用料を明文化するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、実施する事業につきましては、乳児等通園支援事業のほか、現に実施しています通常保育をはじめ、一時預かり事業や延長保育なども明記しております。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案を３枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の１ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

第５条は、実施する事業の規定として、新たに条を追加しております。

第１号は、児童福祉法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業としております。

第２号は、児童福祉法第24条第１項の規定により、保育の提供を必要と認められた児童に対する保育――いわゆる通常保育になります、または法第24条第５項及び第６項の規定による措置に係る保育としております。これは、やむを得ない事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であると認めるとき、子どもを保育所等に入所させ、または町外の保育所等に入所委託する保育のことになります。

第３号は、子ども・子育て支援法第28条第１項第２号に規定する特別利用保育としております。この特別利用保育といいますのは、主に３歳以上の保育の必要性がない子ども、いわゆる１号認定の子どもを、地域の実情等を勘案し、市町村が認める場合に限り保育所において保育を行うものであります。

第４号は、子ども・子育て支援法第59条第２号に規定する時間外保育、いわゆる延長保育としております。

第５号は、児童福祉法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業としております。

第６条は、使用料の規定として、新たに条を追加しております。

第１項は、一時預かり事業に係る使用料は、１日当たり1,800円を超えない範囲内において町長が別に定める額を徴収するとしております。

第２項は、２ページにまたぎますが、前条第２号に掲げる保育または同条第３号に掲げる特別利用保育に係る使用料は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例で定める額を徴収するとしております。

第３項は、延長保育に係る使用料は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において町長が別に定める額を徴収するとしております。

第１号で、延長保育利用の決定を受けている者は１時間当たり200円とし、第２号で、延長保育利用の決定を受けていない者は10分当たり100円としております。

第４項は、前条第５号に掲げる乳児等通園支援事業に係る使用料は、利用時間１時間につき300円を超えない範囲内において町長が別に定める額を徴収するとしております。

第７条は、使用料の減免として、新たに条を追加しており、町長は、特に必要があると認めるときは前条第２項、第３項及び第４項の使用料を減額し、または免除することができるとしております。

以上が改正の内容の説明でございますが、議案の最初のページにお戻りいただき、２ページをお開きください。

附則で、この条例は令和８年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　議案第12号の乳児等通園支援事業等なんですが、これはほかの議案第14号、議案第15号にも関係すると思いますが、ここに、議案第14号、議案第15号にも保育士のことはあまり記載されていないかなと思うんですけど、この内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　ただいまの御質問につきましては、この条例については事業の明文化と使用料の明文化という形で制定をしておりますけども、保育士については、詳細はこども誰でも通園制度の別の条例がございますので、そちらのほうに明記をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　12月議会で、たしか保育士のこともあったかと思うんですけれども、結局、この子ども通園事業は地域特定の限定の保育士等入ってて、今までの保育士よりも割と緩やかになっているのではないかとも思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　御質問にお答えします。

緩やかということではございません。前回の12月議会でも御説明したとおり、通常の保育と同様に必ず１人はまず保育士の専任が必要ということになりますので、通常の保育と変わらぬ保育士配置というふうに明記をしております。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　保育士の免許とか、そういう点では一緒でしょうか。

○議長（福島知雄議員）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　御質問にお答えします。

今申し上げたとおり、通常の保育業務で保育士を配置しておりますので、それと同等の保育士さん等は必ず配置が必要ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１１　議案第１３号　菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第11、議案第13号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　議案第13号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由です。

提案理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案を３枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の１ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

第17条は、利用乳幼児及び職員の健康診断についての規定になりますが、第２項の見直しとしましては、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する改正となっております。

現行では、児童相談所等における乳児または幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、改正後は、新たに母子保健法第12条または第13条に規定する健康診査、いわ

ゆる乳幼児健診が行われた場合が追加されたことにより、所要の改正を行うものです。

以上が改正の内容の説明でございますが、議案の最初のページにお戻りいただき、１ページを御覧ください。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第１２　議案第１４号　菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第12、議案第14号菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　議案第14号菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由です。

提案理由は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、菊陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、改正の概要は、内閣府令の施行に伴い字句の見直し等が行われたことにより、条例の

一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案を３ページおめくりいただき、参考資料の新旧対照表の１ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

第９条及び第10条中、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めるものです。

第13条見出し中、「虐待等の防止」を「虐待等の禁止」に改め、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めるものです。

第16条は、乳児等通園支援事業所内部の規程になりますが、第６号中、「乳児、幼児の区分ごとの」を削るものです。

第７号は、次の２ページにまたぎますが、同号を乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項、そのほかの利用に当たっての留意事項に改めるものです。

第18条中、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めるものです。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分についての規定になりますが、第３項の改正は、保育所、認定こども園または家庭的保育事業等を行う事業所の利用定員の根拠規定を明文化するに当たり、「利用定員」の次に「子ども・子育て支援法第27条第１項又は第29条第１項の確認において定める利用定員をいう。」を加えております。

第22条の２は、設備及び職員の基準の特例についての規定を追加するもので、子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しないとしております。

なお、子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育といいますのは、保育の確保が著しく困難である離島などであって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する子どもが受ける保育のことになります。

第26条は、準用についての規定になりますが、文言等の整理のため「この場合において」以降を削るものです。

第27条は、電磁的記録についての規定になりますが、「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改めるものです。

以上が改正の内容の説明でございますが、議案の最初のページにお戻りいただき、１ページをお開きください。

附則で、この条例は令和８年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１３　議案第１５号　菊陽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第13、議案第15号菊陽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　議案第15号菊陽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由です。

提案理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を踏まえ、菊陽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案を１枚めくっていただき、条例の主な内容について御説明させていただきます。

初めに、目次で全体の概要を御説明いたします。

本条例は、第１章から第３章までの章立てとしており、第１章は総則の規定を、第２章は特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準の規定とし、同章に節を設け、第１節を利用定員に関する基準、第２節を運営に関する基準に区分し、第３章は雑則に関する規定としております。

それでは、主な規定について御説明いたします。

第１条で、趣旨について定め、この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳

児等通園支援事業の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとしております。

１ページをめくっていただき、第３条を御覧ください。

第３条で、利用定員に関する基準について定め、第１項で、事業者は１時間当たりの利用定員を定めるものとするとしております。

第２項で、事業者は、子どもが当該事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、事業所が開所する日数及び時間、そのほかの事情を考慮して、一月当たりの利用定員を定めるものとするとしております。

第４条で、面談について定め、第１項で、事業者は、子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該子ども及びその保護者の心身の状況及び当該子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならないとしております。

第２項で、事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該特定乳児等通園支援事業者が支払いを受ける費用に関する事項、そのほかの提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならないとしております。

第３項で、事業者は、第１項の面談において前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならないとしております。

第５条で、正当な理由のない提供拒否の禁止について定め、事業者は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとしております。

第６条で、あっせん及び要請に関する協力について定め、事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について、菊陽町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないとしております。

１ページをめくっていただき、第９条を御覧ください。

第９条で、心身の状況等の把握について定め、事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、子ども及びその保護者の心身の状況、当該子どもの養育環境、ほかの特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況、そのほかの教育、保育等の利用の状況の把握に努めなければならないとしております。

第11条で、特定乳児等通園支援の提供の記録について定め、事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容、そのほか必要な事項を記録しなければならないとしております。

１ページをめくっていただき、第14条を御覧ください。

第14条で、特定乳児等通園支援の取扱方針について定め、事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならないとしております。

第15条で、特定乳児等通園支援に関する評価等について定め、第１項で、事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとしております。

第２項で、事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないとしております。

第16条で、相談及び援助について定め、事業者は、常に子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、そのほかの援助を行わなければならないとしております。

第17条で、緊急時等の対応について定め、事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合、そのほか必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないとしております。

第18条で、乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知について定め、事業者は、特定乳児等通園支援を受けている子どもに係る保護者が偽り、そのほか不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならないとしております。

第19条で、運営規程について定め、第１号の特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針をはじめ、第11号までの重要事項に関する規定を定めておかなければならないとしております。

１ページめくっていただき、第23条を御覧ください。

第23条で、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について定め、事業所においては、子どもの国籍、信条、社会的身分または第12条の規定による支払いの状況によって、差別的取扱いをしてはならないとしております。

第24条で、虐待等の禁止について定め、事業所の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号に掲げる行為、そのほか子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとしております。

１枚めくっていただき、第28条を御覧ください。

第28条で、苦情解決について定め、事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する子どもまたは保護者、そのほかの子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置、そのほかの必要な措置を講じなければならないとしております。

１枚めくっていただき、第30条を御覧ください。

第30条で、事故発生の防止及び発生時の対応について定め、事業者は、事故の発生またはその再発を防止するための次の各号に定める措置を講じなければならないとしております。

第１号では、事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発

生の防止のための指針を整備することとしております。

第２号では、事故が発生した場合、またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備することとしております。

第３号では、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこととしております。

１ページめくっていただき、第32条を御覧ください。

第32条で、記録の整備等について定め、事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないとしております。

以上、制定内容の説明でございますが、附則を御覧ください。

附則で、この条例は令和８年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午前11時６分

再開　午前11時14分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第１４　議案第１６号　菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第14、議案第16号菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん）　議案第16号菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由は、機能別団員制度の導入に伴い、菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要について御説明いたします。

消防団の団員数は、全国的に年々減少しており、本町においても同様の傾向が続いております。また、町外に勤務する団員の増加等により、日中の火災対応における団員不足が懸念されているところであります。このような状況を踏まえ、消防団員の確保及び負担軽減を図るため、全国的にも導入が進められている機能別団員制度を新たに導入するものであります。

それでは、条例の改正内容について主なものを御説明いたします。

４枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表１ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

まずは、第２条を第３条に繰り下げ、今回新たに第２条を追加し、団員の種類を規定するものであります。あわせて、消防団員を基本団員と機能別団員に区分し、機能別団員については、町長が定める特定の業務にのみ従事する団員として位置づけるものであります。

第２条を追加したことに伴い、現行の第２条から第11条を１条ずつ繰り下げております。

次に、改正後の第３条は、消防団員の定数を規定しているものでありますが、新たに第２項から第４項までを追加するものであります。

第２項において、団員の種類ごとの定数を基本団員410人、機能別団員50人と定めるものであります。

また、第３項においては、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金算定の基礎となる条例定員について、第４項においては消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金算定の基礎となる条例定員について定めるものであります。

その他の改正は、条ずれや語句の整理などのため、所要の改正を行うものでございます。

議案の最初にお戻りいただき、１枚めくっていただきまして、改正文附則を御覧ください。

この条例は、令和８年４月１日から施行するとしております。

また、今回の改正に関連し、附則第２条において、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を定めております。

４枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表３ページをお開きください。左側が現行、右

側が改正後（案）となっております。

別表中、区分欄の「団員」の次に「機能別団員」を追加し、報酬額欄に年額２万円を定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第１５　議案第１７号　菊陽町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第15、議案第17号菊陽町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん）　議案第17号菊陽町犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、町民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するために条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の内容を説明いたします。

１枚めくっていただき、条例の本文を御覧ください。

まず、第１条は、条例の目的を定めております。

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにすると

ともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することとしております。

第２条は、本条例で用いる用語の定義を規定しております。

第３条は、基本理念を定めたもので、全て犯罪被害者等は、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することをはじめとした４つの基本理念について定めております。

第４条は、町の責務について定めたもので、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとすると定めております。

１ページめくっていただき、第５条は、町民及び事業者の責務について定めたもので、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、町が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとすると定めております。

第６条は、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、これらを総合的に行うための窓口を設置することを規定するものであります。

第７条から第９条までは、犯罪被害者等に対する具体的な支援として、経済的負担の軽減、日常生活の支援及び居住の安定を図るための支援について定めるものであります。

なお、具体的な支援の内容につきましては、見舞金給付要綱等を別に定め、遺族見舞金、重傷病見舞金及び転居費用助成金の給付など、被害の状況に応じた支援を実施してまいります。また、居住の安定を図るための支援として、町営住宅条例の見直しについても関係課において検討を進めているところであります。

第10条は、個人情報の取扱いについて規定し、第11条は未成年者である犯罪被害者等への配慮について定めるものであります。

第12条は、町民及び事業者の理解の増進、第13条は民間支援団体の活動の促進について規定するものであります。

第14条は、犯罪被害者等の意見の施策への反映について定めるものであります。

１ページめくっていただき、第15条は、支援の制限について規定するものであります。

第16条は、委任に関する規定でございます。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

最後に、附則で、この条例は令和８年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１６　議案第１８号　令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第６号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第16、議案第18号令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん）　それでは、議案第18号令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第６号）について御説明申し上げます。

今回、編成いたしました一般会計補正予算（第６号）では、年度末における事業の執行状況を踏まえ、歳入歳出の整理、国県補助金の内容変更、そして国の補正予算成立による令和８年度事業の前倒しに伴うものなどの関係予算を計上しております。

また、これまで関連議案で御説明してきましたが、基金資金の有効活用、事務の効率化のため、基金の新設や統廃合を行うこととしており、その関係予算を今回計上しているところになります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じてお答えをさせていただきます。

それでは、議案第18号の議案書に続きまして、データでは２枚目となりますが、令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第６号）を御覧ください。

ここからＡ４横の資料となり、申し上げるページはこの補正予算から１ページとして、こちらから記載してあるページ番号で御説明させていただきます。

それでは、１ページとなります。

令和７年度菊陽町一般会計補正予算（第６号）は、第１条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から12億68万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を247億5,505万5,000円と定

めました。

第２条では繰越明許費の補正を、第３条では債務負担行為の補正を、第４条では地方債の補正をそれぞれ定めております。

次の２ページからは第１表の歳入歳出予算補正ですが、この内容の一部は15ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

続いて、８ページから10ページの第２表の繰越明許費補正は、１の追加において年度内の完了が見込めない31の事業について設定しております。10ページの２の変更では、４件の事業について、同じく事業の実施状況等に合わせて金額を変更しております。

繰越明許費の補正の中で金額が大きいものにおいては、９ページの上から７番目の８土木費の地域産業基盤整備推進交付金事業はセミコン周辺の道路ネットワーク整備、一番下の町営住宅改修事業は町営中代団地の改修、10ページの10教育費の小学校照明ＬＥＤ化事業、武蔵ヶ丘北小学校大規模改修・長寿命化事業、武蔵ヶ丘中学校体育館・武道場空調設備整備事業、その下の武蔵ヶ丘中学校建設費においては、それぞれ該当小・中学校の整備を行うもので、当初、８年度当初予算に計上することを考えておりましたが、12月に成立いたしました国の補正予算により、令和７年度に国の交付金の採択を受ける見込みとなりましたので、繰越明許費の設定を行っております。これは、本町がこれまで継続して取り組んでまいりました国への要望活動の成果により、国交付金が前倒しで採択されたと捉えており、その結果、各種必要な事業の財源確保につながり、事業の着実かつ確実な整備を進めることができるものと考えております。

そのほか、繰越明許費の一部は、補正予算に関する説明書の中で御説明させていただきます。

続いて、11ページの第３表の債務負担行為補正は、２件の事業について状況に合わせて変更しております。

続いて、12ページ、13ページの第４表の地方債補正では、事業費の変更等を行い、２件の追加、15件の変更について関連歳入予算と同額を設定しております。こちらも、補正予算に関する説明書の中で一部御説明させていただきます。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

18ページをお開きください。

こちらから、２の歳入となります。

まず、款の１町税、項の１町民税、目の１個人、節の現年課税分（町民税個人）は、当初の見込みを上回る徴収率となったことにより、6,524万2,000円、その下の目の２法人、節の現年課税分（町民税法人）は、令和７年度以降の景気上昇に伴う地域経済の活性化により当初想定を上回る税収となったことから、２億974万8,000円増額しております。

続いて、20ページとなります。

こちらからの20ページから24ページまでの款の17国庫支出金及び款の18県支出金においては、各関連支出の実績状況及び冒頭御説明しました国の補正予算において道路関係と学校整備

関係は一部前倒しで採択の見込みになったことなどによりまして、それぞれ歳入予算を計上しております。

また、28ページからの款の24町債においても、前倒しのあった事業の起債の予定額を計上しております。

続いて、25ページとなります。

一番上の款の20寄附金、項の１寄附金、目の１一般寄附金、説明のふるさと寄附金は、総務省におけるふるさと納税に関する制度の厳格化に伴い、一部返礼品の内容を見直すことにより、１億円減額しております。なお、ふるさと寄附金の歳入に関しては、返礼品や事務手数料などの経費と連動することから、関連歳出予算も減額させていただいております。

続いて、25ページから27ページの款の21繰入金、項の２基金繰入金につきましては、歳出の状況に応じた繰入額の増減に加え、さきに議決いただきました議案第10号の既存基金の廃止並びに議案第11号の新設基金の設置で御説明しましたとおり、基金資金の有効活用及び関連業務の効率化を図る観点から基金の統廃合を進めているところであり、その関連予算を計上させていただいております。

また、町税が当初の見込みを上回ったことにより、増収分の一部を財政調整基金からの繰入額の減額に充てることとし、３億7,000万円を減額しており、実質的には基金の取崩しを抑制することとなりますので、基金残高が増えることになります。

続いて、30ページから３の歳出となります。

多くの予算が利用実績や入札などの執行状況に合わせたものとなっておりますので、補正額が大きいものを中心に御説明させていただきます。

まず、31ページとなります。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の５財産管理費、節区分の14工事請負費は、役場本館の２階と３階の移動を円滑に行うことを目的に、階段昇降機の設置を早期に行うため、1,214万4,000円計上しております。なお、本予算は、繰越明許費の設定も行っております。

続いて、少し飛び、32ページとなります。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の８財政調整基金等費、説明のまちづくり推進基金積立金は、これまでも御説明してきましたとおり、基金の統廃合により、新たな基金に財源として積立てを行うため、４億2,021万1,000円計上しております。

続いて、37ページとなります。

款の３民生費、項の１社会福祉費、目の３障害者福祉費、節区分の19扶助費、説明の障害福祉サービス費は、利用実績が想定より大きく伸びたことから、8,130万2,000円増額しています。今申し上げました障害者福祉費の扶助費をはじめ、各施設に対する負担金など、社会福祉系の歳出の多くが利用実績に合わせたものとなり、その中には国県交付金も関連する支出も多いことから、それぞれ負担割合に応じて歳入予算の増額、減額を計上しております。

続いて、46ページとなります。

款の８土木費、項の２道路橋梁費、目の３道路新設改良費、節区分の12委託料、14工事請負費、16公有財産購入費、21補償、補填及び賠償金は、主にセミコンテクノパーク周辺の道路ネットワークを整備する事業となり、国の補正予算で前倒しで国交付金の採択を受けたことにより、合計４億9,963万円計上しております。

続いて、52ページとなります。

款の10教育費、項の２小学校費、目の５学校建設費、節区分の14工事請負費は、武蔵ヶ丘北小学校大規模改修・長寿命化、武蔵ヶ丘小学校及び中部小学校の照明ＬＥＤ化の整備に必要な工事費となり、４億8,210万3,000円、また53ページの項の３中学校費、目の５学校建設費、節区分の14工事請負費は、武蔵ヶ丘中学校の武道場における大規模改修・長寿命化と空調整備の工事を行うため、１億7,945万円増額しております。それぞれ、先ほどの土木費における道路整備同様に国の補正予算で前倒しで国交付金の採択を受けられる見込みのため、本補正予算に計上させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１７　議案第１９号　令和７年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第２号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第17、議案第19号令和７年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん）　それでは、議案第19号令和７年度菊陽町土地取得特別会計補正予算

（第２号）について御説明申し上げます。

それでは、議案第19号の議案書に続いて、データでは２枚目となりますが、令和７年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第２号）を御覧ください。

ここからはＡ４横の資料となり、申し上げるページはこの補正予算から１ページとして、記載してあるページ番号で御説明させていただきます。

なお、今回上程しております補正予算（第２号）については、これまで複数の議案で御説明しておりました基金の統廃合に関連するものとなっており、本特別会計で所管しております土地開発基金の廃止に伴い、計上しているものとなっております。

それでは、１ページです。

令和７年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第２号）は、第１条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から１億1,678万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を１億1,719万1,000円と定めております。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

８ページとなります。

款の１財産収入、項の１財産運用収入、目の１基金運用収入、説明の土地開発基金利子の19万2,000円、款の２繰入金、項の１基金繰入金、目の１土地開発基金繰入金の１億1,659万円は、該当基金の廃止により、それぞれ繰り入れるため、計上しております。

続いて、９ページとなります。

款の２諸支出金、項の２繰出金、目の１繰出金、説明、一般会計繰出金は、先ほど歳入で基金から繰入れした同額を一般会計に繰り出す予算となり、歳入補正予算の合計と同額の１億1,678万2,000円計上しています。なお、本繰出金と同額を特別会計繰入金の歳入予算として、先ほど議決をいただきました一般会計補正予算に計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１８　議案第２０号　令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第18、議案第20号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　議案第20号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

それでは、１枚めくっていただき、１ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算にそれぞれ2,080万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,237万1,000円と定めるものであります。

８ページを御覧ください。

２の歳入について御説明いたします。

款の６県支出金、項の１県補助金、目の１保険給付費等交付金は、令和７年度一般被保険者療養給付費の支払い見込額の増額分に合わせて2,080万7,000円を増額し、24億1,260万7,000円とするものです。

９ページを御覧ください。

３の歳出について御説明いたします。

款の２保険給付費、項の１療養諸費、目の１一般被保険者療養給付費は、令和７年度一般被保険者療養給付費の支払い見込額の増額分として2,080万7,000円増額し、20億2,372万1,000円とするものです。

款の７基金積立金、項の１基金積立金、目の１国民健康保険財政調整基金積立金は、5,000万円増額し、5,021万6,000円とするものです。

10ページを御覧ください。

款の10予備費、項の１予備費は、調整のため5,146万9,000円を減額し、4,899万7,000円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第１９　議案第２１号　令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第19、議案第21号令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　議案第21号令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

それでは、１枚めくっていただき、１ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算にそれぞれ2,735万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を６億6,589万3,000円と定めるものであります。

８ページを御覧ください。

２の歳入について御説明いたします。

款の１後期高齢者医療保険料、項の１後期高齢者医療保険料は、実績に合わせ2,735万4,000円増額し、５億483万8,000円とするものです。

款の６諸収入、項の６雑入は、資格確認書の暫定的運用継続により、かかり増す経費の広域連合からの補助金として114万1,000円増額するものです。

９ページを御覧ください。

３の歳出について御説明いたします。

款の２後期高齢者医療広域連合納付金、項の１後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険料の増額分と同額の2,735万4,000円を増額し、６億4,997万2,000円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２０　議案第２２号　令和７年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第20、議案第22号令和７年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田　征さん）　議案第22号令和７年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

それでは、１枚めくっていただき、１ページをお開きください。ページ数は、右上または右下に記載しております。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算の総額から4,431万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を31億2,519万円と定めるものであります。

８ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の１保険料、節の１現年度分介護保険料は、収入額の実績見込み及び歳出の介護サービス給付費の実績見込額の増により、2,000万円を増額しております。

款の６県支出金、説明欄の介護給付費県負担金は、県負担金の内示額に合わせ2,325万1,000円を増額しております。

９ページをお開きください。

款の９繰入金、項の２基金繰入金は、介護サービス給付費の実績見込額の増に伴う財源の調

整により、1,000万円を減額しております。

10ページを御覧ください。

款の２保険給付費、説明欄の介護サービス給付費は、介護サービス給付費の実績見込額の変更により、3,812万円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第２１　議案第２９号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（福島知雄議員）　日程第21、議案第29号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平　征一郎さん）　議案第29号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について御説明いたします。

最初に、提案理由について説明いたします。

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加に伴い、共同設置規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第252条の７第３項の規定において準用する同法第252条の２の２の第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

熊本広域行政不服審査会は、熊本市及び菊陽町などにおける熊本連携中枢都市圏の形成を機

に、平成28年４月に本町を含む12市町村により共同で設置し、現在は19市町村で共同設置しております。また、市町村長が審査庁として審査請求の裁決を行うに当たり、客観性や公平性を高めるため、審査会が第三者の立場から審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性を審議し、市町村長に対して答申を行っております。

今回、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に、新たに宇土市を追加することから、協議により本議案のとおり共同設置規約を変更するものであり、関係する地方公共団体において同文での議決を求めるものでございます。

２枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

共同設置する地方公共団体を定める第１条中、「山鹿市」の次に「、宇土市」を加えるものです。

議案の最初にお戻りいただき、附則で、この規約は令和８年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

散会　午前11時55分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和８年３月３日（火）再開

（　第　３　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（３日目）

（令和８年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和８年３月３日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	内　藤　優　誠　さん
書　　記	牟　田　修　人　さん
書　　記	豊　住　祐　太　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	吉　本　孝　寿　さん	副　町　長	小　牧　裕　明　さん
教　育　長	二　殿　一　身　さん	総 務 部 長	村　上　健　司　さん
住民生活部長	吉　本　雅　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	荒　牧　栄　治　さん
総務課政策監	井　田　章　博　さん	総 務 課 長	平　　征一郎　さん
総合政策課長	阿久津　友　宏　さん	財 政 課 長	今　村　太　郎　さん
環境生活課長	阪　本　和　彦　さん	健康・保険課長	岩　下　美　穂　さん
介護保険課長	和　田　　征　さん	福 祉 課 長	齊　藤　大　典　さん
子育て支援課長	石　原　俊　明　さん	農政課長兼 農業委員会事務局長	澤　田　一　臣　さん
商工振興課長	塚　脇　康　晴　さん	建 設 課 長	出　田　　稔　さん
都市計画課長	山　本　省　吾　さん	総合政策課課長補佐	村　上　陽　介　さん
教 育 部 長	矢　野　博　則　さん	教育審議員	根　本　まり子　さん

学 務 課 長　　氏 家 良 子 さん

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時57分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（福島知雄議員）　日程第１、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　皆様おはようございます。議席番号17番坂本秀則です。本日は、早朝より、また年度末のお忙しい中、傍聴賜りまして誠にありがとうございます。

今回も、町民の皆様方から私に寄せられた町への意見、疑問、要望及び私の議員活動の中から質問いたします。質問事項は、１、各行政区の発展と振興について、２、町発展と振興について、３、町職員の人材確保について、４、ふるさと教育について、質問席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　まず、質問事項の１、各行政区の発展と振興についての、行政区設置、管理、運営のごみステーションは公益性及び公共性が高いので町主体での設置、管理、運営に移行するべきではないかの質問ですが、この質問は去年12月定例会の続きになります。前回の答弁で疑問がありましたので、再度質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　昨年の12月議会で答弁しましたとおり、国民は国の法律及び町条例において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関して地方公共団体の施策に協力しなければならないと定められており、また菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条では、ごみ一時保管所の管理はごみを持ち出す占有者が不衛生にならないように管理しなければならないと定めております。町としましても、法の趣旨に沿った地域の皆様によるごみ一時保管所の設置、管理、運営が必要不可欠であり、地域の皆様にとって、管理、運営されることが結果、廃棄物の監視体制の強化につながり、地域における適正なごみの分別、違反ごみや不法投棄の抑止力に効果があると考えております。そのため、これからも適正なごみの収集、運搬、処分においては、ごみを排出される地域の皆様と町が一体となった取組が重要であると考えておりますので、ごみ一時保管所を町主体での設置、管理、運営に移行することについては考えておりません。

なお、ほか自治体においても先ほど述べた法律や条例に基づいて運用されており、ごみ一時保管所の設置、管理、運営を自治体が行っている事例は確認できておりませんでした。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　前回の質問で、行政区以外の人がごみステーションにごみを出しても違法ではないと答えられました。それならば、なお一層、町主体で行うべきではないかと強く思いますが、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　12月の議会で違法ではないと答弁したことにつきましては、区自治会未加入者のごみ出し問題は本町だけに限らず全国的な問題となっており、ある事例において、第一審では未加入者でもごみ捨場を利用する権利があると認められましたが、その後の控訴審、第二審では逆に、ごみ捨場を利用する権利は認めないとされた一方、たとえ自治会に入っていなくても維持管理費などの負担を求めればよく、非自治会員の利用を一切認めないのは正当化できないとされており、この事例については現在最高裁判所にて上告審中となっております。このため、未加入者の利用については直ちに違法になるものではないと考え、答弁したところです。

なお、現在、自治会から御相談があった場合は、維持管理費などの管理に係る応分の負担を求めてはいかがかなど他地域の事例を紹介しており、区自治会においても事例を参考に検討されていると認識しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　結局、違法ではないということですか。どちらなんですか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　違法というのは、自治会がごみを捨てさせないのは違法であると。ただ、第一審では未加入者がごみを捨てる権利はありますよと言われたんですけど、高裁では、ごみを捨てる権利はないとは言われたんですけど、ちゃんと相応の負担を払えばごみは自治会の未加入者でも捨てさせるべきであるという判決が出ているということです。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　ということならば、ごみステーションの設置、運営、管理に係る費用は公会計にしたらどうですか。そういうことも考えられるでしょ。その点、いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　公会計というのは、町が管理するという趣旨でということですか。

（17番坂本秀則議員「かかる費用だけを町で集めれば」の声あり）

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　失礼しました。ごみの未加入者に負担していただく金額については、各地域でも幾らかかってるのかというのがそれぞれ活動費とかで変わってくると思います。なので、一定の金額を決めて町が集めるというのはちょっとおかしいのかなと考えてると

ころです。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　前回の答弁では、そういったトラブルは町はちゃんと承知しているということですが、町としてはそれを解決する策というのは持たない、一方的に自治会に任せ切りだという認識でいいんですか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　ごみステーションの管理のトラブルについては、御相談受けたときに、先ほども申し上げましたけど、相応分の負担を求めてはいかがかというところで、先ほど言いましたような判例もお伝えしながらアドバイス等、助言を行っているところでございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　各行政区に入らない人は、区の会費ですね、結局払わないわけだから、区会計の中に管理、運用、設置の費用は入ってるんですよね、区費の中に。それを、ごみステーションに係る費用だけを求めなさいということなんでしょ。そういうこと区でできないですよ。そう思いませんか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん）　その件につきましては、昨年８月にも区長会の役員の方とも町執行部で議論させていただいております。その中で、応分の負担、当然、ごみステーションには維持管理費がかかってきますので、未加入者においても維持管理を求めるのは妥当ということで、その費用はどのくらい、行政区によって変わってきますので、それを今、役員の方でどういった分け方がいいのかというのを議論されてるということで、近々、執行部と区長会のほうとも一緒に結果について議論をしたいというふうに今詰めてるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　それでは、町に転入されてこられました。でも、自分たちとしては行政区には加入したくない。しかし、ごみステーションの問題はこうだから、例えば私、入道水地区だったら年間3,000円ぐらい必要ですよ、というのは町が転入時に言ってくれるんですかね。今は、結局、転入転出のそれさえ情報をくれないんですよ、区には。そこは、区長さんないし区の幹部の人が行って、そこだけを求める。情報もくれんのに、そういうことできると思うんですか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん）　そこに関しましては、入られてきた方の地域のコミュニティーといいますか、そういったものを活用して、区長さん、三役等と連携しながら協議をしていただければと考えております。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　いや、転入転出の情報もくれない、コミュニティーを取れ、難題を区長さんないし区の幹部の方に押しつけるみたいな感じじゃないですか。その点、町長、どう思うんですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　坂本議員がおっしゃるとおり、これは菊陽のみならず全国的な問題だというふうには思っております。町民に寄り添ってというところはありますけども、町としてはいろんな情報をまず集めて、そしてまた何ができるのかというのを今しっかりと協議、そしてまた考え中でもございますので、議員がおっしゃることはすごく分かりますけども、我々としても町民の方々にどのようにして喜んでいただけるのか、これはごみステーションに限らずなんですけども、そういったところをまずは、すぐできるということではありませんので、住民の方々の意見をまずしっかりと、聞いてはいますけども、それがどのように、ごみステーションのことでもそうなんですけども、喜んでいただけるのかというのは、もうちょっと時間をいただければというふうに思います。これが来年、再来年できるかというのはこの場においては明言はできませんけども、その方向に向けてしっかりと協議をしてまいりたいというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　町での管理、運営、設置はできないということですが、それだったら現時点でごみステーション、大型ごみ箱ですね、を設置する場合の補助はどうなってる。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん）　ごみステーションのボックス、あとは鳥よけのネット、そういったものについても５万円を限度とした半額の補助のほうを行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　５万円を限度、半額補助、それがかなり負担になってる区もあるんですよ。町長、ここは補助額を大幅に引き上げて、９割補助とか、できれば無償で提供するとか、そういうことをしなければ、結局、違法ではないんでしょ。区加入者じゃなくても、区費を払わなくても、出すのは違法じゃない。でも、ごみ箱設置は町の補助は半額、それも限度額は５万円。それは、区、払ってる人の負担はかなり大きくなりますよね。町長、いかがですか、それ。大幅に補助金増やしたり、できれば無償にしたり、そういうことを考えんと、かなりトラブル大きくなると思うんですが。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　冒頭、住民生活部長が答弁しましたが、国民というところでの国の法律及び町条例において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関して地方公共団体の施策に協力しなければならないということを繰り返し答弁をさせていただきますが、ごみステーションの

件に関しましては、区の負担がどれだけかというのは私どももこれからしっかりと精査をしてまいりますけども、この場におきましてそういったところをやるやらないは答弁差し控えますけども、そういったところはごみステーションだけに限らずしっかりと考えていく必要があるというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　町長、ここは区長会としっかりと協議をして、区長会の思いを聞いて、それに従うぐらいの気持ちでおってほしいんですが、いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　従うとおっしゃるとなかなか非常に難しい答弁ですけども、今もしっかりと協議をしてまいっておりますので、そういったところを含めると、今後の話合いをしていく中で答えがおのずと出てくるというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　菊陽町は集落内開発制度もありますし、また新しい地区で住宅開発もなされてます。この問題、かなりまた増えてくると思うんですよね。そこは十分区長会と協議していって、区長会の要望を聞いてほしいと思います。

それでは、次に移ります。質問事項２、町発展と振興についてですが、２月11日のネットニュースによりますと、ＴＳＭＣは２月10日、熊本で初めて開いた取締役会で、設備投資のため、全社で約６兆9,800億円の予算を承認したとのことで、台湾政府によると、ＪＡＳＭ第２工場では３ナノメートル相当の先端半導体の生産を検討していると明らかにしたとの報道でした。その点を踏まえて、⑴ＴＳＭＣ第２工場建設の進捗状況及び今後のタイムスケジュールを町は把握しているのかを質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　ＪＡＳＭ第２工場につきましては、昨年10月に立地協定を締結しております。現地においては今現在建設工事が行われておりますが、ただいまの作業は、建物のくい打ちなどの作業が行われてる段階というふうにお聞きしているところでございます。今後のタイムスケジュールですが、工事完了の時期につきましては令和９年度末の予定となっております。ＪＡＳＭからは、建設作業の詳細や実行計画についてパートナー企業と協議しているとのことでございますが、具体的な情報は入ってきておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　山川部長はかなり顔も広いと私は認識していますが、本当は言えない情報とか握っているのじゃないかと思われます。本当のところ、何かありませんか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　私、12年間企業誘致を担当してまいりました。企業というのは、ＪＡＳＭに限らず、やはり情報は最小限にとどめるという、そういった部分が色濃くございます。これは株価にも影響しますし、いろんな影響があるということで、情報はまずシャットアウトということになりますので、我々に対しては今現在情報は入ってございません。しかるべき時期が来たらしかるべき情報をいただけるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　工場建設地の地元住民としては、第１工場建設時のあの生活道路での交通量増大や今後の治安に対する不安等、大変危惧されておられます。最新の情報が町に届いたならば、一刻も早く町民への周知をお願いしますが、町長、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　そのようにしますし、逆にするべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　次に移ります。(2)の（仮称）原水第３工業団地建設計画のタイムスケジュールについて質問します。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　（仮称）第３原水工業団地整備事業につきましては、セミコンテクノパーク周辺の半導体産業の集積に対する需要の高まりを踏まえまして、新たな受皿として整備するものでございます。現在、基本設計、地質調査、補償調査を進めております。あわせて、地権者の皆様へは進捗状況の説明を行い、事業実施に向けた同意の取得を進めている段階でございます。事業のタイムスケジュールでございますが、令和８年度から用地取得契約、実施計画業務を行い、並行して開発許可、農地転用等の許認可手続を進め、令和９年度末には手続を完了し、令和10年度から造成工事に着手したいと考えております。

なお、造成工事には２年から３年の期間を要すると見込んでおり、分譲開始は令和13年度以降になると予定をしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　地権者の交渉が令和８年度、来年度から入るということですが、その土地の料金が地権者に入るのは大体いつ頃になりますか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　一般的に、契約をします。契約は、基本的に条件付契約ということで取らせていただく予定でございます。そして、手つけ部分をお支払いして、最終的には開発許可が下りて農地転用許可が下りた段階ということになると思います。そういった段階からいけば、工事の前、開発部分ですから９年度の中でということになろうと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　手つけが９年なんですか。そこを具体的に詳しく説明お願いします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　手つけは、基本的に契約が締結された後、速やかにということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　ということは、８年で契約が済んだ方から手つけは、１割程度かどのくらいか分かりませんが、の手つけは入金するということでいいんですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　基本的な契約は、契約の中に手付金をお支払いするということで入れ込みます。ただ、地権者によりまして手つけは要らないよと言われる方がいらっしゃいます。こういった方々は、地権者と話をしながら適宜対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　工業団地予定地の農地を借地して耕作されている農家の方も多くおられます。その方々へのタイムスケジュールの周知も抜け目ないように行っていただきたいんですが、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　そういった方々も承知しております。一時転用で借地をされてらっしゃる方々がいらっしゃるということで承知しておりますので、そういった方々には個別に交渉しながら適宜対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　次に移ります。(3)（仮称）原水第３工業団地建設の基本設計等の作成の中で、地域住民の生活が不便にならないような管理道路を含めた交通環境整備計画を強く望むが、どのように考えているのか質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　工業団地整備に関わる道路計画につきましては、地元地域への影響を十分に考慮し、住民生活の利便性や安全性の確保を最優先に交通環境の整備に努めていくことが重要であると考えております。具体的には、工業団地の整備に伴い、中尾護川線と南方護川線、入道水下大谷線の３つの町道の一部を廃止することとなりますが、これらの町道につきましては代替道路を確保するとともに、県道大津植木線への円滑なアクセスなど機能性や安全性を考慮するとともに、工業団地周辺への整備を検討を行っております。また、建設課で

は、工業団地及び大津植木線の拡幅に伴う対応としまして既に道路整備が検討されており、工業団地計画との整合を図り、中尾護川線の一部を拡幅し、古閑原西護川線へ接続させるとともに、同道路を拡幅し、大津植木線へ接続させるものでございます。

現在、ルートの構造等を検討するための委託業務に着手しているところであります。今後は、これらの道路計画や交通環境整備の考え方を踏まえ、地域住民の皆様の生活に支障が生じることのないよう十分に配慮しながら、工業団地の基本設計に反映してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　第２工業団地、今のＪＡＳＭの建設のときは、最初の説明では、北側に抜ける町道を工業団地内に設置すると。これ山川部長が説明されたと記憶してるんですが、ＪＡＳＭの誘致が決まると、結局あそこ一帯をＪＡＳＭが全て買い取ったわけですが、我々は大きく迂回して北側の農地へ行かなければならなくなり、大変困惑し、不便な思いをしています。地域住民の皆様の生活に支障が生じることのないよう十分に配慮しながら基本設計に反映するとのことですが、地元住民への説明と、地元の要望を十分反映させる設計を望みます。そこで、町長の考えをお聞きしたいんですが。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

（17番坂本秀則議員「部長ですか」の声あり）

○産業振興部長（山川和徳さん）　まだ計画段階でございますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、今回の工業団地構想なんですけど、１区画、大区画地で計画をさせていただいております。先ほど申しましたように、３つの町道が途中で寸断されるというふうな状況でございますけども、外周に道路を入れまして、道路の幅員、それと歩道を造るなど、安全性に考慮した構造にしたいということでございます。それと併せまして、建設課が今現在計画してる道路につきまして整合性を取りながら、道路進捗も併せて、地域の皆様方に迷惑がかからないように施工をしてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　大津植木線が拡幅と改良工事が今あっておりますが、我々、南のほうに住んでる者からすれば、大津植木線に進入しようとすれば全てが左折なんですよね、交差点以外は。左折で出なければならなくなります。ということは、管理道路が直接交差点と接続すれば、そのまま信号待ちで右折で出られるようになるんですが、そういった形を地元民の方は要望しておられます。その点、十分配慮していただきたいんですが、都市整備部長どうですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　町道南方大人足線から（仮称）第３原水工業団地の東側に位置

する町道古閑原西護川線までの間には、先ほど産業振興部長のほうがお答えしましたが、４つの町道路線がございますが、いずれの町道も県道大津植木線との接続は、多車線化事業により中央分離帯が設置されるため、右折ができなくなります。また、工業団地建設計画により、３つの町道路線において県道大津植木線までの一部区間を寸断する計画としています。こうした状況の中、町道古閑原西護川線と県道大津植木線との交差点については、多車線化事業により大津方面へ右折が可能な信号制御の交差点となる計画であることから、地域の皆様の利便性が損なわれないように、工業団地外周に寸断される町道路線を経由して町道古閑原西護川線へ接続する道路整備に現在取り組んでるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　十分、今後設計段階の中で住民の声、要望を反映できるような、そういう説明会、また協議の場を設けてほしいと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　おっしゃったように、事後報告がないように、住民の方々には報告をしっかりとしてまいりたいと、内容の説明、そういったところはしっかりとやってまいりたいというふうに思いますし、住民の方々が不安にならないようにするのが町の務めだというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　それでは、次に移ります。(4)原水駅周辺土地区画整理事業で一番懸念されるのが排水についてですが、排水処理に対して町の対策について質問します。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業区域における雨水排水処理については、既存の水路などへの放流は行わず、区域内に整備する調整池で全て浸透させ、区域内に降った雨水は全て区域内で処理する計画です。今後、区画整理の設計を行う段階において調整池や排水施設の規模、構造など検討し、設計を行ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　私が危惧するのは、この地が天井用水の新町井手に挟まれている点です。この地は排水施設がなく、度々洪水が起き、水が引くのは自然に任せるしかないという状態です。今後、新たな新町井手調整池が建設予定ですが、新町井手自体の改修計画が必要だと考えます。その点と、昨年の大雨で新町井手の湛水防除施設が能力オーバーで、その水が新町で洪水を起こしました。この水も最終的には工事予定地に流れ込むと思いますが、その懸念の対応について、２点を質問します。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　まず、新町井手の改修でございます。これは、地元からも再三再四要望がこれまであってきてるんですけども、唯一の方法として基盤整備事業に伴う改修であればということで、私が課長を拝命した29年から30年にかけて基盤整備事業というものを説明をさせていただきました。その中で同意が得られなかったというのが一番の状況でございまして、結果的に基盤整備事業が行われなかったということで、しかしながらあそこの懸案というのは我々としても非常に抱えてございまして、その中で、ちょうどＪＡＳＭが令和３年に立地されました。この中で、地下水涵養と併せた治水ができるかということで模索をしてきたところでございます。しかし、そう甘くはございませんで、これも補助事業の財源が見つからなかったということでございます。

しかしながら、今回、町長と副町長の働きかけによりまして、社会資本整備総合交付金事業ということで事業の採択が可能となりました。この財源を確保することによりまして、調整池ということで地下水涵養、併せて防災機能を併せ持つ浸透調整池を整備する計画としたところでございます。この整備によりまして、新町井手下流域で20％程度の負荷が軽減されるということでございますので、大分こういった災害の防止策には、抑制できるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　この予定地には新町井手、南側と北側、２本流れてますよね。北側が一番、北側の端になると思うんですが、結局、井手自体どうなるんですか。どういう計画を持ってられるのか。特に、南側はどうなるのか。あそこ２本の新町井手で挟まれてますよね。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　菊陽町の地勢を見ますと、南側の部分、この前もありましたように、土地開発が非常に進んできております。こういった状況を踏まえて、水路の整備、それと併せてやるのかというのも一つの提案だと思います。また、それから先の新町井手の改修につきましては、多額の費用を必要とすると言うわけですね。基本的には、財源がなければ大規模工事というのはなかなか着手できないというのが現状でございます。農業予算でいけば、非常にやっぱ探しました。しかし、農業予算というのが対応できるやつがないということでございます。これを踏まえて、例えば防災だとか、そういった部分の流れで整理していく必要があるんじゃないかなというふうには思うところでございます。非常に長期間を要する案件だというふうに認識をしております。申し訳ございません。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　南側についてですが、北側も今ぼろぼろなんですよね。北側もぼろぼろで、用水的には能力をオーバーして、度々オーバーフローして洪水を起こしてるんですが。御存じですか、２本あるんですよね。

（産業振興部長山川和徳さん「分かります」の声あり）

あそこは、さっき言ったとおり、排水施設というのはないんですよね。今度、区画整理するにはかなりの盛土もされると思うんですけど、このような状態で、かなりの時間がかかると。それで区画整理事業は間に合うんですか、大体。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　区画整理事業につきましてはそこで完結するということで、新町井手に流れる水はぐっと減ると思います。

（17番坂本秀則議員「逆に」の声あり）

逆に、はい。ただ、想定を超える雨量が発生した場合の対応として、調整池が機能を発揮するという流れでございます。あそこを開発するからといって、例えば雨水がそっちに流れてくるということは考えられません。そこで完結させる設計であるということで聞いております。都市整備部長が答えると思います、その辺。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　それだったら、南側も北側も新町井手は手つかずで、何もしないということでいいんですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　原水の（仮称）土地区画整理事業地区内にある新町井手、それについては区画整理事業の中で付け替えなり何なりをして整備をしていくという形になります。先ほど、盛土の件もお話出ましたけれども、その辺は区画整理の設計を行う中で、周辺地域への影響がないような形で十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　南側の新町井手はかかると思うんですけど、じゃ、北側は手つかずということなんですかね。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　北側の遊水地ございますよね。あそこの水系ということでございますか。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　区画整理内で２本あるんですよね、南側と北側。南側は、もちろん区画整理事業でやると今建設部長がおっしゃったんですが、北側ですね。区画整理の一番北側、端になると思うんですけど、そこについてはどうなるのか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　すいません、位置関係が把握できておりませんでした。区画整理事業地区内の北側にある水路は、区画整理の地区外になっておりますので、区画整理の中では整備のほうは、整備というか、付け替えなり何なりというのはやらないような今計画になっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　すいません、区画整理事業では地区外なんでできないという答弁だったと思いますけども、農政課のほうで、十一軒のところだと思うんですけど、そこをきちっと整理させていただきます。これは実際的に予算立てをするところでおりますので、よろしくお願いします。すいません、時系列が頭ん中にございませんで、申し訳ございませんでした。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　じゃ、北側については今から……

（産業振興部長山川和徳さん「します、はい」の声あり）

山川部長は３月いっぱいで役職定年迎えますが、役場に残って、しっかりとそこを継続的に監視というか、仕事をしていただきたいと思います。建設後に排水問題が生じないように、十分な設計と建設をお願いして、次の質問に移ります。

質問事項３、町職員の人材確保について、町職員、特に専門職の技師の人材確保については対策、対応はされているのか質問します。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　職員の採用につきましては、毎年、各所属長へのヒアリングや町全体の業務のバランスなどを考慮し、教養試験や専門試験、集団討論、個別面接による採用試験を実施し、採用を行っているところです。令和７年度においては、民間経験者を対象とした早期採用試験を６月に、新卒者を対象とした定期採用試験を９月に、新卒者と民間経験者を対象とした追加採用試験を１月に、それぞれ実施してます。

近年、土木技師と建築技師に至っては、試験のたびに毎回募集は行っているものの応募がなかったり、試験や採用の内定の辞退者が出てくるなど、人材の確保には苦慮しているところです。このことについては、菊陽町だけではなく、国、県、その他の市町村も同じような状況になっております。今後、町としましては、必要な人材を確保していくために、従来のように特定の時期に集中して採用試験を行うのではなく、年間を通じた新卒者や既卒者などを対象とした採用活動を行う通年採用や、どこでも受験可能なテストセンター方式を取り入れるなどして、人材確保を積極的に進めてまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　総務課にお尋ねしたところ、令和７年９月１日現在で職員定数300人に対して285人で、15人不足しているということでした。現時点ではまだ不足分が増えてると思うんですが、現状は今どうなってますか。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（平　征一郎さん）　令和８年２月末現在の職員数を申し上げますと、全体で283名で

ございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　ということは、不足分が17名ということですかね。

昨日の本会議で定数条例の改正が可決されました。令和８年４月１日からは定数300人から320人体制になりますが、定数不足が長く続けば１人当たりの事務作業も増え、予定された事業も遅れるかもしれません。そこで、先ほどの答弁でしたが、通年採用やどこでも受験可能なテストセンター方式とは具体的にどのようなやり方なのか、またその対応はいつから始めて、どう周知していくのか。それと、高校や大学への菊陽町へのアプローチですね、等をやっているのか、今後やるのか、その点、質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　まず、通年採用試験につきましては、民間経験等で働いてる社会人を対象にして、いつでも受験機会を与えるということで、応募の期間を通年開いておくと。それに対して、こちらのほうが都度面接、試験等を実施して、採用時期を応募者と話した上で一番早い時期で菊陽町のほうに来ていただくような、そういった通年採用をしていきたいというふうに、特に技師に関しては各市町村での人材確保の人の取り合いになっておりますので、できるだけ受験機会を増やして、そういったところで確保していきたいと思います。テストセンター方式といいますのは、通常、今、菊陽町の場合は本庁舎に来て試験を受けていただいておりますけども、最初の教養試験につきましては全国どこでも受けられるウェブを利用した試験がございますので、そちらのほうで１次試験をしていただいて、その中から１次試験の合格者を決定した上で面接等に進んでいくという流れでやっていきたいと思います。

また、今、人材確保について大学等への活動は行ってるのかということですけども、町のほうにお話をいただいたときには出向くようにしてますし、県と合同で、先日も熊本県立大学のほうに町の説明のほうをさせていただくブースを用意していただきましたので、そういったところで県立大のところでも職員募集の話をしております。昨年にはなりますけども、副町長のほうに県外のほうにも行っていただいて町の情報を出したり、熊本市の合同の会場に町の人事係のほうが出向いて説明会をということで、結構出向いたりはしておりますけども、一般の職員のほう、また技師のほうにつきましても近年は取り合いになっておりまして、応募の数も減ってきておりますので、できる限り菊陽に関心を持っていただける若い職員、また民間経験者の方に来ていただけるように、魅力あるまちづくりに努めながら説明会のほうは参加させていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今、リクルートの話がありましたので、少し御説明したいと思います。

昨年は福岡の専門学校のほうに行きまして、そちらのほうで、菊陽町のまちづくり、こういったものを授業いただいて、説明をする機会をいただいてリクルートをしてきております。また、熊本県が合同でいろんな学校を集めたところでのリクルート、これも積極的に参加をしてるところでございます。

ただ、今回、先ほど条例の話がございましたけれども、300に対して283というのが、逆に17が不足しているということではなくて、議員の皆さん方に今回320まで広げていただいたということは、今後より柔軟に採用ができるということにつながってきてるんだと思います。ですから、坂本議員からもおっしゃられたように、今後リクルート活動をより積極的にやりながら、できるだけ定数条例を認めていただいた寄りに限りなく近いような形で進めていきたいと思います。そのような中で、来年は、例えば町長の御出身の高校であったり、また役場の職員にもいろんな実業高校の出身がおりますので、そういったところから積極的に学校に出向く、そしてリクルートする、こういった取組にも新たにチャレンジしていきたいというふうに思ってるところでございます。

いずれにしましても、職員不足で、職員の負担の軽減が図られることが結果として町民の皆さん方のサービスの向上につながってまいりますので、積極的にリクルート活動を頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　通年のほうの、これいつでもというとは平日、いつでもいいですよということですか。それと、ウェブでの試験ですね。これ場所は自宅でもできるということは、カンニングじゃないけど、それもできる可能性もあるですよね。その点、いかがなのか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　すいません、説明が少し足らなくて。通年のほうは、募集期間のほうは通年にいたしたいと考えております。これは、新年度からそういった体制でやりたいと思います。応募があれば、お互いの面接日とかを決めた後に面接をやり、合格になれば採用時期を決めて来ていただく。そういった感じで、特に技師についてはそういった採用をやっていきたいと。

一般の職員に向けては、今言いましたテストセンター方式というのは、各都道府県にセンター試験を受ける会場が設けてあります。そちらのほうに自分が好きな時間に行って試験を受けるということになりますので、今言われたような御自宅でということはないかと思います。そういった試験もありますけども、町のほうで考えてるのは、都道府県に数ある試験会場がありますので、そちらに出向いて、そちらで好きな時間を予約して好きな時間に試験を受けるという、そんな方式を考えてるとこでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　副町長の答弁で、都市整備部長も課長も熊農の土木部出身ですが、例

えば熊農に菊陽町のＰＲに行くと。山川部長は３月で役職定年になって、かなり暇になりますので、山川部長が熊農に行って菊陽の宣伝をしてもらうというふうなこともばんばんするということでいいんですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　山川部長が暇になるとは思いませんが、そういったところはしっかりやっていきたいと思いますし、話によると、出田課長も当時の井芹前部長が行かれたときにという話も実は聞いておりますし、熊工の入庁若い職員も、ぜひ熊工に行かせてくれと。自分が菊陽町のよさを学生にしっかりと伝えたいということで、そういったところ含めて、私が実業高校、熊工、熊農に限らずいろんなところ、専門学校も含めて、そういうところに行く必要があるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　菊陽町役場の職場環境がさらによくなり、定数条例改正の提案理由にもありました第７期菊陽町総合計画に基づいたまちづくりが着実に遂行できるように、ちゃんとした職員定数に近い職員の確保を強く望みまして、次の質問に移ります。

質問事項４、ふるさと教育について、(1)小・中学校でのふるさと教育の現状について質問します。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　本町におけるふるさと教育は、児童・生徒が郷土の歴史や文化、産業への理解を深め、地域社会の一員としての自覚と誇りを育むことを目的としております。具体的な取組としましては、小学校３年生の社会科において、副読本、伸びゆく菊陽を活用し、自分たちが住む地域の姿を正しく知ることからスタートいたします。地域の先人の知恵を学ぶ馬場楠井手の鼻ぐりの学習などは、長年、郷土愛の礎を築く活動として定着しております。また、小学校６年生では、これまでの学びを基に町の未来発表会を実施し、町の将来像を自ら考え、提案する学習を行っています。中学校では、職場体験に加え、子ども議会において実際の町政に対し質問や意見を述べる、参画し、対話する活動へとつなげております。

これらは、社会科のみならず総合的な学習の時間や道徳、理科など、教科横断的な学びとして構成されており、生涯学習課と連携して、地域学校協働活動による外部の専門的な知見を積極的に導入しております。具体的には、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングや熊本県立技術短期大学からの講師を招聘し、プログラミング教育などの出前授業をはじめ、地元農家の方々による田植や稲刈りなどの農業体験プログラム、さらには菊陽北小学校では収穫した米をすぎなみフェスタで販売するなど、生きた教材を通じた本町ならではの質の高い教育を展開してるところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　特に、ふるさと教育をされてる学年ですね。全学年対象じゃないと思うんですが、何年生を対象にしてるのか、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん）　全学年を対象に行っております。低学年におきましては生活科という教科で、まずは地域、校区を探検をして、それから地域の人、物、事を知るというような学習をしております。また、３、４年生、中学年におきましては社会科の中で、私たちの暮らしと菊陽町という内容で教育を行っております。また、高学年になりますと、今の答弁の中でもありましたように、菊陽町のこれからの未来を考えるということで、町の未来発表会等につなげております。中学校に関しましては、子ども議会等の活動内容になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　次の質問に移ります。(2)の、今後さらに充実したふるさと教育を望むが、どのように考えているのか質問します。

○議長（福島知雄議員）　教育長。

○教育長（二殿一身さん）　ふるさと教育は、子どもたちの豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図る大切なものだと考えております。これからの予測困難な時代において子どもたちに最も必要なのは、変化に翻弄されるのではなく、自らの足元であるふるさとを起点に自分らしい人生を創造していく力であると考えております。そのため、今後は、地域全体を学びのプラットフォームと捉え、地域学校協働活動をさらに充実させてまいります。地域の方々や専門家との対話を通じて多様な生き方や価値観に触れる機会を創出することは、子どもたちが自己を深く理解し、主体的な進路選択を行う上での大きな力となります。

行政報告でも触れられましたが、小学校６年生による町の未来発表会では、環境問題へのユニークなアプローチ、また特産のニンジンを活用した提案、多文化共生の視点から外国籍住民と共生するためのまちづくりなど、目を見張るような子どもたちの発想がありました。子どもならではの自由でみずみずしい視点が次々と生まれております。この、自分の考えが大人に届き、社会を動かす一歩になるという体験こそが子どもたちを大きく成長させるものと確信しております。今後におきましても、地域住民や企業との連携をさらに密にし、様々な体験活動やキャリア教育など地域の教育力を教育課程に効果的に取り入れることで、郷土に誇りを持ち、未来を切り開く、そんな心豊かな子どもたちの育成に力を注いでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　私が拝読しましたこれですね、ふるさと教育の教材、伸びゆく菊陽町は、とても分かりやすく、大変よい教材になっております。来年度からはさらにバージョンアップした伸びゆく菊陽町になると思われますが、どの辺を変えたとか、その点ありますか。

○議長（福島知雄議員）　教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん）　新しくできました施設ですとか、新しく進出してきました企業ですとか、そういうところも、新しく菊陽町が生まれ変わっている様子等も織り込みながら、今、改訂を進めているところでございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　今以上の充実したふるさと教育が行われることを強く望んで、私の一般質問を終わります。本日は、早朝より傍聴、誠にありがとうございます。今後も、町民の皆様の町政への疑問、質問、要望を町政へ届けてまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午前10時57分

再開　午前11時７分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　おはようございます。議席番号15番の上田茂政でございます。町長、ちょっと言葉がまともじゃでけんかもしれんばってんよろしくお願いしときます。

成長を続ける町ということで菊陽町は掲げておられます。そしてまた、日本一のまちづくりということで、私はいろんな方々とよく話しするんですけども、最近、住みにくい町と住みよい町と二手に分かれるわけですよ。住みにくい町はどがんこつやち言うばってんが、そりゃわっどんが考えて。行政も考えにゃいかんて。中身が分からんと正しいこつも勉強できんじゃにゃあやち言うばってん、そりゃわっどんが考えなんたということで、私も本当考えておるんですけども、私の考えとしては、日本一住みやすい町を考えたいと。そこで、町長と副町長にお願いしたんですけども、役場に入って、住みにくいというと、これだけ成長しよっとに住みにくいじゃ、町民の方々でもですね。中身をもうちょっと考えてもらえたらとてもいいかなと、私はそう思いますので、ぜひ何とか考えていただければと。

質問席で、私の今日してるのは８年度の当初予算と高齢者、それから新球場について質問したいと思いますんで、答えられるだけで答えてもらえれば結構です。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　私はこれまで議会ごとに財政について質問をしてきましたが、社会的にもダイナミックな動きが続くこの菊陽町にとって、令和８年度の当初予算は大変重要な予算となっております。菊陽町及び周辺地域には、ＴＳＭＣをはじめとする半導体関連企業の進出

が続いております。このことで発生する課題解決、その効果が実感できる施策の実施が町民から期待されているところであります。さらに、将来の菊陽町に必要となるまちづくりを進めるためには重要な予算であります。また、地方交付税の不交付団体となったことから、財政運営はこれまで以上に計画的に進めなければなりません。すなわち、将来に必要なまちづくりの投資的事業と財政規律の両立を求めます。

私は町民の方々と意見交換することが多くありますが、住みやすい町として発展し続けてほしいと思うことを持っております。その期待に応える予算編成を望んでいます。12月の議会でも令和８年度当初予算編成の基本的な考えで質問してきましたが、その際、町長からは、新たに策定した第７期総合計画に基づき、将来の菊陽町に必要なまちづくりを進めるとともに、財政規律を守り、編成を行うと力強い答弁をいただきました。また、副町長から、政策調整会議など各部長と議論を深め、計画的に事業を進める組立てを行っていると説明がありましたが、その中で本当に政策調整会議などで各部署との議論を本当に深めたか。

以上を踏まえ、３月の議会に提案されている令和８年度の予算、どのような考えで編成されたか、施策を重点配分されたか、町長にお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　上田議員からは、昨年12月議会の一般質問におきまして、令和８年度当初予算編成について御質問いただいたところでもございました。その際、私からは、上田議員もおっしゃったとおり、第７期菊陽町総合計画に基づきまして、本町を取り巻く著しい環境の変化に的確に反応し、将来の菊陽町に必要となるまちづくりを確実に推進するとともに、財政規律をしっかり守って予算編成を進めていく旨の答弁をさせていただいたところでもございます。また、今回の予算編成に当たりましては、人材育成の観点からも職員に対して十分な議論を行うように指示をしまして、私自身も、副町長、部長、課長、また場面によっては担当職員とも意見交換をしてまいったところでもございます。そのような経過を踏まえまして令和８年度の当初予算がどのような編成となったのかをお答えをさせていただきます。

まず、３月議会の開催日の施政方針においても申し上げましたが、本町が令和７年度より地方交付税の不交付団体となったこと、自立した自治体としての新たな段階に入ったものと捉えております。これまで以上に責任ある財政運営を徹底する方針の下、財政規律をしっかり維持しながら、将来に必要なまちづくり事業や町民の皆さんに住んでよかったと感じていただける施策を戦略的に進めることを基本方針として、予算編成を行ったところでもございます。その中で、令和８年度当初予算におきまして、その編成方針の中で重点施策として次の４つの柱を位置づけております。

１つ目は、町民の生活を豊かにする施策でございます。この中では、誰もが菊陽町に住んでよかったと思っていただける施策や、持続的なまちづくりのため、様々な産業に対する支援の施策を推進をしていくため、高齢者関係の新規事業、こちらを複数展開するとともに、現役世代の健康促進の働き盛り世代の健診、地域を活性化するための支援として多世代交流事業の拡

充、中学生の国際交流と多文化共生を学ぶ機会の提供として立命館アジア太平洋大学派遣事業、また４月11日にグランドオープンを予定しておりますくまモンアーバンスポーツ施設を町内小・中学生に体験してもらうためのスケートボード教育体験事業、そして菊陽町の基幹産業でもございます農業の持続的発展に向けまして、新規就農や経営体支援の農業者向けの事業などを実施をしてまいります。

２つ目は、企業進出に対応した施策でございます。本町、そして熊本県全体にとりまして大きな転換点となりましたＴＳＭＣの立地を念頭に、企業進出効果のさらなる拡大、そしてその課題の最小化に必要な施策を推進するため、具体的には、新たに設立をいたしました菊陽町土地開発公社と連携をし、ＪＡＳＭ南側で進めます第３原水工業団地整備事業、さらに県と連携をして国の手厚い交付金を活用して進めます道路ネットワーク事業、また営農によらない地下水涵養と雨水対策を兼ねました堀川南調整池整備、さらに新たに企業との連携を想定しております地域課題解決検討事業などを実施をしてまいります。

３つ目は、新しいまちづくりに向けた施策であります。これまで先人たちが進めてきたバランスの取れた土地利用の継続と新たなまちづくりの実現のため、都市計画マスタープランに基づく土地利用の促進を図るとともに、将来の町の発展のための新たな礎となる（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業、新駅整備事業、そして西部地区、南部地区の基幹道路の検討も含めました地域道路の整備、改修事業などを実施をしてまいります。

４つ目は、町民サービス向上のための施策であります。デジタルトランスフォーメーションの導入やアウトソーシングの活用、町民が利用される施設の適正な維持管理を推進するため、申請や定型業務へのＤＸの積極的な導入、公共施設の長寿命化と計画的な改修の実施、そして新たに、職員の資質向上を目的といたしました職員育成業務改善自主事業などを実施をしてまいります。

あわせまして、今後、後年度に進めます様々な事業に備えるためには戦略的な財政運営が不可欠であると考えておりまして、基金の新設及び統廃合に関する議案をこの議会に上程をさせていただくとともに、令和７年度３月補正予算及び令和８年度当初予算におきまして財政調整基金や特定目的基金への積立てを行い、将来のまちづくりに備える準備も進めてまいります。令和８年度当初予算においては、計画的な財政運営を前提に、先ほど申し上げました４つの重点施策を年度当初の４月から着実に実施をし、第７期菊陽町総合計画に掲げる「ともに輝き成長し続けるまち菊陽」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　大体、施政方針で言われたとおりですけども、いつ何が起きるか分からない今の御時世ですね。特に、半導体なんか、世界一のＴＳＭＣと言いますが、世界で今何が起こってるかというと本当に戦争だらけで、恒久財源を持つためにはその辺のとこもしっかりと考えておかないと、つくるだけじゃいかないと思っておるんですけども。標準基準規模か

な、あれ30％てなったですか、あの中にですね、標準財政規模。あれでも使い道は、あっという間にすぐ使うてしまいますので、何かがあればですね。だけん、そういうとこも長い目でちゃんとやっていってもらわんといかんかなと。

ダイナミックな動きが続き、菊陽町の将来にとって大変重要な令和８年度の当初予算は、しっかりと庁内で議論した上で編成されたものと認識しております。町長自ら明快な答弁をいただき、安心したところではありますが、しかし予算編成だけでなく、やはり予算は執行が大事であります。すぐに４月になり、新年度になっていく。町長から自ら答弁されました重要な施策を職員と一緒になってしっかりと実行して、町民の皆さんに住みやすい町、住んでよかったというようなですね、もらえるような町になるよう頑張っていただきたいと思います。もちろん、私はこういうことを言うんですけども、応援は100％します。実行が遅くなれば、私はまた注文つけて、とにかく執行部の皆さんに追求してまいりたいと思いますので、その点はしっかりと考えとってください。

それでは、(2)の、ＴＳＭＣの第２工場建設の延期など不透明な状況だが、税収への影響を加味した上での編成か、また不測の際の対応として充当する財源、財政調整基金は十分かということで、第２工場の場合、先ほど坂本議員からの話もあったんですけども、第２工場はやめちからアメリカさん行ったつばいなとか、なかなか答えがみんな、県に聞いてもいかん、町に聞いてもいかん、町長に聞いてもいかん、副町長に聞いてもいかんという、誰もが答えは出らんということだったんですけども、おかげで第２工場が来年の12月ですか、に向けてぐらいのところで操業すると。３ナノメートルかな、その半導体のあれを製造するというようなことで、うれしい限りであります。

そこで、本町の税収は半導体関連事業、とりわけＴＳＭＣの進出による法人町民税や固定資産税の税収が大きな要因となっております。しかし、第２工場建設の延期の報道や世界的半導体市況の変動、国際状況、為替の影響、設備投資計画の見直しなど、将来の税収見通しは不透明な様相も存在します。先日、ＴＳＭＣのＣ．Ｃ．ウェイＣＥＯが高市総理を表敬訪問し、熊本で３ナノ半導体を国内で初めて増産する計画を伝えたとの報道もありました。今回の延期は前向きな性質を含めると認識しておりますが、税収が想定を下回る場合の備えは極めて重要であります。

そこで、令和８年度編成予算においてこうした税収変動リスクをどのように見込み、どの程度織り込んでいるのか。また、税収が下振れした場合に備え、財政調整基金、減債基金、特定目的基金などのような方針を活用するのか。さらに、現在の財政調整基金残高と、その標準財政規模に対する割合はどの程度かについてお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　ＴＳＭＣの第２工場建設につきましては、先日報道にありましたように、これまで以上に先端半導体を製造するための計画変更を検討されていると承知しているとこでございます。町としましては、ＪＡＳＭが国の経済安全保障を担う重要な半導体の製造拠

点としてさらに発展していくことを期待しております。そのため、引き続きＪＡＳＭ及び熊本県と連携して、第２工場建設が円滑に進むよう支援してまいります。

それでは、第２工場など、税収全般を踏まえた予算編成の考え方についてお答えしたいと思います。

第２工場に関する税収につきましては、令和７年12月議会の一般質問でも答弁しましたとおり、第１工場分のみを見込んで算定した上で事業計画を議論しているところでございます。これは、財政運営においては、まずは足元をしっかりと見据え、確実性の高い歳入見通しを前提として事業を構築すべきと考えており、不確実な期待値で歳入に組み込むことは、将来的な歳入不足により事業計画の変更や停滞を招いた際に、結果として行政サービスに影響を及ぼすという大きなリスクとなる可能性があるためでございます。このような考え方を徹底することで、財政規律の維持と、限られた財源の中で事業の優先順位を整理できると考えています。

次に、不測の事態に備えた財源確保、基金残高についてです。まず、財政調整基金につきましては、本年６月に公表した中期財政計画において、先ほど上田議員からもありましたが、標準財政規模の30％程度を目標としており、約38億円を目指して積立てを進める方針としています。財政調整基金及び減債基金は、税収の変動や災害など突発的な財政需要に備え、年度間の財政バランスを調整するための基金でございまして、必要に応じて取り崩すことで急激な財政悪化を抑制し、安定的な財政運営を支える重要な役割を担っています。本議会における予算関連議案の全てが成立いたしますと、財政調整基金の残高は約31億2,000万円となる見込みであり、万が一の不測の事態に対する備えは着実に進んでいるものと考えています。

さらに、先日、関連議案の議決をいただきましたが、特定の事業目的に対応する特定目的基金につきましても計画的な対応を進めてまいりたいと思います。具体的には、（仮称）原水駅周辺区画整理事業や新駅整備をはじめとする将来の菊陽町に不可欠なまちづくり事業の財源確保を目的として、まちづくり推進基金を新たに設置するとともに、役割を終えた基金や統合が可能な基金については統廃合により整理を行い、基金資金の有効活用と管理業務の効率化を図ってまいります。

これらの特定目的基金を含めて、全ての基金において単年度収支の状況を踏まえつつ、計画的かつ適切に積立てを行い、後年度負担の平準化と万が一の税収減など急激な財政変動に対する備えを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　先ほど私が標準財政規模30％、38億円、こういうともあっという間に使い切ってしまうと思うんですよ、不交付団体が切れたということになればですね。ですから、しっかりとそういうところも見据えた上でやっていかんと、ただうれしいことばかりはないですから。

私は、税収が増えたからといって財政的に油断することを心配してるんですけども、全国で

は、放漫経営といいますか、放漫財政のような状況で施策を進め、財政危機に陥った自治体もあるということで聞いております。これまで繰り返し言ってきましたが、財政の将来の見通しなくしてはまちづくりは進まないと思っております。令和８年度の当初予算において確実に財源を確保しながら事業を行い、さらに将来を見据えた財政調整基金の積立て、それからしっかりとした考え方を進めるとともに、副町長の説明で安心はしましたが、しかし守るだけじゃ駄目と思います。攻めるときはどんどん攻めてもらいたいということでございます。

攻めの事業を進めるためには、副町長の話からすれば責任を持ってやっておられると思いますが、副町長も菊陽町に採用されましてから、町民の方々が、小牧副町長はようやっとんねて。あやつはいかんねて言われないように、しっかりと町長を支えていただきたいと、こう思っております。町民の皆さんが、本当に住んでよかったて。最近なようなったねて。箱物ばっかりじゃなくて住みよい町になったねて言われるような、そういうことも考えていただきながら事業を進めていただきたいと、こう思っております。

それでは、３番目の本町の大きな課題である交通渋滞に向けての施策と予算についてですが、みんなが交通渋滞のことは一般質問でするんですけども、また茂政もすっとやというふうな感じのあるかもしれませんが、これも課題として言わんとどんこんしょんなかとこもあるもんだけんですね。で、言いますけども、本町はＴＳＭＣの進出以降、急速な人口増加と交通量の増大に直面しており、通勤時間帯の基幹道路渋滞、生活道路への車両の流入、学校周辺の安全確保、企業進出のエリア周辺の慢性的な混雑など、住民生活と企業活動の双方に大きな影響を生じています。渋滞は単なる不便ではなく、経済損失、交通事故リスク、緊急搬送の影響、それから生活環境の悪化など、町の持続可能性に直結する重要課題でもあります。

そこで、令和８年度における渋滞緩和に向けた道路整備事業の具体的内容を含め、現在どのような施策と予算を講じているのか。また、将来交通需要予測の策定状況、10年後を見据えた交通マスタープランの有無、さらには渋滞対策全体の総事業費の財源、計画についてお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　交通渋滞につきましては、町としましても最重要課題と捉えており、国、県、近隣自治体、企業などの関係者と連携しながら、ハードとソフトの両面から対策を進めているところです。

初めに、ハード面の対策について説明します。

モニターを御覧ください。セミコンテクノパーク周辺道路については、従来の予算とは別枠で創設された地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用し、国、県と連携しながら異次元の規模とスピードで道路ネットワークの整備を進めており、今年度においては、先日報道されましたが、国の令和７年度補正予算で熊本県に対して当該交付金が全体で約64億円、うち道路整備に約52億円が配分されたところです。当該交付金の事業につきましては、特に県と連携して事業を進めている菊陽空港線では、令和８年度の完成に向けて順調に進捗しています。ま

た、県が事業主体である県道大津植木線多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路については今年度工事に着手されており、令和10年度末の完成に向けて取り組んでおられます。さらに、国においても、中九州横断道路の大津熊本道路における合志から熊本間で令和５年度から工事に着手され、早期完成を目指し、事業に取り組んでおられます。そのほか、町が事業主体として取り組んでいる南方大人足線道路改良事業原水工区、下大谷１号線道路改良事業、下原堀川線道路改良事業についても、早期完成を目指して事業を進めております。

次に、社会資本整備交付金を活用して、将来の道路ネットワーク整備を見据えた計画についても継続して事業を進めることとしており、南方大人足線延伸道路事業久保田工区では予備設計に着手する計画としています。また、杉並木公園線延伸道路事業及び古閑原西護川線道路改良事業については詳細設計に着手する計画としています。

次に、短期的な対策として、県の取組になりますが、令和８年度も引き続き、町内の主要交差点４か所で交差点改良事業が進められます。モニターを御覧ください。対象箇所は、光の森地区の中央部を通過している県道住吉熊本線の３か所の番号②、③、④の交差点に加えまして、国道443号の空港入り口交差点、番号⑦になります。なお、番号⑤の交差点については令和７年４月に完了しており、番号①、⑥の交差点については本年度着工する予定と伺っております。

さらに、新たな道路整備だけでなく、住民の皆さんにとって大切な生活道路もしっかりと安全確保を行う必要があります。そのため、各地区からの要望への対応や老朽化した舗装の打ち替え、側溝整備工事など道路維持補修に係る予算については、令和８年度も令和７年度と同様に、令和６年度当初予算費で約150％の予算を計上しています。また、通学路合同点検にて対策が必要となった箇所につきましては補正予算で予算を計上し、速やかに対応しているところです。

次に、ソフト面での対策についてです。ソフト対策の柱であるセミコン通勤バスにつきましては、平成27年度の運行開始当初は１日90人程度の利用でございましたが、現在は１日1,300人程度の方が利用されており、車から公共交通へ通勤手段の転換が図られています。また、セミコン周辺企業では、時差出勤や完全フレックスタイム制度など、通勤時間を分散させる取組を継続されています。

このように、町としても交通渋滞は最重要課題として、国、県、近隣自治体、企業などの関係者と連携しながら、引き続きハードとソフト面の両面から全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　交通渋滞は、今困っている問題であると同時に、町の将来価値が左右される問題でもあります。単年度対策ではなく、短期、即効性のある交差点改良、中期、幹線道路の整備、長期、都市構造の再設計を一体的に進めるべきであります。税収増という今の局面を生かし、人と企業が共存できる交通環境づくりを本気で進めるべきと考えます。様々な開

発や施設建設より重要な課題として取り組んでもらいますよう要請をいたします。

それでは、２番目に入ります。高齢者対策ですね。新年度予算について、高齢者に対する新たな取組です。

最初の質問で、令和８年度当初予算における編成の内容は町長からお聞きしましたが、多くの関係者の力を結集し、新たに作成した第７期菊陽町総合計画に基づき４つの重点施策を策定し、編成を進めたことは十分理解できました。年度が始まってから予算執行、そして将来の菊陽町の発展が楽しみであります。職員の皆さんにも町長を中心に頑張っていただきたい。

先ほど申し上げましたが、私はたくさんの町民の方とお話しすることが多くございますが、当然その中にも高齢者の方も多く、いろいろな意見をお聞きすることができました。これまで菊陽町を支えてこられた世代である高齢者の皆さんの健康増進は、住んでよかったということが言われるようなことが非常に大切な施策と私は考えている。

先ほど、町長からの重点施策の１つ目である町民の生活を豊かにする施策で、高齢者向けの新たな施策を新規で設けているという答弁がありました。そこで、新年度の予算における高齢者対策の施策は、具体的に予算にどのように組み込まれているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　残り時間も限られているところ、少しだけ早口で答弁させていただきます。

新年度予算の編成に当たりましては、高齢者支援施策のさらなる拡充はもちろんのこと、それと並行して働き盛り世代への支援の拡充も大きな柱として掲げております。主な取組といたしまして３点申し上げます。

第１に、将来にわたり安心な介護体制を維持するため、介護職員等の確保、定着支援を強力に推進をいたします。具体的には、人手不足が課題となっております40歳未満の介護職員及び介護支援専門員、俗にケアマネジャーと言いますけども、こちらを中心に、入職時から７年間にわたり１人当たり最大160万円の支援金を支給をいたします。

第２に、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただけるよう、住宅改修への独自助成も開始をいたします。具体的には、現行の介護保険制度の支給限度額20万円を超える改修費用や対象外となる項目につきましても、町が独自に20万円を助成することで、住宅での安全な生活環境の整備を支援をいたします。

第３に、働き盛り世代の健康を守るため、がん検診の無料化を実施をいたします。受診率が低迷をしております30代から70代の節目年齢の方々を対象に、主要な５つのがん検診、こちらは胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、こちらに加えまして前立腺がん検診を無料とし、早期発見、早期治療につなげてまいります。

現在、本町では、世界的半導体企業の進出の効果をどのように町民の皆様にお返ししていくかが町政運営における最優先の使命でもございます。本町は、これまでに、学校給食の無償化などをはじめとする子育て支援施策の拡充をどこよりも早く先行して進めてまいりました。そ

して、今回新たに、高齢者支援施策のさらなる拡充と働き盛り世代への支援の拡充を全国の自治体に先駆けてスタートさせていただきます。これらにより、子どもたちや現役世代、そして高齢者の皆様まで、全ての世代が企業進出による効果を直接実感していただけるよう、それぞれの事業を確実に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　これまで菊陽町を支えてこられました高齢者の皆さんを支援する事業を新たに実施するだけではなく、働き盛りの検診という子育てを含めた幅広い世代に向けた事業を展開することを承知しました。直後、町長から新事業の答弁に向けて、新たな事業に対する意気込みも感じました。今回の答弁で新たな町の取組を聞くことができ、子どもから働き盛り、高齢者等、全世代がＴＳＭＣの進出効果を実感できる取組を盛り込んだことは高く評価しております。しかし、これで終わりにせずに、引き続き、これまでの菊陽町を支えてこられた高齢者世代の皆さんの声に耳を傾けながら、しっかり役場で知恵を出して事業を考えて、住んでよかったという、本当に暮らしもよくなったと感じる町を実現してもらいたいと思います。

それから、(2)ですね。様々な施策を講じて健康増進、健康寿命を延ばす取組をされているが、各地域で気軽に運動できる健康器具の設置を進めるべきではないかですが、本町では健康教室の介護予防事業など様々な健康増進施策を実施されていますが、教室に参加していない方々や移動手段が限られている高齢者、運動習慣のない方へのアプローチが課題であると感じています。健康寿命延伸の鍵は、いつでも誰でも無料で身近に運動できる環境づくりであり、近年は公園や地域広場にストレッチ器具や筋トレーニング器具、バランス訓練器具、ウオーキングコースなどを設置し、成果を上げている自治体も増えていますが、豊橋市では健康器具と指導をセット実施し、世田谷区では公園への体系的配置と地域包括支援センターの連携により効果を上げている事例もあります。

本町におきましては、各地域で気軽に運動できる環境整備を進めるべきと考えますが、健康器具の設置についてどのように考えているか。また、設置を進める場合、１か所当たり概算費用、維持管理などをどの程度見込んでおりますか。町長にお願いします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　まず、現在の健康器具の配置状況と利用実態について申し上げます。

本町では現在、町内４か所の公共施設で無料で利用できるエアロバイクなどの健康器具を設置しております。しかし、いずれの施設においても住民の皆様の利用は少ないといった状況です。この要因は、特定の施設に足を運ぶという心理的、物理的ハードルがあるものと分析しております。

一方で、健康器具の配置と並行して平成29年度から開始しました健康ポイント事業がございます。本事業は、特別な器具を必要とせず、御近所をウオーキングするなどの日常の中で気軽

に取り組める運動であり、歩いた歩数に応じて商品券と交換可能なポイントを付与するものであります。本事業を開始して９年が経過いたしましたが、現在、参加者数は約3,000人となり、着実に住民の皆様に浸透しております。本事業の最大の利点は、上田議員がおっしゃる地域で気軽に運動できる環境を、器具の設置や管理のリスクを負うことなく、各住民の足元で実現できる点にあります。御近所を歩くことそのものが健康への近道であり、かつ経済的にもお得な本事業が、現時点における本町の健康増進施策の柱と考えております。さらには、町内の商業施設にも御協力いただき、ウオーキングコースを設置するなど、その取組を拡大してるところでもあります。

今後も、健康器具の設置については安全管理等の課題を注視しつつ、まずはこの健康ポイント事業をさらに拡充し、一人でも多くの町民の皆様の健康増進や健康寿命を延ばすまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　今、答弁されましたことを確実にやっていただきたいと、こう思っております。

それでは、(3)の、認知症予防のための脳運動、脳トレも重要でありますが、これの取組の効果、課題ということで、健康寿命を延ばすためには身体面だけではなく認知機能の維持、向上が重要であり、認知症予防やＭＣＩの早期発見、社会参加の継続、閉じ籠もり、ひきこもり防止は本町にとって重要な政策課題です。本町でも脳トレ教室やサロン活動、交流事業などを実施されていると思いますが、これまで取組の効果と課題、そしてまた脳トレ教室や認知機能プログラム回想法交流事業、スポーツなどの実施内容、参加者数、年齢層、開催回数、地域においてお尋ねしたいと思います。

あわせて、認知症機能テストなどによる数値的検証を行っているかどうか。さらに、身体機能、栄養、認知、社会参加の総合評価によるフレイルチェック制度についても本町の取組状況をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　(3)の御質問についてお答えします。

認知症予防の本町での取組として、現在、熊本－ＴＳＭＣ健康長寿プロジェクト事業、通称「脳活！シニアチャレンジ教室」を実施しておりますので、その成果と課題について答弁をいたします。

このプログラムは、認知症などのリスクに対し、脳トレ、運動、栄養、生活習慣病管理といった複数の要素を同時に介入するアプローチです。このプログラムは従来は研究機関でしか実施しておりませんでしたが、全国の僅かな自治体でしか導入実績のない本プログラムを本町で導入できたことが最大の成果です。

一方、本教室を実施していく中で明確な課題も見えてまいりました。認知症の前段階である

軽度認知症障害、ＭＣＩ相当の方は、適切な対策により健常な状態に戻る可能性があります。本来、本教室の真のターゲットはこの層となりますが、現在は普段から意識の高い健康な高齢者の参加が中心となっているという実態があります。本事業の効果を最大限に引き出すためには、まだ対策につながっていない軽度認知障害、ＭＣＩ相当の方々をいかに掘り起こし、参加を促すかが課題となっております。

今後の改善策としましては、本事業の共同実施者である熊本大学と連携し、高齢者向け説明会などへ職員が直接赴くことで、本教室の意義を個別に周知することを検討しております。これにより、潜在的なＭＣＩ相当の方々への参加呼びかけを強化してまいります。

以上となります。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　毎年100人が高齢化する本町ですが、健康増進、認知症予防、健康寿命を延ばす政策は、言わば未来への投資です。町長の未来への投資は若者に向けられたように感じますが、人生100年時代の今、私たちも未来はあり、その未来を健康で生きることが介護、医療費の支出の抑制につながります。そこで捻出された財源が若者向けに投資できるよう、高齢者福祉への投資を強く求めていきます。

最後になりましたが、ちょっと遅くなったんですけども、３番目の新球場誘致についてですが、(1)令和８年度、県が新球場公募を行うが、応募する市町村が球場用地を無償で提供することになるか、また県との折半になるのかということでございますが、令和８年度に県が新球場の公募を行うに当たり、まず焦点となるのが、応募をする市町村が球場用地をどのような条件で提供するのかということになる点でありますが、全国の先進事例では自治体が用地を無償提供したケースも見られますが、一方で県との費用負担の在り方、自治体の財政運営に大きく影響する重要な判断となります。

そこで、お尋ねしたいと思いますが、本町について、野球場用地を無償で提供する可能性など想定しているのか、また県との折半など、どのような負担の在り方を現時点で念頭に置いているのか、町の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　最初に、県が令和７年９月に示している野球場の移転再整備のスケジュールについて簡単に御説明いたします。

まず、来年度１年間かけて移転先の公募、選定を行い、その後、基本計画等の策定、令和11年度からの整備着手と予定されており、公募条件等は令和８年４月以降に公表される見通しでございます。しかしながら、町としましては現在、県に対して、移転先の選定について早く公募条件を公表し、来年度のできるだけ早い時期での移転先決定を求めています。そのため、それに向け、他の市町村にはない、菊陽町だからこそできる提案を検討しています。

こうした状況の中、野球場用地の負担については現時点では何も決まっていませんが、有識者による検討会議の提言書にもあるように、県の負担の最小化は必要不可欠な要件と認識して

おります。ただいま上田議員から御質問がありましたように、他のスポーツ施設における全国の先進事例では土地を無償提供した例もあり、恐らく県に提案する際の最低限の支援であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　最低限で、建設費用とか、(2)のほうに移るかもしれませんが、県もいろいろと大きな事業を抱えておるのは十分承知しております。新聞の中でも400億円以上の、野球場と体育館ですかね、ああいうとを造るためにはそういうことが考えられておりますが、例えば、最低限度ですけども、ちょっとその前に、１月６日の新年会のときに私、知事と20分ぐらいお話ししたんですけども、そしたら知事も、うちに決まっとっとだろって言うたら、熊本市も手挙ぐるかもしれんと。そしたら、大西市長がたまたま私のとこへおっしゃって、上田さん、どこが挙ぐるか分からんばってんなて。よそはもう、うちと熊本市ぐらいかもしれんだろうて私が言ったら、笑いよんなったばってんですね。いずれにしても、よその市町村では、場所的にも考えないかんばってんが、金も持っとらにゃいかんけんですね。それに応じたことも大事だけん、その辺のところはしっかりと考えていただいて。して、知事に言うたです。あなたは職員時代はうちの副町長とウィン・ウィンの仲だけん、どぎゃんかならんとかいたって冗談で、冗談じゃなかったばってんが、本音で言うたつもりばってんが、ウィン・ウィンだろかいたて、やおいかんな仕事してきとったということでですね。そういうことです。

次に、野球場の建設費用について、先ほど言ったんですけども、これについても県の応募条件によるものと思われますが、新球場はあくまでも県営の施設であり、建設費の負担割合については誘致市町村が過度な負担を求められないことが大切と考えています。一方で、木村知事は、先ほど私が言いましたんですが、400億円ですね。整備費用、体育館とかですね。基金を設立して、民間に公募して呼びかけると年頭の記者会見で述べられております。このことから、誘致市町村にも多額の負担を求められることは確実と考えられます。

そこで、お尋ねしたいと思いますが、県は新球場建設に係る費用負担について町にどのような程度の負担を求めるのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　政策監。

○総務課政策監（井田章博さん）　野球場の整備費用の負担につきましても、現時点では何も決まっていない状況でございます。いずれにしましても、県営野球場の誘致に向けましては、県の負担の最小化はもちろんですが、町の負担の最小化も目指してまいります。そのためには、いかに民間事業者を巻き込んでいくかが重要になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　例えば、ＰＦＩというかな、ああいうとも恐らく考えてくるんじゃないかなと、こう思ってるんですけどもね。そういうことになれば、お互い格安でできる可能性

は十分あると思います。ただ、先ほど私言ったんですけども、県がどのような考えで言うてくるか分かりませんが、そのときは副町長が、逆に俺げんほうさやんなっせて。そして、場所はええて、俺げが選定するからて。菊陽町が選定するけんどぎゃんかしてはいよというぐらいの感覚で申してもらわんと、県の言いなりになって、はいはい、それでよかですよ、お金はありますから、場所はどこでんええけん造りますよって。町長が前、図書館で言いなったように、北めのほうに場所提供したっちゃよかねというふうな感覚が、この前、あれは何日の日だったですか、あったですね。300人程度、何かあの人たちが来とんなはった。で、新聞記者が、北のほうがよかねというような感覚で言われたということで。報道機関もそぎゃんうそは書かんけんですねと私は言うたことだったです。その辺で、副町長、何か意見なかですか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　新聞報道のことが出ましたので、少し私のほう御説明しますが、あのときの図書館ホール、私も入っておりましたけども、あのときには当然、これまでの検討委員会での報告、私どもがプレゼンをした報告で、私どもの強みということで運動公園周辺、それと新駅周辺、こちらの強みをしっかり生かしていくということを町長のほうから御発言されたところでございます。これについては、新聞のほうの報道の中でこちらのほうを切り取られて報道されたということでございます。付け加えておきます。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　もう５分ありません。３番目の、総合体育館は本年４月から地元のクラブきくようが指定管理者として運営することになりました。誘致に成功して新球場が菊陽町に建設される場合、同様に地元の人間を雇用されることになると思いますが、誘致が成功して菊陽町に新球場が建設されることになった場合、町の用地取得、建設費用については多額の負担を求められることになります。そのためには、球場職員の採用に当たっては町民を優先的に採用するよう県に求めるべきであります。また、町の総合体育館では地元ＮＰＯ法人のクラブきくようが指定管理者となっておりますが、新球場においても同様に町内の団体が運営管理を受託することが可能になるのが重要な点であります。

そこで、お尋ねします。新球場の職員採用における町民優先の取扱い、並びに運営管理を町内団体が受託できる可能性について、町としてはどのように考えているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　総務課政策監。

○総務課政策監（井田章博さん）　野球場の管理運営につきましては、野球場整備にどういった事業スキームを採用するかによりまして施設の管理者が変わってくるものと考えております。例えば、総合体育館と同じように指定管理者方式などでは、公共が施設を整備し、その運営を民間事業者等に実施させることで、地元も含めまして運営のノウハウがある民間事業者等の参入が見込めます。一方で、先ほど議員のお話にもありましたＰＦＩ方式のように、野球場の整備運営を一体的に民間事業者に実施させるという手法もございまして、実績のある民間事業者のノウハウを活用することで効率的で効果的な整備運営が可能となります。今後、様々な事業ス

キームを比較検討していくことになろうかと考えておりますが、仮に野球場が菊陽町に整備される場合には、どのような運営主体になりましても、地域経済への波及効果を可能な限り追求してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　それでは、４番目の1,000万円の使途ということで、県の移転先の公募に向けて、町として提案内容の精度を高めるのに必要な業務を委託するとしているが、この1,000万円が具体的にどのような作業に充てられ、どの程度成果を上げられるのか、その内容を明確にお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　野球場誘致支援業務委託事業につきましては、12月議会で御説明しましたとおり、来年度の県の移転先の公募に向けまして、候補地に新球場を整備した場合のイメージや整備費用等の調査、民間活力の導入を含む事業スキームの整理など、提案の魅力をさらに向上させるための業務支援を専門的な知見を持つ事業者に委託し、連携して取り組むこととしております。その中でも特に、県と町だけでなく、いかに民間事業を巻き込んだ提案にするかに重きを置いております。これは、他のどこにもない提案を進めるために必要な委託であり、既に菊陽町での野球場整備に興味を示している民間事業者も存在しております。こうした民間事業者を巻き込み、魅力ある提案とすることが、結果として県だけでなく町の負担の最小化につながると考えています。

要するに、今よく思われてるのが、県と町でどのようにして野球場をつくるのかということを皆さんお考えだと思うんですけども、今回の私どもの菊陽町が提案してるのは、いかに興味を持ってる民間事業者をこの野球場建設に巻き込むかということでございます。これは、これまでにない提案でございます。そういうことをやることが、結果として菊陽町が選ばれるということになろうかと思いますので、そのためには事業者の知見というものをしっかり生かしながら、全国にいるいろんな民間事業者を巻き込む、そういう提案をつくるために最低限必要な今回の委託ということをぜひ御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　今、副町長が言われたことを、しっかり副町長、努力していただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わりたいと思います。傍聴の皆さん、ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午後０時７分

再開　午後０時58分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　皆さんこんにちは。議席番号８番、公明党の西本友春です。本日は、お忙しい中、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

ロシアが一方的にウクライナを攻撃し、４年がたちます。一方、28日にイスラエル、アメリカがイランを攻撃しました。力による現状変更は絶対に許されません。外交交渉による平和な世界を強く望みます。

本年は、東日本大震災から15年目、熊本地震から10年目を迎えます。地震で亡くなられた方の御冥福と、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。特に、東日本大震災では復興は道半ばで、福島県浜通りでは課題が残されています。遠くからではありますが、取り残される人がないよう、最後の一人まで寄り添い続けたいと思っております。

質問は、質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　優しい環境づくりについて質問をいたします。

現在、多くの人が利用する施設には赤ちゃんにミルクをあげることができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳できることについてはまだ一般の理解が進んでいません。赤ちゃんがいないのに授乳室に入るには、周りの目があり、入りづらいと思います。現在、全国では、搾乳できますの自治体独自のマーク設置が数多く推進されています。隣の合志市でも推進されています。国交省が、授乳室で搾乳を行うこと等に関するガイドラインが示されています。搾乳できますのマーク設置の推進を提案するが、町はどのように考えてるのか伺います。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　授乳中の女性が外出時や職場などで安心して搾乳できる環境を整備することは、安心した社会参加や女性の心身の健康の向上などにもつながるものと認識しているところです。このような中、西本議員からもありましたように、令和７年に国の公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインが改定され、その中で望ましい整備内容の一つとして、授乳室等には母親と子どもが一緒に入るものと認識されているところがあり、母親一人で授乳室に入ることに抵抗感を感じ、搾乳が必要なときに授乳室等を利用しづらいとの意見などを踏まえ、授乳室等の出入口付近には授乳、搾乳、おむつ替えのためのスペースであることを表示することなどが盛り込まれました。

御質問の搾乳できますのマーク設置については、このガイドラインを踏まえ、授乳に加え、搾乳の利用を希望した方が安心して施設を利用できるよう、町独自のマークの検討も含め、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　積極的に推進するということですんで、住みやすい、前進し続ける町としても、今年度中ぐらいには、シールでございますんで、しっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

ガイドラインでは、授乳室出入口付近への防犯カメラの設置、授乳室等内への非常ボタンの設置等に配慮や、給湯設備、また男性の哺乳瓶による授乳やおむつ替えに配慮し、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否等をピクトグラムと文字の併記により分かりやすく表示することが望ましいとされております。ガイドラインに対する今後の町の取組はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　国のガイドラインに沿いまして、利用者に配慮した防犯カメラの設置や分かりやすい表示となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　セキュリティーの面からいっても防犯カメラ、また昨今、男性が子育てをするということで、男性もそういうところで哺乳瓶でできるように検討して進めるということでございますので、それも先ほどのことと一緒に並行しながら進めていただきたいというふうに思っております。

公共施設における授乳室を増やすべきと提案するが、町はどのように考えてるか伺います。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　現在、本町の公共施設で授乳室を設置している施設としては、光の森町民センターと総合体育館内には授乳室を設けていますが、役場本庁舎や防災センターには専用の授乳室がないため、乳児を持つ親子の利用頻度が高い健康・保険課や子育て支援課では相談室を一時的に個室にして御案内し、授乳等のために利用していただくなど、応急的に対応しています。また、授乳室がない他の施設においても、使用していない部屋などを案内し、利用していただいているといった状況です。

このように、今のところ授乳室は限られた公共施設にのみ設置されておりますが、乳児を持つ母親が安心して施設を利用できるよう、今後は、令和８年４月から開設予定のアーバンスポーツパークの管理棟への授乳室の設置や、令和８年５月から西部町民センター内にこども館を開設するに当たり、授乳コーナーの設置を予定しているところです。引き続き、既存施設の改修や新たな施設の建設に合わせて、可能な限り授乳室を設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　既存以外のところではスペースがないということで、今後の改修計画と

か、そういうときには取り入れて授乳室をつくるということでございますので、しっかり進めていただきたいというふうに思っております。

授乳室を増やすときに、災害時の避難所でも利用可能となる移動可能な授乳室の提案をいたしますが、ここに写真では出しておりますが、こういう可動型の授乳室がございます。災害時の体育館等に避難されたときに、どうしてもこういうものは必要かというふうに思っております。今後の町の課題としても重要だと思いますが、どのように考えてるのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御提案のありました移動可能な授乳室の設置につきましては、既存施設でスペースの問題で授乳室が設置できない場合などにおいて有用と思われますので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　今後の参考と言われましたけど、災害対策の一環としては最低限必要なものだと思いますんで、やはり備えは必要だと、再度提案だけはしておきます。

ユニバーサルシートは、おむつを必要とする大人、または一般的なおむつ交換台の対象年齢を超えた子どもや介助が必要な方の着替えなどに不可欠な設備です。多くの施設では乳幼児向けのおむつ交換台は整備されているものの、大人用の介護ベッドやユニバーサルシートはいまだ設置率が低く、家族や障がい者は苦労を強いられています。大人用紙おむつの利用者は、グラフで示しておりますが、年々増加し、2040年には人口の７％に達すると予想されています。自力で立つことが難しい障がい児の家族は、対象年齢を超えた子どもの着替えやおむつ交換のために、やむなくトイレの床でシートを広げて対応することさえあるとのことです。

公共施設におけるユニバーサルシートの設置を進めるべきと提案するが、町はどのように考えてるのか伺います。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　ユニバーサルシートは、高齢者や障がいのある方をはじめ、介助が必要な全ての方が外出先においても安心しておむつ替えや着替えが行える環境を確保する上で必要な設備であると認識しております。しかしながら、公共施設での設置状況としましては、図書館と総合体育館のバリアフリートイレにのみ設置しており、役場庁舎をはじめ他の公共施設につきましては、乳幼児向けのおむつ交換台は整備しているものの、ユニバーサルシートの設置はありません。

御提案のありました公共施設におけるユニバーサルシートの設置促進につきましては、車椅子での回転や介助者の動線を確保するため、一定のスペースを有するバリアフリートイレの整備が必要となりますが、既存の公共施設においては建物の構造やスペースの制約といった課題があり、直ちに設置することは難しい状況です。町としましては、今後新たな施設の整備や既存施設の大規模改修等を行う際には、設計段階からバリアフリートイレの面積や設備内容を十

分に考慮するなど、ユニバーサルシートの設置を含めた整備を検討していきたいと考えております。

今後も、障がいの有無や年齢にかかわらず、全ての町民の皆様が安心して公共施設を利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　ユニバーサルシートについてはスペースが必要ということで、今の回答も十分理解をしておりますし、今後、施設計画の中でしっかり取り入れていただきたいと思っております。

それともう一点だけ、民間でも大きい商業施設では置いてあるところもあるやに思っております。今後、町としても、民間の商業施設とかそういうものの計画があるときにはぜひそういうのも検討していただきたいということで、町からのほうの働きかけもしっかりお願いをしておきたいと思います。

では続きまして、２番目の不登校児童・生徒の健康維持についてお伺いをいたします。

不登校児童・生徒の数は年々上昇しており、令和６年度では小学生13万7,704人、中学生21万6,266人、合計で35万3,970人となっています。小学校を不登校になっている子どもの急増に伴い、不登校の子どもが学校の健康診断を受けず、健康上のリスクが見過ごされる可能性が高まっているおそれがあることから、必要な対策の検討につなげるため、現在、総務省では市区町村等を対象に、不登校等の子どもの健康診断に関する調査を実施しております。回答日は令和７年12月31日となっております。

菊陽町のほうでも回答したかどうかは分かりませんが、不登校児童・生徒の健康診断はどのように行っているのか伺います。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　不登校児童・生徒への健康診断の実施方法につきましては、各小・中学校において、児童・生徒の心理的な状況に寄り添い、可能な限り受診の機会を確保できるよう努めております。具体的には、保護者へ健康診断の予定表を渡し、検尿の提出や心電図検査などの期日を事前に周知することで、受診への円滑な連携を図っております。登校して受診する際には、集団での活動が苦手な児童・生徒への配慮として、待機場所や出入口を分けたりするなどの工夫を行っております。また、学校での受診が困難な場合には、保護者の引率により、学校医や学校歯科医の医療機関において直接受診できるよう、個別の調整を行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　続きまして、町では不登校児童・生徒の健康診断の受診状況を把握しているのか。把握していれば、受診率はどのようになっているのか伺います。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　不登校児童・生徒の健康診断受診率についてお答えいたします。

本年１月末時点での不登校児童・生徒のうち、健康診断を受診している児童・生徒の割合は約96％となっております。受診できていないものとしては、尿検査や心電図検査などが挙げられます。これらは、提出期日や実施日が限られているため、不登校の児童・生徒によっては受診の調整がつかない状況がございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　受診率は、今、数字言われましたですかね。ごめんなさい、私が聞きそびれました。

健康診断を受けずに健康上のリスクが見過ごされることは、子どもの命を守る観点からいっても対応はしっかりと行わなければなりません。受診できなかった人への対応はどのように行ってるのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　学校での受診日に受診できなかった場合は、まず予備日を設定し、養護教諭の引率や個別の呼びかけによって受診を促しております。それでも受診がかなわなかったケースについては、保護者へ個別にお知らせを送り、保護者の同伴の下で学校医の病院を直接受診していただくようお願いしております。担任による家庭訪問や教育相談の際にも受診の案内を継続して行っているほか、尿検査や心電図検査については近隣校での受診日程をお知らせしたり、受診期限が過ぎた場合でもいつでも受診ができるよう医師会立病院への案内を行ったりするなど、未受診者が残らないよう、きめ細やかなフォローアップを徹底しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　しっかりフォローアップをしているということですが、先ほどの受診率の96％の中にはフォローアップしている数も含めているかどうかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　含んでいる数字でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　不登校児童・生徒さんも、風邪などの病気にかかったときはかかりつけのお医者さんに診てもらっていると思います。不登校なので学校医とは面識がないため、健康診断は難しいと思うが、かかりつけのお医者さんだとハードルは低く、健康診断を受ける可能性が高くなるというふうに思います。

学校医の医療機関以外で健康診断を受けるときの助成を提案するが、町はどのように考えて

るかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　不登校傾向にある児童・生徒に対しては、孤立を防ぎ、継続的な見守りを行うことが極めて重要です。学校医での受診を促すことは、専門的な視点から児童・生徒の心身の状態を把握し、適切な支援へとつなげる貴重な機会となります。こうした対面での対話や関わりを大切にする観点から、現在は学校の枠組みの中での受診をお願いしており、助成については考えておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　私も分からなかった、受診率が96％ということで、アフターフォローもしてるから考えてないということではございますが、４％の人が受診できていないというところを、やっぱりその対策をですね、何をしたらいいかというのを考えながら、100％になれるようにしっかり努めていただきたいというふうに提案して、次の３番目の質問に移ります。

幼児健診については、母子保健法により、市町村において１歳６か月児及び３歳児に対する健康診査の実施が義務づけられている。幼児期において身体発育及び精神発達の面から最も重要である３歳児の全てに対して、医師、歯科医師などによる総合的健康診査を実施し、その結果に基づき、適当な指導及び措置を行うものである。３歳児に対する健康診査は、発育状態、栄養の良否、疾病の有無など従来行われていた健康診査のほかに、歯科及び精神的発達などの検査、指導など多角的な健診を行い、各種心身障害児の早期発見に資するものです。

こども家庭庁の令和５年度全国市区町村における視覚検査結果では、異常なしが80％となっています。３歳児健診での経過観察が必要な幼児の数の推移はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　西本議員からもありましたように、３歳児健診は母子保健法第12条に基づき、市町村が実施する３歳児の幼児を対象にした定期健診であり、本町でも３歳１か月の時期に毎月実施をしております。健診の主な内容は、身体測定、内科診察、歯科診察に加え、運動発達、言葉や行動面などの精神発達の確認、視力や聴力の確認などを実施しています。その中で、健診会場での問診による言葉や行動面などの確認、保護者から家庭や保育園などでの日頃の様子や心配事などを丁寧に伺った上で、経過観察の必要性を判断します。

その結果、経過観察が必要となった幼児の数の推移は、令和４年度は受診者490人のうち身体面が104人で21.2％、精神発達面が93人で19.0％、令和５年度は受診者485人のうち身体面が123人で25.4％、精神発達面が91人で18.8％、令和６年度は受診者461人のうち身体面が127人で27.5％、精神発達面が120人で26.0％となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　今の数字でいきますと、年々、少しずつではありますが、きめ細かいいろんなのをされているというのもあって、若干増えていってるような状況だと思います。

３歳児健診で見つかった軽度の問題は、経過観察が定期的に必要となり、保健師による家庭環境の確認や訪問相談、療育機関の紹介や自治体の窓口への相談、受診といった次のステップを案内されたり、療育施設で支援を受けることもあるとされています。経過観察が必要な幼児への対応はどのように行っているのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　３歳児健診の結果、精神発達面で経過観察が必要と判断した幼児には、健診から６か月後など、適切な支援時期に改めて電話や面談で再相談を実施し、健診後からの成長の様子や保護者の心配事などを確認させていただきます。その内容に応じて、より専門的な相談事業となる臨床心理士による心理相談事業への紹介や、こども家庭相談課などの関係課と連携した支援を行っております。さらに、その結果、継続的な支援が必要な際には、心身の発達を促すための支援を行う児童発達支援サービスの利用紹介や専門医療機関への受診勧奨を行うなど、お一人お一人の成長に合わせた早期の支援に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　経過観察の幼児への対応をきめ細かくやってるというふうにお伺いしましたが、この観察が必要な幼児の情報共有を保育施設等とどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　御質問にお答えいたします。

まず、健診で経過観察が必要なお子様に関しましては、健診の会場ではなかなか日頃の様子とかというのは確認できない場合もございますので、日頃保育園等でどのような生活をされているのかとか、そういった御様子を伺う必要がございます。ですので、その際には保護者様の同意を得て、保育園の先生方に直接お伺いしたり、現場に行って保育の状況、日頃の様子をお伺いしたりして連携を取りながら、私たちの健診会場で確認させていただいた以外の情報を得ながら、その後の支援につなげているという状況となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　町としても、そういう課題のある子に関しては保育施設と連携を取ってきめ細かな対応をしてるということで、そのことについては非常に安心をしております。

続きまして、５歳児健診自体は新しい取組ではありません。一部の自治体では以前から実施されていましたが、これまで各自治体の判断に任されていたため、2020年度の実施率は全国で僅か14.1％でした。こども家庭庁が５歳児健診の全国展開を本格的に推進することを決定し、

2028年度までには全国どこでも受けられる体制を目指すことになりました。

５歳児健診は、発達障害児の早期発見に目が向けられがちですが、目的はそれだけではなく、最も大切なのは、お子さんの健康な成長と発達を守り、さらに伸ばしていくことです。５歳という年齢は、幼稚園や保育園などの集団生活の中でお友達とルールのある遊びを経験し、社会性がぐんと伸びる非常に重要な時期です。５歳児健診は、お子さんが小学校に安心して楽しく通えるよう、現在の成長、発達の状況を確認し、保護者の方が抱える心配事を相談できるよい機会となります。保護者の方が育てにくさを感じている場合は、どう関わっていくのがよいかを一緒に考え、具体的なサポートにつなげていくことも可能です。

５歳児健診を行うべきと提案するが、町はどのように考えてるのか伺います。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　５歳児健診の目的は、小学校入学前に言語や社会性の発達、行動面、生活習慣を評価し、発達の課題を早期に発見し、支援につなげることです。この時期に健診を実施し、就学に向けて地域でのフォローアップ体制を構築するため、国は５歳児健診の実施を奨励しており、全国での事業展開を目指しています。この国の動きも踏まえ、本町でも令和８年度からの実施を目指し、新年度予算に計上させていただいているところであり、健診に御協力いただく小児科医師をはじめ熊本県、医師会、関係機関と、具体的な実施方法や健診後の支援体制について今後検討を予定してるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　今年度予算に計上されてた、説明を受けたときはびっくりしましたけれども、この問題は昨年の11月に、次にありますインクルーシブ教育に絡むということで、課長とは昨年の11月からこのことはずっとお話をさせていただいていたところではございますが、しっかり実現できていることには非常に評価をさせていただきます。

健診で気になることがあった場合のサポートで、健診後の支援、就学に向けた準備としての学校との情報共有、学校生活に向けた準備をどのように行うのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　先ほど、(2)の御質問で、３歳児健診後に経過観察が必要なお子様への対応について御説明をさせていただきましたが、さらに小学校への就学を安心して迎えていただくために支援が必要な場合には、保護者の悩みや思いをしっかりお伺いし、保護者の同意の下、教育委員会、そして学校と情報共有や連携を取らせていただいているところであります。

具体的には、年中児の秋頃を目安に、小学校や特別支援学校における実際の授業の様子や支援体制について見学をしていただくための学校訪問を、教育委員会を通して学校に依頼し、実施をしております。またさらに、年長児の春頃を目安に２回目の学校訪問を実施いたしまして、前回の学校訪問の結果を踏まえ、その後のお子様の成長と保護者の意向を再確認いたしま

して、教育委員会、学校と連携をしながら就学に向けた支援を行っているところでございます。今後開始いたします５歳児健診の後につきましても、引き続き早めのサポートを開始し、お子様が安心して就学を迎えられますよう支援に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　３歳児健診の後のフォローはしっかりやられていること、実態は把握をさせていただいておりますので、５歳児健診でも新たな児童さん、発見された体制ということで、今までやってこられてることをしっかりまた進めていただければというふうに考えております。

では続きまして、インクルーシブ教育についてお伺いをいたします。

文部科学省の特別支援教育資料によりますと、児童・生徒数は出生率の低下に伴い減少傾向となっているが、特別支援学級の児童・生徒数は年々上昇傾向となっております。これは、資料を分かりやすく棒グラフにしたところでございます。生徒数は減るが、支援児童数が増えていってるという現状がございます。

特別支援学級の児童・生徒数の推移はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　本町における特別支援学級の在籍状況の児童・生徒数の推移は、令和５年度が小学校218名、中学校81名、令和６年度が小学校234名、中学校92名、令和７年度が小学校232名、中学校96名となっており、現在、小学校では全児童の約７％、中学校では全生徒の約６％が特別支援学級に在籍しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　全国の数値と同じように、菊陽町でもそういう傾向にあるということです。

心身の障害が重度であるか、または重複しており、特別支援学校等に通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対し、特別支援学校等の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う訪問教育というものがございますが、実施しているか。実施しているのであれば、対象児童数は何人になるか教えてください。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　特別支援学校が実施しております訪問教育につきましては、本町の小・中学校では訪問教育による指導は実施しておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　了解しました。

障がいのある子どもの教育に当たっては、その障がいの状態に応じて可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。障がいのある子どもの就学先については、本人、保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障がいの状態や必要となる支援の内容、教育等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定することとなっています。

就学先の決定は、就学する予定の学校においてどのような学習内容が設定され、どのような方法で教育を行うのかなど、保護者にとって最大の関心事項の一つです。このため、就学先の検討に当たっては、市町村教育委員会において学校見学や体験入学の機会を活用し、保護者への情報提供や面談等を経て、教育上、必要な支援内容等の判断、調整が行われるとされています。入学前の就学先決定はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　本町における支援学校や特別支援学級などの就学先の決定につきましては、健康・保険課が実施する３歳児健診や心理相談、こども家庭相談課による総合相談や巡回支援等を通じて、本人と保護者の意思を確認しながら就学につなげています。また、それぞれの子どもの状況を把握し、保護者が不安を感じたときにいつでも寄り添えるよう、相談窓口へと円滑につなげる連携体制も整えております。これらの連携により集約された情報をはじめ、医師の診断書や発達検査の結果、日頃の児童・生徒の様子や本人と保護者の希望を記載した就学相談票等の客観的な資料に基づき、医師や臨床心理士、医療相談員、支援学校長などの専門家で構成される教育支援委員会において総合的に審議を行います。その審議結果を経て教育委員会が適切な学びの場を決定し、２月上旬に保護者へ通知を発送しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　本人と保護者の意思を確認しながら就学につなげているという回答ではございましたが、１月17日に大津町で開催された子育てゆるっと相談会での保護者の声は、最初から支援学級の話をされるので自然と誘導されるようになるとのことで、まずはほかのお友達と一緒に同じクラスになりたいかとの子どもさんの意見を聞いて、保護者に対してはどちらも選択できますよと話を進めていただきたいと提案をいたしますが、そのことについてはどのように思いますか。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　まず、議員のほうの御発言がありました、最初から支援学級の話をして自然と誘導されるようになるというようなお話でしたけれども、実際、町としてはそのような取組のほうは行っていないというところで御理解いただきたいと思います。しかしながら、そういった御意見があったということは、貴重な御意見として承りたいと思います。

御質問でございますけれども、保護者と子どもに寄り添った就学先の決定というところが一

番大事なところになるかと思いますので、町の姿勢としてはそういった考えは全然変わっておりませんので、引き続き関係課と連携を取りながら、就学先の決定について適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　これは素直な保護者の気持ちだということで受け取るということでございましたので、そういう声があるということだけは理解していただきたいというふうに思っております。

菊陽町には、保護者向けガイドブックで特別支援教育に対する説明や流れ、支援教育の説明となっております。インクルネット西宮で作成された障がいのある子どもの小学校入学ガイドは、本人、保護者の体験を基にＱＡ形式でかなりのページ、70枚ぐらいあったですかね、部長のほうにも情報は提供しましたが、対象の保護者さんにそういうのを渡して理解していただいてるということでございます。

保護者向けガイドブックはあるが、保護者目線でのガイドブックを作成することを提案するが、町はどのように考えてるかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　議員御提案の保護者目線でのガイドブックは、制度の説明にとどまらず、同じ悩みを持つ親同士だからこそ共有できる経験談などが掲載されたものを想定されていると拝察いたします。本町の作成しているガイドブックにつきましては、毎年、保育園等や町内小・中学校の全保護者へ配付しております。内容も、学校現場などからの具体的な意見や保護者からの意見を丁寧に取り入れ、保護者にとってより分かりやすいものとなるよう随時改善を図ってまいりました。

このガイドブックは、あくまでも特別支援教育への理解を深めていただくためのスタートとしての役割を担うものであり、具体的な支援内容等については、個別相談を通じ、専門機関や就学予定校の特別支援教育コーディネーターが丁寧な説明を行える体制を構築しております。また、今月には、これまで直接アナウンスを行う機会が限られていた方々を含め、多く保護者や医療施設を対象とした就学ガイダンスを実施し、直接的な情報提供の場を拡充いたします。

議員より提案のあった保護者目線の新たなガイドブックの作成については考えておりませんが、町としては引き続き学校や保護者からの意見を取り入れながら、より手に取りやすく、誰もが見やすいガイドブックの充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　ブラッシュアップをしていくということではございましたが、あくまでも支援学級の紹介ということが基本となっておりますので、私が提案させていただいたのは、不安を持った親御さんが少しでも安心できる、そういうものの情報を提供する必要があるとい

うことを提案しているわけでございます。

現在、大津町では、ともまなネットくまもとさんのほうで実際的に保護者目線の小学校入学ガイドＱ＆Ａを作成中とのことでした。それに対して大津町でも協力をするとのことです。作成には菊陽町の保護者さんも参加をされているとのことです。菊陽町でも協力していただけることを提案いたします。

１月17日に大津町で開催された子育てゆるっと相談会に参加させていただきました。十数名の保護者の方と学校の先生、元学校の先生が集まり、特別支援学級、特別支援学校での体験を基に、入学、進学などで迷っている保護者さんにとってもためになる話でございました。この中で学んだことを３つだけ述べさせていただきますと、健診において問題のある児童に支援学級を勧めるのではなく、基本、普通学級に行けることを伝えて、その他の選択肢で支援学級があることを伝えるべきであると。２つ目、学校内において支援学級の児童に対し、差別するようなことが感じられる。そのことで不登校になる可能性がある。３つ目、みんなの中で一緒に過ごす中で子どもたちがサポートするケースも見られるので、先生がこの子はできないと判断するのでなく、子どもたちの言葉に耳を傾けるとともに子どもたちに任せることも必要ということを学ばせていただきました。相談会には、大津町、菊陽町の保護者さんだけでなく近隣の保護者さんも参加されており、このような相談会が広がり、悩んでいらっしゃる保護者さんの助けになればと感じました。

保護者間のネットワークづくりが必要と考えるが、町はどのように考えてるのかお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　保護者間のネットワークにつきましては、保護者同士が課題や思いを共有する貴重なものであると認識しております。菊陽町の学校におきましては、中学校区ごとに開催される特別支援学級の児童・生徒とその保護者が参加するなかよしフェスタにおいては、児童・生徒の学習成果発表や学校の垣根を越えた交流を行っています。各学校においては、授業参観や保護者会で子どもの成長を見守る場を設けております。このような取組を通じて、同じ悩みや喜びを持つ保護者が直接顔を合わせ、交流を深めることができております。

議員から御質問があった保護者間のネットワークづくりについては、町主導ではないからこそ、保護者が就学前の不安や悩みを気兼ねなく話せる大変有意義なものとなっていると考えます。町としては、保護者間の自主的なネットワークづくりを見守りたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　基本的には民間、保護者間の部分ですんで、町が関与するということ自体はないとは思いますが、ただ、そういういろんな保護者さんの会合のときに、こういうところもありますよみたいな一言の声かけをしていただければというふうに思っております。

２月28日に、熊本から本物のインクルーシブ教育を！タウンミーティングに参加させていた

だき、学ばせていただいたことは、差別であると認識することが一番重要です。人権と人権がぶつかったところから、自分を大切にすることと他者を大切にすることを両立させるのかを丁寧に学ぶことです。子ども同士のけんかも非常に重要な学びです。うまくいっている先生の話を聞くと、インクルーシブ教育や特別支援教育を知らないという先生が圧倒的です。子どものよいところ同士をつなぐことが教師として大事。子どもから学ぶ姿勢を持っている教師、これがインクルーシブ教育をつくっていきます。一人一人がかけがえのない人間なのだと思うとき、かけがえのなさと出会ったことに目を向けられるべきなのですとのことでした。

最後に、大津町で開催された子育てゆるっと相談会に参加されたお母さん方は、全員このように述べられました。障がいの事実を知って、まず子どもに対して申し訳ない気持ちでいっぱいになり、その後、妊娠中の出来事等で、あのときこうすればよかったのかと自分を責めるとのことです。自分を責めることは、支援学級で学ぶときも、今現在も、今後永遠に続くと言われました。そのような保護者の皆様の手助けの一つにでもなればと、インクルーシブ教育の実現を目指してまいります。

私自身も子どもが小学校のときに発達障害という状況がありました。また、自分の孫もそのような状況で支援学級に通っておりますが、この問題はずっと避けていましたが、平等な社会をつくることが必要だということで、もっと子ども目線で、保護者目線での教育をお願いしたいと思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。本日は傍聴に来ていただいた皆様、本当にありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午後１時54分

再開　午後２時４分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　皆さんこんにちは。議席番号５番の廣瀬英二でございます。傍聴の皆様、本日は本当にありがとうございます。

物価高騰や社会情勢の変化が続く中、町民生活を守るため、本町においては様々な支援が講じられていることに、まず敬意を表したいというふうに思います。これまで本町では、小学校、中学校給食無償化や物価高騰対策など、町独自の支援に取り組んでこられました。今後は、新駅設置をはじめとした大型事業、まちづくり事業などが計画的に進められていきます。町民一人一人が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、支援の充実と併せて、将来を見据えた持続可能な財政運営が重要であると認識をしています。本日は、町民生活の安心確保と

将来世代への責任の両立という観点から、支援策の継続と財政運営の在り方などについて町の考え方をお伺いをするものでございます。

質問については、質問席から行います。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　まず、生活困窮者への支援についてお尋ねをします。

生活支援と自立に向けた支援の充実について、町の取組をお伺いします。

物価高騰や単身高齢者の増加などにより、生活に困窮する世帯の状況は多様化しており、相談体制や支援の在り方が一層重要となっています。来庁できない人への訪問支援、制度のはざまにある人への柔軟な対応など、生活に行き詰まったとき最初に頼ることができるのは、身近な役場、社会福祉協議会であります。菊陽町の資料によると、令和８年２月時点の生活保護受給者数は290人となっています。こうした背景を踏まえ、町として生活困窮者の実態をどのように認識し、支援の充実をどのように進められていくのか、町の取組をお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　本町における生活保護受給者数は、廣瀬議員からありましたように、令和８年２月１日現在で290人となっています。直近５年間の各２月１日現在の受給者数は、令和４年が328人、令和５年が320人、令和６年が297人、令和７年が307人、令和８年が290人となっており、若干ですが減少傾向となっています。生活困窮の要因としましては、窓口や電話での相談内容から、病気やけが、精神疾患などによる疾病が原因であるものが39％、高齢による持病や低収入が原因であるものが33％と、この２つで全体の７割を超えており、続いて解雇や廃業、休業などによる収入の減少が原因であるものが10％となっています。

御質問の生活困窮者への生活支援と自立に向けた支援の充実につきましては、日頃から社会福祉協議会と連携し、食料支援や生活福祉資金貸付けといった緊急的な支援を行うとともに、家計管理や就労支援、債務整理など、個々の課題に対応した専門的な支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　それでは、福祉課や社会福祉協議会が対応した中で、相談のうち、自立につながったケースというのはあるんでしょうか、お尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　福祉課長。

○福祉課長（齊藤大典さん）　ただいまの御質問いただきました件ですけれども、自立というのは一般就労につながったということでよろしいでしょうか。

（５番廣瀬英二議員「はい」の声あり）

生活困窮の相談のうち一般就労につながったケースにつきましては、過去５年の実績を基に申し上げますと、年によってばらつきはありますが、多い年で７件、少ない年で一、二件、平均しますと年３件程度となっております。相談者の多くが、疾病ですとか高齢、失業といった

複合的な課題を抱えていらっしゃいまして、継続的な支援が必要となる場合が大半でございますので、直ちに一般就労につながるケースというのは限られますけれども、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を進めているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　それでは、２番目の相談支援体制の充実について、町の取組についてお伺いをします。

町として、誰一人取り残さない支援体制を確保していくことが、日本一のまちづくりを目指す菊陽町にとって重要であります。相談から支援につなぐ仕組みの充実は、今後ますます重要になると考えます。町としてどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　生活困窮に至る原因は先ほど申し上げましたように様々であり、また本町への生活困窮に係る相談件数は年々増加している状況です。本町では、近年の相談件数の増加や相談内容の複雑、多様化に対応するため、窓口に正規職員の精神保健福祉士などの専門職員を配置し、不安や困り事などを丁寧に聞き取り、相談内容に応じて既存の制度やサービスを案内するなど相談支援体制を整えており、このことが生活保護受給者数の減少にもつながっているものと考えております。

なお、精神保健福祉士などの専門職を正規職員として配置してる自治体は近隣ではほとんどなく、本町では専門的な知見を日常的な支援に生かすことができております。今後におきましても、生活困窮に至った方からの相談を丁寧に受け止め、関係機関との連携を図りながら、専門職の知見を生かした相談支援体制の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　精神保健福祉士の配置は近隣自治体ではほとんど例がないという回答でございました。そういう中で、専門職を配置することでどのような成果につながったのか、それをお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　福祉課長。

○福祉課長（齊藤大典さん）　今、お尋ねがありました専門職を配置したことによる成果につきましては、相談者の表面的な問題だけではなくて、生活困窮の背景にある根本的な問題ですとか、例えば家族関係、経済状況などを的確に把握することができることだと思います。これによりまして早い段階で適切な制度や支援につなぐことが可能となりますし、支援の長期化や重度化の防止にも貢献してると言えると思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　分かりました。そういう中で、相談支援体制の充実において、地域の民

生委員、これは非常に区長をはじめ成り手がないという中で、この体制が今どのようになっておるのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　福祉課長。

○福祉課長（齊藤大典さん）　ただいま御質問いただきました民生委員・児童委員につきましては、地域における身近な相談役として、本町の相談支援体制を支える大変重要な存在であるというふうに認識をしております。昨年12月に民生委員・児童委員の一斉改選が、これ全国一斉に行われたわけですけれども、本町におきましてもこれまでの56名から６名多い62名の方に、それぞれの地域で活動しているということでございます。議員のおっしゃるように、民生委員・児童委員は地域の身近な相談役ということですので、地域と役場のつなぎ役として大変重要な役割を担っておりますので、人数が増えたことで、必要な方に必要な支援を届ける体制がさらに整ったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　今まで、民生委員は成り手がないということで、ずっと不足の状態が続いてきました。そういう中で、昨年12月の改選においては６名増えたということでございますが、どういう取組をされてきたのか、何で６名も増える状況になったのか、その辺について分かれば教えてください。

○議長（福島知雄議員）　福祉課長。

○福祉課長（齊藤大典さん）　取組について御説明いたしますと、改選の約１年前から、民生委員・児童委員協議会におきまして成り手不足などの危機感を共有いたしまして、後任の選出についてこれまで以上の御協力をお願いしてまいりました。あわせて、区長会とも継続的に協議を重ねまして、自治会全体での民生委員・児童委員の選出の協力について、地域ぐるみでの人選をお願いしたところでございます。さらに、社会福祉協議会とも連携をいたしまして、地域の実情を踏まえながら粘り強く働きかけを行ってまいりました。このように、従来の区自治会長様のみによる個別依頼にとどまらず、自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会など関係機関が一体となって取り組んだことが今回の増員につながったものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　生活困窮者の対応につきましては、非常にあらゆる面から、専門職の配置とか、それから民生委員の充実ですね。そういうことで、地域福祉の充実に向けた取組を高く評価をしたいというふうに思います。さらなる充実を期待して、本質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　それでは、大きい２番の、農地減少における優良農地の保全と将来を見

据えた本町農業の指針についてお尋ねをします。

本町においては、農地の減少が進む中で、特に優良農地の保全が重要な課題となっています。優良農地は農業生産の持続的発展を支える基盤であり、その減少は将来の農業経営や地域の食料供給にも大きな影響を与えるものと思っております。

質問です。本町における優良農地の減少について、現状をどのように認識しているのかお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤田一臣さん）　優良農地につきましては明確な定義はなく、本町におきまして農業振興地域内の農用地区域に指定されている農地としてお答えいたします。

ＴＳＭＣの進出が明らかになりました令和３年度以降の農地転用状況は、令和６年度のＪＡＳＭ関連の約29ヘクタールを除くと、毎年約６ヘクタールの農地が転用されております。令和７年度におきましては約２ヘクタールの農地転用となっており、優良農地の減少は少なくなってきている状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　29ヘクタールを除くと、毎年６ヘクタールですか、これが減少しているということでございますが、その６ヘクタールというのはどういう原因で減少になったんでしょうか。その点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤田一臣さん）　農地転用の主なものといたしましては、大きな宅地分譲もございますが、事務所でありましたり荷さばき所、そういったものでございます。主なものは以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　それでは、次の質問です。優良農地は、食料生産のみならず、洪水緩和や雨水の地下浸透を担う地域の天然ダムとして、防災インフラの役割はもちろん、環境面においても温暖化対策にも資する環境資源となっています。しかしながら、企業進出の開発や担い手不足により、その維持が課題となっております。食料安全保障、計画的土地利用、将来世代への継承の観点から次の質問です。

優良農地の保全に対する町の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤田一臣さん）　優良農地の保全につきましては、令和６年度に策定しました都市計画マスタープランにおいて、基盤整備された農地を基本として守るべき農地として定め、営農環境の保全に取り組むとしております。この農地につきましては、原則として農用地区域からの除外を行わず、今後も農地として守っていく方針としており、遊休農地の解消を進めながら優良農地の保全を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　優良農地の保全については、冒頭にも申し上げましたが、食料安全保障や環境保全の観点からも重要であると理解しています。一方で、耕作放棄地の増加や担い手不足という現実もあります。単に守るだけでは、責任の所在が見えにくいと感じております。農地を守るに当たり、行政、農業者、地域がそれぞれの役割をどのように整理していくのか、今後の課題であるというふうに私は思っております。

次の質問です。農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、農地をいかに有効に活用し、持続可能な農業経営を構築していくか、重要な課題であります。そのような中、令和７年度県農業コンクールにおいて、本町のニンジン農家、株式会社マルカマがグランプリとなる経営部門の秀賞及び農林水産大臣賞を受賞されました。高く評価されたマルカマの先進的な農業経営の取組は、高い付加価値や経営の工夫によって成果を上げている好事例であり、本町農業の将来像を示す一つのモデルと考えます。

これは、先般、菊陽町の日台会館で祝賀会がありました。その映像でございます。産業建設常任委員も５名ほど参加をいたしております。

それと、マルカマがいろんな取組をされた内容を簡単に紹介しますと、まず攻めの拡大戦略とゆとりの経営ということで、それをスローガンとされております。生産規模の拡大、これは平成25年21ヘクタールだったのが令和６年には60ヘクタール、約３倍に規模を拡大されております。それから、生産技術の向上によって出荷量は３倍、売上高４倍。それと、販売戦略、ブランド化として、美にんじん、これは商標登録を平成26年にされております。それと、見た目、形、大きさ、その秀品率が85％以上を維持されてるということでございます。それと、人材育成と地域貢献、次世代農業の育成。それから、従業員の２名が独立をされて、それぞれに就農をされてるということをお伺いをしております。それと、地域一体となった地下水涵養への取組、それから子ども食堂へのニンジン提供、それから町の農業者との意見交換、あらゆる機会を利用してそういうことを行っているということでございました。

私が一番感心したのは、経営課題と将来目標、課題と目標が明確にされております。経営課題とすれば、優良農地の確保、それから広い選果場の整備、新たな販路や出荷形態の構築、これを課題として、あと将来目標として、さらなる規模拡大、今60ヘクタールございますけども、それをさらに拡大していきたいと。それから、集出荷施設の建設、これもいろんなことで進んでおるようでございます。それから、６次産業の拡大ということで、その取組については非常に画期的な、画期的まで言いませんけども、非常に菊陽町の農業にとって参考になる取組かなというふうに思ってます。

その中で、質問です。県農業コンクールで高く評価された先進的な農業経営の取組を本町農業の振興にどのように生かしていくのか、町の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　令和７年度熊本県農業コンクールにおいて株式会社マルカマの鎌田様御夫妻が秀賞並びに農林水産大臣賞を受賞されたことは、本町にとって大きな喜びであり、誇りでもございます。今後の農業振興の方向性を示す先進事例であると認識しております。

株式会社マルカマ様がこれまで取り組んでこられた計画的な規模拡大や高品質ブランド化による収益性の向上、リスク管理の徹底、人材育成を重視した経営は、今後の地域農業の模範となるものであります。特に、現在14人を雇用されておられますが、経営理念に次世代農業者の育成を掲げておられます。これまでに、議員もおっしゃいましたけども、２名の従業員の方が独立して就農されておられ、このことは地域農業の発展、振興の源泉となるものと考えております。基本中の基本ということで、農業者が増えるということでございますので、これは本当にすばらしいことだというふうに認識をしております。

本町としましても、この取組事例を町内の農業者や新規就農者などに周知するなどし、経営力向上と人材育成につなげるとともに、ブランド化や法人化、雇用型農業など意欲ある農業者を支援し、持続可能で稼げる農業の充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　この内容については、早々、きくよう広報の３月号に掲載をされております。１月19日に授賞式があって、３月号には間に合うと。３月号、二、三日前に来ましたけど、その取組については私ども広報委員会としてもいろんな意味で参考になると考えております。

それと、持続可能で稼げる農業の実現に取り組んでいくという回答がございましたが、農業者を対象とした研修等の計画はあるのか、これについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　具体的な横展開ということで回答させていただきたいと思いますけども、鎌田さん御夫妻の経営内容を分析しまして、技術面だけではなくて、販売戦略や労務管理など経営全体の仕組みを整理させていただきまして、研修会や現地検討会の開催、町広報やホームページでの紹介などを通じて共有してまいりたいというふうに考えてございます。あわせまして、担い手育成事業や経営改善支援策と連動させ、実践につながる形で横展開を図っていきたいというふうに思っとるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　次の質問です。(4)番の、これからの本町農業の指針について町の考え方をお伺いします。

農業従事者の減少や農地の減少が進む中、本町農業の将来像を示すことが重要であると考えています。本町農業の将来像を町としてどのように描き、実践へとつなげていくのかお伺いを

します。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　今後の農業振興につきましては、農地の集積、集約化による規模拡大と生産性の高い農業の実現と併せ、新規就農者及び後継者の確保、育成を図ることで専業農家を増やすことを大きな目標に掲げております。本町の農業振興につきましては、これらの目標を達成するため、本定例会において、町独自で展開する規模拡大支援の拡充や営農継続支援の新設、さらには新規就農者支援の拡充、そして多面的機能維持活動支援の新設など、４つの支援事業を力強く進めるための予算を提案させていただいております。

１つ目に、規模拡大支援の拡大、強化についてでございますが、農業地域計画の見直しを進める中で農地の集積、集約化を図るとともに、スマート農業機械の導入や農作業受託組織による機械導入を新たに対象とした上で補助率の引上げを計画しております。

２つ目に、営農継続支援についてですが、これは非常に要望が多かった点でもございます。規模拡大を伴わない場合においても、５年以上の営農を継続する意思を有する農業者に対して、スマート農業機械等の導入に関わる省力化や農業機械等の更新に対する支援策を新設してまいります。営農継続と所得向上を支援してまいるということでございます。これが非常に地元の農家の方々から要望が多うございまして、ぜひともということで盛り込ませていただいたところでございます。

３つ目に、新規就農者支援についてでございますが、研修受入れ体制の整備や技術取得から就農後のフォローアップ支援、機械導入や農地確保、廃業予定農家とのマッチングなど、安定的な経営に向けた切れ目のない支援の仕組みを構築します。これは、町長が目標に掲げております、町が目標に掲げております専業農家の育成、これを増やすということが新規就農者の育成、これが一番重要ではないかということでこの事業を提案させていただいております。

４つ目に、農業、農村の持つ国土の保全、水源の涵養などの多面的機能の維持、発揮を図るため、それを支える農業生産や環境保全などの地域活動への支援を強化してまいります。また、国の産地指定を受ける菊陽にんじんにつきましても、消費地におけるＰＲ活動を強化し、販売の拡大につなげていきたいというふうに考えております。

これらの施策を総合的に推進し、食料の安定供給と農業所得の向上を図りながら、将来にわたり持続可能で活力ある地域農業の確立を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　今度の当初予算にも農業振興については提案してあり、確実に進んでいくというふうに思いますが、集積率、集約化、それから専業農家への目標値、将来像として専業農家を何戸目標とするのか、耕作面積はどの程度維持するのかなどを今日はお聞きしたいと思いましたけども、この件については次の６月議会で新しい部長に質問をしたいと思います。

〔発言取消申出部分〕

次の質問に参ります。役場職員の労働環境についてお尋ねをします。

行政サービスの質を維持、向上させていくためには、職員が心身ともに健康な状態で業務に従事できる労働環境の整備が重要であります。特に、ＴＳＭＣの進出などによって、職員数が不足してる中で業務量が増加し、職員は多忙な状況にあると考えています。中でも、年次有給休暇の適切な取得は、職員の健康保持や働き方改革の観点からも重要であります。

年次有給休暇取得については、これまで令和５年９月定例会、令和６年12月定例会で質問をしてまいりました。そのたびに改善されたように私は記憶しております。これは、年次有給休暇の取得率向上ということで、働きやすい職場づくりということでイラストで作っております。年次有給休暇の推移については、菊陽町が平成30年には6.9、それからずっと同じような推移で、令和５年には11.4というふうにお聞きしております。県市町村と比較した場合に、ずっと３日から４日ほど少なかったということでお伺いをしております。

それで、質問です。まず、１、２、３、まとめて御回答をお願いをします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　それでは、１、２、３、続けてということですので、まず質問の１のところで、職員全体における直近年度の年次有給休暇の平均取得日数についてですけども、令和６年の本町職員の年次有給休暇の平均取得日数は12.41となっています。先ほど議員のほうからありましたように、令和５年のほうが11.4でしたので、緩やかでありますが、増加している状況です。

２つ目の、部署別での年次有給休暇の取得日数についてということでお尋ねですけども、令和６年の部署別の年次有給休暇の平均の取得日数につきましては、総務部が10.3日、住民生活部が12.8日、健康福祉部が13.6日、産業振興部が14.1日、都市整備部が13.6日、教育委員会が13.3日となっています。全体で見ますと、年休の取得状況は年々増加傾向にありますけども、部署別で見ますと、総務部が他の部署と比べると少ない状況になっております。要因としましては、当初予定してなかった衆議院議員の解散総選挙や、職員不足による職員採用試験回数の増加といったところで、なかなか計画的に年次有給休暇の取得が進まなかったものと分析しております。課題としましては、平均日数にばらつきが見られますので、これを平準化していくことが大切だなと、重要だなと考えております。そのため、町では毎年、翌年度の事業内容や今後の計画、職員数などを聞き取り、適正な部及び課の定員管理に努めております。あわせて、毎月、職員の時間外の勤務の状況や休みの取得状況の把握を行い、特定の職員だけが過度な負担にならないように、課内や係内で業務の平準化に取り組むよう、各所属長にお願いをして対応しているところです。

３つ目の、年10日以上付与されている職員について年５日の取得を義務づけているが、町の全職員におけるその基準を満たしているかというところですけども、本町における令和６年の年次有給休暇、年５日未満の人数につきましては24人、全体に占める割合は10.5％となっています。地方公務員は地方公務員法が適用されるため、民間企業で義務化されている労働基準法第39条第７項の年５日の付与取得義務は法的な義務ではございません。しかしながら、本町では令和３年４月に策定した菊陽町特定事業主行動計画に基づき、年次有給休暇の平均取得日数10日以上を目標と定めており、夏季特別休暇や年末年始有給休暇と併せて取得するよう通知するなど、取得の促進に努めているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　それでは、１点だけ質問させてください。年５日未満の人数は24人とありましたが、どの部署が一番多いんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（平　征一郎さん）　年５日未満の24人の内訳を申しますと、総務部が11人で一番多くなっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　偏ったところは確かに今の数字をお聞きしても出ているように思います。だから、人員不足という部分もありますでしょうし、選挙絡みでもほかの部からの応援とか、そういう部分をされているとは思いますけども、その辺の応援体制もよろしくお願いをしておきます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　それでは、物価高騰対策事業について質問します。

まず１番で、国の物価高騰対策事業に町独自加算分5,000円を上乗せし、町民１人１万2,000円とする事業について、その目的として重視した考え方をお伺いします。

長引く物価高騰の影響を踏まえ、本町では国の支援に上乗せする形で事業を実施されます。近隣自治体と比較しても手厚い支援であるというふうに評価するものでございます。その上で、町としてどのような視点の下、本事業の上乗せを判断されたのか。その目的、町として重視した考え方をお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　今回の物価高騰対策事業の検討に当たりましては、物価高騰の影響を受ける全ての町民に給付が行き渡ること、また地域経済の対策としての効果を重視しました。事業の効果が購入した人に限定されるプレミアム商品券や、消費されないまま貯蓄に回る可能性のある現金よりも、全ての町民に給付が行き渡る振興券のほうが望ましい、地域経済対策としての効果も期待できると考えたところでございます。

また、１人当たりの給付額の決定に当たっては、本町に対する国からの重点支援地方交付金の交付額は財政力などの指標により抑制され、県内の市町村の中でも最も低い水準であることから、国の交付金により実施可能な7,000円分の給付に加え、町独自に、企業進出の効果を町民に実感していただきたく、令和７年度の税収増の一部を活用して5,000円分の給付を上乗せし、全ての町民に１人当たり１万2,000円分の振興券、きくようみんなの応援券を配付することとしました。このことにより、菊池地域管内では最高額の支援を行うこととなりました。町独自で加算を行うことで、より生活者支援につながり、加えて地域経済活性化、事業者支援の面でも効果が高まるものと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　今回のきくようみんなの応援券、これは手続不要ということで、町民にとってはありがたい支援であると思います。町民に税収増を還元して実感していただく意味でも、非常にこの上乗せ分というのはタイムリーであったかなというふうに思っております。

次の質問です。物価高騰は今後も続くと見込まれる中、町として独自支援を継続実施する考えがあるのか、また財政的な考え方についてお伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　物価高騰対策となる商品券事業や現金給付などの事業につきまして

は、これまでも答弁させていただいたとおり、財政面のみならず、制度設計から周知、実施に至るまで相当の事務的負担を伴い、非常に大きな労力を要する事業であります。また、生活支援や地域事業者支援といった目的を明確にした上で事業効果を十分に見極め、国などの特定財源を確保して実施することが望ましいと考えております。これまで答弁してまいりましたとおり、町単独の実施につきましては、今後、本町が財政規律を守りつつ計画的にまちづくりを推進していくことを踏まえますと、事業目的、効果、財源、そして事務負担など多くの点を整理した上で慎重に判断すべきものと考えております。

また、引き続き町税などの税収は高い水準で推移するものと見込んでいるところではありますが、税収が増えたからといって単純に余裕財源が増えるわけではありません。本町は、渋滞対策など様々な課題への対応や、全国的には人口減少局面にある中においても人口が増加傾向と想定していることもあり、将来のまちづくりのための事業や都市基盤の整備、さらには学校や公共施設の計画的改修など、積極的に事業を進める必要があります。これらの事業については、国の交付金などを最大限活用して進めていきますが、当然、町の自主財源や起債も必要となり、それらは現年度のみならず後年度の将来世代への負担にもつながるものであります。本日の上田議員の答弁でも副町長が申し上げましたとおり、そのような将来の事業に備えるために、計画的な事業執行、基金の積立てなど財政的措置が必要になります。町といたしましても、税収増による歳入につきましては、将来に必要なまちづくり事業をはじめ、町民の皆様に住んでよかったと実感していただける施策を継続的に実施するとともに、自立した自治体として財政規律を堅持した上で、必要な事業を計画的に推進してまいりたいと考えております。

そのような前提の下、将来のまちづくり事業や行政サービスの充実を図った上で、なお将来負担を含めて財政的に一定の余裕が生じることが見込まれ、地域振興や生活支援の観点から町民の皆様の期待に応えるものであると判断できる場合は、町独自の財源を活用した支援策の実施についても検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　ただいま総務部長が答弁したものに対して、もう一つだけ補足させていただきたいと思います。

今回、交付金の状況を見ますと、全国それぞれ、例えば世帯数であったり人口であったり、財政力指数ということで今回交付金が交付されております。私ども菊陽町が、先ほど答弁もありましたように一番低い、１人当たり8,000円と。自治体名は申し上げませんけども、県内では１人当たり５万円という交付金が出てきてるところでございます。物価対策というのは国全体の問題ということであれば、以前は商品券を国のほうで配ったりとか、そういう事業もやっておりましたので、ぜひ私ども行政と議会一体となって、国にそういったものを声を上げていくべきではないかなと思ってます。

このような形で、結局、今回１億2,000万円ほどの一般財源をつぎ込ませていただいており

ます。まさに、そういう対策をやればやるだけ、それぞれの自治体の消耗戦になっていくと思っておりますので、これについてはむしろ国のほうに、ナショナルミニマムを確保する観点からしっかりと声を上げていきたいというふうに考えておりますんで、これについてもぜひ御理解をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　これは参考ですけども、各年度別の決算、実質収支額の推移、これは単位100万円でございますけど、令和２年から令和６年まで計上しております。令和６年においては９億4,000万円、ずっと黒字の状態が続いてきております。それと、主要財源指標の年度別推移、これを見ましても、財政力指数は熊本県で１番というのは今まで皆さん御承知のとおりです。令和６年度は0.95と。令和７年度は、恐らくこれは１になると思います。それと、経常収支比率、これが令和６年は94.5％なんですね。これが気になるところではございます。91.8から94.5ですから2.7ポイントアップしておるということで、いろんな財政指標を見た中で年度別推移を見た中では、ここがちょっと気になるのかなと。あとは、公債費負担比率においても、15％が警戒ラインというふうに言われてますけど、10.7ということで、健全経営がなされておるのかなというふうに理解をしております。それと、健全化判断比率の中で実質公債費比率、これが8.2％、これは25％が警戒ラインでございます。将来負担比率、これが52.7％。健全化比率基準として350％、これが警戒ラインですけども、これも大きく菊陽の場合はいい数字が出ております。

こういう状況の中で、引き続いて支援ができないかと、物価高騰対策として町独自の支援ができないかというのが最後の質問でございます。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　先ほど総務部長のほうで答弁しておりますけども、今の指標については財政力の高いというところで一定のいい指標が出ているところでございますが、当然、私ども、本町においてはＴＳＭＣ進出によって渋滞の問題の課題対策であったり、人口が増えることによっていろんな学校対策のまちづくりの部分が出てまいります。これというのは後年度負担が出てまいりますので、公債費の負担であったり、こういったものが高まってまいりますので、単年度単年度の指標で判断をするというのは非常に危険な状況にあるということはこれまでも答弁をしてきたところでございます。

繰り返しになりますけども、今回の物価高対策というのは全ての国民における物価対策でございますので、これについては一律国のほうで同じような額が地方に交付されるように、そういったことを私ども声をかけていかないと、それぞれの自治体が独自のことで新たな貴重な一般財源をつぎ込みながらやっていくということは結果的にそれぞれの自治体の財政状況を悪くする、悪化するということになりますので、私どもは今、それぞれの自治体間で競争するんではなくて、むしろ国のほうにそういったことを強く申し上げていくべきではないかということ

を先ほど答弁させていただいたところでございまして、繰り返しになりますけども、ぜひ御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　時間も少なくなりましたけれども、いろんな今日質問をしたかった部分もございますけども、時間が足りなくて申し訳ございません。あと、傍聴者の方には、お忙しい中、おいでいただいて本当にありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬英二議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

散会　午後３時３分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和８年３月４日（水）再開

（　第　４　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（４日目）

（令和８年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和８年３月４日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	内　藤　優　誠　さん
書　　記	牟　田　修　人　さん
書　　記	豊　住　祐　太　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	吉　本　孝　寿　さん	副　町　長	小　牧　裕　明　さん
教　育　長	二　殿　一　身　さん	総務部長	村　上　健　司　さん
住民生活部長	吉　本　雅　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	荒　牧　栄　治　さん
総務課政策監	井　田　章　博　さん	総務課長	平　　征一郎　さん
危機管理防災課長	阪　本　幸　昭　さん	人権教育・啓発課長	弓　削　浩　昭　さん
介護保険課長	和　田　　征　さん	農政課長	澤　田　一　臣　さん
建設課長	出　田　　稔　さん	総合政策課課長補佐	村　上　陽　介　さん
教育部長	矢　野　博　則　さん	教育審議員	根　本　まり子　さん
学務課長	氏　家　良　子　さん	生涯学習課長	今　村　珠　紀　さん
スポーツ振興課長	野　村　瑞　樹　さん		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時59分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

廣瀬英二議員から、３月３日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により取消しの申出があっております。これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、廣瀬議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

それでは、廣瀬議員、説明をお願いします。

○５番（廣瀬英二議員）　皆さんおはようございます。議席番号５番の廣瀬英二と言います。

私の昨日の一般質問の中で不適切な発言がありましたので、取消しをお願いをします。

取消し部分は、質問が終わった後に申し上げましたけど、「最後にですね、山川部長にお伺いをいたします。山川部長におかれましては、本年３月をもって役職定年を迎えられます。勤続35年、そのうち農政関係業務は約12年、また農政局での勤務も５年と伺っております。長年農業行政に携わってこられた御経験から、農業に対する強い思いをお持ちのことと存じます。そこで、これまでの経験を踏まえ、農業に対する思い、そして議会に対する素直なお考え、これは愚痴でも結構ですけども、ございましたらお聞かせいただきたいと思います。」と述べた部分と、それに応じた山川和徳産業振興部長の発言の部分と、私の発言の「どうも御苦労さまでございました。」と述べた分についてでございます。これは議会の一般質問の中では不適切であるということで、これを申出をしたものでございます。

○議長（福島知雄議員）　お諮りします。

ただいま廣瀬議員からありました申出について、取消しとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、廣瀬議員からの申出のとおり取消しすることに決定しました。

取消しの報告を終わります。

議員の皆様へお願いいたします。

一般質問は、行政の方針、議題、事業の進め方など、執行部に対して考え方や対応を問いただす場であり、単なる意見表明や思いを語る場ではありません。その点、十分意識をしてください。通告書の範囲内でお願いします。

それから、執行部の皆さんにお願いします。

一般質問は、議員が町民の声を届ける大切な場であり、同時に執行部の姿勢が最も問われる場でございます。とりわけ、部課長の答弁は、行政の実務能力と誠実さを示す重要な役割を担

っております。次の３点について、特に注意をお願いします。

１つ目が、聞かれたことに正面から答えること。説明にこだわらず、結論を端的に示してから理由を述べてください。

２つ目が、組織としての答弁に徹すること。個人的な見解でなく、町としての整理された見解を示すこと。

３つ目が、厳しい質問があっても冷静な答弁を心がけてください。

以上、御協力をよろしくお願いします。

それでは、一般質問に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（福島知雄議員）　日程第１、前日に引き続き一般質問を行います。

藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　皆さんおはようございます。議席番号３番藤本昭文です。

本日は、次の１点、菊陽町の農業について、これを質問いたします。

質問は質問者席にて行います。

なお、本日は年度末のお忙しいときにもかかわらず、多数の傍聴にお越しいただきました皆様には、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　それでは、質問のほうに入らせていただきます。

質問事項、菊陽町の農業についてですが、菊陽町は熊本市に隣接し、地理的にも非常に有利と申しますか、将来的にも発展が見込まれる。また、今現在もＴＳＭＣの進出、異次元のスピードによる道路整備、そういった形で目まぐるしく発展を続けています。しかしながら、菊陽町はそもそも農業、これは従来からの基幹産業で、町長も事あるごとに菊陽町の基幹産業、主たる農業、これを守るんだという思いを強く述べられてます。

それで、私は農業に従事したこともありませんし、農業には無縁の人生を送ってきたんですが、町民の代表として議員を今仰せつかっております。農業についてしっかり農業従事者の意見も聞き、私なりにこの問題に向き合ってみました。ただ、考えれば考えるほど、農業経営体についても大規模に法人化されてやられてるところ、小・中規模に個人経営でやられている、また畜産をやられている、米を植えられている、野菜を植えられている、多種多様な経営体の中で様々な問題、課題が見えてきました。

まず、農業全体を整理するために、(1)過去50年の菊陽町における農業従事者数と農地面積の推移を10年ごと、分かる範囲で構いませんのでお教えください。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　過去50年間の本町における農業従事者数と農地面積の推移ということでございますが、現在町で把握できるものとして、国が５年ごとに実施します農林業セ

ンサスを基に回答させていただきます。また、面積は実際に耕作されている田や畑などの面積で、経営耕作地の面積について回答させていただきます。

それでは、昭和50年、これが農業従事者数につきましては資料がございませんのでお示しすることができません。申し訳ございません。経営耕作面積、これは1,820ヘクタールです。昭和60年、農業従事者数が2,041人、経営耕作地が1,740ヘクタール、平成７年時、これが農業従事者数が1,597人、経営耕作地が1,499ヘクタールです。平成17年、農業従事者数が1,218人、耕作地が1,252ヘクタール、平成27年、農業従事者数が755人、経営耕作面積が1,258ヘクタールとなっております。

なお、令和７年度に農林業センサスが実施されておりますが、現在までに各市町村ごとの数字が公表されておりませんので、令和２年度調査について回答させていただきます。

令和２年、これが農業従事者数が758人、経営耕作地が1,174ヘクタールというふうになっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　ただいま説明いただいた、これは農林水産省が統計を取っている農林業センサスによる数字、これは当然菊陽町の分でお答えいただいたんですけど、全国的な数字でも同じような統計が出てます。農地は大幅な減少はしていないのに対して、農業従事者数は大幅に減少している。菊陽町においても1985年、昭和60年を基準といいますか、これは農林水産省の統計の中でもこの1985年から本格的な農業人口の減少が始まったとされています。そこを基準に見ましても、2020年の統計の数字で約３分の１に減少しています。それに対して、農地は３分の２ほどの減少です。これは恐らく１経営体による営農の大規模化が進んだ結果かなと思います。菊陽町においても法人化して大きく農業を展開されている経営体も複数ある現状があります。

では、(2)番、ＪＡＳＭ進出決定後の菊陽町における農業従事者数と農地面積の推移をお教えください。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　ＪＡＳＭ進出が決定しましたのが令和３年ということになります。先ほど申しましたように令和７年度の農業センサスの公表がされておりませんので、最新のデータは令和２年度となりますので、この令和２年度の農地面積の推移のみ回答させていただきます。令和３年度以降の農地面積の減少につきましては、廣瀬議員の質問にも答弁しましたとおり、令和６年度にＪＡＳＭ関連の約29ヘクタールを除くと、毎年６ヘクタール程度の農地が転用されております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　先ほどの(1)の回答の中で、農業人口というのはほぼ変化がないという

ことですよね。それで、農地は確実に減少していっているということだと思います。

それで、先ほどの農林業センサス、これは５年ごとの統計が農林水産省で取られてるんですけど、それと別に農業構造動態調査というのが、これは毎年行われています。ただ、農林業センサスが全数調査に対して、農業構造動態調査というのはサンプル調査と伺っています。これで国の全体の動きを見ると、農業人口は減少傾向です。農地も緩やかながら減少傾向になっています。

それで、菊陽町を今お聞きした回答で見ますと、農業人口は横ばいで農地だけが減少しているという違いがあるんですけど、町長が施政方針の中で農業の規模拡大、スマート農業、そういったところに積極的に支援をという話もありましたが、これは農地が減って農業者数が変わらないということは、１経営体が耕作する面積が減っているということになるんですけど、それを踏まえて、(3)吉本町長就任後の町の施策、開発によって減少した農地面積、または今後予定されている原水駅周辺土地区画整理事業などの開発によってさらに減少が見込まれる農地面積、これについて教えてください。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　吉本町長就任後の町の施策、開発により減少した農地面積についてですが、該当する農地転用は、アーバンスポーツ施設用地、ＪＡＳＭ第２工場用地及びその関連企業誘致に係る用地になります。当該転用により減少した農地面積につきましては、アーバンスポーツ施設で約5.8ヘクタール、ＪＡＳＭ第２工場用地で約21.4ヘクタール、ＪＡＳＭ関連企業誘致に係る用地で7.3ヘクタールで、合計しますと約34.5ヘクタールとなります。そのほか、今後減少が見込まれる農地の面積につきましては、原水駅周辺土地区画整理事業で約43ヘクタール、新たな工業団地の整備で約20ヘクタールとなっており、合計しますと約63ヘクタールと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　今の回答ですと、確実に減少が見込まれる農地が約100ヘクタールほどになるんですかね。34.5ヘクタールと63ヘクタール、97.5ヘクタール。今説明があった以外にも、最近非常に注目されている藤崎台球場の代替球場の菊陽への誘致と第７期総合計画における久保田台地の開発と白水台地の開発、こういった開発も、恐らく開発を予定する土地の中には大部分農地が含まれるのではないかという危惧もあります。

それで、一応農家の皆さんのいろんな経営体の皆さんからお話を聞きまして、確かにそれぞれ思いがあられます。ただ、皆さん統一して同一のことを言われるのが、今の現状、これを維持していただきたい、特に農振地においては現状を維持してほしい。これは農地を増やしてほしいとか、さらに大きな大規模営農に適した基盤整備をやってほしいとか、そういうんじゃない。今の状態、今の農地、今のこの経営を続けたいということをいろんな経営体の方が同じように申されてます。

ただ、施政方針等、また町のいろんな考えを聞く場面がありますけど、町としては大規模化、法人化、そして農地のさらなる集約、そして大規模営農に適した基盤整備、この充実、そしてそういうところに対する補助、支援ということが聞こえてくるんですけど、これは町として、農家の皆さんのいろんな経営体の皆さんの意見を全て満たす答えというのはないと思うんですけど、それを聞く、少しでも満たしていこうという何か取組的なものはありますか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　まさしく今、地域計画の見直しを進めております。この中で、膝と膝を合わせて座を組んで話し合うというのが一番重要だと思います。ただ、一点、大規模というふうなところで今クローズアップされておりますが、そういった以外にもカスミソウだとかアスパラガス、こういった集約農業もきちっと進めていく必要があると思います。このバランスだと思うんですね。やっぱり農家を大規模から集約農業に切り替える、そして新規就農者はまた改めてこういったアスパラガスなどの集約農業に着手するという、このバランスが一番重要だというふうに認識しております。こういった農業施策をきちっと意見を伺いながら吸収して、次の施策に展開をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　つまるところ、農業の安定的な持続性に話は行き着くと思うんですけど、農林水産省などの資料等を見ますと、将来の農業の安定的持続性に必要な要素は、経営力の強化、人材育成、基盤整備、あと環境配慮、そして地域の連携、これが挙げられています。それで、菊陽町を見ますと、経営体はそれぞれありますけど、それぞれ経営の健全化、収益性の確保、そういった取組をされています。それで、昨日も株式会社マルカマさんの話もありましたとおり、人材育成、そういったところに町の支援もあります。それで、基盤整備についても、町としては将来を見据えた考えを持っておられます。様々な意味で、農業、ここを基幹産業として守っていくんだというところは見えます。

それを踏まえて、(4)の質問なんですが、町長が言う農業を守る、農地を守るについて、その真意と具体的な施策について問うなんですが、これは農家の皆さん、町のそういった農業を守るんだという思いは皆さん理解されております。ただ、具体的な現状を見ますと、農家の数は変わってないのに農地はどんどん減っていってる。結局農地あっての農業ですので、このまま小・中規模な個人経営されている農家の皆さんは、将来的に営農は無理じゃないのか、どんどん小さいところは淘汰されてしまって大きいところだけが残っていくんじゃないかと。大きい経営体、法人化されてるところは、いやいや、小さいところがやめていけば農地は必然的に残ってくるんで、そこでうちは規模拡大が見込める、だからそんなに心配してないよというような声も聞かれます。ただ、全体を見れば、弱者は淘汰され、強い者だけが残るというのがいいのか悪いのか、そういうところも含めて、この農業を守る、農地を守る、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　まずは、小さい農家の方が弱者というところは、少し考え方が違うなというふうに思います。菊陽町は「さんふれあ」もございますので、そういった方々はしっかり「さんふれあ」の出荷協議会としていろんな野菜や果物を出荷されておりますので、そこのところは少し考え方が違うのかなというふうには思っているところでございます。

本町では、農業を振興する一方で、これまでの首長をはじめとした先人の方々が都市計画に基づきまして、農業、商業、工業が調和したバランスの取れたまちづくりを進めてこられました。その結果、工業振興では企業の集積が進み、商業機能の充実と併せまして、地域経済の活性化や雇用創出が図られております。こうした産業の進展は町の財政基盤の強化にもつながり、現在のこの本町の発展に大きく寄与しております。

農業を守る施策についてでございますが、基幹的農業従事者、いわゆる専業農家数は2020年が139戸、10年前と比較をいたしますと40戸減少をしております。ただ、その一方で、１農業者当たりの耕作面積は約2.61ヘクタール増えまして、4.72ヘクタールとなってございます。このような状況の中に、今後の農業振興策といたしまして、農地の一層の集積、集約によります規模拡大と生産性の高い農業の実現とともに新規就農者及び後継者を育成、確保することで、専業農家を増やすことを大きな目標と掲げております。そのために、廣瀬議員の質問にもお答えをいたしましたが、新規就農者及び後継者の育成、確保が重要な課題と考えておりますので、新たな事業に取り組むとともに既存事業を強化、拡充し、経営体の規模拡大や効率化と併せて経営体の法人化を進めてまいりたいと考えてるところでもございます。

御存じのとおり、先ほどからもお話がございますが、令和７年度、熊本県農業コンクールにおきまして、株式会社マルカマの鎌田様御夫婦が秀賞及び農林水産大臣賞を受賞をされました。今回の受賞は、個人や法人の栄誉にとどまらず、本町農業の高い可能性と発展力を広く示すものであります。こうした優れた経営体の取組を範とし、次代を担う法人や農業者がさらに育っていくことを大いに期待するところでもございます。町といたしましても、優れた法人や農業者が数多く育ち、地域農業の持続的発展につながるよう、しっかりと支援をしてまいります。

次に、農地を守る施策についてでございますが、町では令和７年３月に策定をいたしました菊陽町都市計画マスタープランにおきまして、基盤整備がされた農地で、現にその機能を有している農地を原則としております。この原則を踏まえ、守るべき農地ゾーンを制定し、営農環境の保全に取り組むとしております。今後守るべき農地ゾーンに区分する農地につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく農業地域計画、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画、そして農地法に基づき、適正に守ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　今町長の御答弁の中にありました守るべき農地、農振地で、現にその機

能を有している農地を原則守ると。これは具体的に面積として町内にその対象となる農地はどのくらいあるんですか。

○議長（福島知雄議員）　農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん）　今現在、菊陽町都市計画マスタープランにおきまして守るべき農地として整理しております面積につきましては、1,296ヘクタールになっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　1,296ヘクタールで間違いないですか。

○議長（福島知雄議員）　農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん）　すいません。失礼しました。1,294ヘクタールでございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　これは先ほどというか、(1)の回答の中の2020年、令和２年時の経営耕作地は1,174ヘクタールと数字が出てます。それで、その後の質問で今後減少する農地が約100ヘクタールは見込まれてるんで、この1,294ヘクタールというと、200ヘクタール以上どこかから湧いてこないと足らなくなるんですけど、これはどういった内容ですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　まずもって、一番初めにお答えしたところの一番初めの質問の中での答えは、これは属人でございます。経営者が耕作する面積、要するに例えば大津町だとか、ここらでいくならば熊本市だとかに出作をしてるという面積も含まれております。それで、今申し上げましたのはマスタープランを作成するときに調査した属地の面積でございますので、そこのところは若干違うということでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　最初の(1)の質問は、菊陽町の中の話で質問をしました。そうじゃなくて、菊陽町の農業経営体が町外で耕作してるところも含まれてるということですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　菊陽町の農業者が町外に土地を求めて耕作されてらっしゃるという数字が含まれてるということでございます。分かりますか。

（「含まんでいいですか」「逆に含まれてます」の声あり）

そうです。菊陽町に含まれてないというところです。

ちょっと整理します。すいません。

経営耕作地というのは、経営者が要するに耕作する面積でございます。それで、今回の申し上げた数字は、菊陽町の土地でございます、という整理の仕方です。分かりますか。

（「これはちょっと難しいな」の声あり）

すいません。よろしゅうございますか。よろしいですか。

○議長（福島知雄議員）　暫時休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前10時35分

再開　午前10時40分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　じゃあ、話を整理させていただきますと、私が質問しているのは、あくまで菊陽町、町内の農地、町内の農業従事者に限った話で、よそでどんだけ作ってるとかそういうのは含めたところで聞いてはいませんので、そこを踏まえて先ほどの質問への回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　まずもって、すいません。混乱しまして申し訳ございません。

まず、課長が答弁しました1,294ヘクタール、これはマスタープランの設定に応じたところで守るべき農地を設定した面積でございます。この面積には水路だとか農道、こういったところまで含まれておるということで御理解をいただきたいと。そして、先ほど申しましたように、耕作者が耕作する面積がございます。これはもちろん、菊陽町の方は外にも行かれますし、外から実際的に阿蘇の産山、そういったところから菊陽町に入り作をされてらっしゃる方が多くございます。こういった部分で人にぶら下がってる農地と耕作する農地とは若干ニュアンス的に異なりますので、ここは、すいません、もちろん表現が悪くて申し訳ございませんでしたが、そういった理解でございます。御了承いただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　分かったようで分かんないような状況なんですけど、いずれにしても、問題の本質は農家の皆さんがこの現状を守ってほしい、そこに町として応えていくのか、また応えていく本気度、これを農家の皆さんは具体的に聞きたい、そういう思いが強くあられるということで質問してるわけですけど。

先ほどの答弁の中で、もう一つ、経営体の法人化を進めるという答弁がありました。それで、この法人化といいますと、いろいろメリット、デメリットがあると思います。それで、いろんな業種業態があるんですけど、基本的に法人化の目安は年間の収入が1,000万円、ここがラインになります。これはいろんなユーチューブの某税理士さんとか専門家の方も、いつ法人化するのか、これは年収が1,000万円を超えるか超えないか、ここが一つのラインですよと。それで、実際139経営体あるということなんですけど、1,000万円の年収がある経営体がどれだけいるんだろうかという疑問もあります。やっぱり個人経営の農家さんで年収1,000万円を超えるというのはなかなか難しいんじゃないかなと。それで、土地は限られている。経営拡大イコール耕作地の拡大になると思うんですけど、そういう状況で農家の皆さんの不安はさらに大きくなってるんじゃないかと考えています。

では、(5)の質問です。町の施策、開発に伴う農地減少で少なからず営農に支障を及ぼしていることに対して具体的な対応を実施しているのか、あればその内容をお聞かせください。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　具体的な事例を紹介しますと、ある経営体では、経営面積約９ヘクタールのうち５ヘクタールが他の用途へ転用され、耕作面積の減少が生じました。このため、代替農地の確保に努め、農業委員会の仲介による約0.5ヘクタールを含め約３ヘクタールの農地を確保されましたが、結果として約２ヘクタールについては確保に至らず、経営規模の完全な回復には至っておりません。こうした状況を踏まえ、当該経営体においては、限られた農地の中で収益性の維持、向上を図るため、一部の作物を生産性の高い作物へ転換されたところであります。町としましてもこの経営改善の取組を支援するため、作物転換に伴い必要となる農業機械等の設備投資に対し支援を行ったところでございます。

このように、町としましては個別具体に対応することとしており、引き続き農業経営の安定化と持続的発展が図られるよう、関係機関と連携しながら必要な支援に努めてまいります。また、広域的な活動として熊本県や関係市町と連携し令和６年１月から営農継続連絡会議を設置しており、農地確保対策として農地のマッチング支援として荒廃農地の実態把握や改善に向けた検討を行っております。これを受け、熊本県では農地を確保するため関係市町と連携し、旧大津牧場跡地においてモデル的に基盤整備を計画され、約14ヘクタールが農地として確保される見込みでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　今、一つの事例の紹介があったんですけど、こういった事例は菊陽町内において少なからず起きている問題かなと思います。それで、例えば今回９ヘクタールのうち５ヘクタールの減少、これに代替農地の確保が３ヘクタール、足らない２ヘクタール分については生産性の高い作物への転換、これに対する農業機械等設備投資に対する支援とあります。この事例だけ見れば、町としての対応はすばらしい対応だと思います。ただ、この対応が実際他の同様の事例が今後起きた場合に、これはやる、やらないというよりも、同じ支援が可能なのかどうなのかを町としてどう考えてるのかをお聞かせください。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　もちろんこういった部分は個別で対応してまいりたいというふうに考えております。しかしながら、この代替地の農地の確保というのは広域的な部分が多うございます。そういった場合においては、県、関係市町と連携をしながら代替地の確保に努めさせていただきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　そうですね。土地は限られています。農地も限られています。減った農

地に対してどこかにぽっと農地が湧いて出るなんてことはありませんので、必然的に菊陽町外に新たな代替農地を求めていくことになるとは思いますが、農家の皆さんはそこも非常に危惧されています。農地が遠くなれば、トラクターであれコンバインであれ、機械を運ばなければいけない。運ぶ時間もかかる、輸送、持っていく運搬にかかる費用もあるというと、生産効率が著しく下がる。ということは、収益性が下がるということです。農業の安定的持続において最も大切と言われている経営力の強化が損なわれる。当然、これで農業を続けられるのかというところに行き着きます。

それで、これを町に全て解決してくれということはさすがに少々無理があるとは思いますが、何か一つ、農家の皆さんがそれならば農業を続けられるんじゃないかというような方向性、希望の光といいますか、そういうものも町としては提案すべきではないかと思います。

そこで、次の(6)ですね。菊陽町の農業を守るために効率的な農地の集約や大規模営農に対応した新たな基盤整備が必要と考えるが、町の考えを問うということで、答弁願います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　農業の振興につきましては、まずは農地の集積、集約を図り、効率的な営農体制の構築を図ることが必要であります。農地の集約により作業の効率化や営農コストの削減が期待され、農業経営の安定化につながるものと考えております。そして、次の段階として、農地の利用状況や地域の合意形成の進捗を踏まえながら耕作農地の大区画化を進めることにより、大型農業機械の導入や作業効率のさらなる向上が可能になるものと考えております。

また、大区画化によって整備された農地環境は、自動操舵システムやドローンの活用などスマート農業技術の導入効果を最大限に発揮できる基盤となり、生産性の向上や省力化の実現に寄与するとともに農業経営の安定化、さらには農業後継者の確保、育成にもつながるものと期待しております。

一方で、これらの取組を進めるに当たっては農地権利者の理解と同意が不可欠であり、特に非農家の権利者が増加している現状を踏まえますと、地域での十分な話合いと合意形成が重要であると認識しております。現在、町では策定した農業地域計画の見直しを進めていく予定としており、この中で農地の集約を起点として大区画化、さらにはスマート農業の推進へと段階的に発展していく視点を持ちながら、地域の意見を丁寧に伺い、関係機関を連携して取り組んでまいります。

また、新たな基盤整備についてですが、現在具体的な意見や要望はあっておりませんが、今後地域の要望があれば議論を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　最後の新たな基盤整備についてはというところで、地域の要望があればと。この地域の要望というのは、当然耕作されてる農家の皆さん、そこも含めての合意形成、

これが最低条件です。ただ、基盤整備によって農業の合理化、経営力の強化、こういったことは見込めます。確かにそうです。ただ、基盤整備を行うとなれば、その間、営農できなくなるとか、そういうデメリットというか、将来的にプラスになる、だけどこの瞬間的には不安定になる、そういったことも農家の皆さんは心配されてます。それで、現状を守ってもらえれば何も困らんというような。

ただ、現状だけを見て、ただそこに甘んじても、将来的な発展、町が考えておられる菊陽町の農業の未来、法人化、経営規模の拡大、そういった新たな農業のモデル、ここには到達しないんじゃないかと思います。そこも含めて、農家の皆さんにその合意形成という最も困難なハードルを丸投げするんではなく、町としてそこにどう取り組む、その心積もりがあればお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　やっぱり基盤整備事業は一朝一夕にいくものではございません。例えば面工事にしても、先ほど言いましたように一時的には耕作できなくなるような可能性はございますので、そういった部分での合意形成というのは十分必要だと思っております。

その中で、町としてまず進めるのは、一朝一夕にいきませんので、まずは集積、集約をやっていくということでございます。これは地域計画の中で、先ほど申しましたように集落に入って集落の方々の意見を集約しながら集約、そして集積から集約、そして今度は坂本議員からも何回か質問がございましたけども、大区画化という部分の流れ、その行く先が最終的には基盤整備になるんじゃないかというふうに思っていますので、そういった手順を踏ませていただきたいというふうに存じます。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　今日は農業問題についていろいろ質問させていただいて、ある程度具体的に町の農業に対する将来の展望、考え方は聞けたと思います。それで、これはこの議会の中において一定程度の説明は受けたわけですけど、これは実際農家の皆さんにしっかりとそのことを情報共有して、理解を得て、それで将来の菊陽町の農業、ここの確立、そのためにしっかり町のほうとして全力を尽くしていただきたいと思います。

私の質問はこれで終了します。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午前10時58分

再開　午前11時７分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　皆様おはようございます。議席番号２番、一陽会の吉村恭輔でございます。

本日は傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私は議会特別委員会のＰＲ推進チームでリーダーをさせていただいております。町民の皆様に議会を知っていただくためにはどうすればよいのか、どうすれば関心を持っていただけるかと、常日頃より考えております。

今回の質問は、１、鈴木邸跡地について、２、道路について、３、議会について、以上３点の質問を行いますが、傍聴にお越しくださる方や後日ユーチューブで配信を見ていただく方のことを考えまして、一つチャレンジといいますか、ちょっと初歩的な質問を今回入れております。ユーチューブの再生数が伸びないという要因の一つに専門用語の多さや、そもそも質問の内容が難しくて理解ができないということがあるのではないかと自分なりに考えて、今回簡単に分かりやすく説明ができればと思っております。執行部の皆様、今さらそれを聞くかと思う質問があるかもしれませんが、いらいらせずに答弁をしていただけると幸いでございます。

質問は質問席にて行います。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　まず、１つ目の質問、鈴木邸跡地についてです。

御存じの方も多いかと思いますが、鈴木邸跡地というのは上津久礼と下津久礼の境目ぐらいにあって、今は更地となっております。今回写真を撮ってきたんですけど、その写真は忘れました。すいません。

現状は入り口にロープが張ってあり、中には入れない状態になってるかと思います。それで、たまに草刈りがしてあるぐらいで、使われてる形跡がないように感じておりました。それで、前を通るたびに、あそこはもったいないなと、どうにかならんかなと感じておりまして、今回の質問に入れた次第でございます。

まず、(1)番、寄贈された経緯をお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　鈴木邸跡地につきましては、旧津田村の公選初代の村長である鈴木重名様の御息女、鈴木けい様の御遺言を契機に寄附いただいた土地になります。鈴木家につきましては、1649年に肥後藩主細川氏の家臣として三河の地から移住し、その後、各地で開墾などの地域開発に従事される中で、上津久礼地区の鈴木一族の祖となったとお聞きしております。

寄附に関しては、鈴木けい様が平成５年にお亡くなりになられる前に菊陽町に寄附される旨を希望されたことにより、平成７年に親族の方から申出を受けたところです。寄附に関する手続は平成７年３月から始め、同年７月には登記まで完了しております。なお、寄附いただいた当時は木造平家建ての住宅が建っており、その建物も一緒に寄附を受けております。

なお、建物につきましては、経年劣化も進み、熊本地震で被害を受けたこともありまして、

平成28年８月から９月にかけて解体工事を実施しまして、現在は更地の状態となっております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　では、すいません、続いて(2)の土地面積及び現在の評価額は幾らかお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　鈴木邸跡地は、地目が宅地の２筆の土地になります。２筆の土地を合計して申し上げますと、面積が1,210.74平方メートル、評価額は付近の標準宅地単価から算出しておりますけども、2,143万98円と算出しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　たまに草刈り、年間１回か２回かちょっとそこまでは分かりませんけど、されてるように感じておりますが、年間の維持費は今のところ幾らかかってるんですかね。また、寄贈後より現在までの維持費、大体で構いませんので、総額で幾らぐらいかかってるのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　年間維持管理費については、直近の令和７年度が26万5,590円となっており、全てが除草関係の費用になります。現在は周辺に御迷惑がかからないよう、年３回の除草をシルバー人材センターに委託して実施しております。寄附いただいてからの維持費の総額は、金額が把握できるものから推計いたしますと、除草などの管理費で約260万円、その他建物の解体費が189万円、当該土地の鈴木家の由来という看板を設置させていただきましたので、その費用が21万円、合計で約470万円と算出しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　現状でいいますと、維持費だけがかかり、活用はされてないということでしょう。放置しとって草に火がついて万が一火事になったりしたら、またあそこは周りも住宅地で大変なことになりますから維持費がかかるというのは理解はできるんですけど、あまりよい状況ではないなというふうに感じております。

では、次に行きます。

(4)です。現在までに活用された例があるのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　これまでの活用としましては、建物が現存していた平成10年から平成20年まで、陶芸家の方に住まい兼工房として貸付けを行っています。この際は陶芸教室の実施など地域貢献いただけるという前提の貸付けとなり、土地、建物について賃料が月１万

5,000円でした。なお、貸付けについては管理も含めておりますので、その対象期間においては町の管理費用は発生しておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　ということは、寄贈後から10年ほどは活用はされてたんですけど、その後は活用は何もされてないという理解でよかったですかね。承知しました。

次に行きます。

活用といえども、跡地は住宅地の中にありますので、町が活用をするというのはなかなか難しいんじゃないかなと私は思っております。ただ、寄贈された鈴木家の方々の思い、看板はちょっと小さくて見えないかもしれないですけど、菊陽町の発展のために利用を願いたいと書いてあります。果たしてその思いに町はちゃんと応えることができているのでしょうか。私はこれはできてないと思っております。

ただ、町が活用ができないというのであれば、民間にお任せするというのも一つの手ではないかと私は考えております。ただし、寄贈された鈴木家の方々の思いに添うというのは最低限守らなければいかんところじゃないかと思いますし、売却するにしても誰にでも売っていいよと、何にでも使っていいよという土地ではないのかなと考えております。

あくまでこれは私の考えでございますけど、福祉関係の施設、例えば小規模な老人ホームであったりとか、デイサービスであったりとか、子ども向けの放課後等デイやフリースクールとか、そういった福祉関係であれば寄贈された方の意向に添えるのではないかなと私個人的には考えております。

ただ、これはあくまでも私の個人的な考えですので、一旦横に置いといて、(5)ですね。

今後も活用する予定がないのであれば売却も含めて検討すべきではないかと私は考えますけど、町の考えはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　最初に、町の財産の管理、そのあたりの考え方を述べさせていただきまして、その後の活用についてのお答えをさせていただければと思います。

鈴木邸跡地につきましては、庁舎、学校、道路、公園など町が直接行政目的で使用する行政財産とは異なり、現時点では行政目的に直接使用していない普通財産として位置づけております。町が保有する財産は町民共有の貴重な財産であり、可能な限り有効活用を図るとともに適切な維持管理に努める必要があります。一方で、現時点で活用が進まず、将来的にも活用の見込みが乏しいものにつきましては、維持管理コストを踏まえ、何らかの活用方法を検討する必要があると考えております。また、町が保有する普通財産には鈴木邸跡地のように本町にゆかりのある方から御寄附いただいたものもあり、その経緯や寄附者の御意向を踏まえることが必要で、併せて安全面や周辺環境などの地域の理解も不可欠であると考えております。

そのような前提の下、町としましては、活用できるものは活用し、活用が見込めないものは

整理するという基本的な考え方で、現在普通財産を含む遊休資産について財政課で洗い出しと整理を進めております。進める整理の中では、将来行政財産として活用が見込める土地、既に地域を含めて公共的な目的で使用されている土地、防災等で活用できる土地については保有を続け、逆に行政的、公共的な活用が見込めない土地については、土地の経緯や地域の理解を得ながら貸付けや売却を含めた民間対応を検討していくことになると考えています。

鈴木邸跡地につきましては、建物が現存していた時期は、先ほど答弁しましたとおり地域貢献を条件に貸付けを行っておりましたが、その後は寄附者の御意向もあり、民間売却や一般的な貸付けの御相談はお断りをしてきた経緯があります。今後は町が保有して約30年が経過していることや一定の維持管理費も必要になっていることから、売却も含め活用方法を議論してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　分かりました。私がお金持ちなら、さっさと買って、自分の意向で本当に児童養護施設やらフリースクールやらを建てるところなんですけど、私はあいにくそんなお金を持ってないので、しっかりと跡地の今後を考えていただきたいと私は思っております。

では、次の質問に移ります。

大きな２番の道路についてでございます。

まず、(1)番ですね。これは下津久礼区の複数の方から危ないので対応してほしいという相談を受けたものです。これは前の写真をストリートビューではまだ点滅信号がついたままになってますが、今現在はこの点滅信号は撤去されております。県道瀬田竜田線ですね、下津久礼区内に点滅信号が以前ございましたけど、撤去後、注意するものがなくなったからか何なのか分かりませんけど、車のスピードがまあまあ上がってるんですよね。それで、ここを横断される方、御高齢の方々もいらっしゃいますけど、車のスピードが上がったことによって横断するのが怖くなったと言われている方もいらっしゃいました。それで、見通しもあんまりここはよくないので事故が起きてからでは遅いと思ってますし、急ぎ何らかの対応が必要だと私は考えておりますけど、町の考えはどうかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　今お示しされてます下津久礼のところの一灯式の点滅ですけども、平成27年12月に警察庁から信号機設置の指針が示され、その中で下津久礼区にも設置されておりました一灯点滅式信号機については、一時停止の交通規制、その他対策により代替が可能な場合は信号機の撤去を検討するということにされています。これを踏まえて、熊本県警察においても一灯点滅式信号機の撤去が進められているところであります。

下津久礼区におきましても、当該信号機の撤去に当たっては、標識と路面標示による一時停止の交通規制が実施されるなど代替の安全対策が講じられております。また、当該路線は既に時速30キロメートルの速度規制がなされているところでもあります。

議員御指摘の状況を踏まえた対策としましては、速度を落とせ等の路面標示の設置などが考えられますが、当該道路は県管理の道路であることから、地元自治会から要望を受けた際には町としましても県に対して必要な働きかけを行ってまいります。

それから、このような同様の事例については、現在町のほうでは把握をしておりません。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　一時停止の交通規制と言われますけど、一時停止というのは結局脇道側が一時停止であって、その本線のほうには関係ないですよね。本線が止まるわけじゃないんで、事故の抑制にはなるかもしれませんけど、根本的な解決には、車のスピードがそれで落ちるわけじゃないんでそこは考えていただきたいし、今後も何らかの要望をこちら側からもしていかなんかなとは思っております。

それで、地元の方も事故が起きる前に対策を望まれてると思いますし、本当に、言い方は悪いですけど、事故が起きてからじゃないと対応はしないのかと言われる方も中にはいらっしゃいますので、そこは考えていただいて、地元、その区の役員さんとかともちゃんとお話をされて対応策を考えていただければと思います。

では、次に行きます。

次は(2)番です。県道瀬田竜田線から県道辛川鹿本線へ上がる入り口ですね。実際はこっち側なんですけど、ここの道路は道幅が狭いというのは皆さん御存じかと思います。ここの今車が止まっているところとその手前が個人のお宅なんですけど、道幅が狭いため、離合の際、ここの２軒のお宅の敷地まで乗り上げて今離合されてるような状況で、ここは私が誰に言われたわけではないんですけど、ずっと個人的に気になっておりまして、今回一緒に質問させていただいております。

それで、極端な話、今車が止まってる位置ぐらいまで乗り上げて離合されるんですね、上るほうの方が。それで、ここのお宅の方たちはあまりいい気はしてないと思うんですよ、正直。自分ちの敷地に他人の車が勝手に入って乗り上げていくって、それであそこら辺のコンクリートとかが割れてもしゃれにならんでしょうし。後々問題になる前に何か対策をすべきと私は考えてるんですけど、この点に関して町の考えをお尋ねしたいのと、また先ほど言うのを忘れましたけど、町内で同様の事例があるのかどうか、併せて答弁のほうをお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　御質問の道路につきましては、道幅が狭く、車の離合には注意を払いながら通行する状況であると町も認識しております。この道路の整備については、平成25年頃から単県要望を継続して行ってまいりましたが、県としては拡幅の代わりに県道辛川鹿本線バイパス道路を造るため旧道引継ぎに伴う道路拡幅はできないとの見解であり、実現に至っておりません。また、この道路は、令和７年３月議会定例会において熊本県が事業を進めていたバイパス事業に伴う旧道引継ぎに関する覚書により町道津久礼堀川線として町道認定の議

決をいただいた路線であり、令和９年度に管理引継ぎ予定となっています。町としましては、この道路は拡幅により道路利用者の安全確保が必要と考えており、この道路が町管理になりましたら、地域の皆様からの御意見、御要望をいただき、地権者の皆様の御理解が得られたら、町が事業主体となり道路拡幅に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、町内の同様事例についてお答えします。

まず、県道辛川鹿本線の旧道引継ぎ区間のうち鉄砲小路区にある沖野遊水池の北側に位置する一部区間で同様の事例がございます。次に、菊陽空港線延伸道路事業に伴う旧道引継ぎ区間の県道新山原水線の鉄砲小路区から馬場区へ向かう一部区間においても同様の事例がございます。町としましては、これらの道路だけではなく、住民の皆様にとって大切な生活道路も地域の皆様から御意見、御要望をいただき、地権者の皆様の御理解が得られたら道路整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　令和９年度に県から引継ぎ予定ということで、その後、取り組んでいただけるという理解で間違いないですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　管理引継ぎが終わってから道路拡幅のほうに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　本当に前向きな答弁をいただいたという気がしており、地元の方や通行される方には非常によい内容だと思います。もちろん地権者の方々の御意向というのがあるんで、できるとは言えないと思いますけど、拡幅できるようにしっかり取り組んでいただけたらと思います。

では、すいません。最後の質問に行きます。

議会についてですけど、冒頭でも言いましたが、町民の皆様に議会活動を知っていただくというのは非常に重要と私は考えておりますが、正直言って、なかなかうまくいってないというのが現状です。冒頭にも言いましたが、ユーチューブの動画再生数も、直近の令和７年４月定例会の一般質問の動画に限って言いますけど、一番再生されてる動画でも200回程度なんですね。ほとんどが数十回程度ということで、これはやる意味もあるのかということにもなってくるかと思うんですけど、私としては動画も見ていただきたいし、傍聴にも来ていただきたいというふうに考えております。

それで、今回質問で上げさせていただいてるのが夜間議会や土日に議会ということで、これはあくまでも私の個人的な考えですけど、夜間や土日に議会を行えば少なくとも傍聴してくださる方が増えるのではないかと私は思いますし、議員側から見ても土日や夜間に一般質問を行

うことができればメリットのほうが大きいのではないかと考えております。ただ、これはあくまで私の考えですので、特にこの問題というのは議員側だけで簡単に決めることができる問題でもなく、やっぱり行政側と議会側双方の合意があり初めて実現ができるものであると私は理解をしております。ですから、今回は夜間や土日に議会をやりましょうという結論を求めるものではなくて、その前段階として、行政側から見た問題点というものを私は聞いてみたくて今回質問をさせていただきます。

では、質問させていただきますが、夜間議会や土日に議会を行うと仮定した場合に行政側から見てどんな問題点があるのかというのをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　議員御質問の夜間議会や土日に議会を行うと仮定した場合、行政側の課題や問題点として大きく３つあるのかなと思っております。

１つ目は、夜間、休日に開催する場合は執行部側の負担も大きくなることが考えられます。子育てや介護を行う職員にとっては大きな負担になるとも懸念され、また国が進める働き方改革や職員の心身の健康維持、ワーク・ライフ・バランスの推進という観点からは少し逆行する場合もあるのかと思っております。

２つ目は、夜間、休日に開催することにより、職員の時間外勤務手当や庁舎管理費用などの新たなコストがかかる場合がございます。

３つ目は、町のイベントや地域の行事などは休日や夜間に行われることが多く、行事等へ参加する首長や業務に従事する職員にとっては支障を来す場合もございます。

行政においては以上のような課題が考えられますが、一方ではより開かれた議会を実現できるというメリットはございますので、夜間議会や休日議会の開催については、吉村議員のほうからありましたように結論を求めるものではないということですので、まずは議会のほうでもしっかり議論を進めていただければと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　もう一つ、追加でお尋ねしますけど、土日に例えば議会をやったとして、ここにいらっしゃる執行部の方々というのは、土日すれば２日間続けて休日出勤という悲惨な目に遭うかと思うんですけど、例えば執行部の方々というのは簡単に振替で、例えば土日出たから月火休みますというのが通用するんですかね。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　御存じのように、議会のほうは役場の課長以上のほうが出席として、ここに出席してない課長についても自席で待機をしておるところでございます。そういう中で、今管理職のほうはなかなか年次有給休暇の取得のほうも他の職員に比べると取得ができていない状況もありますので、そこを振替ですぐ可能かというのは、通常の業務のほうもございますので、かなり厳しくなるんじゃないかなとは思っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員。

○２番（吉村恭輔議員）　当たり前の答弁ですよね。執行部みんなが一斉に休めば、それは役場の機能は麻痺しますので。でも、例えば土曜日だけを入れるとか一般質問を金土月でやるとか、何か可能性はゼロではないというふうに私は一応考えております。これも議会側でも多分今から議論が出るのか出ないのかはちょっと分かりませんけど、それも話合いというか議論をしていきたいと思います。

高市早苗総理は働いて働いて働いてまいりますと言われておりましたけど、職員さんはそこまで働かせるわけには行政側もいかないと思いますので、土日議会や夜間議会を開催するというハードルが物すごく高いということだけは今回理解ができました。

私は問題はこれで終わっちゃったんで、ちょっと早いですけど、すいません。皆さんおなかがもしかしたらすいてるかもしれないと思いますんで、これで終わります。

○議長（福島知雄議員）　吉村恭輔議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午前11時39分

再開　午後０時56分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　皆様こんにちは。議席番号６番、一陽会の矢野厚子です。

今日は年度末のお忙しい中、傍聴においでの皆様、本当にありがとうございます。

さて、先月の衆議院議員選挙では、初の女性首相である高市早苗さんが活躍することによって旋風が吹き荒れ、今後そのかじ取りが注目されています。ところで、今日３月４日は町長の誕生日なんですが、３月８日は国際女性の日です。1977年に国連総会で議決され、半世紀を迎えようとしています。この国際的な女性運動の広がりは、国連が開催した女性会議に支えられ、女性の権利と政治的、経済的分野への参加に対する支援を基に守り立てていくきっかけになっています。そのおかげで、私も今この場に立っています。

そこで、今回は菊陽町の昨年の３月に策定されました第７期の総合計画に書かれている人権・男女共同参画についてと、併せて昨年３月に策定された第３期菊陽町男女共同参画計画について質問をします。

質問は質問者席にて行います。

○議長（福島知雄議員）　傍聴席の方は私語を慎んでください。

矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　ではまず、１の第７期総合計画の人権・男女共同参画についての質問をします。

(1)取組１に人権意識の確立と人権擁護の推進とあり、主な事業として５つの項目があるが、その中の企業向け人権研修会の開催、集会所学習会事業・多文化共生の取組の進捗状況はどうなっているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　企業向けの人権研修会の開催につきましては、菊池郡市の加盟企業で組織されている菊池郡市同和問題に取り組む企業連絡協議会や菊池郡市の各市町の人権教育推進協議会や菊池郡市小中学校長会などの13の団体で組織される菊池地域人権・同和教育連絡協議会、または熊本県などが開催する研修会への参加の要請を行っております。また、町では例年開催している人権のまち菊陽フェスタへの参加要請を行っている状況です。

集会所学習会につきましては、町にあります教育集会所を中心に小・中・高生を対象に実施をしております。また、多文化共生の取組として、外国にルーツを持つ子どもたちの学習会、多文化共生学習会を武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘中学校を中心に実施をしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　企業向けの人権研修会への参加を要請してるということで、13の団体、連絡協議会ですか。例えばどのような企業なのか、差し支えがなかったら。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　御質問にお答えします。

こちらの13の団体というのは、この菊池地域人権・同和教育連絡協議会になりますので、こちらの団体につきましては、合志市の人権教育推進協議会、大津町の人権・同和教育推進協議会、菊陽町の人権教育推進協議会、あと菊池市人権・同和教育推進協議会、あと部落解放同盟菊池郡市地区連絡協議会、あと菊池郡市小中学校長会、菊池の公共職業安定所、全部申し上げたほうがよろしいでしょうか、そのような団体になっております。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　じゃあ、企業への直接の要請というのは、していないんですね、企業は入ってないようですけど。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　企業につきましては、菊陽町同和問題を考える企業連絡協議会というのがございます。そちらには菊陽町の建設業者とか各事業所の団体が所属しております。全部で25ございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　たくさんのところが加盟されてるようなんですけれども、人権のまち菊

陽フェスタに対しての参加依頼というのも、そういうところに直接されているんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　はい、そのとおりでございます。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　私も人権のまち菊陽フェスタには時間が許す限り参加しています。残念ですけども、何かいつも途中で帰る人が多くて、せっかくのすばらしい話がもったいないと思うことが何度かありました。今日、朝見えてました女性の会のメンバーとか更生保護女性会の会員がそれぞれの会長の声かけで参加協力をしております。その声かけがなかったら、かなり少ないのではないかと思っています。

また、多文化共生の学習会なんですけれども、武蔵ヶ丘のほうでやってるということですが、これは中国からの帰国者に対する配慮から武蔵ヶ丘小学校、中学校を中心に実施されているのだと思いますが、今の菊陽町にはＪＡＳＭの進出もあり、多様な国籍の方も増えています。大人向けも含めてもっと実施するべきだと思いますが、町はどう考えますか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　今、矢野議員のほうからありましたように、様々な国からの外国人の方が菊陽町のほうに来られてます。施政方針で述べたかと思いますけども、多文化共生センターを来年度からスタートさせていきたいというところで８年度の予算もお願いしてるところでございます。そういう中で、あらゆるところの地域の方にそういったことをできる可能性があれば、そういったセンターを通じていろいろ取組を考えていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当に全国から注目を浴びている町です。その注目に応え得る町であるべきだと思います。

それでは、次に行きます。

(2)の取組２に男女共同参画の推進とあり、主な事業としても３項目あり、事業所に対するワーク・ライフ・バランスの研修会の実施とドメスティックバイオレンスなどの情報の発信とあります。どのような事業所に対してどのような形で発信していくのか、また現在までの進捗状況はどうなっているのかを質問します。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　町単独での事業者に対するワーク・ライフ・バランスの研修会は行っておりませんが、情報発信につきましては、内閣府男女共同参画局や厚生労働省が作成するポスターやチラシを窓口に設置し、企業や事業所へ周知を行っているところです。また、町のホームページには、ドメスティックバイオレンスなどの相談窓口等の案内を掲載しております。今後は町商工会などの協力も得ながら関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの研修会の開催に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。また、国、県等の関係

機関が実施する研修会への開催情報も併せて周知に努めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　情報発信はポスターやチラシを窓口に設置しているということですけども、どこの窓口に設置してあるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　主に商工振興課のほうの窓口のほうになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　役場の中の商工振興課の窓口ということですね。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　はい、そうです。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　せっかくのポスターやチラシですけども、商工振興課を訪れる人というのは関係者以外はあまりいないんだと思うんですが、もっとたくさんの人が出入りするところに置くべきではないかと思いますが、どう思われますか。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　議員がおっしゃるとおりでございます。今後はもうちょっと住民の方の目につくところに啓発のチラシ、ポスター類を掲示していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　せっかく届いたもの、チラシなんかを、ただ積まれて誰も見ることがなくリサイクルに回されたりするというのは悲しいことです。

それで、県や国の関係機関が実施する研修会は、よく熊本市のパレアやはあもにいなどで行われているものだと思います。さんさんの会の会議などでその案内はあります。ただ、交通手段や時間帯の問題でなかなか参加が厳しい面があります。近隣の益城町には昨年地域共生センターカタルがオープンし、多目的ホールや研修室、調理室があり、男女共同参画と社会教育や地域交流の推進を行っています。この役割は菊陽では三里木町民センターが行ってると思うんですが、このカタルでは地元企業とのマッチングを含む就労支援セミナーなども行っているようですけども、役場の方はどなたか行かれたことはありますか。

誰も。

一応、これは三里木町民センターに置いてあるのにこういうふうに紹介されてまして、やっぱり興味を持って行っていただけるならと思っております。本当に新しいところですし、役に立つのではないかと思っております。

では、次の２の第３期菊陽町男女共同参画計画について質問します。

基本的な計画の基本目標の２として、庁内における女性活躍への環境整備の推進とありますが、何か具体的に動いているのか、取組の計画はあるのか、また女性を活躍させるのに近年の女性の採用数は増えているのか、逆に中途退職者は出ているのか、出ているならその数と退職理由を教えてください。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　令和７年３月に策定した第３期菊陽町男女共同参画計画に掲げられている庁内における女性活躍の環境整備として、３つの施策が挙げられております。

１つ目は、役場における管理職への女性の登用の促進です。令和７年４月１日現在の女性管理職は５人で、登用割合は15.2％となっております。令和６年４月１日現在と比較しますと、２名の増加になります。また、能力を十分に発揮できる仕組みづくりとして、令和８年度からは、また人事評価を活用した昇格や昇給の運用を開始する予定ともしております。

２つ目は、町職員のワーク・ライフ・バランスの実現です。全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するために時差出勤や育児短時間勤務制度を取り入れ、働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

３つ目は、女性職員の活躍の促進です。女性のキャリアアップにつなげるために熊本県市町村研修協議会が実施している研修会などへの参加を促しています。

次に、女性職員の採用数についてですが、令和７年４月１日現在の正職員数は280名で、そのうち女性職員が124名であります。全体に占める割合は44.3％となります。令和２年４月１日現在の職員数は237名で、そのうち女性職員が99名であり、全体に占める割合は41.7％となっておりました。５年前と比較しますと、女性職員は25名増えており、全体に占める割合も2.6％上昇しています。

近年の中途退職者の状況ですが、令和５年度が２名、うち女性が１名、令和６年度が４名、うち女性が１名、令和７年度が７名、うち女性が４名となっております。また、退職等の理由につきましては、他の業種への転職や家庭の事情などによるものが一般的なものでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　時差出勤や育児時短制度など、働きやすい職場環境の整備は進んでいると思います。ですが、私の経験からすると、職員の年齢も上がるにつれて今後は介護休暇についても進めてほしいと思います。

私の元の職場もかなり進んでいるほうだったので、年次有給休暇の残の中から介護休暇への振替積立てができて、年に３日ぐらいずつだったんですが、積み立てておりました。それで、私は一人で親の介護をするために、手術や入退院の手続、緊急の呼出しなどで９年間ほどの介護生活でしたが、有給休暇を使い果たし、周りからまた休むんですかと言われ、結局52歳で早

期退職をすることになりました。本当にそのようなケースが職員の中でも出てくると思うんですよね。それから、もう辞めなきゃというときから次の生活手段を探すのに１年くらいいろいろと悩みました。本当にこれは男女に関係のない問題です。働き続ける環境の整備の一つとして今後考えていただきたいと思います。

また、研修については、私が議員になった頃に比べて職員の方の研修の機会が増えているように思います。その研修によってほかの職場の人と接する機会も増え、仲よくなると情報の収集量が増えたり違った角度から物が見えたりするので、今後もぜひ続けていただきたいと思います。

では、次に行きます。

(2)地域における女性が活躍するための環境整備施策について、①男女共同参画に積極的に取り組む業者に対する町独自の表彰制度を検討するとあるが、検討は始まったのか、またその取組の評価は誰がするのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　町では、第３期菊陽町男女共同参画計画の中で、事業者における男女共同参画の推進意欲を喚起するため、独自表彰制度の創設を掲げています。現在菊陽町独自の表彰制度ではなく、熊本県が実施する熊本県男女共同参画推進事業者表彰などが町内の事業所を後押しする制度として機能しており、町もその広報、周知を行っているところです。今後、町独自の表彰制度の具体的な制度設計については、菊陽町男女共同参画推進条例に基づき設置されている菊陽町男女共同参画審議会に諮りながら検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　県の表彰制度は、先ほどもあれしましたこの中にも具体的に表彰されている事業所の紹介がされております。商工会では、毎年総会の席で事業者から上がってきた永年勤続などの職員の表彰を行っています。商工会からの情報をしっかりと利用していただければ、もうちょっと拾い上げることができるのではないかと思います。その辺も参考にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　今後商工会あたりから情報収集しながら表彰に推薦していくような形に持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　先ほどから私は何回かこれを紹介してますけども、これは三里木町民センターに置いてあったんですが、これはどこから何冊ぐらい届いてるというのは、どこが把握してるんですか。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　申し訳ございません。ちょっと把握しておりません。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当に県がせっかく作って町に送ってるんだと思いますけど、三里木町民センターにしか届いてないということですかね。御自由にお取りくださいというところで置いてあったんで頂いてきたんですが。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　現在、三里木町民センターのみの設置ということになっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　せっかくの情報が何か目につかないままに置かれてるというのはもったいないので、本当に担当課含め関係の方はしっかりと読んでいただきたいと思います。

では、次の②番の女性の参画が進んでいない業種での女性の就業及び定着促進や働きやすい職場環境の整備等について啓発に努めるとありますが、具体的な業種は考えているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　一般的に言われている業種としまして、伝統的に男性中心の職場環境が続いている建設業や運輸業、理工系人材における女性比率の低さや交代勤務などの働き方が影響していると指摘されている機械、電気電子部品などの製造業等が挙げられます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　最近はかなりの業種で女性の進出が進み、バスやトラック、タクシーのドライバーさんは珍しくなくなりました。建設関係も現場で見かけることも増えました。炎天下の交通整理にも女性の姿を見かけることがあります。近年の人手不足が拍車をかけているのかもしれません。組合組織のしっかりした会社は、組合と会社の交渉で職場環境の改善は進みます。小さな事業所は、女性専用のトイレや休憩室、更衣室など、職場環境を改善したくても資金がなく、その結果、定着が進まなかったりします。

職場環境の整備を進めるには、単なる啓発ではなく、事業主さんと現状を話し合い、環境の整備に必要な資金調達方法などをアドバイスするのも必要だと思います。直接的に事業主さんと話をするのは難しい部分もあると思いますが、町の商工振興課、今日は課長がいないようですけれども、商工振興課のほうから菊陽町商工会と話し合ったりすることは可能だと思いますが、町はどう考えますか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　商工会とは常に意見交換をしながらそういった部分も意見交換

して、前向きに検討していくように努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当にしっかりとお願いいたします。

③番の事業主への啓発として男女雇用機会均等法施行規則や関係条例などの周知を図るとありますが、具体的にはどのような方法で啓発するのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　事業主への男女雇用機会均等法対策の促進、雇用環境の改善や男女共同参画の職場づくりなど、関係機関等が行う研修会の周知やポスターの掲示、チラシの配布、また町の広報紙やホームページを活用しながら啓発を行ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　先ほども述べましたけれども、小規模の事業所では、ただ書類が送られてきても忙しさに流され、よく読む時間も持てなかったりします。事業主さんに改善の思いがないわけではなくても、なかなか浸透させることは難しいかもしれません。地道な対応をお願いしたいと思います。

また、先日、商工会と合同の研修ですか、木村アナウンサーの講話のように、あのような講話研修会も啓発の力になると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次に行きます。

(3)地域における男女共同参画の推進について質問します。

①地域活動における女性の参画拡大の中で、女性のネットワークづくりや交流会、学習会などの活動を支援するとありますが、どのような団体があり、どのような活動が行われていると把握してるのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　女性のネットワークとして、男女共同参画の推進を図るとともに男女が共に暮らしやすい社会を目指して互いに協力し、地域の活性化に貢献することを目的に設置された菊陽町男女共同参画さんさんの会がございます。このさんさんの会は、平成14年度に発足し、菊陽町更生保護女性会や菊陽町商工会女性部、菊陽町地域女性の会などの12の団体と行政、個人会員で組織されています。主な活動内容としましては、例年開催しているよかつれフェスタの企画運営や男女共同参画に関する標語、フォトコンテストの実施、構成メンバーを対象とした研修会等を実施している状況です。また、この会は男女共同参画審議会の構成団体となっており、男女共同参画計画の策定に当たり、会の代表者の方に委嘱委員として御協力をいただいてるところであります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　これにも12の団体ということですけど、その団体を教えていただけますか。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　菊陽町更生保護女性会、菊陽町商工会の女性部、あと個人会員、それとＪＡの菊池中央支所ＪＡ女性部とか、そういう団体が加盟されております。あと、個人の団体になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　12の団体で個人は別ですよね。それで、地域女性の会も入っていないんですか。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　失礼します。これは団体を全部申し上げたほうがよろしいですか。

（６番矢野厚子議員「はい」の声あり）

それでは、あと人権擁護委員、社会教育委員、菊陽町地域女性の会、菊陽町民生委員・児童委員協議会、菊陽町農業女性アドバイザー、三里木町民センター利用者代表、菊陽町社会福祉協議会、菊陽町少林寺拳法協会などの団体になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　私も時々会議に参加しておりますので、地域女性の会とか農協婦人部、商工会女性部、更生保護の方たちは知ってましたけども、実際なかなか、多分忙しくて全部そろうことがないのかなと思っておりますが。

そして、この各団体ですけども、重なって入っている方たちも多いんですよね。女性の会に入り更生保護に入っている、商工会に入りながら、その辺もあります、ちょっとこれはあれですけど。それで、それぞれの団体もまた研修会とか講演会を行っており、場合によっては同じ講師の方を呼んで、それぞれに出ると同じお話を聞くということもあっております。それで、講師の方の謝礼を払うにも、各団体ともかなり予算措置に苦心をしているようなんですよね。

そこで、提案ですけれども、年に１回、町内の成人女性向けの啓発講演会を団体をまとめてできないかなという思いがあります。先日の青少年育成協議会の全体研修会は、とてもよいお話でした。もっと多くの人に聞いてほしいとも思いました。どの団体にも所属していなくても、講演終了後に自分がつながりたい団体や窓口が見つけられるように、町に機会を提供していただけないでしょうか。町長は幾つかの団体の総会に参加されてると思いますが、どう思われますか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　それぞれの団体がすばらしい活動をされてると思います。そういったと

ころをしっかりとつなぐのが町の役目だというふうには思っておりますけども、先ほどから矢野議員がおっしゃっているように、いろんな催物ですとかそういったところに人が少ないというのは私も感じてるところでもございますので、そういったところも含めて全体的に町のほうがしっかりと啓発活動としてのＰＲをする必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当にいろんな場でいろんな女性が活動してますので、ぜひその辺をしっかり活用していただきたいと思います。

では、地域防災における女性の参画拡大として、４つの項目を挙げてあります。その中で、女性防災士の活用、女性消防団の設置についてはどのような構想をお持ちか、どのように考えているかを質問します。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　女性防災士の活用及び女性消防団の設置につきましては、第３期菊陽町男女共同参画計画においては個別に明記してるものではございませんが、同計画では地域防災における女性の参画拡大を重要な取組として位置づけ、男女共同参画の視点に立った避難所の運営の推進や防災、復興分野における女性の参画拡大のための学習機会の提供や情報発信などを掲げております。こうした計画の趣旨を踏まえ、女性防災士に限らず地域防災における女性の参画拡大には学習機会の提供は重要であると考えております。

そのため、昨年７月には内閣府の公募に応募し、採択を受け、内閣府主催、県及び町共催による避難所生活リーダーサポーター研修を菊陽町総合体育館で実施しました。参加者の募集に当たっては、避難所運営には多様な視点が必要であることから女性の参加を積極的に呼びかけた結果、参加者55名のうち29名が女性でありました。研修では避難所の事例を用いた実習などを通じて実践的な支援技術を学んでいただいたところであり、今後は研修修了者の皆様が地域の防災訓練等へ積極的に参画されることを期待しております。町といたしましては、今後も男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の整備と人材育成に努め、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　町では個別政策として明記してないということですけども、女性消防団について実際どのような活動があるのか少し調べてみました。

その主な活動は、実際の火災の消火活動より、ふだんの防火、防災に対する啓蒙活動で、高齢者などの自宅を訪問し、万一の場合の避難や消火設備の確認、小型消火器の取扱いの説明、あと応急手当てなどで、男性のように直接火災の現場に出ていくようなものではありませんでした。その日頃の地道な活動で、日常生活の中で出火させない環境をつくる、万一出火した場合の安全な逃げ方や通報などを日頃から意識できるようにすることが主な業務です。スプレー

缶やモバイルバッテリーの発火、ガス漏れなど、日頃から訪問によって意識づけを行う。

そもそも出火がなければ消火活動は必要ありません。このような女性消防団の活動は、民生委員さんや区長さんと同行することにより、地域のつながりをつくるきっかけになります。何のきっかけもなく自宅を訪問するのはとても難しいことです。警戒心も生まれたりします。信頼関係がなければ、災害時の避難所運営の推進も厳しいと思います。町に女性消防団はありませんが、女性防災士はいます。消防団は年齢制限があったりしますが、防災士は年齢の制限が一切ありません。小学生だろうがどんな高齢者であろうが、試験さえ通れば、なれます。私自身、防災士の資格を取得させていただきました。理由があって町の防災士協会の正式な会員ではありませんが、そのような人が複数いると思います。ただ、志を持って資格を取得したものの、女性ならではの活動方法があまりできない気がして参加しておりません。

また、役場の女子職員に防災士がいるなら、危機防災課に女子職員を配属していただき、日常の防災について女性ならではの視点で活動ができるようになるならと願っていますが、町はどのように考えますか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　御存じのように町のほうには女性消防団のほうはございませんので、今議員が申されましたように、女性の防災士は町の防災士協議会のほうの登録にもあるかと思いますので、そういった話は町の防災士の協議会のほうでお話をしていただくような感じで伝えていきたいと思ってます。

それと、今の防災関係に対する女性職員の配置もということですけども、町の人事に関することではありますけども、適材適所を見ながら配置が可能であれば配置いたしますし、そのときの状況によって変わってくるかと思いますけども、多様な視点が必要だと思ってますので、いろんなことを考えながら人事のほうは配置したいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　先ほどの説明の中で、避難生活支援リーダーサポーター研修を実施したそうですが、修了証とかは発行されているのでしょうか、また修了者の情報は区長さんには知らせてあるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　申し訳ございません。修了証の発行まで確認は取れてませんし、受講をされた方を地元の区長さんに伝えることもしてはおりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　これに研修を受けた方たちを活用していきたいという思いがあるのでしたら、その辺は情報として持っておくべきではないかと思います。私は先ほども申し上げたように町の補助で防災士になりました。認知症サポーターとか地域サポーターの研修も受けてお

ります。でも、本人が申し出なければ、区長さんには情報はないのではないでしょうか。研修修了者に地域の防災訓練などの積極的な参加を期待するのであれば、区長さんや地元消防団にもしっかりと情報を流して、万一の場合のつながりをつくっておくべきだと思いますが、その辺はどう考えますか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　矢野議員の御意見の趣旨のほうも理解しておりますけども、今回研修等で修了したというような名簿に対して御本人様にそういった情報を外部の方に提供していいかというような確認を取っていませんので、現段階でその名簿を配布することは非常に厳しいかと思いますけど、今後そのような方々を活用する場合は、町のほうには情報がありますので、何らかのときにお声かけする資料には活用させていただければと思ってます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　多分志を持って何かのときには手伝いたいという思いで参加してるんだと思うんですよね。なのに、いざというときに全然どこからも声がかからなかったというのでは残念なので、その辺は本人にもちろん確認を取って、その情報の共有という、せっかくいろんな研修にはお金もかかっておりますし、ちゃんとしていただけるならと思います。

それで、熊本県は４月の組織改正で大規模災害への備えを強化するため知事公室に危機管理防災局を新設すると発表しています。部局が分かれていた防災と消防業務の一体的運用が狙いとのこと。菊陽町でも女性防災士の活動が消防団の活動に結びついていくことを願います。人と人とのつながりが希薄になっているこの頃です。ぜひ安心・安全なまちづくりのために今ある組織の深化を推進してください。

男女共同参画計画の推進体制について。

町民・企業・地域団体等との連携、協働の推進に、さんさんの会と行政の連携を基軸として町民と協働しながらより実態に即した男女共同参画の実現を目指すとありますが、さんさんの会の現状をどう考えるかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　菊陽町男女共同参画さんさんの会は、令和５年度に熊本県より男女共同参画の推進に積極的に取り組んだ団体として熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞するなど地域貢献に寄与されていることから、町としても男女共同参画を推進する上では菊陽町男女共同参画さんさんの会との連携は重要であると考えています。しかしながら、これまでにもよかつれフェスタ開催時等に会員募集案内を行っておりますが、新たな団体やグループ、個人からの会員が増えていないことが課題であると認識しております。今後も菊陽町男女共同参画さんさんの会が行う年３回ほどのワーキング会などにより意見交換を通じて、町としてできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　さんさんの会に男女共同参画計画の推進の連携を求めるなら、さんさんの会の意義やその活動内容をもっと周知する必要があると思います。例えば、図書館のロビーにはたくさんのいろいろなパンフレットが置いてあります。その一角にさんさんの会の意義、活動を知らせるコーナーを作り、入会申込書を置くとか、今どこにも置いてないですよね、入会申込書はね、探しましたけど、各町民センターにも同様にして、もっと町民の皆様に周知してはいかがですか。町はそのような考えはどう思われますか。

○議長（福島知雄議員）　人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　今後、さんさんの会の活動内容等も広報等を通じながら住民の方に周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　私もさんさんの会の個人会員で、本当に三里木町民センターでもスタッフの方がいろいろ準備して大変な思いをされてると思います。

それで、よかつれフェスタなどは講師料も高い、先ほども申し上げたとおり、自分の関係する人が終わると帰っていったりされる方がたくさんいらっしゃるんですよね。それで、最後まで中身を聞かれた方は、いい話だったという声も聞きますし、アンケートも取られてると思うんですけれども、このアンケートの中のよかったというその声をしっかりと広報などに載せて、それを読んで、私も行けばよかった、行けなくて残念という声が聞こえてくるようなことをお願いしたいと思います。

時間が大分あれなので、最後に町長の政策提言について触れたいと思います。

町長の任期もあと半年余りになりました。あっという間に３年半が過ぎ、72の提言が幾つか実現されてきました。ＪＡＳＭの進出が財政面の大きな追い風になったと思います。特に学校給食の無償化は保護者にとって評価の高いものでした。そして、４月にオープンするアーバンスポーツ施設は、県の後押しもあり、メディアにも取り上げられています。冬季オリンピックでのスノーボードの活動は、スケートボードへの興味の高まりとなっていると思います。

そこでお尋ねします。

施設の利用に町内の優先枠とか優待券とかは考えているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　くまモンアーバンスポーツパークにおきましては、施設の整備工事も順調に進み、４月11日土曜日にグランドオープンを迎え、落成式を予定しております。また、令和７年12月議会での上田議員の一般質問でも答弁しておりますとおり、名実ともに菊陽町の誇りとなる施設として、本町に新しい文化を根づかせ、未来を担う子どもたちに挑戦の場を届け、単なるスポーツの拠点ではなく、菊陽町の未来を切り開く新しい文化の拠点であり、子どもたちに挑戦する心と夢を届ける場になります。町の新たな象徴であり、菊陽町が持つ活

力と可能性をこの施設とともにさらに大きく育ててまいります。

御質問の施設の利用につきましては、熊本県とも連携しながら普及促進や大会、合宿の誘致など、県全体へ波及させるため、町内だけの利用に限らず、県内外から多くの方の来場を見込み、誰でも気軽に利用できるような施設と位置づけております。町内利用者を優先することは、町外利用者の利用を制限することとなり、交流人口の拡大や地域経済への波及効果、本町の認知度向上といった今後期待される効果を弱める可能性があります。このようなことから、町のほかの町有施設が行っている事前予約や町民の優先枠や優待券の設定はしないこととしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　県全体への波及を目指すというのは理解できますけども、オープンから１年限定とか期間を限って菊陽町の大人や子どもが一度は経験し、この施設を応援したくなるような気持ちを持つように配慮してほしいと思います。

それで、ちょっとお尋ねしますが、ここの利用料金は幾らですか。

○議長（福島知雄議員）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん）　利用料金につきましては、一般の２時間以内が１回500円、２時間を超えますと1,000円です。高校生以下が２時間以内が250円、２時間を超えますと500円という料金設定となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　ネットで検索しても料金が出なかったので確認をさせていただきました。

学校の授業で体験とかをさせるつもりがあるかを質問します。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　本町に誕生するアーバンスポーツ施設は、トップアスリートも利用可能な世界に誇れるすばらしい施設であると認識しております。次代を担う菊陽町の子どもたちがこうした身近にある世界レベルの施設に触れスポーツの多様性や楽しさを体感することは、心身の健全な育成において大変意義深いことと考えております。教育委員会としましては、この施設を学校教育の中でどのように活用できるか、これまで施設の指定管理者も含めた関係各所と慎重に協議検討を重ねてまいりました。その結果、まずはやってみたいという意識を持つ希望者を中心に、初心者であっても安心してアーバンスポーツを体験できるような機会を創出する方向で具体的案の検討を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　地元からオリンピック選手をというような町長の思いもあると思いま

す。思いだけでなく実現させたい、その入り口として、物事に対して消極的でイベントとして開催されていても自分から行くと言えない子、そういう子にも触れる機会を与えることで人生に変化があるかもしれません。聴覚障害のスケートボードは、世界大会もデフリンピックの種目にするために昨年日本で行われています。障害があってもできる、目の見えないブラインドスケートボーダーもいます。ぜひ全ての子どもに、本当はやりたいのにやりたいと口に出せない、そういう子どもにもチャンスを与えていただきたいと思います。

今回は男女共同参画計画を基に幾つかの発言をしました。今はＬＧＢＴＱということで一くくりに男性、女性と言えない微妙なところがあります。国が出している推進の基本認識の中で、防災に関する知識の普及において、子どもの発達段階に応じ災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため情報提供や働きかけを行うと書かれています。ぜひ役場の危機防災課に女子職員を担当として配置し、女性の防災士の活用、活動を進めていただきたいと思います。菊陽町が男女関係なく、国籍も関係なく、安心して住み続けられる町になるように願って、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午後１時53分

再開　午後２時１分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　皆さんこんにちは。

今日は年度末の忙しい中に傍聴の皆さんについては駆けつけていただき、ありがとうございます。また、熊本市内からもお見えでございまして、張り切って質問をしたいというふうに思います。

議席番号４番、菊陽町の軽井沢に住んでます馬場功世です。

今年の冬は非常に寒くて、我が家ではサッシの結露が凍って窓が開かないような寒さもありました。まさしく軽井沢だろうというふうに思っております。また、春を告げるということで、私の場合は春の感じがするのは花粉症ですね。目がかゆくて取り出して洗いたいぐらいかゆい状況なんですが、今のところ鼻詰まりまではなってませんので大丈夫かというふうに思います。また、私の庭にはフキノトウが出ておりましたが、皆さんからむしり取られて、もう一本もありません。今私のところを通る人は上を見て、タラの芽がそろそろ出らんかなと、みんな春を待ってるこの頃でございます。

今日は質問については５課題の質問を用意してます。質問については自席のほうから質問を

行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　それでは、質問の１番に移りたいと思います。

まず、県営野球場の誘致についてであります。

今日の新聞にも、今年の秋にも決定をしたいと掲載をしてありました。前倒すような感じでの掲載だったかというふうに思います。県営野球場を私としては運動公園の東側に誘致をしたいと、そして今いろんな行事が行われておるわけですけれども、それについて趣旨を少し述べたいというふうに思います。

まず、今運動公園では、高校総体、いろんな競技が行われて、先般はロアッソの試合も行われて、大変にぎわっているというふうな状況であります。私としては、ぜひこの運動公園の東側にお願いをしたいというふうに思っているわけであります。これにつきましては、今この周辺については益城とか熊本市の東部に工業団地ができると、そういう中で運動公園のニーズはますます高まっているというふうに思いますし、この公園の近くに宿泊施設とか、それから商業施設、そういうものも併設してできればますますにぎわいを持つんじゃないかなというふうに思いますし、また交通の便という形では、熊本空港が近いし、高速道路、そしてインターチェンジも近くにあります。また、火の国サラマンダーズの本拠地、それからプロ野球のキャンプにも適しているんじゃないかなというふうに思っております。

また、このプロ野球のキャンプについては、吉本町長が荒木コーチに誘致に行かれたという実績もあります。そういう中で、ほかにも台湾の球団、あるいは韓国、東アジア等のリーグの交流戦も見込まれると。そういうふうな形で、ぜひ運動公園の東側にできないかということを強くお願いをしたいというか、要望をしたいというふうに思いますので、その辺について答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　政策監。

○総務課政策監（井田章博さん）　答弁の前に、馬場議員からも少しお話がありました新聞報道につきまして少し触れさせていただきます。

県は昨日の県議会の代表質問におきまして、県営野球場につきましては今月末に移転先の募集を開始し秋頃までに移転先を決定するという、これまでの計画の前倒しを表明しております。これは、昨日上田議員の質問に副町長が答弁しましたように、町から県に対してできるだけ早い時期での移転先決定を求めてきた本町におきまして、その方針変更を歓迎しますとともに、今月末に示される公募条件等を踏まえまして、より魅力的な提案ができるよう検討を加速化してまいります。

それでは、議員の御質問にお答えします。

運動公園東側のこの地域におきましては、馬場議員もおっしゃっておりましたけれども、プロ野球のチームのキャンプの誘致ができるということで、ほかの地域にはない強みがまさにここにあるというふうに町としても考えております。一方で、もう一つの候補地につきましては

また別の強みがございまして、ホテルや商業施設等の併設とか、そういったところも視野に入れたまちづくりと一体となった野球場の整備ができるという強みもございます。それで、運動公園東側につきましては、市街化調整区域でありまして、農地法の観点からもホテルや商業施設の併設が困難な地域ということになっております。

それで、この２つの現在出しております候補地につきましては、それぞれの強みがございます。これまでの答弁でも何度も申し上げておりますとおり、まずは菊陽町に野球場を持ってきたいというところで、この２つの候補地を町の強みとして県のほうにはアピールしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　そういう市街化調整区域と農地法というような観点から困難というふうなことは言われるだろうというふうに思っておりました。しかし、新駅部分について足を引っ張るつもりはございませんけれども、課題とか問題点を少し触れておきたいというふうに思います。

私はこの前、熊本城マラソンで豊肥線を利用したんですが、２両編成で立ちっ放しでございました。これで１時間に３本ぐらい走ってるんだなというふうに思いました。それで、２両ぐらいではとても運べんというふうに思っておりますし、またこの３両とか４両になるといろいろＪＲのほうも都合があるようで、そうなると駅のほうも降りられないというふうな状況になるというふうに思いますし、また近くでは開かずの踏切になるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、私どもとしては、この新駅の部分については輸送的に問題があるし、また駐車場でも問題があるというふうに思いますし、また南部地域とのバランスと町長は常日頃から南校区の発展を強調されて、バランスのあるまちづくりと、均衡ある発展というふうなことも言われております。

その中で、よその地域と比較するわけにはいきませんけれども、合志市ではこのフードコート、それからああいうところに造って、その当時は何もなかった畑なんですが、バスも通らんし光の森とも競合するしというふうなことで大分いろいろ言われてましたが、今はこの図面に出るように、もう満杯であります。ひっきりなしに車が出入りするようなにぎわいを見せてます。また、御代志駅の近くにも商業施設が造られてます。また、辻久保のほうにも造られているというふうなことで、条件は違うというふうに、合志と同じようにするなと言われるかもしれませんけれども、そこは私は市街化調整区域とか農振地域というのは非常に、特に私の住んでいるところなんかはかぶってるから全然開発はできない部分もありますが、やはりここは町長をはじめとする執行部の意欲の問題だろうというふうに思います。

いろいろかぶってるという言い訳だけでは均衡ある発展というのは望めないというふうに思いますので、町長の覚悟を伺いたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　いろんな覚悟というのはございますけども、先ほどお話がありましたように、白水地域におきましては農地法というのがございまして、法に関しては非常に縛られるところでもございますので、そういったことを考えるとというところでもございます。今２つをしっかりと提案をしておりますので、そこは県がどういった判断をされるかというところでもございますし、白水地域の発展なくしてということはいつもお話をさせていただいておりますので、仮にこの野球場がどこになるかは分かりませんけども、そういったところも結果出ればしっかりとまた白水地域発展のために、今県の道路の計画もございますので、そういったところをしっかりと進めながら、どのようにして発展をさせていくのかというのはしっかりと考える必要があるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　いろいろ諸問題はあるというふうに思いますが、この新駅の部分についてはいろいろ問題があるし、またこの公園の東側というのもいろいろ課題はあると思いますが、まずはぜひ菊陽町に来てほしいということは誰も変わらないというふうに思いますが、私としては東側に持ってきてほしいというふうに思っております。

また、この駅前について一部分を聞いたわけですけれども、公共施設の一部を移転をするということについてはこの駅前については面積がないという話も聞きまして、いろいろあんまり問題点を出しますと菊陽町はいろいろあるけん嫌だと言われるのも困りますのでその辺は私も分かってはいるんですけれども、何としてでもこの均衡ある発展、あるいは南校区と新駅の近くとの開発の差、これも如実に出ているということをしっかり頭の中には入っておられるというふうに思いますので、南部の地域の南小校区の発展というものについても、今までよりも快い返事はいただいておりますけれども、そういう面でも南部地域の発展のためにも運動公園の東側に誘致をするということを強く申し入れておきたいというふうに思います。

続いて、１番の項を終わりまして、２番の項に移ります。

白水台地における土地改良についてということで出しております。

それで、１番に白水台地における深迫ダムの利用拡大はできないかということを出しておりますが、これは深迫ダムについては、今私の家の前の道路に用水管を布設するという計画があってます。そして、いろんなところをポンプアップしても用水管が今それぞれの場所で傷んでおって最大限の圧力をかけた送水は行われてない状況で老朽化をしてるというふうなことでありますが、その中で広げてくれという、利用拡大をということを言ってるのは、この畑地かんがい施設というのがあってボーリングをしてこういう取り出し口というかそういうものがされてますが、もう電源を切られて使われていない状況にあるわけです。その中で、白水台地の中で深迫ダムのこの畑かん施設もひっくるめてできないかというふうなことで、地元の人たちからもまとめてしてもらえんだろうかという要望もありましたので、これについて質問をするわ

けであります。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　白水地区は深迫ダムからパイプラインで用水供給を行っている畑地でございますが、深迫ダム自体に恒常的な水源があるわけではございません。西原村の大切畑ダムから供給水を受け入れて運用しております。また、小森土地改良区、これは西原でございます、小谷水利組合、これは益城町でございます、それにおおきく土地改良区の３者で高遊原地区土地改良財産共同管理協議会が設置されており、水の配分、運用について規定を設けております。このため、供給量や運用は協議会のルールに基づくもので、受益の拡大等については合意形成が必要となります。

深迫ダムへの供給は、協議会の規定により11月から翌年４月までの６か月間とされており、それ以外の期間は供給はなく、４月から10月末までの期間は貯水された約82.5万トンの水で白水地区の受益面積約338ヘクタールを賄うものでございます。現行の受益地を前提に運営されているのが現状でございます。このため、他地区へ恒常的に配分するだけの余力、水を前提とした施設計画にはなっておらず、新規配分を行うことは困難というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　この深迫ダムについてはよく分かったわけですけれども、それと併せて深迫ダムができる前後かもしれませんが、畑かん施設も地域のそばにあって、ほとんどニンジンを作られる方あたりが水をまかれてやっておられるということと、もう一つは７月から８月にかけて一番干ばつの畑作地帯に水がまかれてニンジンが栽培できるというのは、私どもの地区からするとまさしく奇跡的な環境整備だったというふうに思っておりますので、今後とも深迫ダムの利用拡大、これについては今後考慮していただきたいと。それができなければ、この畑かん施設の整備についても尽力をいただきたいということを述べまして、次の質問に変えたいと思います。

２番目に、おおきく土地改良区から徴収されてる各種負担金についての補助をできないかということであります。

これについては地元の方から強く要望がありました。それで、趣旨を述べたいというふうに思いますが、まずおおきく土地改良区にいろいろ負担をされてる金額は、経常賦課金が10アール当たり1,900円、それから白水の維持費ということで1,000円、白水財政調整積立金ということで600円、約3,500円ぐらい徴収をされております。そういう中で、この白水台地を所有されてる中には、高齢化で農業を廃業されている方、そして土地だけ貸しておられる、その中で固定資産税だけは当然払われているわけですので、そういう中で土地を貸しているだけで、標準小作料からすると２万円から3,500円引かれると１万6,500円ぐらいになるわけですけれども、そういう形で非常に負担を感じておられるというふうに思っております。

それで、畑の所有者の白水台地の中心部は国体道路が走っております。それから、熊本中心

部から熊本インター、空港まで走ってる状況であります。こういう中で、土地の負担金というのは耕作をしてない人からすると非常に負担だなというふうに思われてるというふうに思います。また、小作料をもらっとるからというふうなことを言ってみたんですが、固定資産税と3,500円を払うというのは年々何となく重荷になってるというふうなことで、この補助をしてもらえないかというような話が出ましたので、ここで質問をするということで、廃業された農家の皆さんの声として伺いたいということです。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　おおきく土地改良区によりますと、白水地区、堀川地区、馬場地区、そして白川地区の４地区に区分され、土地改良賦課金として、議員おっしゃいました維持費、それと経常賦課金、それと財政調整積立金がそれぞれ賦課されております。

まず、維持費につきましては、施設の維持に関わる必要を想定したもので、受益面積により算出されているそうです。次に、経常賦課金につきましては、４地区一律で賦課されているということでございます。最後に、財政調整積立金は、揚水機などの機械設備を要する地区に賦課されるもので、突発的な漏水などに対応するための基金とされており、いずれの地区におきましても賦課金に大きな差はないと伺っております。

町では、おおきく土地改良区の運営における財政支援としまして、管理農地面積に応じて毎年約800万円の運営補助金を支出しております。また、おおきく土地改良区管理施設を改修する場合などに際し、事業費に対する支援を行ってきてるところでございます。

現在、熊本県が事業主体となって老朽化したかんがい用水管の更新を行う県営白水地区水利施設等保全高度化事業を実施しておりますが、この事業におきましては、町の負担とは別に受益者負担となる事業費の12.5％のうち６％を町が財政支援することとしており、白水台地の営農者の負担軽減を図ってるところでございます。今後におきましても、多方面から施設の管理、そして農業振興、白水台地の振興に向けて、土地改良区と連携して支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　白水台地についてはいろんな形で助成をしていただいているということは分かりましたので、続きまして白水台地の土地改良について、区画整理を行って、単位は１ヘクタールから２ヘクタールとしておりますけれども、ただ私どもとしてはこれを持ち出したのは、現在の状況を見ますと、やっぱりあぜがあると、なかなか大規模経営からすると、今の状況からすると、以前区画整理は30アール程度から区画整理をされてきたというふうに思います。これはあんまり機械化というか、小さいトラクターあたりでする、あるいはいろんな手作業をするのにはちょうどよかったかもしれません。私も夏休みは草取りをずっとすると、列が長いと、とてもやっておられんというふうな感じがありました。

そういう中で、現役のときに長野県に研修に行ったんですが、そのときにリンゴ園で使用す

る農家と貸し出す地主さん、この中の話の中で、あぜは取ってしまって規模拡大をされたという事例がありました。それで、今の状況からすると、今トラクターは100馬力です。私も現役のときは畜産試験場で150ヘクタールの牧草地の維持管理をしておりました。その当時は50馬力程度のトラクター４台で、そのときの上長からいろいろ、あんた、やってみれと言われやってきましたが、非常に効率が違うわけです。そういう中で、今トラクターは100馬力ぐらいあります。そして、こういう中で農業をされているということであれば、30アールぐらいになると、行ったり来たりするだけでロスがあるというふうに思っております。

そういうことで、規模拡大をするということであれば、話が前後しますけれども、守るべき農地は守るというふうなことで町長は強調されてます。その中で、守るべき農地ということで、ただ守るんじゃなくて、それなりの手当てをすべきではないかということであります。中には、あぜを取ってしまうと自分のところの土地が分からんごんなるというふうな人もいますけれども、登記上は記載されてるので何ら問題はないというふうに思っております。

それから、もう一つは、以前の基盤整備は換地委員会があって、道を少し広げるために自分の耕作面積が減ったとか非常に利害関係を強調されて難航されたこともありますけれども、今の御時世、畑を作らん人は、いろいろ問題提起はされる人もおると思いますが、有効利用をされるということであれば大事なことだろうというふうに思います。

もう一つは、今土地を貸してる人が非常に懸念されるのは、自分が貸しとる土地の周辺が、というかあぜですね、あぜを今の規模拡大をしてる人たちは畦切りをしないというか、あぜの草を切らないで、じゃんじゃん作業を進めるためにそういう管理をしとる暇はないというふうな感じで非常に使い方が荒いということで、もうあの人には貸したくないと言う人もいらっしゃいますので、そういうことで、いっそのことあぜを取ってしもうて規模拡大をする。

それと、もう一つは、今の農地集積とか、あるいは大規模に規模拡大をすると、そういうふうな形の中で、ＧＰＳつきのトラクターとか無人のトラクターもできてるような状況ですので、そういうことであれば、この部分については白水台地の土地改良で区画整理をして、１ヘクタール、２ヘクタール、いろんなやり方はあると思いますが、単位はどうでもいいというわけにはいきませんが、そのときの事業次第でまだ拡大もできるというふうに思いますので、スマート農業、農地の集約という面からも、この特に守るべき農地ということであれば……。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員に伝えます。

質問の趣旨を明確にしてください。

○４番（馬場功世議員）　はい。

それで、白水台地の土地改良について、区画整理を行い、１ヘクタールや２ヘクタール単位の造成はできないかということを質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　議員の御意見と全く方向性は一緒でございます。そこで、本日藤本議員の質問の中でも答弁させていただいたところでございます。

農地権利者の理解、同意が必要となりますが、多くの地権者、利用者は非農家が多い状況でもあるため、地域での話合いを基本として地域自らが農地の権利者の理解を求めるなど、農地の利用調整や農地の集約化に向けた積極的な取組が必要不可欠というふうに考えております。このため、町では、何度も申しますけども、農業地域計画、この見直しを今現在進めております。この作業の中で農地の集約を進めることとしております。

白水台地におきましても同様でございまして、白水地区の農業地域計画の見直しを進める中で、大区画化について地域の意見を伺っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　大変失礼しました。気持ちが入れ込んでおりまして、要約をし切りませんでしたが、気持ちだけは伝えておきたいというふうに思います。

それでは、３番目の質問に移ります。

免許証の返納者についての対応であります。

まず１番目に、免許証の返納者に対してシニアカーの講習会を自動車学校と連携して開催できないかということであります。

これは、趣旨を述べますと、介護予防の観点から移動というか外に出る効果と、それから行動範囲を広げると。免許証を返納したら行動範囲が家に閉じ籠もりがちで認知症の予備群になるというふうに思っておりますので、介護予防の観点からもシニアカー等について自動車学校との連携で講習会が開けないかということを質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　シニアカーは、道路交通法上、歩行者として位置づけられておりますが、安全に利用していただくためには正しい操作方法の理解が重要であり、事故防止の観点からもそのための講習の機会を設けることは意義があるものと考えております。町としましては、シニアカーは歩行者として位置づけられていることから、まずは販売事業者と意見交換を行いながら、高齢者向けのイベントなどに合わせた講習会の実施について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　シニアカーについては前回も質問をいたしましたが、なかなか安全性からすると今の道路状況等を見ると厳しいものがあるというふうに思いますけれども、自動車学校でも聞きました。それで、１回開催はしましたと、今の道路状況からすると危ない状況があるのでなかなか難しかですねという話も聞きましたが、今後介護予防といろんな形でこのシニアカーについて目で見てもらうと分かるというふうに思いますので、この返納者については大いに働きかけをしていただきたいというふうに思います。

質問の２に行きたいと思います。

シニアカーの安全走行のための生活道路の整備はできないかということを出してます。このシニアカーが走れるということは、最高の安全対策、道路の整備だろうというふうに思うわけです。そういう中で、ＴＳＭＣの関連で幹線道路は非常に整備を急ピッチでされているわけですが、これが落ち着いたらしっかり生活道路の整備について目を向けていただきたいというふうに考えますので、これについて質問をいたします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　シニアカー、いわゆる電動車椅子は、身体障害者はもとより、近年では歩行が困難な高齢者の移動手段としても普及しております。電動車椅子は、道路交通法上、歩行者とされており、歩行者としての通行方法によることになります。このような中、電動車椅子を利用される方が安全に移動できる道路環境の確保につきましては、誰もが安心して暮らせるまちづくりの観点からも重要な課題であると認識しております。

一方で、多くの町道につきましては幅員が狭い箇所や沿道に建物が隣接してる箇所が多く、歩道の新設、拡幅などの整備を行うためには用地取得が必要となり、多額の費用と相当の期間を要することになり、つながりを持った歩道空間の道路整備は困難であると考えております。

このため、町としましては、歩道がない生活道路などにつきましては地域の御意見をいただき、道路の状況を調査した上で路肩のカラー舗装により歩行者通行帯として視覚的に明示して通行車両に注意喚起を行うとともに、段差解消や舗装補修などにより安全性向上と通行の円滑化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　このシニアカーが通れる状態というのは、最高の安全対策だろうというふうに思います。そういうことで、シニアカーの部分については十分今後とも検討をしていただきたいというふうに思います。

それで、３番に行きます。

シルバーカー、手押し車について補助事業の考えはないかというふうなことでありますけれども、非常にシニアカーと関連するわけですけれども、行動範囲を広げる、今まで自分で運転をしていた人はあんまり感じないわけですが、いざ免許証を返納するということであれば、非常に行動範囲も狭まってくると。少しでも行動範囲を広げて介護予防になるというふうなことで、シルバーカー、手押し車、これについての補助事業の考えはないかということを質問します。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問のシルバーカー、いわゆる手押し車の購入補助についてですが、まず製品の定義と現行制度との関係を３点に整理して御説明いたします。

第１に、シルバーカーと歩行車との違いについてです。

補足させていただきますと、歩行車は人じゃなくて歩行車、車というふうな表し方になりま

す。

シルバーカーは、自立歩行が可能な高齢者がお買物や散歩の際の補助のために使用する生活用品であり、介護保険の対象外とされています。一方で、歩行車は、自立歩行が困難な方が身体を預けて使用する車輪つきの歩行補助具で、福祉用具となり、介護保険制度における貸与の対象となっております。

第２に、免許返納者の心身の状況についてです。

運転免許を返納される方の多くは、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下を自覚し、安全のために決断された方々であると推察いたします。こうした方々は介護保険制度における要支援などの認定を受ける可能性があり、認定を受けた場合には身体状況に応じた適切な歩行車を保険給付によって利用することが可能です。

第３に、介護を必要としない自立歩行が可能な方への支援の在り方についてです。

シルバーカーを必要とされる自立歩行が可能な高齢者に対しては、介護予防の観点から、まずは移動手段の確保に注力すべきと考えております。本町としましては、タクシー利用券の交付や巡回バス、乗合バスの充実、買物送迎等支援事業など、外出を促進する事業を優先的に進めているところであります。

このようなことから、議員御質問のシルバーカー、手押し車の購入補助については、現時点では実施する考えはありません。歩行に不安を感じ免許を返納された方々に対しましては、まずは介護保険の認定申請を御案内し、身体状況に合った歩行車などの福祉用具の活用を促すなど、既存の制度を最大限に活用いただけるよう丁寧に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　巡回バスとか乗合タクシーの充実ということを言われております。以前私が質問したときは民業圧迫にならないようにということで、サービス部分についてはあんまり積極的ではなかったというふうに思います。

それで、今回充実させるというか事業を優先的に行うとかということを答弁されましたので、ぜひこの巡回バスとか乗合タクシーの利便性についても今後検討していただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

まず、４番ですが、公共施設の利用について。

町の公共施設について、ホームページで申し込むことになってます。私も高齢者の部分に入って、なかなかホームページの利用がうまくいかないで電話等でお願いする部分があるわけですけれども、これについて柔軟な対応はできないかということを質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　公共施設の利用につきましては、設置条例及び施行規則等で申請書を提出し許可を受けなければならないとされております。そのため、公共施設予約システム、または窓口のみで受け付けております。以前は電話による仮予約を受け付けておりましたが、

無断キャンセル等が増加し適正な施設運営に支障が生じたことから、電話による受付を廃止したところでございます。なお、高齢者やインターネット利用が困難な方に対しましては、窓口において操作方法の説明を丁寧に行うなど利用機会の確保に努めております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　私も電話の予約というのは少し問題があると思いますけれども、ホームページ等を使いこなし切らないお年寄りとか高齢者については今後とも検討していただきたいと思いますが、どっちみち料金を支払いには１回は施設に行くという形を私は取ってます。そういうことでできるんではないかというふうに思いますが、そういう障害もあるというふうなことですけれども、今後ともよろしくお願いをしたいと思いますが。

それから、次の２番目に移りたいと思います。

公認されている政党に対しての施設の利用について平等性が図られているかということを質問いたします。

これは、私が直接役場から受けた状況を述べたいと思います。

私が会議で中央公民館に街宣車を止めていたら、一般の住民から苦情があったから撤去せいというふうな話がありました。そういう電話をわざわざする人はあんまり菊陽町にはいないんじゃないかなというふうに思いました。

それから、２番目は、役場の駐車場で街宣車を待ち合わせるために止めとったら、変な音がしたから見に来ましたと。音も出してなければ、ちゃんと静かに置いて、乗り継ぎをするというふうなことで待っていたわけであります。

それから、３度目がちょっと特別な待遇を受けましたので申し上げたいというふうに思います。

これは、体育館の会議室が新しくできたということで、半導体だけじゃなくて、菊陽町にはこんなよい施設があるということをＰＲするために会議室をお借りするということで申し出ましたら、演説をされるなら選挙管理委員会にとか、ただ会議をするのにそういう特別待遇を受けるような筋合いはないというふうに思ったもんですから、この質問をするわけです。

特にほかの施設、中央公民館とか、あるいは杉並木の公園管理事務所については、ちゃんと私は政党を名のり、そして員外利用という形で申し込んでいるのに、体育館だけがそういうことで言われましたので、非常に不愉快な思いをするというか、特別待遇を受けて、恣意的ではないかと。今後ここの館長をはじめ職員については指導を徹底してもらいたいというふうに思いますし、また懸念するのは、菊陽町ではなかったわけですけれども、他の地域で公園の使用を１人のクレーマーの苦情のために貸出しをやめるとか、それから展示についてもクレーマーが多くて展示ができない状態というふうなことであっているわけですので、この辺についても、公認をされている政党であれば公序良俗に反しない限りは貸していただけるし、何ら問題はないというふうに思いますが、その辺について質問をします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　公の施設においては、地方自治法第244条の規定に基づき、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではならないとされております。本町におきましても、施設の条例並びに規則に基づき、申請内容が施設の設置目的に適合しているかどうかを適正に判断し、使用していただいております。御質問の政党による施設利用に当たっても、同じように対応しており、公平公正に取り扱っております。なお、選挙期間中の個人演説会については、実施内容が公職選挙法の規定に基づき適正に行われるべきものであるため、開催予定日の２日前までに選挙管理委員会に申出することとされております。

議員のほうから御発言がございました総合体育館での件についてでございますけども、こちらについては担当者の認識不足により御迷惑をおかけしたと思っております。今後は職員間の情報共有及び制度理解の徹底を図り、しっかり指導を行いまして再発防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　地方自治法の部分で適正にということであったわけですけれども、３度も特別待遇を受けると、こっちも仏の顔も三度という言葉もありますが、言いたくもなるというふうなことで、今回特に選挙前であったために会議という形でしましたが、別に個人演説会をするような暇もなかったし、そういうところで今後いろんな施設も新たに造られるし、造られようとしている部分もありますので、その辺については徹底をお願いをしたいと申しておきたいというふうに思います。

それでは、質問の最後になりますが、地域おこし協力隊の活用についてです。

これについては、私としては古民家や空き家の利活用について地域の皆さんと共同で研究提言ができないかというふうなことであります。地域おこし協力隊の趣旨とか何か書いてありますのを読みますと、２人が当時は任命されてまして、その中で、私も情報不足かもしれませんが、なかなか活動の状況が見えない状況であったもんですから、こういう形で活動する機会があればということで質問を設けたわけであります。それについてよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　本町では、現在地域おこし協力隊員１名を委嘱し、農業振興や持続的な農業地域の発展、農業生産の安定、新規就農者への支援を目的とした農業の推進に取り組んでいただいております。

議員御提案の古民家や空き家の利活用につきましては、現在の協力隊員の委嘱内容とは分野が異なることから、現協力隊員を活用することは困難であります。また、当該分野で地域おこし協力隊を活用し地域の皆さんと協働で研究提言を行うためには、その分野を担当する新たな隊員を委嘱する必要があります。

なお、菊陽町の空き家の状況は、令和５年に実施された住宅・土地統計調査の結果によりま

すと、空き家率は6.7％であり、全国平均13.8％、熊本県平均14.9％と比較しても低い水準となっております。令和４年に実施しました町独自の空き家調査におきましても、空き家件数は153件で、平成30年の前回調査からの増加は７件にとどまっており、急激な増加傾向は見られませんでした。

このような状況から、現時点において新たな地域おこし協力隊員を委嘱することは考えておりませんが、まずは区、自治会長からの情報提供を基に、空き家の実態調査や所有者等の利活用意向の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　地域おこし協力隊がただいま１人というふうに伺いましたが、今どのような活動をされているのか。私としては２人いらっしゃったことは分かるんですが、今までどんな活動をされてきたのかなということと、新たに委嘱はできないというふうなことでありますけれども、この地域おこし協力隊の条文の中で、赤で書いておりますが、地域の発展、情報発信、こういう活動の項目が設けられていますけれども、今までどういうふうに活動されてきたかというものをもう一度聞きたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん）　地域おこし協力隊のこれまでの活動ということで答弁させていただきます。

まず、地域おこし協力隊は２名いらっしゃった時期もございました。その時点におきましては、「さんふれあ」内におきまして農産物の販売等に御協力、活動いただいているところでございます。また、現在２名の方は期間が終わりまして、現在１名ということになっておりまして、先ほど答弁でもありましたとおり、農業振興、新規就農者への支援というのを目的として今活動いただいてるところございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　古民家の利用というか空き家の利用という感じで、実はいろんな地域の人からもあったんですが、我が家のことを言うと何でございますけど、我が家も１軒、45坪程度の空き家を持っておりまして、サロン的にも使えるんじゃないかとかいろいろ周りの人から提案がありまして、そういう中で、ならそういう地域おこし協力隊があるからこういうことも活動の中で活動してもらえれば活動の状況も見えるんじゃないかなというふうなこともありますし、またサロン的利用とかいろんな利活用のアイデアも浮かぶんじゃないかなというふうな気持ちで出してきたところであります。そういうところで、古民家のイメージを出しておりますが、こういう形で地域の中で出していただければというふうに思っています。

それで、あとは壇上で少ししゃべらせてもらって、もう一つある、なら、ひとつよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　地域おこし協力隊について今日質問がありましたので、よければ皆さん方にもちょっと知っていただきたいということで御答弁させていただければと思います。

この地域おこし協力隊というのは、まさに書いてあるように地域の活性化ということを都市部におられる方が地方に来て活躍すると、そして地域が盛り上がるという、すばらしい制度だと思っております。

ただ、これについては、人件費、そして活動費については国のほうから特別交付税という財源措置があっておりまして、それを有効に活用して地域が発展をしていく、そういうことで積極的に地域おこし協力隊をこれまで活用していたという事実がございますが、御承知のとおり、これについては特別交付税ということでございますので、私ども菊陽町にはこの措置がないということになります。そうなりますと、より効果的な事業に充てる必要がございますので、これまでのような地域おこし協力隊の活用から少しより優先順位の高い、そういう事業に充てる必要があるということだけはぜひ御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　十分趣旨は分かりましたが、せっかく任命されているので、活動の機会もなかなか、しとらんとは言いませんけれども、そういうふうな形で広く町民の皆さんに知っていただきたいという部分もあると思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、少し壇上でしゃべらせていただきます。

本日は５つの課題についてというか質問について真摯に答弁をしていただきまして、私としても質問のしがいがあったというふうに思っております。特に野球場については、今年の秋には決定をしたいというふうな熊本県の新聞掲載が今日載ってましたので、特にその辺については今後ぜひ菊陽町にと、願わくば運動公園の東側ということと、均衡ある発展ということであれば、駅前の対応と南校区の対応では雲泥のさがあります。そういう中で、地元としてはぜひというふうな気持ちでありますし、私としても南校区の一人の議員ということで、しっかり言わなければならないというふうに思っております。

また、道路についても、予定外ですが、道路についても熊本瀬田線のバイパスについては、最初からすると非常に積極的にというか、答弁をいただいております。やっぱり言い続けないとなかなか動かないというのは、これは行政の中だろうというふうに思いますが、くどくなりますが、特に南部地域の発展からすると、この運動公園についてはホテルとかいろんなものができると違うと。写真の中でも出しましたが、合志では首長のはまり一つで変わるんだという実践がありますので、ぜひ吉本町長におかれてもこの件については力を入れてほしいというふうに思います。

冒頭に、議会の最初の質問のときに町長に言いました。私は町長と主義、主張は違うけれども、南校区がかわいいので町長を支持してるんだから頑張ってほしいということを申し上げま

した。そういうことで、しっかり応えていただいているものというふうに思いますが、今後ともいろんな形で南校区の発展については御尽力いただきたいということを申し上げまして、私からの今日の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

散会　午後２時57分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和８年３月５日（木）再開

（　第　５　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（５日目）

（令和８年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和８年３月５日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	内　藤　優　誠　さん
書　　記	牟　田　修　人　さん
書　　記	豊　住　祐　太　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	吉　本　孝　寿　さん	副　町　長	小　牧　裕　明　さん
教　育　長	二　殿　一　身　さん	総 務 部 長	村　上　健　司　さん
住民生活部長	吉　本　雅　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	荒　牧　栄　治　さん
総務課政策監	井　田　章　博　さん	総務課長兼選挙管理委員会書記長	平　　征一郎　さん
環境生活課長	阪　本　和　彦　さん	介護保険課長	和　田　　征　さん
商工振興課長	塚　脇　康　晴　さん	都市計画課長	山　本　省　吾　さん
下水道課長	坂　田　　悟　さん	総合政策課課長補佐	村　上　陽　介　さん
教 育 部 長	矢　野　博　則　さん	教育審議員	根　本　まり子　さん
学 務 課 長	氏　家　良　子　さん		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時56分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（福島知雄議員）　日程第１、前日に引き続き一般質問を行います。

大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　おはようございます。

会派一陽会、参政党の大久保輝、一般質問を行わさせていただきます。

今回も一般質問につきましては、町内外からいただいた声、そしてまた私が昨今考えることに関しまして一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問は質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　質問の前に、まずは、すいません議長、今回の質問通告に関しまして、質問事項の４につきまして削除をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　はい、許可します。

○７番（大久保　輝議員）　ありがとうございます。

それでは、まず、質問事項の１、選挙運営体制の現状と課題についてをお尋ねをさせていただきます。

まずは、さきの衆議院議員選挙におきましては、急な解散総選挙となり、準備期間も限られる中で、役場職員の皆様におかれましては、通常業務と並行しての選挙事務対応となり、その負担は大変なものであったのではないかというふうに思います。まずは、その御尽力に対し、敬意を表するものであります。

近年、本町は急激な人口増加を続けており、選挙事務の負担も増しているというふうに考えます。また、期日前投票の増加など、選挙制度を取り巻く環境も変化しております。民主主義の根幹である選挙に対し、町民の皆様が安心して信頼を寄せられる体制が維持されているのかどうか、制度の運用状況を確認し、課題があれば整理していくことが必要であると考え、今回質問を行うものであります。

以上の観点から次の質問をさせていただきます。

まず、(1)入場券未持参で期日前投票を行った有権者はどの程度いるのかというところでありますけども、それこそさきの衆議院議員選挙におきましては、本町では期日前投票が投票日の投票を上回っております。その一方で、受付時の本人確認の在り方は、選挙の信頼性に直結する重要な事項であるというふうに考えます。ということで、入場券未持参で期日前投票を行った有権者がどの程度いらっしゃるのかということについて、まずはお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平　征一郎さん）　今回の衆議院議員総選挙の期日前投票で、入場券未持参の方は213名となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　ありがとうございます。それでは次に、入場券未持参の場合の本人確認手順が具体的にどのように実施されているのかについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平　征一郎さん）　期日前投票や当日投票において入場券を持参していない有権者の対応につきましては、受付時に真っさらの入場券に、住所、氏名、生年月日を自書していただきます。その後、自書していただいた情報と選挙人名簿システムに登録されている情報を照合いたします。

照合した結果、情報に差異がなければ、本人の氏名をフルネームで読み上げ、間違いがないか確認した上で、投票用紙を交付する流れとなっています。

また、入場券に記載した情報と選挙人名簿システムの情報に差異が生じた場合には、運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真つきの証明書等を提示していただき、本人確認を行っているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　それでは続きまして、期日前投票を含む選挙運営において、名簿照合や二重投票防止の仕組みについてというところでありますけども、今確認の方法についてお話がありましたけども、全てを本人確認の身分証とかを確認するわけではないというふうに思います。制度として不正が防止できる仕組みなってるのかどうかを確認することは、民主主義の信頼性を守る上で極めて重要であるというふうに考えております。

町としてどのような仕組みで二重照合や二重投票防止を担保しているのかということに関してお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平　征一郎さん）　二重投票の防止についてですが、受付の際に投票所入場券に記載してある氏名を必ずフルネームでお声かけをして、本人確認を行っており、併せて選挙人名簿で、住所、生年月日などと照合を行っております。

また、入場券に記載された情報と選挙人名簿システムの情報に差異があった場合には、本人同意の下、顔写真つきの証明書等で改めて確認を行っています。

入場券を持参されない場合においても、投票所で入場券の再発行を行いますが、原則、本人に住所、氏名、生年月日を自書していただき、選挙人名簿との照合と投票システムでの投票状況の確認を行っているところです。

現在の選挙制度におきましては、投票所での本人確認を義務づけないまま投票ができる仕組みとなっており、本人確認の書類を保有していない選挙人の投票を拒否できるかなどの問題もありますので、いわゆるなりすまし投票や二重投票を完全に防ぐことはできません。

そのため、今後、制度改正に向けた議論の動向や、他自治体の運用状況などを注視しながら、本町においてどのような対応が可能か、引き続き選挙管理委員会で検討を重ねていきたいと考えております。

また、ホームページ等を通じて適正な投票の啓発を行うなどして、公正な選挙執行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　今の答弁では、現行制度上どうしてもなりすまし投票、二重投票を完全に防ぐことはできないということでありました。しかしながら、それではやっぱり町民の皆様から見て、制度上、完全に防げないということでは、本当に安心できるのかという問題が残るのではないかというふうにも思います。

難しい問題ではあるかというふうに思いますが、完全に防げないという構造がある以上、今、今後検討していくということでありましたけども、町としてどのようなリスク認識を持ち、そしてどこまで不正などの防止努力を行っていくのかを明確にしていただきたいというふうに思いますが、本町としてはなりすましや二重投票の可能性をどのように考えていらっしゃるのか、また完全に防げないという制度的限界を前提としながら、運用上どの程度まで抑止効果を高める工夫を行っているのかについて、もう少し具体的なところでお尋ねしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平　征一郎さん）　繰り返しの答弁になるかもしれませんけれども、まずは本人確認という意味で、生年月日、氏名、住所などを自書していただいて、確認を行うということがまず１つ。

それと、そもそもこのなりすまし投票につきましては、れっきとした犯罪行為でありまして、処罰の対象となりますので、選挙管理委員会としましては、そういったことが起こらないように、呼びかけや啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　それでは、この質問事項の最後の(4)に参りますけども、本人確認について運用上の改善余地がないかについてお尋ねをさせていただきます。

選挙制度は、公職選挙法の枠内で運用されておりますが、本町人口もこれまで急増して、選挙事務も複雑化している中において、将来的な制度改善の可能性について検討していくということでもお話がございましたけども、こちら重要じゃないかというふうに思います。

現行制度の限界を踏まえつつ、運用上の工夫など、改善の余地について町の見解を再度お尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平　征一郎さん）　マイナンバーカードを読み込んで、顔認証等の導入を進めるなど、身元確認の徹底化を進める方法はありますが、現行の公職選挙法等において、各投票所における本人確認書類の提示を義務化するまでには至っておりませんので、現実的には難しいと考えております。

また、本人確認や不正防止を強化し過ぎますと、身分証を持たない人の投票の機会が奪われることや、投票所が混雑するなど新たな課題も生じてきますので、導入につきましては慎重に判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　なかなか難しい問題もあるかというふうに思いますけども、この制度自体が、現在の公職選挙法、1950年に制度が整えられたものであって、当時は地域社会の中で投票所の立会人や職員と有権者が顔見知りであるということがある程度前提になっていたんではないかというふうにも考えるとこであります。

しかし、本町のように人口流入が急速に進んで、新しく転入された方が非常に多い地域においては、この前提が必ずしも成り立たない場面になってきておるのではないかというふうに思います。

今、身分証がなかなか場合によってはないと、お持ちじゃないという方もいらっしゃいましたが、一方でマイナンバーカードは推進しているわけでもありますんで、そこもしっかりと推進いただいて、今マイナンバーカードのお話も出ましたけども、こういったものも含めて、本人確認をやはり私としては徹底していただきたいなというふうに思っております。

これ以上、ここを再度お尋ねしても同じ回答になるかというふうに思いますので、こちらでこの質問は終わらせていただきますけども、今後もこの本人確認も含めた運用がしっかりとなされることを期待してこの質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、質問事項の２に移らせていただきます。

ＪＡＳＭ第２工場計画変更に伴う本町への影響についてというところであります。

ＪＡＳＭ第２工場につきましては、令和６年６月に開発許可や関係許認可が下りて、比較的短期間の手続の下で事業が進められてきたというふうに私は思っております。その後、工事が停止し、そして今回、計画変更が報道されるに至りました。

こうした一連の経過を踏まえますと、当初想定されていた前提条件と現在の状況との間にどのような変化が生じているのかを確認させていただきたいというふうに思ったところであります。

ＪＡＳＭの進出は、本町の歴史における大きな転換点であり、経済、雇用、税収など多方面

での効果が期待される一方、地下水や生活環境のへの影響について町民の関心も非常に高いものがあるというふうに思っております。

そこで、立地自治体として現時点での情報把握状況と今後の対応についてお尋ねしたいというふうに思います。

まず、計画変更の内容についてであります。

本町は事業地であり、様々な影響を直接受ける自治体であるというふうに思います。町がどの程度情報を把握し、どのような立場で企業と向き合ってるのかを確認させていただきたいというふうにも思いますし、そこもまた町民の安心につながるものではないかというふうに思います。

そこでお尋ねいたします。町は企業から計画変更についてどのような説明を受けているのかお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　ＪＡＳＭ第２工場の計画変更につきましては、去る２月５日に、ＴＳＭＣのシーシー・ウェイ会長が高市総理と面会し、３ナノメートルプロセスの製造を検討している旨を伝えたと報道がなされております。

現時点におきましては、ＪＡＳＭ側からは、計画変更について国と協議中であり、内容については見直しもあり得る旨の説明を受けているところでございます。町といたしましては、これまでＪＡＳＭと継続的に情報を共有するとともに、意見交換を行ってきており、今後も適切に情報の提供を求めながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　今の答弁で、国と協議中であるということでございました。企業側にも公表のタイミング等の事情もあるというふうに思いますし、町としても現時点で全て公にすべきじゃない事項があるかもしれないというふうには思っております。しかしながら、本町は事業地である自治体であります。計画変更が確定ではないというようなところの答弁であったかというふうに思いますけども、しかしながら、報道がもう先行してかなり進んでいる状況であります。

このような重要な事項について、企業側から情報の共有が十分に行われているのかという点については、こちらは町民の皆様からも関心が高いところではないかというふうに思います。

企業が立地する自治体として、計画変更の方向性や規模感について、より早期かつ踏み込んだ情報共有を求める姿勢を明確にするべきではないかというふうに思いますけども、今後どのように企業に情報開示や協議を求めていくのかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　先ほども申しましたように、今後情報の提供を求めていきます

けども、もちろんこれまでの信頼関係ございます。このような信頼関係の中で、ＪＡＳＭからは計画の内容が公表される段階になれば、きちっとしたそのタイミングで伝えられるものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　分かりました。それでは、(2)の質問に移らせていただきます。

次に、地下水への影響のところになります。

半導体製造は大量の水を使用する産業であり、本町だけでなく、周辺自治体においても地下水を利用しているわけでありますので、この点非常に重要な論点であるかというふうに思います。

第２工場の計画変更する予定というようなところであるかというふうに思いますけども、計画は変更することによって、地下水取水量の増加は見込まれるのかということに関してお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　現時点では、先ほども申しましたように、ＪＡＳＭ第２工場の計画の具体的な内容の変更が示されていない状況でございます。このことから、地下水採取量の増減に関している情報も承知していないところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　変更自体も確定的ではないというところでありながら、しかしこれだけの報道があって、またそして国のトップと話をしているということありますから、これで、いや何もなかったよということはないんじゃないかというふうに私は思うわけでありますけども、ですので、具体的な変更内容が示されていない段階で、当然これは断定できないことは理解はしておりますけども、しかしながらこれだけ変更するんではないかというところになっているわけですから、当然にこの計画変更した場合の町の様々な事業に関しても、検討されていらっしゃるのではないかというふうに思ってこの質問をしているわけであります。

仮にでございますけども、水量が増加した場合の影響を決めて、大きいものというふうになるというふうに思っております。

想定し得る試算や対応方針の検討が必要ではないかというふうに思いますけども、事前の検討は行っていらっしゃるんではないかと、当然これはされていらっしゃるんじゃないかというふうに思いますが、そこで質問(3)のほうに移らせていただきますけれども、仮に取水量が増加する場合の地下水涵養への確保についてというところで、地下水涵養の追加担保などについて、町として検討を行っておりますでしょうか。行っていらっしゃるんであれば、そちらについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　現時点ではＪＡＳＭ第２工場計画の具体的な変更内容が示されていないことから、具体的なことを申し上げることはかないませんが、しかしながら、仮に地下水の採取量が増加する場合には、熊本県地下水保全条例の規定に基づき、地下水採取者は、増加量に見合う地下水涵養を行うことが求められております。また、熊本県が定める地下水涵養の促進に関する指針においては、地下水採取量に応じ、それぞれの地域特性に適した地下水涵養対策を計画的かつ総合的に実施することとされております。ＪＡＳＭにおかれましては、令和７年度の地下水涵養としまして、白川中流域水稲作付推進協議会が実施しますウオーターオフセット事業、これで85万トン、食用米作付拡大事業では336万トン、合計で421万トンの涵養がなされております。当初目標の300万トンを大きく上回っております。また、水循環型営農推進協議会などが実施します水田への湛水事業も含めますと、合計で約800万トンの涵養実績がございます。これらを合わせますと、ＪＡＳＭ第１工場の地下水の計画取水量である年間300万トンを大きく上回る涵養が確保されている状況にございます。

町では、さらなる対策としまして、営農によらない涵養の取組としまして、年間約300万トンの涵養能力を持った浸透型調整池の整備も計画しており、県が進めておられます竜門ダムの未利用水を活用した代替水源も組み合わせながら、関係機関と連携し、持続可能な地下水保全に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　今300万トン、調整池で賄うというようなところの答弁だったかと思いますけども、その調整池、具体的にどの辺にどのように造るのか、またその費用はどこからどう捻出するのかということについてお尋ねしたいと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　具体的な場所につきましては、新町井手沿いに、ちょっと下流際に計画をしております。具体的な場所についてはちょっと控えさせていただきたいと存じますが、財源の確保につきましては、社会資本整備事業、これの交付金事業を活用させていただきたいというふうに思っておるとこでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　あともう一点、今竜門ダムのことについてもお話がありました。竜門ダムについては、これ以前もお話あっていましたが、私すいません、ちょっときちんと記憶しておりませんので、こちらの工業用水について、現在、菊陽町のほうに供給可能な余力がどの程度あるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　供給開始になれば、最大日量１万2,000トンとお聞きしております。当面の間は6,000トンというふうなところで聞いております。大体、ＪＡＳＭ第１工場

が今8,500トンです、１日ということで、ちょっと指標になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　すいません、さっき何か300万トンと聞いて、何か1.2万トンと聞いたんで、ちょっと単位が大分変わってくるなというふうに思ったんですけれども、日量ですか。

（「日量です」の声あり）

なるほど。そうすると、実際竜門ダムを使うことによって、どれぐらい地下水依存からこちらに、この竜門ダムの水に取って代わることができるのかということについてお尋ねできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　今お聞きしている段階なんですけど、これはＪＡＳＭも含めますけども、ソニーさんだとか、そういった立地関係の企業様もございます。具体的な部分は契約ということになろうと思いますので、その水量は今の段階ではちょっと分かりかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　なかなかその変更自体もまだ不確定というようなところでもありますので、具体的なところはまだ分からない分もあるかというふうに思いますが、今後もこの件に関して注視していきたいというふうに思っております。

地下水は一度失われれば、取り戻すのが極めて困難な資源でありますので、今後、町としても主体的に関与して、町民が安心できるよう、今後も引き続き対応されていくことを期待しております。

そして、次の質問に移らせていただきます。

３番の熊本セミコン特定公共下水道処理方式と地下水保全についてお尋ねをさせていただきます。

半導体関連産業の集積に伴い、工業排水を処理する新たな下水処理施設の整備が進められております。半導体製造は多様な化学物質を使用する産業でもあり、排水処理は何かと地下水保全とも密接に関係する重要な課題であると認識しております。

本施設の処理方式や放流管理の在り方について確認していくことが重要であるというふうに考えておりますので、お尋ねをさせていただきます。

まず、(1)の同センターの下水処理方式について、これまでセミコン浄化センターの処理方式については、熊本北部浄化センターと同様の処理方式が想定されているとの説明であったかというふうに思いますが、一昨日の県議会において、半導体工業排水を用いた処理技術の実証実験を行い、その結果を今後の施設設計や運転管理に生かしていくとの方針が示されました。これらを踏まえますと、処理方式については、現時点でも検討段階にあるというふうには理解

しております。そこで、現時点において町として同センターの下水処理方式でどのような説明を受け、どのように把握しているのかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　熊本セミコン特定公共下水道事業は、令和５年11月20日付で締結された、半導体関連産業の集積に伴う排水対策における基本協定書に基づき、熊本県、合志市及び菊陽町が連携協力して進めております。

また、令和７年３月には、事業の円滑な推進と連絡調整を目的として、熊本セミコン特定公共下水道事業連絡協議会が設置されております。

町は、その構成員として、処理方式を含む事業の進捗状況や設計の方向性について、情報共有を受けており、こうした枠組みを通じて内容を把握しているところです。

その中で、特定公共下水道の処理方式につきましては、議員おっしゃられましたとおり、３月県議会の代表質問の内容等、昨日の新聞報道でもありましたとおり、県において半導体工場排水の水質特性を踏まえ、既存の工場排水を用いた実証実験を行い、最適な処理条件などを検証した上で、今後の施設設計や運転管理に反映させる方針というふうに伺っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　そうしましたら、私もこれ通告したときはこういったところの方針が示されてなかったので、こういった通告をしていたわけでありますけども、確認ですけども、今、部長がおっしゃられました、一昨日の県議会で示された方針について、こちらについては町として既に県から説明を受けられていたんでしょうか、そこについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　先ほど申しましたとおり、連絡協議会のほうで、そのような方針、方向性については、県と合志市と一緒に把握をしておりました。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　そこの辺しっかり協議されているということで、分かりました。

では、(2)に移らせていただきます。

有機フッ素化合物等の化学物質除去に関する処理能力について、町として確認しているのかということについてお尋ねをさせていただきます。

こちらも、一昨日の県議会において、有機フッ素化合物の濃度を低減する実証実験にも取り組むというところで、方針を示されたということで、私もこれで報道でしか確認しておりませんけども、そのようなところでございました。

有機フッ素化合物等の難分解性物質について、本事業の処理方式においてどのような対応が想定されているのかということに関してまして、こちらの化学物質の除去に関する処理能力に

ついて、町として県に確認を行っているのかということでお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　有機フッ素化合物につきましては、現時点で下水道法では規制対象の物質とはなっておりません。

本事業は、熊本県が事業主体として実施しており、現在、基本設計段階において処理方式など、他の地域の事例や専門的知見も参考にしながら検討が進められております。

なお、実証実験後の排水を活用し、規制対象外である有機フッ素化合物の一部についても、どの程度低減が可能か検証を行う予定というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　県が実証実験も行うということでもありますし、その取組自体、非常に重要であるかというふうに思います。

この実証実験の結果が、実際の施設設計や管理にどのように反映されているかということに関しては確認しておく必要あるのではないかというふうに思います。

また、今、有機フッ素化合物は、現時点では法規制の対象外というふうなところでありました。規制が存在しないこととリスクが存在しないことは、必ずしも私は同義ではないというふうに考えておりますし、またその中でも今も一部というところでもありました。

これがそもそも法規制の対象外ということでありますけども、将来的な規制強化の可能性も私はあるというふうに思っておりますし、社会的要請を見据えた処理能力となっているかという点も重要ではないかというふうに思います。

こちらのセミコン浄化センターの処理方式について、実証実験の結果が施設設計や運転管理にどのように反映されるのかという点に関して、町として今後、県に対して確認していくのか、今あるいは確認されているのかということに関してお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　今後につきましては、先ほども申しましたように、連絡協議会の中で、明確になった時点で確認のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　では、しっかりと確認していただきまして、町民の方が安心できるような施設になっていくことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

次に、放流管渠についてお尋ねをいたします。

同センターから最終放流先に至るまでの管渠延長は相当な距離に及ぶというふうに思いますけども、延長が非常に長いというところでありますので、接続部の増加や経年劣化、さらには

地震時の損傷など、漏えいリスクの要因も増えることになるのではないかというふうにも考えます。

放流管渠の漏えい等のリスクに対する安全対策はどのように担保されているのかということに関してお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　放流管渠につきましては、さきに施工した堀川第４汚水幹線と同様に耐震設計基準を満たす構造で設計が進められていると説明を受けております。

また、供用開始後は、維持管理計画に基づき、定期的な点検を実施し、老朽化対策を講じていくということとされております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　法令に基づききちんと設計されているということを理解いたしました。そして、今後維持管理に基づいて点検を実施するというところでありますけども、この点検主体はどこになるのでしょうか。県か町か、すいません、ちょっとそこについてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　点検につきましては、町のほうで行ってまいります。回数とかにつきましては、一応出来上がった後は５年に１回の点検のほうを考えているとこでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　今町のほうで点検をするというところでありましたけども、そうなりますと……。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　すいません、訂正させていただきます。県のほうで点検のほうをやります。すいません。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　そうすると、間違いなく県というところでございましたので、当然これ費用負担も、じゃあ県ということでいいんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（坂田　悟さん）　もちろん、費用のほうも県のほうで負担することになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　今、県でということでございますけども、そうすると、県のほうでされるということでありますけども、町としては、その放流管渠の異常があった場合とかの監視

体制について町としてはどのように把握しているのかということに関してお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（坂田　悟さん）　処理場自体、今後、何年か後にできると思いますけど、その中で、県のほうでもＢＣＰ体制というのは、今、北部流域のほうでつくっておられますので、それに準じた体制を持って計画されていくものと思いますので、それに応じて、また町のほうでも、また引き続き連携協議して、情報共有を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　県が主体で行っていくということでありますけども、安全対策や監視体制について、今後もしっかりと確認していただきたいというふうに思います。

最後の(4)に移らせていただきます。

処理方式の高度化についてというところでありますけども、今ずっとお話しになっているんだけど、本事業は県が主体となって進めているわけではありますけども、処理水の水質水準は、本町の地下水環境や町民生活と密接に関わる重要な事項であるというふうに思っております。

また、先ほどから出ております、一昨日の県議会において有機フッ素化合物の濃度低減などについても、検証を進めるという方針も示されたところであります。

こうした検討が進められている中、地下水保全の観点からも、処理方式の高度化については重要な論点であるというふうに思います。

地下水保全の観点から、処理方式の高度化について県に働きかける考えがあるのかに関してお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　処理方式の高度化につきましては、先ほども申し上げたとおり、現在、基本設計段階にあり、今後、県において実証実験などを踏まえた処理条件の検証が進められる予定です。

高度処理の必要性については、県と共通の認識を有しており、その方向性について継続して協議してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　県が様々今されていらっしゃるということで、これがいい方向に行くというふうに思っておりますので、そのようになっていくことを期待したいと思います。

町としては、立地の自治体として、県や関係機関と連携しながら、必要な確認や意見を行って、地下水保全に十分配慮した事業となるように取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、こちらの質問を終わらせていただきます。

質問事項５の太陽光発電施設の設置に関する将来的対応についてというところに移らせていただきます。

我が国では、脱炭素政策の下、再生可能エネルギーの導入が強く推進されております。しかしながら、日本の二酸化炭素排出量は世界全体の約３％程度であり、国内政策のみで地球全体の気温に与える影響は極めて限定であるとの指摘もあります。その一方で、全国各地において、いわゆるメガソーラーの設置に伴い、山林の伐採や土地改変を伴う、いわゆるメガソーラーは、地下水涵養機能の低下、保水力の減少による土砂災害リスクの増大、景観の毀損、将来的な廃棄責任の不透明さといった課題を内包しているというふうに考えております。

山林や農地は単なる土地利用区分ではなく、防災機能、涵養機能を担う重要な資源であるというふうに思います。問題が起きてから対応するのではなく、予防的にルールを整えていくことが必要ではないかという観点から、太陽光発電施設の設置に関する将来的対応についてのお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、(1)の町内における太陽光発電施設の設置件数及び面積の現状並びにその推移についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　太陽光発電施設につきましては、令和４年10月１日から景観法に基づく届出対象工作物として位置づけられ、一定の規模を超えるものを設置する場合は、熊本県へ届出を行う必要があります。

その対象となる施設は、県内全域において、高さ13メートルを超えるもの、またはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの、また景観形成地域及び特定施設届出地区に指定されている区域において、高さ1.5メートルを超えるもの、または事業区域100平方メートルを超えるもので、土地に自立して設置するものとなっております。

熊本県に確認しましたところ、これまでに菊陽町での設置の届出は一件もあっておらず、令和４年10月以降に新たに設置された1,000平方メートルを超える太陽光発電施設はございません。

令和４年10月以前に設置されたものにつきましては、届出などの義務もなく、正確な数字は把握できておりませんが、航空写真などから確認すると、現在、設置されている1,000平方メートルを超える太陽光発電施設は12か所あり、その総面積は約９万5,700平方メートルあるものと推計しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　航空写真等で調べていただいたということですね。ありがとうございます。ちょっと私もどれぐらいあるのかというのがなかなか分からないなと思っていたんですけども、感想としては、思っているよりもちょっとあるなというふうに正直ちょっと思ったところではあります。

確認ですけども、これら既存施設について、今、答弁で確認したというところでありますので、届出については、その前、届出ではなかったということですので、町としても把握はされていらっしゃらないかというふうには思いますけども、しかしながら、これだけ太陽光発電施設があるということでありますんで、こちらの既存施設について、地下水涵養機能や山林の保水力、土砂災害リスクの影響について、町としてどのように考えられるのかということに関してお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　12か所のうち、ほとんどが平野部というか平たん地になりまして、土砂災害とか、その辺のリスクのほうは極めて少ないのかなというふうに考えているとこです。

それと、地下水涵養の部分につきましても、その一帯、設置された周りが山林だったり、農地だったりという部分もございますので、あまり大きな影響もないのかなというふうに考えているとこでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　あまり影響ないということでありましたので、安心しましたが、(2)に移ります。

次に、将来的に設置申請が増加した場合、最近はこれ増えてないということでありますけども、増加した場合の町の対応についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

太陽光発電は、再生可能エネルギーとして位置づけられておりますけれども、一方で森林伐採や土地改変による環境、防災上の影響、反射光による生活環境への影響、耐用年数経過後の撤去、廃棄責任など、多くの課題があるというふうに思っております。そこで、将来的に設置申請が増加することがあった場合に、町独自の指導基準や事前協議制度を設ける考えがあるのかについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　太陽光発電は、発電時に二酸化炭素を排出しないため、クリーンなエネルギーで地球温暖化防止に期待できるものであり、光熱費を削減できる、売電によって収入が得られる、災害や停電時に家庭の電力を確保できるなど、たくさんのメリットがあります。

一方で、太陽光発電事業の実施に伴い、森林伐採や土地改変による環境や生態系への影響、土砂流出、反射光による生活環境への影響、耐用年数経過後の廃棄時の処理などの問題が増えております。

なお、本町においては、太陽光発電施設が設置されている地域も一部見られますが、現在の設置状況においては、全国で起きているような問題や課題は起きていないことから、現時点では町独自の指定基準や事前協議制度を設ける考えはございません。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　現時点で独自の基準等を考えていらっしゃらないということでありました。ちょっと私なぜこの質問をさせていただいているのかといいますと、お隣の大津町では、こちらの太陽光発電設備の適正な設置と維持管理等に関する条例を制定されています。災害リスクや景観などを踏まえた抑制区域の設定、ＦＩＴ申請前の事前協議、住民説明会の実施、事故対応や撤去責任の明確化などの枠組みを整えるというふうに承知しております。

本町と大津町では、都市計画の区分など条件が異なる点がありますんで、そちらについては理解しておりますけども、災害のリスクや涵養機能、環境保全といった課題は、自治体区分を超えて共通するものであるかというふうにも思っております。

そこで、改めてお尋ねいたしますけども、本町として将来のメガソーラー等によるトラブルを未然に防ぐために、大津町のような条例型の枠組みを研究検討すること自体は必要ではないかというふうに思いますけども、町としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　大久保議員がおっしゃるように、将来、メガソーラーとか、そういうことができるというところが把握できて、将来的にそういう課題が見えてきた場合は検討していく必要もあるかと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　私はそうなる前に検討いただきたいなというふうに思っているわけであるんですけども、ここもこれ以上やっても多分同じことになるかと思いますんで、これで終わらせていただきます。

菊陽町においては、それほど大きなものが設置されるかというと、どうか分かりませんけれども、今申し上げましたように、問題が顕在化する前に予防的なルールを整えていくことが必要ではないかという観点から質問をさせていただきました。こちらの質問はこれで終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、地域振興券の制度設計について、質問項目６のところに移らせていただきます。

今度実施される地域振興券事業につきましては、今年１月の臨時議会でも私も質疑させていただきました。国の物価高騰対策をはじめ、近年の各種支援策は、税として徴収した財源を再分配する形で実施されるものが多く、集めて配ること自体が常態化してる現状については、制度の在り方として私は疑問を感じております。しかしながら、今回の事業、本町の事業につきましては、近年の税収増を町民へ還元して、国の交付金に加え、町独自に一般財源を持ち出して上乗せを行い、町民１人当たり１万2,000円の給付をするという決断をされ、物価高騰下における生活支援と地域経済の下支えにつなげるようにするものであり、町長の強い決断と意気込みを感じているところであります。

今回の質問は、その制度設計の中身についてのお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

まず、(1)本事業は、町民生活支援に加え、地域経済の活性化にも資するものということでございました。そこで、地元中小事業者への経済波及効果について、具体的な想定や目標はあるのか、またその効果検証はどのように行うのかということに関してお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　これまで平成27年度、令和元年度、令和３年度及び令和４年度の４回実施いたしましたプレミアム付商品券事業では、いずれも利用率は99％以上となっております。消費喚起という点では、一定の効果があったものと認識しております。

一方で、利用状況につきましては、大型店舗での利用が約７割を占める結果でございました。

直近の令和３年度及び４年度に実施しました事業は、新型コロナ対策地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍により影響を受けた飲食事業者への支援を念頭に置いたものであります。言わば事業者支援の側面が強い制度設計でございました。

これに対し、今回の事業は、国の物価高騰対策に基づく重点支援交付金を活用するものであり、エネルギー価格や食料品価格の高騰が続く中で、町民の皆様の家計負担を直接的に軽減することを第一の目的としております。そのため、今回の制度設計は、町民の皆様に確実に利用いただけるよう、直接振興券を配布する仕組みとしております。

まずは、生活支援策として、効果を最大限発揮することを重視しており、地元中小事業者への経済波及効果について、具体的な想定や目標は考えておりません。

あわせて、商工会と連携し、食料品等の買物に限らず、飲食やサービスなど幅広い用途で利用できることを周知するとともに、対象店舗の登録促進に努めてまいりますが、本事業の効果につきましては、町民の生活支援という観点を中心に評価すべきものと考えております。

なお、今回の事業が地元中小企業事業者にどのような影響を与えるかという点につきましては、事業終了後に、対象店舗へのアンケートを実施し、店舗規模別及び業態別の利用状況を分析いたします。その上で、過去に実施した食事券付商品券事業との比較、特に小規模事業者が多い飲食業における利用の変化などを検証し、今後の施策の参考としてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　これまでの事業でも大型店舗での利用が相当割合を占めているということで今示されました。

この結果を踏まえて、本事業が地域内経済循環の強化という観点でどの程度効果を持つのかということに関して、少しお尋ねしたいというふうに思います。

地域振興券という事業名称でありますんで、地域内でどれだけ経済が循環するのかという視

点も私は重要ではないかというふうに思っております。消費が行われることと、地域内で経済が循環することは必ずしも同義ではないというふうに思います。

また、先ほどの答弁では、地元中小事業者への経済波及効果について、具体的な想定や目標は設けていないということでありましたが、一方で、対象店舗のアンケートは実施して、利用状況の分析等を行うとの説明でもありました。

政策の効果を評価するという観点に立てば、一定の想定や目標があって初めて評価が可能になるんではないかというふうに思います。事業者についても、想定していないということでありましたけども、しかしながら、そもそもが地域振興券という地域内でどれだけ経済が循環するのかということが私は大切じゃないかというふうに思っておりますので、利用状況の分析結果はどのような基準で評価されるのかということに関してお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　今回の事業につきましては、町の一般財源を２億2,400万円支出しております。まず、消費者支援、経済効果を強化した上で、公平性、確実性、そして迅速に対応したところでございます。

そして、今回の事業費は５億6,500万円ということで、一定規模の消費需要を地域内で喚起する効果は見込まれるというふうに考えてございます。

ただし、本事業はあくまでも生活支援対策ということで、第一の目標と掲げておりますので、家計負担軽減効果を最大化するということを優先させていただいております。

どのような点で評価するかということにつきましては、実証効果につきましては、利用率、店舗規模別利用割合、あるいは業態別の利用割合、売上増加の実感度などを中心にアンケートにより把握していきたいというふうに考えておるとこでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　それでは、(2)のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

小規模店舗限定枠の導入についてお尋ねをさせていただきます。

他の自治体においては、一定割合を小規模店舗に限定とする制度設計を行っている例があります。本町では、これまでも大型店舗と小規模店舗の使い分けができないかという議論もあったのではないかというふうに思いますが、実施には至っていないというふうに思います。

そして、今回の事業でも、これ当然設けられておりませんけれども、将来的に同様の事業を行う場合、今先ほどの答弁でも、プレミアム付商品券、４回ほどあったということでもありました。これからも同様の事業があるのではないかというふうに思っております。こうした場合に、この小規模店舗枠というような制度設計を検討する考えがあるのかということに関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　先ほど答弁いたしましたとおり、今回の事業は、物価高騰下における町民の皆様の家計負担軽減を主目的として実施するものでございます。このため、使い勝手のよさを重視した制度設計としておりまして、小規模店舗限定枠は設けておりません。廣瀬議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、今後、同様の事業を実施する場合におきましては、まず国等の特定財源を確保した上で実施することが望ましいと考えており、その際には当該財源の趣旨や目的に沿った制度設計を行うことが前提になるものと認識しております。その上で、今回の事業の効果検証の結果も踏まえながら、小規模店舗限定枠の導入の要否について、事業目的や財源の性格との整合性を勘案しつつ、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　今回の事業に関して求めているわけではないんですけれども、今後のことということで、ただし、今回の事業に関しても、他市町村においては大型店舗とそれ以外の小規模店舗を分ける形で制度設計が行われている市町村も実際にあるわけであります。ですので、できないわけではないというふうに私は思っているんですね。

そこで、これまでも同様の使い分けの議論はあったというふうに思っておりますけども、実施に至っておりません。しかしながら、今申し上げたとおり他市町村でもこれもう既に行っている事例があるわけでありますので、できないことないというふうに思うわけですね。

そこで、町長にお尋ねしたいというふうに思います。

本町に町内の小規模事業者への支援も含めて考えるのであれば、今後の制度設計の中で、このような、今私が申し上げているような小規模店舗限定枠の導入を検討することができないかということに関して、町の事業者のことを思ったところで、町長の答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　小規模店舗と大規模店舗、ここを区別する場合には、その基準を売場面積とするのか、そしてまた資本金や従業員数とするのかなど、客観的かつ公平な基準設定が課題となります。また、制度を区分することによりまして、消費者にとって利用方法が非常に複雑になり使いにくさにつながる可能性もあるということでございます。こうした点も十分踏まえまして、県内で区分を導入しております自治体の、先ほど大久保議員もおっしゃいましたが、事例の把握や町内事業者への意見の聴取を行いながら、総合的に判断をしてまいりたいというふうに思いますので、今後菊陽町が様々な事業やるときには、また当然議員の皆様方にも検討のほうをいただきますので、そこでしっかりと議論をさせていただければいいのかなというふうに思いますし、あくまでも我々は町民のために、そしてまた事業者のためにどのようにすれば一番喜んでいただけるのか、それを念頭に置いて今後もしっかりと取り組んでまいりた

いと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員。

○７番（大久保　輝議員）　今後、前向きに検討いただければというふうにお願いを申し上げまして、時間となりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　大久保輝議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午前10時56分

再開　午前11時７分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　皆さんおはようございます。議席番号13番、一陽会の甲斐です。一般質問を行います。

本年は、菊陽町にとって大変記念すべき年になりました。御存じのとおりですけれども、我が町は不交付団体として自立した町となりました。

令和８年度一般会計予算総額は、最大だった昨年度206億1,164万1,000円に比べて、一挙に40億1,535万5,000円増加をいたしました。先人の皆さんの営々たる努力が一つの花を開いたときに出会うことができて大変感激をいたしております。同様のことが今後も引き続いていくと考えますが、住民の皆さんへの富の適正な還元については、財政規律に照らしながら今後、町長から提案がなされていくというふうに確信をいたします。

それでは、質問は質問席にて行います。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　先ほど大久保議員が質問を行われまして、私の質問とかなり重複するところもあるかと思いますけれども、私は私なりの切り口で申し上げたいと思いますので、多少の重複はお許しいただきたいと思います。

まず、第１番目の質問ですが、第２工場の生産品が変わってまいりました、変わる予定ですね。まだはっきりと決まっているわけではありませんが、町はこれについてどのような情報を得ているかよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　大久保議員の一般質問でも答弁しましたとおり、現時点におきまして、国との協議中ということもありまして、ＪＡＳＭ側から計画の具体的な変更内容については、お聞きしておりません。報道では、熊本県で先端半導体の生産を検討している旨の記

事が掲載されたところでございます。町としましては、拡大するＡＩ関連分野における先端半導体需要を踏まえたものと受け止めているところでございます。

また、ＪＡＳＭが国の経済安全保障を担う重要な半導体の製造拠点として、さらに発展されることを期待しております。引き続きＪＡＳＭ、熊本県と連携をして、第２工場建設が円滑に進むよう、全庁的に支援してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　このＪＡＳＭの第２工場についてのこれまでの経過は、今画面に示しておるとおりです。2025年11月以前の状態では、機材が搬出されて撤退するんじゃないかというぐらいのうわさが流れておりました。私は台湾に友達がおりまして、現地の報道の状況等も確認いたしました。鏡週刊という新聞社と、あるいは週刊誌を出している会社がありますが、そこによりますと、去年の12月18日の段階で、熊本工場は稼働率が低迷しておると、赤字化の情報が出ておりました。その理由としては、ＡＩ人工知能に受注が集中をして、成熟プロセスというのは28ナノとか、その辺のところですが、そういったところについては、中国が台頭をして、第１工場の28ナノメートルの生産を直撃しているというニュースが出ておりました。

台湾のその成熟プロセスについても、稼働率が７割に満たないというふうな報道でした。

これに対してＴＳＭＣの魏哲家会長は、世界戦略を見直しておると、最先端半導体生産に比重を移すんではないかと、これが地元の報道だったみたいです。

2025年12月17日から19日にかけて、ＪＡＳＭの堀田祐一会長は談話で、第１工場は歩留り、品質、サイクルタイム等について、台湾工場に劣らず良好であるということを言明されております。第２工場については、建設作業の詳細や実行計画について協議中だと、その後、御存じのように、2026年１月16日に、朝日新聞と熊日新聞のほうで、魏哲家会長が熊本第２工場では、３ナノメートルを生産するというふうに官邸に伝えたいうことが入ってきております。

これが経過ですけども、多分、今の答弁のとおり、出資額等、まだ国と恐らく協議中であろうかと思います。それが正式発表に至らない原因であろうと推測しますが、これが正式発表の段階になったときに、どのような経過で町にもたらせるか聞かせていただきたい。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　今、ＴＳＭＣと国のほうで計画の変更について協議をされております。今、国の補助金を受けるところで協議がなされておりますけれども、その協議が調えば、国及びＴＳＭＣ、ＪＡＳＭからメディアに対して報道があるというふうに承知しています。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　付け加えますと、報道に出る前に町長に一報があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　それは企業からですか、それとも県からですか、国からですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　まずは、やっぱりこれまでの信頼関係がございますので、ＪＡＳＭ、ＴＳＭＣから情報がもたらされるというふうに思っております。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　今のお話を聞いて多少安心しましたけれども、何といいましても、この菊陽町はＪＡＳＭが出てきている地元でございます。その地元の首長に対してマスコミに出る前に、何らかの知らせがあるべきだというふうに考えて、今の質問をいたしました。これはいろんな立場があって、なかなかすぱっと答えられないと思いますので、言い放っておきます。ぜひやっぱりこれは地元の首長にはせめて何らかの情報を伝えるべきだというふうに考えます。

次行きます。

第２工場の生産品が変わります。３ナノメートルですかね。どのような変化が想定されるかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　町としましては、計画の変更内容について詳細は承知しておりませんが、一般論としまして、より先端的な製品を製造する場合には、設備構成や技術者の配置、サプライチェーンの構成などに変化が生じる可能性がございます。一方で、それに伴う経済波及効果や雇用への影響等も想定されますが、いずれも現段階では確定的なことは申し上げられません。町としましては、今後示される具体的な計画内容を十分に確認した上で、地域経済及び住民生活への影響を総合的に勘案し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　先ほど大久保議員への答弁で大体、状況を把握しましたけれども、再度もう一回確認しますが、この工場敷地、使用水量、交通量等に対する変化が想定されるかどうか、簡単にお答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　まず、採取量ですけども、これについては本当に内容的には今情報がもたらされてありませんので、何とも言い難いというようなところでございます。ただし、町としましては、大久保議員に答弁しましたとおり、それなりの備えというものをきちっとしていくということでございますので、よろしくお願いしたいと存じます。

また、交通量につきましては、もちろん従業員が増加することによりまして増えるというふうなことは考えられますが、道路整備計画だとか、そういった部分に対応して、きちっと対応

していくというところでございますし、またＪＡＳＭもそれに対して車を使わない交通手段、公共交通手段を推進するというふうなところでございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　想定や仮定に対しては、なかなか答えづらいというのはもう承知しておりますけれども、どうぞしっかり推定をして、準備は怠りなくやっていただきたいと思います。

それでは、次に移りますが、この第１工場、第２工場、ＪＡＳＭの、それに対応してその南側に（仮称）第３原水工業団地が開発されようとしておりますけれども、その利用見込み等についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　（仮称）第３原水工業団地につきましては、セミコンテクノパーク周辺の半導体産業の集積に対する需要の高まりを踏まえ、新たな受皿として整備するものでございます。工業団地予定地周辺では、現在、国策として道路ネットワークの整備をはじめとするインフラ整備が急ピッチで進められており、工業用地としての適正評価は一層高まっております。このようなインフラの整備は、企業誘致においても大きなアドバンテージとなると考えており、その強みを生かした企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　大きなアドバンテージという言葉がありましたけれども、素人考えでも、サプライチェーン等を考えると、相当数の企業がまた出てくるんではないかというふうに想定しますけれども、用地が不足するということは想定されてませんか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　もちろん用地、どのくらい必要かと、なかなか今はちょっと計りかねるところがございます。工業団地もしかりです。第２工業団地もしかりです。整備して、その進捗状況を見ながら、次の展開ということで踏まえる必要があると思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　先ほど新聞で、県知事が第３工場の誘致については、非常に意欲的であるというニュースが伝わっておりますが、これも仮定の問題として、町に聞いても答えづらいところがあると思いますが、答えられる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

第３工場についてどのようにお考えですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　ＪＡＳＭのこの第３工場の誘致につきましては、木村県知事が就任後、

令和６年８月に台湾を訪問をされまして、ＴＳＭＣの幹部との面会の場において、さらなる最先端製品の生産拠点拡充について意見交換を行われるなど、誘致に対し前向きな姿勢でおられることは承知をしているところでもございます。

現時点におきましては、ＴＳＭＣ側から第３工場に関する具体的な計画は示されておらず、第１工場及び第２工場の着実な稼働と地域の支援が重要であるとの認識が示されているところでもあります。したがいまして、町といたしましては、第１工場と同様に、まずは現在進められております第２工場の建設と、そしてまた操業が成功するよう地域としての責任を果たすことが、結果としては第３工場の誘致につながるものと考えております。その上で、県とも十分に連携を図りながら機会を捉えて本町はアピールをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　今、第１工場、第２工場は具体化しておりますが、これはあくまでも、前工程ですね。この半導体が製品として出てくるには、その後工程を経なければ製品にならない。そうしますと、現在は多分、これは推測ですが、前工程でできたものを台湾にまた運んで製品化するというふうになってると思いますが、この後工程を日本の国内に持って、製品まで日本の国内でできるということは非常に今後、経済安全保障上も大事な課題になってくると思いますが、県知事がどういうふうに考えられているか、その辺は分かりませんが、この前工程、後工程、完全な製品を出すということについて、今町で言えることがあればお聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　産業の持続的発展と地域への波及効果を高めるためには、組立て検査を担う後工程の集積も重要であると認識をしております。前工程と後工程が同一地域で立地することによりまして、輸送リスクの低減や、リードタイムの短縮が図られまして、サプライチェーンの強靭化にもつながるものと考えております。

また、工程間の連携が円滑になることによりまして、品質向上や技術力の高度化も期待されます。そのため、後工程の誘致につきましても、本町にとっては重要なターゲットの一つであるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　これもまだ仮定の問題で、なかなか言及しづらいところがありますけれども、通常考えて、素人考えでも、第１工場、第２工場、前工程が菊陽町にあり、後々工程を誘致するとすれば、企業としてはその近くに誘致をしたほうが、工場進出させたほうが一番効率的というふうなことだと思います。

今後、この問題も出てくると思いますので、同時にやっぱり水の問題、交通量の問題、町としてもやっぱりしっかり考えておく必要があるんではないか、その指摘にとどめておきたいと

思います。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　それでは、次の水の管理の問題に移ります。

この水の管理の１番目と２番目については、前回の一般質問のときに、まだ回答の段階になってないというものでしたので、改めて聞きたいと思います。

１番目、環境省のＰＦＯＳとＰＦＯＡの除去及び濃度低減技術に取り組む事業については、実施業者も決まり、取り組んだ結果の有効性を令和８年２月段階で評価するとのことであったが、町はこれを把握していらっしゃいますか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　先月の２月12日、13日の両日に事業提案者の提案内容に対する最終評価が行われております。

そこで出された専門家からの意見も踏まえ、事務局である国が内容を取りまとめ、結果については、時期は未定ですが、４月以降に公表される予定と伺っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　これは業者は奥村組でしたかね、確認です。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　はい、そのとおりでございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　この有毒物質、その分解、あるいは無害化ないしは、これを低減化するというのは、企業の存続上も非常に大事な問題であるというふうに思います。

この前までは、実験段階では、この分解可能ということは、その情報は確認をいたしましたが、それが商工業ベースで成り立つかというところが今後の課題だというふうに思いますが、とても大事な問題だと思います。今後とも注目をしていきたい。４月以降に公表されるということですので、そのこともしっかり注目したいと思います。

それから、２番目に行きます。

熊本県は地下水量の観測井戸を４か所を追加すると発表したが、その進捗状況を町は把握しているか。この前まではまだできていないということで、ただ現段階でその水量に変化はないということを確認しておりましたが、いかがでしょう。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　12月議会での答弁のように、追加設置が予定されている４か所の観測井戸については、熊本地域の菊陽町辛川、西原村の鳥子、玉名有明地域の荒尾市蔵満、八代地域の永碇町の４か所でリアルタイム配信の試験運転中とのことです。

最終決定については、３月に開催を予定されている第３回熊本県地下水保全推進本部会議において公表できるよう準備を進められていると伺っております。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　この件もまだということですので、後日、再度確認をしたいと思います。水量の問題も非常に大切な問題であります。

次に移ります。

３番以下については、大半はもう御存じのとおりに、県が主体的に取り組むべき事業であることは、私も認識しておりますが、企業が進出する地元の自治体としての町の果たすべき責任がございますし、責任があれば可能な限り関与する権利もあるというふうに私は認識をいたします。そういった認識の下に、以下の質問を行いたいと思います。

(3)企業と地域が共生するには、地下水、河川や湖沼水、工業排水などの管理保全が特に大切である。次の諸点について町の考えを問う。既に対処していることがあれば、その状況を述べよということで、まず１番目です。

企業が水を使用及び排水するに当たって、住民生活の安全のために行政は企業にどのようなことを求めるべきであるか、お答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　菊陽町に立地する企業のうち、水質汚濁防止法に規定する特定事業所に該当する企業が、公共下水道へ排水する場合には、カドミウムなどの有害物質28項目や、その他金属、油類など、下水道法に基づく排水基準を遵守することが義務づけられております。

これらの排水については、下水道法により各事業所における自主検査の実施状況を確認するとともに、町におきましても、年４回水質の確認を行う体制としております。

引き続き法令遵守はもとより、排水基準の確実な履行について適切に確認指導を行い、必要に応じて是正のほうを求めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　ただいま答弁されたことについては、どうぞしっかりやってほしいというふうに思います。

ちょっとまた踏み込みたいと思いますが、ＴＳＭＣほどの世界企業であれば、今画面を示しましたが、そこにあるようなことはきちんとなされていると思いますけれども、町が点検に入ることもありますので、町のほうとしても今から申し上げるようなことについては、どうぞ視野の中に入れておいていただきたい。申し上げます。

まず、排水中の重金属や化学物質、ｐＨ値、温度などをリアルタイムで監視できる水質モニタリング体制を整えてほしい、これは企業に要望することです。

それから、多分これはなされていると思いますが、国際規格ＩＳＯ14001、ＩＳＯ46001や国内法規を遵守して、定期的に公表してほしいということですね。

ちょっと説明しておきますと、ＩＳＯ14001というのは、企業や組織が環境への負荷を低減

し、持続可能な発展を目指すための環境マネジメントシステムに関する国際規格ということです。それから、ＩＳＯ46001については、組織が水資源を効率的かつ持続的に管理するための国際規格、多分、ＴＳＭＣですから、この辺はもうきちんと整備されていると思いますが、申し上げておきたい。次に、ＺＬＤとありますけれども、これは排水ゼロを目指して処理後の水を再び製造工程や工業利用に回すことと、天然水系への依存をできるだけ軽減すること、これはもう現在は75％ですか、もうＴＳＭＣは実行してられるということ。次、次がなかなかちょっと難しい問題ですが、工場の開放日や現地見学を通じて住民に排水処理の実態を知ってもらうこと。昨年11月には、報道機関に対してＴＳＭＣの水処理施設が公開をされました。この企業秘密があるでしょうし、経済安全保障上の問題がありますので、公開する側もなかなか難しいと思いますけれども、可能な限り、やはり住民に対してその公開をしていただきたいと、そういう基本的な態度は大事だというふうに思いますので、あえて申し上げておきます。

次へ移ります。

②の水資源保護区の設定、地下水涵養事業などを進めることについてお答えをお願いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　水資源保護区の設定については考えておりませんが、地下水涵養事業としまして、まず、おおきく土地改良区、熊本市、大津町、菊陽町及び関係するＪＡで構成される水循環型営農推進協議会による夏期湛水事業で年間2,063万トン、冬期湛水事業で649万トンを見込んでおります。

また、大津町、菊陽町、菊池地域農業協同組合、おおきく土地改良区及び馬場楠堰土地改良区で構成する白川中流域等水稲作付推進協議会では、水稲作付の維持拡大事業で年間336万トン、ウオーターオフセット事業で年間197万トンの地下水涵養に取り組んでおります。

また、雨水浸透ますや雨水タンクの設置を推進するため、くまもと地下水財団が実施されている補助事業に対し、町単独での上乗せ補助を行っております。

さらに、本町では地下水保全への取組を伝える普及啓発の一環として、他自治体に先駆けて雨庭を整備しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　水資源保護区というのは、菊陽町には存在しませんので、これは答弁のとおりであろうかというふうに思います。ただし、阿蘇地区辺りは、この水資源保護区辺りを設けて、地下水の涵養を行っている状況ですね、今、地下水の涵養量をずっと上げられました。このほかにもあると思いますが、ここに上げられた数字を総計しますと、年間3,245万トンという、そういう地下水量になります。

ちょっと度忘れしましたので教えてほしいんですが、第１及び第２工場の推定使用水量というのは、年間800万トンでしたかね、間違いないですか。

（「はい」の声あり）

そうしますと、それはこの数字の中でカバーできるというふうなことには一応なるかと、自然のことですから、目には見えませんので、そういう計算を信じる以外にありませんけれども、800万トンは優に超える涵養に努力はされてるということですね。

それでは、次に移りますが、３と４と５については、それぞれ関連をしますので、まとめて質問をしたいと思います。

地下水や河川及び生態系に与える影響を長期的にモニタリングする。４として、第三者専門機関を設置し、データの客観性と信頼性を確保する。⑤環境モニタリング報告を定期的に発表し、オンライン公開システム等、情報を透明化する。

以上について答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　③、④、⑤は県が主体となって実施されている環境モニタリング調査に関することになりますので、一括して答弁させていただきます。

県は、半導体関連企業の集積に伴う法令に基づく監視、県民の不安解消及び予防対策として周辺環境の変化を客観的かつ科学的に把握及び検証するため、法令等規制物質だけではなく、規制外物質も対象として、令和５年８月から環境モニタリング調査を実施されております。

また、情報の透明化につきましては、これまでに令和７年３月26日、令和７年10月８日に有識者で構成されるモニタリング委員会が開催され、その結果が令和７年４月16日と令和７年10月31日の熊本県地下水保全推進本部会議において公表されております。

なお、先月、２月18日に４回目の環境モニタリング委員会が開催され、その結果についても、本年３月に予定されている本部会議において公表を予定されておりますので、本町としましても、環境モニタリング調査の動きを注視してまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　県が主体となっていろいろ取り組まれるわけですので、そういう事情はありますが、どうぞ町のほうとしても経過をしっかり見ながら、場合によっては、いろいろ物言いもしてもらうというふうなことで、よろしくお願いしたい。

特にいろんなことを県がやっていらっしゃいますけれども、データの客観性ですね、そのデータが本当に信頼に足るものであるかどうか、その客観性について大事なことですので、今後どういうふうなことがもくろまれていくか分かりませんが、注目をしていきたいと。後でまたちょっと触れますが、データが本当に客観的なものであるかどうか、これを確認するシステムが必要ではないかということを指摘しておきたいと思います。

６番目に行きます。

住民説明会や公聴会を開催し、地域の懸念や声を直接受け止めることについて。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　水の管理に関する住民の皆様の懸念や御意見につきましては、

町として重要な課題と認識し、これまでも様々な機会を通じて把握に努めてきたところです。

具体的には、昨年３月にはＪＡＳＭ、ソニー、東京エレクトロン、熊本高専と連携し、町民の皆様に正しい情報を知っていただくことを目的に、熊本の半導体地下水セミナーを開催し、地下水の現状や企業の取組について直接説明を行っております。

また広報きくようにおいて、特集記事を掲載するなど、分かりやすい情報発信にも積極的に取り組んでいるところです。

なお、町としましても、住民の皆様からの御意見を日常的に伺っており、必要に応じて企業とも共有しながら対応を図っているところでございます。

議員御質問の住民説明会や公聴会を開催する予定はございませんが、引き続き県とも連携し、これまで取り組んできた丁寧な説明や情報発信を行うことにより、地域住民の懸念の解消に努めてまいります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　この地下水の保全等について大事なことは、先ほど申し上げましたように、出てくるデータが客観的に正しいかどうかという点と、もう一つは、やはりこの情報がきちんとその前に公開されているということが非常に大事な鍵を握るというふうに考えます。今答弁にありました住民の方々からの意見は、日常的に伺っており、必要に応じて企業とも共有しながらというふうな表現がございましたが、この意見を日常的に伺っており、どういう形で伺っていらっしゃるのか、それから企業との共有、どういう場面で企業と共有をしておるか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　特別窓口を設けているわけではございませんけども、お電話でお問合せいただいたりとか、そういう機会もございますので、そのあたりで御意見を伺うと、その中で、企業に伝えるべきことがあれば、こちらのほうから企業のほうへ伝えているというふうな状況でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　日常的に伺うというのは、電話等の問合せに答えるということですね。大体対応するのは環境生活課ですか、窓口は。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　案件によりますけども、環境にかけてこられる方もおられますし、企業ということで商工振興課にかけてこられる方もおられるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　企業というのは、このＪＡＳＭだけじゃないと思いますが、いろんな企業があると思いますが、いろんな企業に対してちゃんと伝えていると、こういうことです

か。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　その御意見に、案件ごとに、その対応する企業等も変わってきますので、そのあたりで情報提供している、意見交換しているというような形になります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　その企業が町からいろいろ伝えてきた場合に、受け取る窓口は開かれているというふうに考えていいんですかね。

では、次に移ります。

今、その窓口の問題が出ましたけども、専用窓口やホットラインを設置し、疑問や不安に迅速に対応する点についてはどうですか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　本町におきまして、専用窓口やホットラインの設置は考えておりませんが、先ほども言いましたとおり、地域からの疑問や相談に対し、県や関係機関と連携して対応してまいります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　県の窓口はどこになります。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん）　水質に関しましては、県の環境保全課と、あとは水量に関しましては、県の立県推進課、こちらのほうが窓口となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　次に移ります。

住民代表、先ほどデータのこの客観性という話を出しましたけども、それに関連して、⑧として、住民代表、環境団体、学識経験者などによる水資源監督委員会を設置し、共同で監視に当たる。県のこの姿勢が関連してくると思いますけれども、地元としてこの辺についてはどうお考えですか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　県が設置されています環境モニタリング委員会は、環境調査、化学物質、健康リスク、金属類、生物蓄積や半導体を専門とする大学教授などで構成されており、調査結果については、国際的な基準と比較して、毒性、濃度ともに総合的に判断されております。

そのため、現段階では水資源監督委員会の設置は行われないと認識しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　環境モニタリング委員会というのは、前に名称は何回も聞いておりま

したが、構成員まではちょっと認識しておりませんでしたが、環境調査、それから化学物質、あるいは健康リスクの問題、それから金属類、生物蓄積あるいは半導体あたりを専門にする大学教授が入っていらっしゃる、これ確認しておきたいと思います。そのとおりですかね。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん）　はい、その認識でよろしいと思います。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　そういう専門家が入っていらっしゃるというのは、非常に頼もしい限りですけれども、先ほど客観性という言葉を使いましたが、住民代表とか環境団体のメンバーは入っていないのか、入っていないとすれば、入れる予定はないか、お聞きしたい、県でしょうけど。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん）　住民代表の方の構成には入られていないということと、あとは、やはりこういった構成メンバーの方がいらっしゃいますので、そのような考えはないというような話は伺っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　台湾の例あたりでは、その環境団体とか住民代表あたりも入っているという話を聞いておりますので、今後の課題として指摘をしておきたいと思います。

それから、９番目に行きます。

学校や地域と連携した環境教育活動を行い、相互理解を深めるという点について、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　水は、生命の源であり、限られた資源であるとともに、私たちの生活や産業を支える基盤であります。次代を担う子どもたちが水環境の保全や有効活用について、科学的な視点と主体的な態度を養うことは、持続可能社会を築く上で極めて重要であると認識しております。

本町の学校教育におきましては、国の学習指導要領に基づき教科横断的に水に関する教育を推進しております。

具体的には、小学校４年生の社会科において、浄水場や下水処理場の役割を通じた水の環境と処理について学び、理科では自然界における水の循環や、水質の仕組みを理解する学習を行っております。

また、中学校では、地球規模での水資源の偏りや水質汚染といった環境問題へと視野を広げ、多角的に考察する力を育んでおります。

御質問にございました、学校や地域と連携した環境教育活動は、教科書で得た知識を実感を伴う理解へと高める上で大変有効であると考えております。

現在も専門的な知見を持つ団体と連携し、専門相談員による出前講座や、白川での水生生物調査を授業に取り入れている学校もございます。

今後は、引き続きこうした特別事業や総合的な学習の時間をさらに活用し、地域の環境団体や専門家、さらには水に関わる事業者と連携した体験型の学習活動が展開できるよう、学校を支援してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　専門相談員による出前講座や、白川での水生生物調査等授業に取り入れている学校があるという答弁がありましたが、どこの学校でしょう。

○議長（福島知雄議員）　教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん）　菊陽西小学校でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　そういった取組は、恐らく成果を上げてくれば、ほかの学校にも伝播していくというふうに考えますけれども、熊本県は御承知のとおりに、水俣病のもう本当に手ひどい経験を持ってますので、特にやっぱりこの環境教育等については、ぜひ今後ともしっかり考えていっていただきたいというふうに思います。

では、最後に10番目に行きます。

熊本セミコン特定公共下水道整備計画の進捗状況はどうなっているか、住民に説明は尽くされているか、町の状況把握を問う。先ほど大久保議員の質問にも多少ありましたけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　熊本セミコン特定公共下水道整備計画の進捗状況につきましては、事業主体である熊本県において、引き続き処理場の基本設計を進めており、処理場予定地における測量、地質調査、用地交渉なども継続して実施されております。

また、流入渠につきましては、一部の区間の詳細設計が完了し、工事に着手する見込みです。

放流渠につきましては、基本設計と併せて測量及び地質調査を進めている状況であり、継続して事業進捗が図られております。

なお、放流口付近である熊本市北区の弓削校区では、地元からの要望を受け、先月、１月18日に事業計画の説明会が開催されたと報告を受けております。

本町におきましても、昨年５月に事業計画に関する説明会が開催され、計画概要などについて説明が行われております。

今後につきましては、実施設計の完了後に詳細な工事内容が具体化した段階で、熊本県において、改めて説明会を実施する予定と伺っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　この実施設計完了後に説明会が行われるという答弁がありましたが、実施設計はどの時点で完成する予定ですか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（坂田　悟さん）　今の段階では、まだ県のほうで調整中でございますので、それが分かり次第、また改めて情報共有されて、またお伝えできるかと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　説明会を心待ちにしていらっしゃる町民の方もいらっしゃいますので、その辺については時期等について、今後情報をしっかり寄せていただきたいと思います。

それから、住民への説明会というのがありますが、私も１回は出たことがありますが、一番の住民の方々の心配というのは、ここの排水溝の付近のこの河川敷から地下へ排水が浸透していく段階で汚染が起きはしないかということを非常に心配していらっしゃいます。

河川敷からのこの浸透、あるいはその排水溝の周辺地域、この辺に対するその排水の影響等についてはどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　下水道管理者と河川の管理者で河川協議のほうを行いながら、詳細設計進めていく中では、そういう中での協議がなされるものと今現在は認識してるとこです。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　県の事業ですので、直接いろんな情報を得る機会はないと思いますけれども、非常に大事な問題であると思いますので、特に排水溝周辺の件については、下流に熊本市があります。その辺に対する汚染の可能性等についても心配がありますので、町としてもどうぞ関心持って県等に問合せをしたりとかということをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　今後も県と合志市と一緒になって、しっかりと協議のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　この水の問題というのは、いつも出てきますように、菊陽町だけではなくて、大体この地下水等の影響を考えますと、100万ですかね、熊本市も含めて100万人のその命の水ということですので、今後ともいろんな住民の方の心配等もあると思います。そういったことについて、しっかり目を向けて、問題があれば解決をするというふうな姿勢で追って

いただきたい。特にこの問題は、企業とも共生をしていかなくてはいけません。そういったことも考えたときに、非常に大切な問題であるということを再度指摘しておきたいと思います。

このＴＳＭＣの本町進出というのは、日本経済の復活の鍵を握る国家的事業であるというふうに思います。ぜひ成功させねばならない。これが我々の使命ではないかと思うんですが、そのためには、住民と企業が共生するためのハードル、水の問題、あるいは交通の問題、そういったものを一つ一つ越えていかなければならないというふうに思います。

面倒くさがらずに、粘り強く、しかも我々の生活と総合的にこの企業を調和させていく、そういう視点を保っていくことが大切ではないかというふうに思います。力を合わせていきたいというふうに思います。

数十年後に振り返れば、今のこの瞬間というのがいかに歴史的時間であったかということがはっきり見えてくるというふうに確信をしております。

以上、申し述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩いたします。

午後は13時から再開します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午後０時３分

再開　午後０時58分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　すいません、議長、体調の関係で座ったままで質問させてもらっていいでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　はい、許可します。

○１６番（小林久美子議員）　日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代弁して質問を行います。執行部には、明確な答弁をお願いします。

質問に入る前に、ちょっとうれしかったことなんですが、熊本市の元の市会議員の方から電話があって、この物価高騰対策の地域振興券事業の件で、菊陽町すごいねと、１人当たりで、そしてまた皆さんの自宅に配送するということで、熊本市の方はやはりすごく混乱したということで、余分ですけど、私の弟も熊本駅の近くに住んでいるんですけど、奥さんと娘が朝５時にアミューズプラザに並びに行ったということで、最終的に多分買えたんだと、もらえたんだと思うんですけれども、ええ、朝５時ということで、すごくやっぱりびっくりして、なかなかやっぱり制度を浸透させるときにかなり配慮してしないと大変なんだなと、改めて思ったところです。

それから、あまり私は褒めることはないんですけど、今度の質問をするために、菊陽の総合

計画をもう一度見直してみました。私、基本構想には賛成はしてないのであれなんですが、非常にきめ細かに、また見やすくて、イラストも的確で、何といいますか、これからの政策についてもしっかりと書いてあるし、数値目標なんかも入ってるので、私はとてもこれは町民の方向けではないようなんですけど、町のこれからの方針を見るためには非常に役に立つんじゃないかというふうに思っています。

その中の高齢者福祉が１の１ですので、今日はその中の介護職員の待遇改善について、またこのＫｉｋｕｙｏ　Ｔｏｗｎにも一番最初に掲載されていますし、改めて介護職員はどういうふうに書いてあるのかなというふうに見てみますと、取組２の中で、今後増加が見込まれる介護ニーズに対応するため、多様な介護人材の確保と人材育成に取り組みますというふうに記入してあります。これは25年から34年までなので、26年度の施政方針だけではなく、その前にきちんと掲載されてるんだなと改めて感心をしたところです。ただ、中身はこれから、今から質問しますので、多少そういうベースがしっかりされてるんだなというのを改めて、町長すごいなと思って褒めたいところです。

それで、今日は介護職員の待遇改善事業についてです。

介護職員は皆さんも御存じのように、一般の企業と見ますと、約８万円ぐらいなお給料の差があるんですね。訪問介護の調査をしてる資料があるんですけれども、それは24年の調査なんですけど、やっぱり一般企業と非常に差があるということで、今日取り上げたいと思います。

来年度の町の予算で、介護職員の処遇改善事業を進める予定と聞いていますが、まず制度の概要がどうなっているかお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　本町における介護サービスの基盤を維持するためには、現場を支える人材の確保が重要な課題です。本町では、特に40歳未満の若手職員の確保が大きな課題となっております。

そこで、来年度から新たに実施を予定しているのが、介護職員等定着支援事業になります。この事業の最大の特徴は単なる入職時の祝い金にとどまらず、採用から定着までを段階的に、かつ長期的に支援する点にあります。新規採用を促進することはもちろん、離職率が高いとされる採用後数年間の継続就業を強力に後押しすることで、介護現場における慢性的な人材不足と早期離職という２つの課題の克服を目的としております。

また、本事業の制度設計に当たっては、現場の実情を反映させるため、菊陽町介護サービス事業者連絡協議会との意見交換を重ねてまいりました。

今後は、この本事業の効果を最大化させるため、同協議会に対し合同就職面談会によるマッチング機会の創出や、合同新人研修会による横のつながりの強化など、町と協働した事業の実施についても打診しております。

熊本県では、初めての取組であり、全国的にも先進的なこれらの事業の実施を通じ、官民一体となって介護職員等から選ばれる菊陽町の介護環境の構築を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　今、概要の説明があったんですけれども、一つやはりここでもいいところは、菊陽町の介護サービス事業者連絡協議会で意見交換を重ねてこられたということで、やはりじかに事業所を運営して困っている、何が困っているのか、私の元職場の同僚や――同僚というか、同僚や、ちょっと先輩の人たちも、退職した後、食事介助に行ったり、パート的な感じでいろんなところに行ってる人が、１～２名ではなくて、すごく多いんですね。看護師だったというのもありまして、各施設とかで、そういう仕事をしてるんですけれども、ベースとして今答弁がありましたけれども、町のどの介護事業者や、いろんな居宅のサービスとかもあると思うんですけれども、大体どういう事業者があるのかということと、その介護職員が何名ぐらいいるのかというようなことを、ちょっと次の質問にも関係しますけれども、今の時点で分かる範囲でお尋ねをしたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　まず、職員数のほうから先にお答えしたいと思います。

2023年12月に、町内の介護事業者を対象に実施いたしました介護人材実態調査というものがございます。その結果に基づきお答えしたいと思います。

調査に回答しました35事業所における介護職員の総数が409名になります。ただ、この35事業所という数については、全体の51％に当たる数字になりますので、実際の数はもっと多いということになります。

あわせて、そのときどういう介護事業所にアンケートを行ったかというところでございますが、訪問系のサービスとしましては、訪問介護であったりとか、施設居住系サービスについては、特別養護老人ホームでだったりとか、介護老人保健施設、それと認知症のグループホームとか、あと有料老人ホームも含めて、あと通所系のサービスとしては通所介護とか、通所リハとかといったところにアンケートを配布させていただいております。ただ、その中に居宅介護支援事業所、ケアマネジャーがいらっしゃるところは含まれていないということだけ付け加えさせていただきます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　アンケートを取り、35事業所の状況が分かったということですね。千葉の流山市の改善事業等の事業者一覧を見てみますと、やはり居宅サービス、訪問とか通所リハとか短期の入所生活介護とか、あと介護老人福祉施設とか、いろいろ入っておりますので、かなり介護のそういう携わる人の範囲が改めて広いなというふうに思います。

それで、その中で２番の質問にも関係しますけれども、常勤職員と事業者の割合とかは分かりますでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　先ほどの調査を基にした数値になりますけれども、正規職員の方が63.3%、数にして259人、非正規職員のほうが36.7%、150人というような結果になっております。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　今、介護職員の正規職員六十数%ということで、私の想像していたよりも多いなというふうに思いますが、今回、特に今度の事業の一番目玉は、40歳未満の若手職員の確保が大きな問題というか、大きな課題ということで、新卒の方への支援ということになるんですけれども、２番目の補助金額とかも関係しますので、２番目も一緒にお聞きしたいと思います。

２番目に、補助金額の予定、補助対象者について問うとしています。今、制度設計をしている中身について、２番目の補助金額等を中心に答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　本事業の対象者は、町内の介護事業所に新たに採用された常勤職員を対象とすることを想定しております。

対象年齢は、現時点では40歳未満を対象とする予定であり、資格の有無は問いません。

また、職員の処遇改善を直接的に図るため、事業者経由ではなく、介護職員個人に対して直接支給を行う仕組みとします。

採用から７年間にわたり節目ごとに支援金を支給し、１人当たり最大合計160万円を交付いたします。

支給のタイミングと、支給額については、入職時に10万円、１年経過後から６年経過後までは毎年20万円、７年経過時には30万円を支給します。

補助対象者数は、令和８年度は50人を上限に予算計上を行っております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　今答弁にありましたように、今回の事業は40歳未満で、新入職員というか、新規に働く方ということで理解していますが、この流山とかは、事業所に対して月に9,000円だったり、東京のほうでは月１万円とか補助をするということですけれども、今回、菊陽町の場合は、大きく対象も変わるし、その支給額もほかにはない内容だと思いますが、特にこういうふうにした狙いというのをお願いします。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　冒頭、１番目の質問のときに申し上げたとおり、今回事業設計をするに当たって、現場の方々といろいろ対応させていただいたというところが、まず背景としてあります。その中で、国のほうで処遇改善事業とかを行っていますけれども、まずその支給する側としては非常に事務の手間が多いというところがあるので、個人支給が望ましいというのがあるという声があったのと、それとどちらかというと、職場を通さずに、こちらから直

接したほうが、もらう職員の側としても、しっかり町から支援してもらっているという実感をもらってるというふうな実感があるというふうなお声もありました。

あと、金額のところは、大体何となく、予算の範囲内でこういう金額に収めていたというところもありますけれども、何といいますか、よくあるのは、１番目の質問に申し上げたとおり、最初だけというところは結構あるんですよね。でも、実際介護現場で働かれてる方というのは、どうしても最初のうちは給料がどうしてもお安い、その間、だんだん当然経験を経るに従って、当然給料が上がってくるんですけれども、その前に辞めちゃうんだよねという御意見があったんです。そこをしっかりフォローできるように、最初１年、入職時から７年の間、しっかり支援をさせていただこうというところにこだわったというところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　確かに例えば特別養護老人ホームとか、介護のスタッフは割と辞めて、またほかのところに移られるというのは、看護職よりも結構多いのかなというふうに思います。それで、今回は若手の人をこれから育成していくということで、これはすごく画期的だと思いますので、これは続けていただきたいんですけれども、もちろん成功、来年度しっかりスタートしていただきたいんですけれども、今実際働いてる、例えば訪問看護のヘルパーさんなどは、60代とか、もう下手をすればと言ったら失礼ですが、70半ば、もしかすると後半かもしれないというような方も実際現場ではいらっしゃるんですね。ですから、町長としてはこれをスタートされるのはすごく菊陽町、画期的だと思うんですけれども、今そういうふうに働いてる方への応援は、今後考えられないのか、その点どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　今、御指摘の点も、実はいろいろ事業所の方と対話する中で出た御意見でありました。

例えば、結局訪問介護のほうの方の平均年齢が、60歳を超えていらっしゃる。その方が中心となって業務を回しておられるという実態もあるということはお聞きしたところです。まだ、制度設計としては、大枠のところは今、固めたという段階でございますので、より詳細な部分については、そういった御意見も参考にしながら、より実際に現場で働いていただけるような仕組みづくりに取り組んでいきたいというふうに思ってるところです。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　介護そのものは、やっぱり介護の国の報酬をどういうふうに考えていくか、私は介護保険できて26年目ぐらいになると思うんですけれども、この議会の中でもやはり介護保険があっても実際受けれるときに介護が受けられないというようにならないような、やはりそこには国の施策というのが、どうしても関わってくると思います。ただ、基本的には、国がやはり介護報酬をしっかり引き上げるということが大事なんですけれども、今はど

ちらにしても、そういう流れになっていない。これから高齢化社会を迎えるんだけれども、医療や介護は、やはりある意味、削減していくという中で、今回、菊陽町がこういうふうに介護職員の待遇改善で一歩踏み出して、そしてこれから今高齢になっても働いていらっしゃるところへの対応も、引き続き検討していただきたいというふうに思います。

介護のほかにも、まだ住宅改造とか、金額、今20万円を、あと20万円上乗せして40万円ということで、非常に助かる方も多いのではないかと思いますので、私もまた町民の方の声をこれからの議会でも今後とも取り上げていきたいと思います。

介護のほうはまだまだ、いろいろあるかと思いますけど、今回は今日はここまでにしておきます。また、引き続き取り組んできます。

それで、次の地下水の問題ですが、午前中、大久保議員さんと甲斐議員さんが地下水の問題を取り上げられましたので、私が言うことはなくなったかなと思いますが、そうはいいましても、もう三、四年前からずっと地下水の問題は議会でも取り上げ、３年前の選挙の前からもずっと取り上げてきています。

それで、今回ちょっと２つぐらいに絞って質問をさせていただきます。

１つは、第２期の熊本地域地下水総合管理計画、今策定中ですけれども、この特徴と町の見解についてお尋ねしたいということが１つ目。

それから、もう一つなんですけれども、この計画期間は５年になっているんですが、やはり地下水を考える場合に、本当にこの期間でいいのかという問題意識がありまして、もっと長期の計画が必要ではないかと質問を上げています。この２点は、続いて答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　それでは、(1)、(2)併せて答弁させていただきます。

まず(1)についてですが、熊本県と熊本地域11市町村が共同で策定を進めております第２期熊本地域地下水総合保全管理計画の特徴としましては、半導体産業の集積が進むことに伴い、熊本地域内における地下水採取量の増加が見込まれることから、地下水の流入量と流出量のバランスを維持し、持続的に地下水の利用ができるような取組が追加されております。

具体的には、地下水採取量につきましては、有明工業用水道の活用や漏水対策など、新たな取組を進め、採取量の削減を図ることとし、人為的な涵養対策については、令和６年度に拡大した水田湛水事業の規模を維持する取組としております。

そのため、町の見解としましても、地下水の流入量と流出量のバランスを維持することが重要であると考えております。

なお、本町では、営農による湛水事業については、令和６年度から営農の合間に実施する夏期湛水の助成金の見直しや要件の緩和、冬期湛水事業の新たな取組及び水稲作付の維持拡大へ協力する農家への協力金を交付することにより、湛水事業への協力農家が増えたことから涵養量が増加しておりますので、引き続き取り組んでまいります。

また、道路整備における透水性アスファルトによる歩道舗装や、土地区画整理事業における

全浸透型の調整池の整備などにも取り組むこととしております。

次に、(2)の計画期間の件でございますが、今後も本県では半導体産業のさらなる集積に取り組むこととしております。それにより、半導体関連工場の進出などの社会状況のさらなる変化が見込まれるため、そのような変化にフレキシブルに対応していけるよう、計画期間を５年間としているところでございます。

さらに、本計画では、涵養域の減少を抑制する方策等の調査研究など、本計画以降を見据えた取組にも着手することとしております。

社会状況の変化に対応して、５年ごとに計画を見直し、熊本の宝である地下水の恵みを守り継いでいく熊本地域の実現のため、引き続き取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　私はこの間、地下水の枯渇、汚染問題も取り上げてきました。それで今回、この第２期の計画素案なんですけれども、町の考えと私かなり違います。町はこういうふうに５年というのが、非常にフレキシブルというのは、結局、機敏に対応できるんだというような意味だというふうに理解しましたけれども、実際、地下水というのは、上流から熊本市、そして中流域から５年、10年、阿蘇地域から20年ということで地下は流れているわけで、本当にそういう短期の５年間で次の計画、地下水の保全ができるのかという、やはり５年というのは短か過ぎるんじゃないのかというのが私の考えです。

それで、木村知事はサイエンスパークで開発、菊陽、大津、合志と、340ヘクタール。また、空港アクセス鉄道の開通予定、2034年までに形になるものをつくり上げたいと述べられてるんですけれども、やはり開発全体の形になるのはもう2034年ですから、第２工場が稼働することになれば、企業がさらに集中することになるのではないか。第２工場は、今日、午前中のここでのやり取りでもありましたけれども、当初の６ナノから３ナノになり、非常に私たちはやはり使う水も増えるのではないかというふうに思っています。

それらを考えると、やはり2030年までの５年間の将来予測では、あまりにも無責任ではないかと、地下水位は常に収支のバランスを考えることが重要で、そのバランスを維持し続けていくために町としては対応していくということですけれども、やはりそういう水の地下水の性質とか考えると、やはり20年先までの計画が必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん）　今回、第２期計画ということですが、第１期計画のときは15年の計画をしておりました。その際は、３回、５年ごとに、第１期行動計画、第２期行動計画、第３期行動計画に分けて、これまでも随時状況に応じた対応をしてきているところですので、今回の計画は５年ですけど、今後も同じように、５年ごとに対応していくというところで、５年ごとにしているという考えで、町のほうとしては考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今、議員がおっしゃられたところの御懸念というのは、私もよく分かっておりまして、先ほどありましたように、最初15年だったのが今回５年区切りでと動いていくのは、やはり大きく変化はしてきているので、それにフレキシブルに対応するというのが１つでございますけども、これは町でいうと総合計画と同じ考え方になろうかと思います。大きな考え方というのは、これはずっとこれから継続をしていくということで、ただそのタイミング、タイミングの中で見直しをやっていくということで、大きな考え方としては地下水をしっかり守っていくという概念の中で、定期的に見直しをやっていく。その期間が今回５年だということで、その５年後、何もやらないかというようなことではなくて、大きな流れの中で地下水を保全していくという大きな概念というのは引き続き残っていくというところでございますんで、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　私はやはりかなり５年というのは短くて、地下水の流れからいっても、それからまた工場建設とか、住宅とか、道路建設など開発がどんどん進んでる中で、本当にそれで対応できるのかという懸念がありますので、ぜひやはり県とかにもそういう地下水の特性も踏まえて、もう少し長いスパンで検討してほしいという意見を伝えていただけたらと思います。

それで、次の地下水保全の水の量が、第２工場、３ナノの生産と聞いているけれども、水の総使用量は増加するのではないかということですが、これは午前中、これはまだ情報が分からないということでしたので、減りはしないと思いますから、どの程度増えるのかというのはやはり町民も関心がありますので、また分かり次第、公開をしてほしいと思います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　一応質問に対してお答えさせていただきます。

現時点では、ＪＡＳＭ第２工場の計画変更に関する具体的な内容が示されていないことから、水の総使用量の増減につきましても、現段階では具体的なことを申し上げれる状況にはございません。あくまで一般論ですが、半導体の微細化が進むにつれて、１枚のウエハー製造に関わる必要な水は増加すると言われております。一方、その反面、工程数の増加に伴い生産量も減少すると言われております。このようなことから、使用水量が実際どれぐらい変化するのか、現段階では予測困難ということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　予測困難ということでしたので、また分かり次第教えていただきたいと思います。

それで、次の質問に移ります。

水質保全目標の対象物質にＰＦＡＳを加えるべきではないかという質問なんですが、きくよ

う広報の２月、その質問の前提として、２月号に、豊かな地下水を未来へということで特集がありました。それで、ここには正しい情報を正しく理解し、正しく恐れるということで、多くの情報があるけれども、正しく理解、情報を受け止めてほしいという町のメッセージがあるんですけれども、この中でページ、７ページに半導体関連企業集積に伴うというところで、諸外国の飲料水の目標値等、この前、坪井川でＰＦＢＳが20ナノグラムパーリットル、ＰＦＢＡが24グラムパーリットルでした。このことがどのくらいの外国の飲料水の目標値と違うのかという資料があるんですが、私ちょっと疑問がありまして、ＰＦＢＳのところもドイツの飲料水の目標値が6,000ナノグラムリットルに対して、坪井川のが20ナノグラムパーリットルだったと、ＰＦＢＡがドイツの飲料水の目標値が１万ナノグラムパーリットルが、坪井川は24ナノグラムパーリットルで、ほぼほぼ問題がないレベルということで、この表が出されているんですけれども、これは今の環境省の基準と比べて随分緩やかではないかと思いますが、この点は担当課どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん）　一応ＰＦＢＳとＰＦＢＡに関しましては、基準が設けられていないということで、こういったところで外国の飲料水ということで比較されているということで認識しています。ＰＦＯＡ、ＰＦＯＳに関しましては、環境省のほうで、国のほうで50ナノグラムパーリットルという指標を出されているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　私が環境省の資料を見ますと、ドイツではＰＦＢＳとＰＦＢＡを含む20種類のＰＦＡＳの合算値として、100ナノグラムパーリットルが規制値で、2026年からそういうふうに施行されるというふうな情報といいますか、環境省示してるんですけど、やはりこういうふうに町民に啓発なりするときは、一番新しい環境省が示している資料じゃないと、緩やかな分で大丈夫ですよと言われても、やはり正しい情報を正しく知るというところでは、少し誤差があるのではないかと思いますが、担当課はこういう環境省の基準などの資料はお持ちでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん）　一応、県のほうからいろんな情報のほうをいただいている資料は持っているということで伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　やはり今、私たちの菊陽町がＪＡＳＭの一番近い行政の町ですよね。県がどうしても県の資料で、それで県から言われたとおりにこれで使ってるんだということだけでは、県にもちょっと問い合わせていただいて、やはり環境省の一番今新しい資料とかも、しっかり研究して勉強する、それって大事だと思います。私は地下水の総合計画、一番最

初に特徴とか聞きましたけれども、県は県としてやられるにしても、やはり菊陽町でも議会で今日午前中だけでも大久保議員、それから甲斐議員、そして私ということで、みんな地下水に関してはそれぞれの立場でしっかり意見を言ってるわけです。だから、本当は町の計画なり、保全条例なり、そういうのがもう必要なんじゃないかなと私は思っています。

熊本市でも、熊本市は地下水の保全条例があり、また新たに研究をして、学識者や議員とか、そういうのを含めて勉強していくというふうに聞いていますので、やはり菊陽町もレベルアップして、そういうのをする時期なんじゃないかと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　ＴＳＭＣの件に関しましては、やはり県のほうがしっかりと情報を把握されて、そしてまたいろんな情報発信もされておりますので、私どもはそういったところも踏まえながら、一緒に情報を共有しながらやってまいりたいというふうに思います。ただ、小林議員がおっしゃったように、我々としてもこれ環境省のみならず、仕事をする上では、いろんな情報をしっかりと国のほうに目を向けて取る必要があるというふうに思ってるとこでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　私がここで言いたいのは、結局正しい情報を正しく理解し、正しく恐れてくださいと、町民にはこういうふうに広報でお伝えするんだけども、その比べる資料は県から降りてきたものを、それに伴ってそれ以上のことはしてないわけですよね。だから、町としては県からもちろんもらうんですけれども、やはり環境省がどういうふうな資料を出しているのかとか、そういうのをもうやっていく時期ではないかと思います。

それで、一遍にいかなくても、菊陽町の一番身近な、ＴＳＭＣが何も問題ということではなくて、どういうふうにそれが影響してるのかということを私たちがしっかり考えていく、行政もそれをベースにやっていくということが大事じゃないかなと、私はやはり町民としては、一番新しい、何というか、目標値というか、資料で広報とかにも啓発をしてほしいというふうに思います。

時間まだ残りましたけれども、私の言いたいのは、町がすごく努力して、菊陽の総合計画とか、ばっちりつくられていますので、私たち議員もそれにしっかり提案をしていきながら、ただ一方では、そういう地下水への懸念というのは、すぐ目に見えるわけではないんですけれども、やはり後々の子どもたちやいろんなところにも大きく影響してくると思いますので、今日はこういう提案をさせていただきました。

町独自でもっといろいろ研究もやっていっていいんじゃないかなということを提案して、私の質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午後１時41分

再開　午後１時49分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　11番の布田悟です。予定は２時からでしたので、まだ今、階段を登ってきていらっしゃる方もおられるかと思いますけれど、今日の議会傍聴ありがとうございます。

質問は質問席でやりますけれど、議員さん皆ここに上がったときに、やっぱり前口上というのを考えられると思います。私も極端に質問内容と関係ないような前口上もいけませんので、ちょっと菊陽町の歴史を振り返ったところを、ちょっとだけお話ししたいと思います。

私が高校生の時代は、豊肥線で通学していたわけですけど、朝夕はＳＬが走ってました。それに乗って、夕方もそれで帰ると。当時、今の光の森から熊本市の武蔵ヶ丘、その当時の武蔵ヶ丘地区ですね、何もなく、ゴボウ畑が展開されていたというような地域でありました。熊本・竜田口まで行くわけですけれども、北側を見ると、杉並木があって、その奥にゴボウ畑があると、そういった風景でした。そういった風景を、この中で覚えていらっしゃる方は非常に少ないと思います。執行部の中では、二殿教育長あたりが若干覚えていらっしゃるかなというぐらいですけれども。

私が昭和46年に高校を卒業しました。入学したときが昭和43年、そのときはまだ菊陽村でした。私の行った高校は、大体ほとんどが熊本市内から通学してる同級生が多いということで、自己紹介とか、クラスの自己紹介、それから部活の自己紹介とか、「布田君な、布田はどこかい出身は」、菊陽村ですと言った。「何や菊陽村や。なら、保田窪ごたっところだろうね」と。当時は保田窪といったら非常に熊本市でも東部の田舎だったわけですね。そのような感じで言われてましたので、村という言葉を使うのが非常に恥ずかしかった、そういう記憶があります。

その後、菊陽が町制をしき、そして先々代の町長あたりから菊陽町の都市計画が区画整理という形で進んできて、富士フイルムの前は、どこだったですかね、阿蘇製薬、それから都築紡績等の進出があり、菊陽町も少しずつ企業が入ってきたと。現在に至っては、それがセミコンテクノパークにソニーが入ってきて、そしてエレクトロンもあっちに移転したと。そこに今度は台湾資本のＴＳＭＣ、ＪＡＳＭが進出してきたと、菊陽町の姿が大きく50年ほど前に比べると変わってきております。想像もつかないような変化であります。それに伴いまして、菊陽町にお住まいの住民の方たちを取り巻く生活環境が大きく変わってきているということであります。その中で、光の森地区の、いわゆる光の当たっている部分、光が当たっているように伸びている、にぎわっている部分と、そして今度はＴＳＭＣの進出で原水地区の豊肥線の北側です

ね、その地域がまた大きく変わろうとしている、変わってきております。それに比べまして、菊陽南小学校地域は、私の高校生時代と全く変わっていないと言っても過言ではないというふうに思っております。

今回は、熊本県営球場の移設ということ一本に絞って質問をいたしますので、今までの菊陽町の歴史をちょっと思い出しながら、皆様方も質問を聞いていただきたいと思います。質問は質問席からさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　県営野球場移設整備事業の誘致についてということでありますけれど、７項目ほど上げておりますので、順次、質問していきたいと思っております。

町が県に提案してる２か所の候補地、これは熊本県が県の総合体育館、それから県営藤崎台球場などの公共施設、スポーツ施設の整備に関する検討会議というのを令和７年９月１日を第１回として開催されております。

こういった会議を踏まえて、その中で菊陽町が県に提案しているということでありますので、その２か所の候補地をまずお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　本町が県に提案している２か所の候補地につきましては、これまでの議会でも答弁してきたとおりでございます。県総合運動公園周辺と新駅を中心とした市街地整備周辺になります。

県総合運動公園周辺は、野球場とその周辺にある運動公園の施設を活用することにより、宮崎県のサンマリンスタジアムのようなプロ野球チームのキャンプ誘致が可能なエリアになります。

新駅を中心とした市街地整備周辺は、福岡県のＰＡＹＰＡＹドームのような野球場とまちづくりが一体となったにぎわいを創出できるエリアだと考えています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　小牧副町長の今言われた、この検討会議におかれる菊陽町のこれはヒアリングということで、小牧副町長が参加されていたわけでありますけれど、その中でのヒアリングに対する菊陽町のアピール、これほかの場でも聞く機会ありましたけれど、この小牧副町長がこの候補地を２か所、菊陽町は挙げるということで話をされたわけですけど、これまでは平成27年頃から菊陽町に熊本県営球場藤崎台球場の移設をという、住民運動というよりも、何か期成会的なものもできつつあったのかとも思います。熊本県議会におきましても、これは特に合志市から選出されております高木健次議員が毎回、年に１回、自民党の代表質問という形で質問されてきました。

私は県の動画でも見れますので、ちょっと振り返って見たんですけれど、根気強くずっと移設の問題を質問されていたわけです。蒲島知事ものらりくらりとですけど、検討しますとか、

前向きに考えますとか、それずっと来て、やっとつい先日、３月３日の県議会ですかね、県のほうも今度は移設するところまで決めてたわけですけど、その時期を前倒しして、今年の令和８年３月には、うちに県営球場を持ってきてください、うちの町は協力しますよという、そういった形の申請を受け付けるということを前倒しで発表しました。そして、今年の秋口には、もう決定すると、どこに県営球場を持っていくかを決定するということが新聞報道でも、熊日の新聞報道でもされました。

そこまで来てたのかなと思うんですけれど、高木健次県議の喜びようというか、感動しようというか、これ皆さん見られたですかね、もうびっくりするぐらい。県議会の質問のひな壇があって、こっち右側に今の木村県知事がおられます。非常に感動を表されたわけですね。県営球場がやっと移設して、もう移設先も決まるというところまで来たということで感動されて、木村さんを見て、木村知事、私の今の気持ちはこうなんですよ、やった、やった、やったと、これなんですね。見られた方もおられますけど、それぐらい県民としても、県民の代表である県議会議員も感動してた。待ってたということですけど、高木県議があそこまで、一合志市選出の県議会議員で、あそこまで頑張ってきて、決定されたとき、整備計画が前倒しで実行すると、されるように決定されたのを聞いて、それだけ感動したということで、高木県議とも会って話すこともありましたし、荒木市長とも何かほかの機会で争った、やっぱりそういった熊本市も含めまして、県営球場を自分ところにというところがあるわけです、今から出てくるわけですけど。そういった中で２か所と。当初は繰り返しますけど、いわゆる県営運動公園の東側ですね、行政区でいうと、辛川地区ですね、南小学校地区になりますけれど、パークドーム運動公園の東側辺りになると思いますけれど、菊陽町で。その地域がちょっと何か肩透かしを食ったように、２か所は申請するということですけれど、こちらの新しい新駅、あれは何ですか、くまモンアーバンスポーツパーク、もう４月オープンしますけれど、あの地域も一つの候補地ということで菊陽町を考えてるというふうなところになっております。

私、結論からいいますと、これはやはり「二兎追う者一兎得ず」ということで、やはり10年来ずっと運動を続けてきて、ここに来てください、白水台地に来てください、菊陽南小学校区域に来てくださいということでやってきた……。

○議長（福島知雄議員）　発言の途中ですけど、布田議員に申し上げます。時間も限られておりますんで、簡素に趣旨を述べてください。

○１１番（布田　悟議員）　分かりました。ということで、肩透かしを食ったようなところですけれど、私としては、住民の皆さん、ここにもおいでですけど、やはり自分のところに来ないかもしれないという、そういう不安が付きまとうというようになったわけですね。

そういうところで、２番ですけど、県の検討会議提言書の附帯意見というのがあります、附帯意見ですね。それに従った場合は、どの地域に重点を置くのかということで、確認の意味で。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　これも繰り返しの答弁になります。私は２か所設定する中において、各市町村と闘う中において、菊陽町の強みはどこだろうという中で、今回２か所を選定しているということでございます。

繰り返しの答弁になりますけども、県総合運動公園周辺は、まさに県民運動公園に隣接してるのはもううちしかないですね。だから、本町だからこそできる提案であると。一方で、新駅を中心とした市街地整備周辺も、今先進的なまちづくりを目指している。県内で目指してるのはこの菊陽町しかございませんので、そういった区画整理事業に取り組んでいる本町だからこそできる提案だということを考えております。

したがいまして、どちらに重きを置くかということではなくて、最終的な候補地の選定は県の判断によるものであると思っております。

まずは、県野球場の移転先として菊陽町が選ばれることを最優先に、これら２つの候補地、言い換えれば、他の市町村に比べて町の強みを前面に押し出してまいりたいと考えているとこでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　２か所も申請地を挙げることができるという、今言われた菊陽町だからこそだと思います。原水新駅の北側地区になると思いますが、そこが２番目の候補地で挙がってきたというのは、これは新駅もできるようになったと、それから原水駅と新駅の間の新しい区画整理、約70ヘクタールありますけれど、その地域の中のいわゆるにぎわいエリアというようなところですね、その辺のところに持ってきてもいいというような条件が整ったから、新駅もできるということです。

この検討会議におかれても、委員さんの中でやっぱり公共交通機関を使える。その周辺も商業施設とか、いろんな施設の附帯設備で進出することができる。そういったところも考えた上でのやっぱり候補地としてはいいですねと、そういったところも県のほうは計画してもいいんじゃないですかというふうに委員は言ってるわけです。となると、やはり委員の中でそういった今の新駅の北側の地区と、原水地区といいますけど、原水地区が候補地に、白水台地と一緒に、２つ挙がった場合は、どうしてもここらは客観的に見て、新駅、原水地区の候補地のほうが県営球場移転先としては選ばれる可能性は格段に高いと思うんですね。だから、私はそうなって選ばれた場合に、また問題が出てくると思います。

そういった意味で、統一候補は、第１候補ですね、だから第１候補、第２候補というんじゃなくて、私としては一本化してもらって、運動公園東側にすべきであると思いますけれど、この辺のところはいかがでありましょうか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　ちょっと繰り返しになって申し訳ありませんけれども、県営野球場の移転先の選定については、最終的に県において判断されることになります。今の議論ちょっと

聞いておりますと、何かどうしても菊陽のほうでどこかに決まるみたいな判断されておりますけれども、熊本市においても、また合志市の話、そして私はほかの市町村からも問合せが非常にあってるというのを聞いております。ですから、他の市町村と争うということをまず前提に置いてほしいと思っております。決して、この菊陽町の中でどちらかが決まるとか、そういうことではございませんので、他の市町村とまずしっかり争うというのが想定されるということをぜひ頭に入れていただければと思っております。

そのため、町内において優先順位をつけるのではなく、まずは県営野球場の移転先として菊陽町が選ばれることを最優先に、菊陽町だからこそできる魅力ある２か所の候補地を提案していきたいというふうに思ってるとこでございます。繰り返しなっても、申し訳ありませんが、そういうことでございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　菊陽町が選ばれればいいと、私は原水地区に県営球場が出てくるということには、私は反対なんですね、反対。なぜかというと、これはくまモンパークはできてしまいましたけど、いわゆる優良農地ですね、基盤整備をして出来上がった、もう何年もかけ、そしてそこに付加金も払ってきた土地所有者もおるわけですけど、そういったところがまた出てくるんじゃないだろうかと、そういった状態がまた出てくるんじゃないだろうかということもあります。それとまた、そこに球場が、あそこにできたら、想像してみても分かると思います。今のくまモンパークの中の町営野球場ですね、ソフトボールと軟式野球場が２面取れるようになってますけど、あれがですね、面積が町営球場の場合だけでも１万9,000平米弱なんですね、１万9,000平米弱。だから、２ヘクタール弱ですね、２町歩弱。この県営球場を持ってくれば硬式野球場です。その野球場スタジアムだけじゃなく、その附帯設備としてほかにも必要になってくるわけですね。今の藤崎台はただスタジアムだけなんです。それ以上にサブグラウンド、サブ球場みたいなのも必要だし、当然、駐車場も必要です。その駐車場が藤崎はないから移設するわけですけど、それをその面積はどれぐらいかというと、これは読売新聞の記事というのが出ておりまして、６万平米、６ヘクタールですね。だから今の町営球場の３倍ぐらいの面積、これじゃ収まらないと思いますけれど。スタジアムが大体６万平米、そのサブブランドとか駐車場を入れると、10万平米、10町歩、これぐらいは予想されるということでありますので、想像していただくと、また莫大な農地がもうなくなるわけですね。だから、そういった面を考えると、やはり農地がなくなるわけですね。だから、そういった面を考えると、やはり原水、いろんなほかの条件はいいかもしれないけど、原水地区に持ってくるのは、これはどうかなと、私は反対であるということであります。

それで、そういったことで、いわゆるにぎわいエリア周辺に野球場を整備するというふうになった場合に、優良農地のさらなる減少や交通渋滞の悪化といったリスクですね、これを負ってまで県の意向に従う必要があるのかということです。いかがでしょうか。今は５です。５、行ってください。お願いします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今、(5)のにぎわいエリア周辺に野球場整備する場合、優良農地のさらなる減少や交通渋滞の悪化といったリスクを負ってまで県の意向に従う必要があるのかということにお答えするということでよろしいでしょうか。

（11番布田　悟議員「はい」の声あり）

それでは、県営野球場の移転先については、あくまで県が選定するものであり、本町としましては、来年度の県の公募、今回出されたのによると今月末になりますけど、県の公募において県総合運動公園周辺と新駅中心とした市街地の２か所を候補地として提案するため、県の意向に沿うという御指摘には当たらないと思います。まず、両方を私どもが提案するということでございますので、県の意向に沿うというのは、御指摘には当てはまらないと思ってます。

農地につきましては、昨年３月に改定しました都市計画マスタープランで、守るべき農地を明確にしております。今後のこの計画に基づき、適切に保全してまいりたいと思っております。

また、交通渋滞について、先ほどお話ありましたので、モニターに示しているとおりでございます。このモニター、これまでもずっと見てこられたと思います。黄色ラインで表示している菊陽空港線は令和８年度、大津植木線や中九州横断道路やそのアクセス道路など、セミコンテクノパーク周辺の道路ネットワークが令和10年完成いたします。

これに加えて令和12年度には、新駅が開業する見込みであり、これらは市街地整備周辺エリアの渋滞緩和にも大きく寄与するものと考えております。

野球場の建設のスケジュールが大体令和11年着工という形になりますので、出来上がりますのが14年ぐらい、仮にここに決まったとしてもですね。それぐらいのスピード感でございますので、こういった道路ネットワークや豊肥本線の新駅ができているような状況の頃というのを、少し頭に浮かべていただければと思ってます。

繰り返しになりますが、県営野球場の移転先においては、他の市町村と争うことになります。そうした中で、２か所の候補地それぞれの長所をこの議会で主張されるのは非常にいいことだと思ってます。例えば、県総合運動公園周辺に整備した場合は、運動公園の中には実は軟式野球場が２か所あります。そして、それを片方例えば硬式野球場というか、補助野球場に改修することができれば、これはプロ野球の誘致をするためには、正式な野球場と補助野球場が必要になる。ですから、運動公園周辺で運動公園の軟式野球場を改修すれば、そういったことが可能になるということです。それと、近くにはパークドームもございます。こういった機能を活用することができ、宮崎のほうを多分見に行かれた方がおられると思いますけど、まさに宮崎県のサンマリンスタジアムと運動公園を隣接して読売ジャイアンツがキャンプをしていると、そういうことが可能になるんじゃないかというような長所を主張するのは、非常にいいことだと思ってます。ただ、一方で、これから公募が予定されている現段階においては、特定の候補地について否定的な評価をこの議会で行うことが本当に望ましいのかというのは、私ども

若干不安になっているところでございますので、その辺は、長所をしっかりここで言い合うことは非常に大事なことだと思いますが、否定的なことを評価することは望ましいと考えておりませんので、ぜひとも御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　私は、２か所出すということでありますから、１か所は、私の意見としては好ましくないと、だから１か所を、１か所でまとまってるんだよというのを、私は県のほうには示していただきたいということでありまして、これ１か所しか決まってないのを、それを否定的に言うんであるならば、これはちょっと問題かもしれませんけど、その２か所を、どっちか選んでくださいよとやった場合に、私が思う原水地区の場合は、いろんな問題ができてしまった後、出てくる可能性が非常に大ということを懸念して、こういうふうに質問してるわけでありますけれど、何といいますか、どうしても県のほうは平等に見るかもしれません――平等じゃないと思います。県のほうはやっぱりある程度、僕は県のほうというか、この検討会で決めるんでしょうけど、何か予断があるんじゃないだろかという気がするんですね。となると、やはりぽっと湧いた、ＴＳＭＣが進出してきた、その影響でもってあの地域が農地がなくなり、そして交通渋滞もひどくなって、マイナスの部分の影響が出てきつつある。そこにまた、今度は県営球場を菊陽は考えてます、２つのうちの一つですけれどとなった場合に、ちょっとそこんところで、またこれ選ばれた場合は、素直に心から喜ぶことになるのかなというのは、非常に疑問なんですね。そういったところで、ここは今５番はありましたよね。４番はさきにちょっと副町長の答弁の中でも出てきたと思いますけど、この附帯意見というのをもう一回言いますけど、附帯意見は、これは委員長だったんですかね、委員会の。

（「澤田さん」の声あり）

澤田さんの附帯意見だったと思いますけど、委員長がこのにぎわいエリア、菊陽の原水、ここで、ああこれいいですね、こっちのほうが菊陽さん、こっちのほうがいいですよというような感じの意見を述べられてるんですね。だから、そういった意見、委員の中でやっぱりこっちの比重があるならば、にぎわいエリアのほうが。どうもそういったところで、県はそういった予断を持ってこの検討委員会の結論ですね、提言というのは非常に重要視すると思いますので、そういった危惧するわけでありますけれど、これもう一遍、答弁は重なるかもしれませんけど、４番のところです。お願いします。

○議長（福島知雄議員）　布田議員、５番が終わりました。４番にバックするんですね。

○１１番（布田　悟議員）　バックしてください。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　それでは、(4)のほうに答弁をさせていただきたいと思います。

これが今画面に出ておりますのが、これは私のほうが一昨年の11月ですかね、検討会議でプレゼンをしたときの資料でございます。これは赤字のところを見ていただくと分かりますけど

も、今まで答弁したことの繰り返しでございます。誰もが菊陽町に野球場を持ってきたいと思えるような、菊陽町だからこそできる魅力ある提案をしていきたいといった中で、並列して県総合運動公園周辺と駅を中心とした市街地整備ということで、これは並列して優劣をつけることなく並列して行っております。

このとき、もう一つ補足いたしますと、このとき呼ばれたというか、プレゼンをさせていただいたのは菊陽町だけです、この時点では。この後、いろんな市町村が出てきておりますが、これに対してのヒアリングはあっておりませんので、先ほど委員長の話がありましたけども、これは私どもが菊陽町のプレゼンをしたときの多分話であろうと思います。正式な提言書の中にはそこは明確には書いてありませんので、そこは補足しておきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、候補地の優先順位をつけるのではなく、引き続き２か所の候補地を強く提案していきたいと思い、まさにこのプレゼンどおり取り組んでいきたいというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　６番目になるんですけれど、この開発が非常に、これは吉本町長もおっしゃってます。何かにつけておっしゃってます。

南小校区の発展なくして菊陽町の発展はないということですね。これは私たちも思いますね。やっぱりどんなに、何といいますか、市街化は遅れてますけど、非常に芳しくないかもしれませんけど、田畑が広がり、緑が広がり、台地の、それから阿蘇を望み、そして白川を挟んで北の地区を望める、そういったロケーションのところなんですけれど、やはり道路の県道のバイパスは計画されておりますけれど、そのバイパスが一つできても、そう急には変われない地域と思っております。

そういった南小校区への野球場誘致が実現すると、本来の吉本町長が政策提言、公約の中にも上げておられるような、非常にハイカラな言葉でいくと、ウエルビーイングなまちづくり、私はウエルビーイングとは何だろうかなと思ったんですよ。これ検討会議の議事録の中に出たんです。これはウエルというのは、いいという意味ですね、ウエルカムのウエルですけど。ビーイングというのは、これは状態というわけで、よい状態を維持できる。幸せ、生きがいを感じられる良好な人間関係や環境に恵まれている、そういった地域、まちづくりを野球場誘致はそれも目指しているということなんですけれど、これが私は南小校区のこの置かれた環境に一番合致すると思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　ちょっと答弁する前に、昨日の馬場議員の御質問に対してちょっと補足しながら答弁できればと思っております。

馬場議員のほうで、運動公園近くの野球場の近くに、例えばホテルとか商業施設を造ればいいじゃないかと、町長のやる気一つでできるんじゃないかというような例の中で、近隣の市を

例えられたかと思っております。その中の２か所については、市街化区域に接するエリアで、土地区画整理事業によって開発をされているエリアでございます。もう一つは、２種農地で農地転用が容易なところで地区計画をやられているということで、そういったところと今回、私どもの運動公園周辺というのは、御承知のとおり、今農地の問題が出ましたけれども、基盤整備された10ヘクタール以上の広がりのある甲種農地になります。ですから、そういった農地転用というのは、近隣の市と比べるとハードルが非常に高いというか、基本できないというようなとこであるということは、幾ら町長のやる気があっても、そこはできないということを少し頭に入れていただければと思っています。

そういう中で、町の均衡ある発展については、重要な課題と認識しているとこでございます。12月議会でも答弁しましたとおり、昨年３月に改定した都市計画マスタープランで、南部地区における市街地ゾーンの整備や新設道路の整備について明確に位置づけたところでございます。これは先ほど布田議員のほうから、単なるバイパスを造るというお話しされましたけども、これは先ほどありました基盤整備された10ヘクタール以上の広がりの甲種農地を開発するには、やはり南部地区の新設道路によって農地の分断要件を満たした上で、道路北側を市街地ゾーンとして地区計画により整備していく、そういう手法しか、多分この開発、この地域の開発というのはなかなか難しいんだろうと思います。これを今回マスタープランの中でしっかり位置づけたということでございます。これは今までの代の中ではここまで踏み込んだマスタープランはつくっておりません。これだけ取り組んでいくという覚悟が、まさに町長が言う南の発展なくして菊陽町の発展なしという意気込みだと思ってます。

南部地区の発展につきましては、県営野球場の誘致といった県の判断に左右されることなく、町において、今申し上げました新設道路、そしてその周辺の市街地整備という、そういった取組にもって町が責任を持って推進してまいりたいと思ってるところでございますんで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　環境的には、南小学校ですね、いわゆると白水台地のほうに県営球場が整備されたとされる場合、南小校区のいろんな附帯設備もできるだろうし、その球場の周辺に商圏もできるかもしれないということですけれど、そこには当然、道路網の整備も必要です。そういったことを考えるなら、あれだけ余裕がある、やはり南小校区、運動公園東側が一番いい。今いろんな農地法の関係とか、都市計画法ですか、国土利用、何かいろんな法律の関係で非常に難しいけれど、でも候補地としてこの南小校区、運動公園東もこうした挙げるということは、これは選ばれたら、選ばれる、その資格があるから、いろんな法律的にも、だから挙げられたわけですよね。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　野球場は、野球場そのものは県の施設でございますので、そこは建て

ることができます。ただ、周辺は、周辺の商業とかホテルというのは極めて困難という形になります。だからこそ、運動公園周辺というのはキャンプ誘致ができる可能性の高い地域だということを売りにしているわけです。まさに運動公園の、繰り返しになりますが、補助野球場を造ったり、屋内練習場を造ることによって、野球場だけ造る自治体は多いと思うんですけど、近くにある運動公園を、金額がある程度安い中で、安価な中で改修ができ、しかも魅力的な地域になる。だからこそ、私どもは今回手を挙げているということでございますんで、これは私としても、他の市町村にない、非常に魅力のある地域だと思ってますので、しっかりと県にも働きかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　ということであるなら、２か所を挙げるけど、原水、それから運動公園東、あえて順番をつけるならば、順番をつけるなら運動公園東と考えてもいいんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　すいません、度々繰り返すのも本当失礼ではございますけれども、私どもは他の市町村と闘いをさせていただきます。必ずや菊陽町に勝ち取れるように頑張っていきたいと思ってます。そのためには、それぞれの魅力のある２つを、やはり同じレベルで挙げていくことが、他の市町村との闘いにとって優位だと思っておりますので、引き続き強みのある２つを県のほうに働きかけていくと、提案していくというふうに進めさせていただきたいと思います。御理解お願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　ぜひとも菊陽に県営球場を持ってきたいということですよね、二兎を追う、２匹のウサギ、二兎を追うというのはですね。熊本県のほうの検討委員会でも出ておりますけれど、公共交通機関が利用できて、これは既存のでしょうけど、そこにして、駅に近い、市街地にも近いということで熊本市も出してくるんじゃないだろうかと思いますけど、熊本駅、花岡山のほうですね。あれは春日口ですかね、あっちのほうですね。公園があります。万日山のほうにね。あの辺を出してくるんじゃないかと思いますけど、これもやっぱり県が想定している候補地の条件を満たしているわけですね。だから、私は菊陽、二兎を追いますけれど、そうであるならば、もう原水地区のは、もう捨てて、熊本市が出してくるだろう、そこを譲ったらどうだろうかと思よんですが、それはどうですか。もう一本に、何回もしつこく言うようですけど、菊陽は一本で、これで原水地区は、リスクを背負う原水地区は出さずに、熊本市が出してくるであろう候補地に譲るというか、そっちが決まったら、僕は菊陽の運動公園東側に決まってほしいんですけれど、だから要するに二者択一じゃなくて、１つだけに絞れませんかということです。あえて言います。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　他の市町村の状況がどうこうというのはまだ分かりません。熊本市のほうも何か５か所ほどこれから調査するということでございますし、私も県のほうのときに万日山のほう、担当というか、しておりましたけど、あそこはあそこなりに大きな課題があられるということでございますんで、熊本市の調査中でどうなるかというのは分からないと思います。そういう中で、熊本市がどうとかこうとかによって町の候補をどうするかというのは、適当ではないと思います。今町として強みである２つというものをしっかり要望する。そして、菊陽町に野球場を実現する、まずはこれを最優先で取り組んでいきたいと思います。御理解ください。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　７番目の質問に行きますが、これも答弁は同じような答弁になるかもしれませんけど、これ用意していただいてますから、質問します。

（「それは７番目ですか」の声あり）

まず６番、今のは６番目ですから。

○議長（福島知雄議員）　静かにお願いします。

○１１番（布田　悟議員）　運動公園東側のみを町の候補地として提案すべきであると考えるが、いかがかということに対して、今答弁があった。もうちょっと、じゃあお願いします。もう一回だけ。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　それじゃ、(7)の答弁をちょっと丁寧にさせていただければと思います。

繰り返しなりますけれども、県営野球場の移転先の選定につきましては、最終的に県において判断されることになります。

また、その選定に至るまでには、繰り返しになりますが、他の市町村と争うことが想定されます。

そのため、町内において候補地の優先順位をつけるのではなく、まずは県営野球場の移転先として、菊陽町が選ばれることを最優先に２か所の候補地を提案してまいりたいと思います。

改めて、これまでも議会で申し上げましたけども、単に造ってくれたと、半導体大手企業の進出により、大きな発展が見込まれる本町の優先順位は、間違いなく45市町村の45番目になります。これは私も県庁職員でおりましたので、私たちはそういう目で見てるということでございます。

そのため、上田議員の答弁でもお答えしましたとおり、野球場誘致支援業務委託により、菊陽町の強みである２か所の候補地の提案にさらに磨きをかけ、県がぜひとも菊陽町に野球場を持ってきたいと思っていただけるように、県が整備する野球場の土地等を町で準備するという、単なる県の負担の最小化だけではなく、町の負担の最小化も図ることはもちろんのこと、熊本県経済の活性化や本町における居住人口や交流人口の増加、雇用の増加が実現できるよ

う、民間事業者を巻き込み、より具体的な魅力的な提案を自信を持って行ってまいります。ちょっと繰り返しになりますが、単に野球場を造ってくれと。そして、そのときには土地を準備するからという、それだけのことで野球場誘致は実現しないと思ってます。なら、土地を準備する、屋内練習場を準備するということだけだったら、今度は町の負担が増えます。その町の負担も最小化するためには、民間事業者をいかに巻き込むことだと思います。町の民間事業者を巻き込むのは、私たちだけの知識ではなかなか難しいです。そういう意味で、今回野球場誘致支援業務委託というものを出して、大手の事業者と今委託を結んで、いろんな民間事業者に働きかけをしております。その中では、非常に菊陽町とだったら一緒にやりたいという声があるのも事実です。そういったところを、私たちの期待値を超えるような提案をすることによって、ぜひとも菊陽町に野球場を持ってきたいと県に言わせるような、そういう提案をしていきたいというふうにまとめさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　どのような場面でも、どのような問題でも、やっぱり小牧副町長の県庁時代からのいろんな経歴、経験等を踏まえますと、非常に非の打ちどころのない答弁、非常に説得力がありますので、物事といいますか、経験に裏打ちされたということで、非常に説得力があります。こういった形で検討会でも、プレゼンテーションというんですか、あれをされたわけですよね。これを委員は聞いてるわけですね。小牧副町長の菊陽代表としての、執行部代表としてのこのプレゼンテーションをですね。だから、それも２か所、非常に説得力ある提言をされてますので、私は決まると思うんですね、どっちかに。ただし、どっちかになったら非常に不安であるし、私はちょっとどうだという部分はありますけれど。そうなる場合に、そうなる場合というか、３月にこれが申請するというか、どういった趣旨か知りませんけど、申出をすると、手を挙げると、候補地として、移転、県営球場の。その場合に、やはりその前提となるのは、何の公共事業においても必要だと思うんですけど、その影響を受ける、その公共設備が整備され、地域の住民の同意、同意といいますか、そういったものも必要じゃないかと思う。でないと、やはりできたけど、こうだったということになりますから、前もってそういった地域住民の意見、質問も聞くという機会が必要であると思います。これはこの検討委員会の澤田議長さんも、この第２回目の検討委員会の中で述べておられます。

市町村がこういった施設を受け入れる場合、熊本県の整備事業にある意味支援をしていくということでありますから、自分の市町村、菊陽町ですかね、今回の、菊陽町にそのスポーツ施設を造るという場合は、住民の理解を得られやすいと思います。だから、住民の理解を得る必要があるということですね。その菊陽町から支援を行うということが、その地域住民に限らず、全町民の問題となると思いますけど、その町民の理解をどれだけ得られているかが必要になると思いますけど、この辺のところはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　まだスケジュールについては、これから具体的なことが示されると思いますけども、今のこの間、先ほどありました高木県議の代表質問に知事が答えるのを見ると、今月末に募集が開始されると、これは募集が開始されるというのは、公募条件が示されるという形になります。最低限どういったものが必要になってきますよとか、こういったものが強みですよと、そん中で例えば土地は準備しなさいなのかもしれません。駐車場はどれぐらい要りますよなのかもしれません。そして、独自提案をしなさいとかということになろうかと思います。

これをそれから準備に入っていきます。ですから、３月に提案するわけではありません。ですから、今後そういったものを、提案に向けて検討していく中で、そういった説明、関係者への説明が必要になってくることになれば、そこはしっかり説明をしていくというふうに考えているところでございます。まだ今の段階、今月末にそういったものが示されてから動き出すということになりますので、必要に応じて説明というものも果たしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　これだけ菊陽町ならではというか、菊陽町の歩んできた運命というか、何かそれもあるんじゃないかと思っております。これだけ10年間も県民挙げて、それも菊陽町も特に熱を入れてたんですけど、県営球場の移設は菊陽町にというのが、２か所も候補地として土俵に上り、そして十分闘える要素を持った候補地が挙げられるというのは、これはすばらしいことだと思います。思いますけれど、私としてはぜひ南側のほうが、南地区に選ばれるということを、自分なりにこれは祈念いたしまして、今からの小牧副町長を中心としたアピールの仕方、いろんなまた申出、それから先の展開も大変だとは思いますけれど、これもやっぱり地域住民から南小学校の住民、そして原水地区の農家の人たちとか、その辺の人たちからの声が上がってきてるということを今日は代弁したところでありますので、その辺のところも十分お含みおきいただき、この誘致はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　布田議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れでした。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

散会　午後２時42分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和８年３月６日（金）再開

（　第　６　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（６日目）

（令和８年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和８年３月６日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	内　藤　優　誠　さん
書　　記	牟　田　修　人　さん
書　　記	豊　住　祐　太　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	吉　本　孝　寿　さん	副　町　長	小　牧　裕　明　さん
教　育　長	二　殿　一　身　さん	総 務 部 長	村　上　健　司　さん
住民生活部長	吉　本　雅　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	荒　牧　栄　治　さん
総務課長兼選挙管理委員会書記長	平　　征一郎　さん	危機管理防災課長	阪　本　幸　昭　さん
農 政 課 長	澤　田　一　臣　さん	教 育 部 長	矢　野　博　則　さん

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時57分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（福島知雄議員）　日程第１、前日に引き続き一般質問を行います。

鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　皆さん、おはようございます。議席番号１番、一陽会の鬼塚洋と申します。本日は、年度末のお忙しい中、議会傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。また、本日私の一般質問のためだけに皆様お集まりいただいてありがとうございます。そのせいで若干御迷惑をおかけしてると思うんですけれども、議会日程の差配は私に権限がありませんので、その点は御容赦ください。

さて、この定例会をもって私が議員となりましてほぼ３年、３周目になりました。一般社会において入社して３年目といえば、一通りの業務を経験し、社内や取引先など周囲の状況も見えてくるそうなんですけれども、一方で業務に慣れてしまって緊張感がなくなり、モチベーションが低下したり、仕事の適性が合わずに退職を考えることもあるそうで、俗に３年目の壁と言うそうです。私自身については、まだ現状周りが見えておらず、ほとんど自分の一存で動いてるような状況で、正直このまま議員を続けていいのかと自問自答をすることもあるんですが、ただそうした中で今回の議会、月曜日に、おととしの６月に定例会で私が提言いたしました町独自の犯罪被害者支援条例を可決いただきました。この条例は、昨今、犯罪被害、特に重大被害が増加する中で、私としてもぜひとも制定していただきたかった条例ですが、執行部において周辺市町村の状況等も踏まえ、頑張って条例の形にしていただきました。ありがとうございます。

こうした結果を見てみますと、やはり議員をやっていてよかったと改めて感じるところでございます。ただ、こうした条例に関しては、本来議員自身で条例の提案権はあるわけで、今回執行部に任せっ切りになってしまったところは深く反省しております。ぜひとも残り任期が１年ございますので、これまで提言したものの中から１年の間に必ず１つは条例案を提出したいと思います。公約します。

では、以降は質問席にて質問いたします。

なお、スライドを使わせていただくんですけど、イラストの中の文字がＣｈａｔＧＰＴの兼ね合いでちょっと漢字がおかしくなってるところがございますので、その点は御容赦ください。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　１つ目は、農業の振興について質問いたします。

まず、質問の趣旨ですが、本町においては、半導体関連企業の進出やアーバンスポーツパークの整備、（仮称）原水駅土地区画整理事業の検討などに伴い大規模な農地の転用が進み、また今後も農地の減少が見込まれております。この点、先日の藤本議員の質問に対する答弁では、先ほどの事業全体で転用ないし今後転用される農地の面積は、ＪＡＳＭ第１工場関連が27ヘクタール、アーバンスポーツ関連が5.8ヘクタール、原水駅周辺の整理事業関係が43ヘクタール、ＪＡＳＭ第２工場関連が28.7ヘクタール、その他工業団地整備関連で20ヘクタールと、合計で124ヘクタール以上、これ東京ドームに換算すればドーム26個分以上にも上るわけで、この数値を聞いて私自身とても驚いております。

一方で、第７期の総合計画にも書かれておりますが、本町はもともと純農村地帯であり、農業を基幹産業として発展してきました。菊陽と言えばニンジンの名産地であります。そして、今後も農業を発展ないし少なくとも維持させていくべきことは、町としても十分認識されていることだと思います。また、町長自身も農業に従事されておりますので、誰よりも農業の振興を考え、常日頃より守るべき農地は守ると公言されておりますが、今回はその意味、内容を私自身、そして議会においても改めて共有したく、以下(1)の質問をさせていただきます。

なお、農業に関する質問は本議会において複数の同僚議員が行っておりますので、重複する部分については簡潔な回答をお願いいたします。

(1)本町は、都市計画マスタープランを見直した上で守るべき農地ゾーンを設定し、今後も可能な限り営農環境の保全に取り組むとしております。なお、当該ゾーンに関しましては、そこのスライドにございます薄緑色の部分、北側の部分と中央部分と南側に薄緑が横に広がっているんですけど、その部分になります。その中で、守るべき農地については、基盤整備事業がされた農地で現にその機能を有してる農地と定義されておりますが、当該農地における営農の実績や生産量、当該農地の個別的な価値など、基盤整備以外の指標はどの程度考慮されておりますか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　守るべき農地につきましては、基盤整備された農地を基本として定めておりますが、個別の農地の営農実績等の指標を参酌して定めたものではございません。ここで基本とする基盤整備された農地は、農地法で言う甲種農地におおむね該当します。甲種農地の定義としまして、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、その区域内にある農地のうち区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適する農地とされており、農地法等の法令との整合を取ったものとしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　私も農業関連の法規を全ては調査できておりませんので、私なりに解釈させていただきますが、守るべき農地とは、ある程度の広さがあって、土地の形状ないし土の性質、農業機械の使用のしやすさなどから、農業がやりやすい土地というふうに理解してよろ

しいですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　それで結構だと思います。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　先ほど、個別の農地の営農実績などの指標は考慮されてないと答弁いただきましたが、なぜ当該農地が形式的に効率的な農業に向くかということを重視して、実際当該農地で何がどれぐらいの期間どれぐらい生産されてるという現実の営農実績を考慮されていないのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　いわゆるここで形状だとか広さ、そういった部分があって、一番は土性という部分があるんじゃないかなと思っております。この土性ですが、これは効率よく作業を行うための、一般的に土性と併せてなんですけども、高性能農業機械による営農が可能か、おっしゃいましたとおりでございます。また、土性は、作物の栽培における排水や水分、肥料の保持力、作業のしやすさなどが挙げられますが、本町で定める守るべき農地につきましては、まず甲種農地に該当する基盤整備された農地を基本としておりますので、これ区画が整ったある程度３反以上の広さがございますので、高性能農業機械での営農が可能ということになります。また、土性は御存じのとおり土地の質ですけども、これは火山灰土壌で水はけがよく、保水力、保肥力に富んでおり、御承知とは思いますけども、ニンジンの一大産地を形成するなど、良好な状態というふうなところで捉えてございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ただいま土性、排水などが理由というふうに答弁いただきましたが、本議会での同僚議員に対する答弁を聞きますと、町は町の農地及び農業人口が減少している状況を踏まえ、農地の集約化、大区画化に注力されており、ある程度それに適した農地を守るべき農地と判断してるように思うんですけど、そういう理解は間違っていますかね。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　そういったところで、まず集積、集約ができる基盤整備をされたところがそれに適しているというようなところでございます。あわせまして、土性もそれに、特産であるニンジンだとかほかの作物にも適しているということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　私、すいません、農業は素人で、母方の父、祖父が山口で農家をやってて、夏休みに稲刈りとか手伝ったことはあるんですけど、しょせんその程度でございます。そういう素人の考えなんですけれども、農業が振興するためには、まず当然農地があることが必要であって、さらに当該農地において農業される方がいることがもちろん、その両方が必要に

なります。幾ら農地がありましても、そこで誰も農業したくなければ耕作放棄地となってしまいますし、逆にそこで農業を続けたい方がいたとしても、当該農地が転用されれば、せっかくそこで農業を続けたいという思いが無駄になってしまいます。ですので、農地自体の性質を重視されるのはもちろん大事だと思うんですけれども、当該農地における営農の実績、言ってしまえばそこで農業をしたいという思い、そうした思いについても、当該農地の効率性以上にとまでは言わないですけど、それと同じように考慮すべきではないかと思うんですが、その点改めていかがですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　基本的には、例えばその地域地域で今担い手という方々がいらっしゃると思います。この方々がその地域の農地を今後守っていく、耕作していく、そして営農を拡大していくという流れで我々としては捉えてございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　後で農業地域計画についても御質問させていただきますが、そうした中で思いについては聞かれてるという理解でよろしいわけですよね。

では次に、②の質問に移りますが、現在も農地の面積は減少の一途をたどっておりますが、先ほどの①の定義に照らせば、少なくともどの程度の農地の面積が今後保全、開発させない農地として維持されるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　現在、都市計画マスタープランにおいて定めた守るべき農地ゾーンの面積は約1,294ヘクタールとなりますが、この面積には水路、農道等、道路等が含まれておりますので、農地面積はそのうち約1,133ヘクタールとなっております。今回定めた守るべき農地は、本町の農業振興を図る上で重要な農地として位置づけたものでございます。そのため、原則としてしっかりと守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　まず、前提を整理させていただきますが、先日の藤本議員の質問に対する答弁で、直近の資料がなかったので令和２年の資料をお答えいただいたと思うんですけど、令和２年の町の農地面積について、同年の農林業センサスの数値に基づいて1,174ヘクタールとのことでしたが、これは経営耕地面積、すなわちその農業経営体、農家の方が実際に耕作してる農地の面積で、例えばここにございます、小っちゃいですけど、菊陽町在住のＡさんがほかの近隣市町村でも農地を耕作しているとすると、そうした農地も含むという理解でよろしいですか。

（産業振興部長山川和徳さん「はい。そういうことです」の声あり）

となると、これでは本町内だけの農地の面積は分かりません。その上で、これも答弁いただきましたが、令和７年度最適化活動目標の設定とその中の資料によると、町の農地の面積、これ恐らく令和６年度の数値から引っ張ってきてると思うんですけれども、この面積は1,330ヘクタールということでした。この面積は先ほどの1,174ヘクタールよりは大きいんですが、こちら耕地面積とありますように、経営耕地面積とは違って、休耕地や耕作放棄地を含む町の耕地全体の面積ということでよろしいですよね。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　こちらの面積は、農業振興計画を策定します、その際に調査した面積でございます。最新がいつだったか、すみません、失念しましたけど、今から10年ぐらい前に策定してます。そのときの面積が大体1,440だったと思うんですね。これから転用分を差し引いてこの数字に合わせたというふうなところで、そう記憶しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　現状の直近の数値がこの1,330ヘクタールに近い耕地面積というふうに理解させていただきますけれども、大体で構わないんですけど、本町の耕地面積全体における経営耕地面積の割合ってどれぐらいか試算されていますか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　そこまではちょっと把握しておりませんで、感覚でよろしゅうございますでしょうか。感覚で申し訳ないんですけど、今、白水台地に補助事業が入ってまして、その中で今数字が出ております。大体この中で集積率が68％とございますので、その分でいくならば町外も入っておりますので、大体そこの分野でいくならば50から60の間だというふうに思ってるところでございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　分かりました。すいません、その数値を聞いて若干驚いてるんですけれども、全国の農林水産省の資料によれば、令和７年度における全国の耕地面積は423万9,000ヘクタールとなっております。一方で、令和７年度農林業センサスの速報値によれば、全国の農業経営体の総数が83万9,000経営体と、その１個当たりの平均経営耕地面積が3.7ヘクタールということでしたので、その②と③を合わせた数値が全国の経営耕地面積となります。そうすると、その数値を先ほどの耕地面積で割りますと約73％になります。100ヘクタールの耕地があったとして、73ヘクタールが実際に耕作されているという数値になります。なお、こちらの数値はあくまで参考値であり、小規模農業者は含まれていないので、現実にはもう少し割合が高くなると私は考えておりまして、恐らく20％近い農地が有効に活用できてないのかなというふうに私としては理解してたんですけれども、先ほどの部長の答弁を伺いますと、本町では全国よりも使われてない農地の割合がかなり高いというふうに考えるんですけど、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　今申し上げましたのは、菊陽町の要するに耕作放棄地、これは15ヘクタールぐらいでございます。正確には令和７年度で15.5ヘクタールでございます。これは、菊陽町はパーセンテージに合わせますと、1,330ヘクタールに合わせますと大体1.1％です。熊本県の平均が10％でございます。こういった部分から耕作はきちっとしたとこでされてます。しかしながら、町内の営農の方々が町内の土地を耕作する率ということで申し上げたところでございます。町外から入って町外から耕作される方も、これはもちろん当然いらっしゃいます。町内の方が町外に出て耕作されるケースももちろんございますので、そういった意味で申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　難しくなってきましたので、若干話を戻しますけど、先ほど守るべき農地の面積は1,294ヘクタールあるけれども、農道とかを減らすと1,133ヘクタールというふうに答弁いただきました。その1,133ヘクタールの農地の面積というのは、経営耕地面積ではなくて耕地面積という理解でよろしいですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　菊陽町の農地の面積ということで結構かと思います。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　すいません、私が数値にこだわっているのは、正直それが分からないと、今後開発されるであろう農地の面積がどれぐらいかというのが理解できないからです。

その上で、1,133ヘクタールが守るべき農地とすると、町の現状の農地の面積が1,330ヘクタールであることから、今後さらに197ヘクタール、約15％の農地が開発に回される可能性があるということになります。守るべき農地以外の農地が全部開発されると仮定してですね。ただ、この197ヘクタールのうち、今後（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業に43ヘクタール、工業団地整備関連で20ヘクタールの転用が予定されており、また白水台地の整備や、仮に新野球場が本町に決まったとすると、さらにそこから相当の農地が転用されることになります。ただ、そうした今決まってるないし今後決まるであろう事業を差し引いたとしても、それでも100ヘクタール近い農地が、だからそれを引いたとしても1,230ぐらいになるというふうに私思うんですけど、その守るべき農地の1,133ヘクタールと100ヘクタールぐらい差があるというふうに理解するんですが、そうした守るべき農地とされてない農地の100ヘクタールぐらい、そちらの農地の今後については、町はどのように考えてるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　もちろん、当然営農に影響を及ばさないという範囲とした上でございますが、守るべき農地に位置づけてない農地につきましては、地域全体の将来像や土地利用計画との整合を図りながら、有効活用を検討していく視点が重要であるというふうに考

えております。近年はＪＡＳＭの進出により、菊陽町においては工業系土地利用の需要や住宅需要が急速に高まっており、農地の在り方も多角的に検討する必要があります。特に、企業立地による増収分を農地の大区画化や担い手支援、スマート農業導入に再投資することで、守る農地と生かす農地が相乗効果を生む仕組みづくりが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　当然私としても、その100ヘクタール近い農地が守るべき農地から外れてたと仮にしても、それがすぐすぐ開発に町が回そうとしてるわけではないというふうには理解しております。ただ、現実の私の理解として、正直この100ヘクタールの農地を持たれてる農家の方は不安になられる部分もあるのではないかなと思いまして、この質問をさせていただきました。

では次に、③の質問に移りますが、第７期総合計画においてバランスの取れた土地利用を町は掲げておられますが、何をもって開発と農地保全のバランスが取れている、両立してると判断されているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　町が発展していくためには、農業、商業、工業、そして住環境のいずれもが重要な要素であると考えております。町では、計画的な土地利用を図るため、都市機能を集約する市街化区域と自然環境や農地を保全する市街化調整区域を明確に区分し、まちづくりを進めてまいりました。その結果、市街化を促進する区域におきましては、商業施設の立地誘導や生活基盤の整備により、住民の利便性向上と居住環境の充実が図られております。また、工業分野においては、セミコンテクノパークを中心にＪＡＳＭやソニー、富士フイルムなどが立地し、雇用創出や地域経済の活性化に寄与しております。一方で、農業分野におきましては、白川中流域を中心に優良農地が広がり、基盤整備などにより生産基盤の強化が図られております。

農業の保全を図りながらその他の産業の発展を促していくには、それぞれの状況に応じたゾーニングを行う必要がございます。そのため、これまでの繰り返しとはなりますが、都市計画マスタープランにおいて、まず基盤整備済みの農地を原則として守るべき農地として定め、農地を守り農業振興を促す区域としました。そのほか、市街化と隣接する区域を良好な住環境の整備を促す区域とし、工場等が集積している地区と隣接した区域を企業誘致を進める区域としたところでございます。

このように、今回定めたマスタープランをしっかり遵守することにより、結果として全ての産業における経済的な発展が促進されるようなバランスの取れた土地利用が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ただいまのマスタープランについては、私も読ませていただきましたし、ゾーニングが有効であるということも当然理解しております。ただ、ゾーニングというものは、土地をどういうふうに効率的に利用するかという方法論の問題であって、何をもってバランスが取れてるかという判断基準にはならないと思うんです。誤解を恐れずに申し上げれば、私は１つの土地で開発か農地保全のいずれかが選択されてる以上、その土地に関してはバランスが取れてるということを判断することはなかなか難しくて、結局は町全体としてどこまで開発を許容するか、裏返せばどこまで農地を守るかという問題に尽きると思っております。その上で、もう一度質問させていただきたいんですけど、バランスが取れた土地利用とは何をもってそう判断するんですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　すいません、土地利用計画につきましては、バランスの取れたまちづくりの一つの手段であるというふうに考えてございます。おっしゃるとおり、バランスの取れたまちづくりとは、１つ目に産業間の調和でございます。農業、商業、工業それぞれが地域特性を生かしながら共存し、相互に地域経済を支えることであるというふうに考えております。

２つ目が、土地利用の適正配置でございます。都市機能の集積による利便性向上と農地や自然環境の保全を両立し、無秩序な市街地拡大を抑制することでございます。おっしゃるとおり、これは農地はしっかり守るという部分の流れでございます。

３つ目が、生活環境と就業環境の両立でございます。住みやすさと働く場を町内に確保し、持続可能な人口構造と地域活力を維持することでございます。

そして４つ目が、将来世代への資源継承でございます。優良農地や自然環境を保全し、長期的な視点で地域資源を次世代へ引き継ぐことだと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　理解できたような、若干まだ完全に飲み込めてないような、少なくとも面積が多い、少ないでバランスが取れた、取れてないという判断をなされてるわけじゃないと思うんですけれども、先ほど答弁で町全体としての経済的な発展と言われました。町が今後農地の集約化、大区画化を図ってる現状からしますと、仮に農地が減ったとしても集約された農地の生産性は維持、向上すると。一方で、農地が開発された部分に関しては、それ以外のメリットも発生する、そうすると仮に農地が減ったとしても、町の全体の経済的な観点からするとウィン・ウィンの関係になるので、それをもってバランスが取れてると、そんなような解釈なんですかね。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　おっしゃるとおりでございます。バランスの判断につきましては、単に面積の割合だけで判断するというものではなくて、複数の視点から、おっしゃいまし

たとおり、やるべきだというふうに思っております。特に農地につきましては、農地面積の維持状況ですね、これ一つです。農業産出額の担い手の農地の集積率、こういったところもまた指標として出てくると思います。あとは農業者の経営状況、いわゆる農業は産業として自立できてるのか、それと町民における町内生産の自給率、これですね。以前は、人口が２万ぐらいになったときに、例えば菊陽町で米で換算したときに、菊陽町の町民２万人を飢えさせないんだという自給率の向上、今は４万3,000人になっておりますけども、ぐっと米の生産が低くなってます。こういった状況で、自給率をいかに上げていくかというのも大きなポイントだというふうに考えてございます。

以上ございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　長くなってしまいましたので、この質問はこれで終わらせていただきますが、私としては、町が守るべき農地の具体的な数値、1,133ヘクタールという数値を出してくれたことが、この問いに回答というか、町としての開発と農地保全の線引きのラインであるかというふうに理解させていただきました。

それで、最後に意地悪な質問で申し訳ないんですけど、この守るべき農地が開発されるようなことは、今後絶対にというか、ほぼないというふうに理解してよろしいんでしょうか。また、先ほどの守るべき農地には含まれてない農地、恐らく100ヘクタールぐらいあると私は試算しているんですけど、そうした農地が今後守るべき農地に含まれるということはあるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　この守るべき農地につきましては、今記しております、原則として守っていくというところで考えてございまして、当然住民福祉に供する部分だとかそういった場合、例えば道路だったりとか、そういった部分のこれは甲種農地に当たりますので、甲種農地の場合には例外規定が非常に厳しゅうございます。これにそぐう場合、そういったときには、まちづくりの一環として改廃もあり得るというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　では、④の質問に移ります。

各地区において農業地域計画の変更がなされておりますが、計画を変更された経緯と今後さらに計画を変更する可能性について、本町はどのように考えておられますか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　まず、農業地域計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者、農業委員会などの関係団体等の意見を踏まえ、各市町村が今後の農地の活用方法や耕作者、利用方針など、地域の農業の方針を示した計画のことを指します。この計画では、主に誰がどこをどのようにという３項目に関しての情報を記載しており、本町では令和７年３月27日

に６地区に分け策定したところでございます。

御質問の令和７年９月の計画変更の経緯としまして、まず地域計画の目標地図の農地を転用する場合、その箇所を計画から除外する必要がございます。今回の変更につきましては、土地区画整理事業や国道443号、県道大津植木線の拡幅などの公共事業に起因する農地転用予定箇所を除外するために見直しを行ったものでございます。また、民間開発に起因する農地転用も事前に地域計画の目標地図から除外する必要がございます。かつ、都市計画マスタープランとの整合性を図るため、全ての地区を変更することといたしました。今後は、各地域で集落座談会を実施し農業者の意見を聴取しながら、適宜各地域の課題や特色を反映させた計画にブラッシュアップを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　今、丁寧に制度を御説明いただきましたが、私も確認ですけど、この計画は地域の農業を将来的に守るために当該地域における農家の方、地権者、集落の代表者、農業委員会、ＪＡの方々などが協議の場を持って、当該地域で10年後、差し当たっては10年後の将来像、10年後その農地を残すかどうか、その農地を誰が耕作するか、どういうふうに集約するかなどについて合意を図った上で、その地域における地域ごとの計画を立てると。私が調べた限り、特に重要なのは目標地図を作成するということと聞いて、そのように把握しております。例えば、こちらが久保田地区の目標地図、出された地図、これ９月のやつでホームページにも載っておりますけれども、緑色が恐らくこれ10年後の指標だと思うんですけど、今後も耕作をしていくと合意された農地なんですけれども、赤色の部分、こちら検討中となっており、この部分で誰が農業をしていくかはこれからも重要な検討課題になりますし、その計画次第でこの農業地域計画の変更がどんどんなされていくものかなというふうに理解しております。

その上で、今回町が計画を策定した６地区における農地の面積なんですけれども、こちらの久保田地区が177.1ヘクタールと、その次に津久礼地区が109.6ヘクタール、緑が多いことから分かりますとおり、今後も耕作するというふうな割合が高いです。原水地区が215.4ヘクタール、原水西地区が162.1ヘクタール、武蔵ヶ丘地区は面積少ないんですけど29.9ヘクタール、最後に白水地区、ここが一番広くて503ヘクタールですが、写真を見ていただいても分かりますとおり、当該地区の開発が今後予定されているためかもしれないんですけど、赤色の検討中の割合がほかの地区と比べるとかなり高いように感じました。その上で、こちらの６地区の農地の面積全体は約1,200ヘクタールとなっているんですけれども、さっきの前の質問に戻りまして、これらの農地はほぼ守るべき農地に、外れる部分もあるとおっしゃいましたけど、この部分の農地が大体守るべき農地に含まれてるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　この地図は、農業振興地域内の農振計画をベースに作成をしておりますので、このうちに守るべき農地ということで当てはめているということでいいです。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　先ほど、各地域ごとにおける課題というふうに答弁いただきましたが、これ見ていただいてもほぼ緑の地区もありますし、赤みが結構多い地区もございます。そうしますと、各地区ごとで課題や特色というのは同じ町内であってもかなり違うのでしょうか。具体的にどういうところが、課題が地区ごとに違うというのがあるんですかね。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　大きな課題と、ある程度の部分はあまり変わった部分ではないんですけども、特に下の真ん中の花立、八久保地区でございます。ここの部分が非常に後継者が少ないということで、そしてほかの地域からのカバーというのが、市街地を通っていかなければいけないということで、非常に課題が大きいところでもございます。高齢化が進んでおりまして、実際的に担い手が少ないということでございます。今、農地の例えばマッチングという作業をやっておりますけども、この中でこちらの農地にどうかと、地権者の了解をいただきながら、そういった提案も今後していかなきゃならんというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　課題が地区ごとにあることは理解いたしました。

ただ、総括としまして、この赤色部分の農地を将来的に農地転用しないと仮定した場合に、当然残さないといけないので、どうやって誰が維持していくかということがとても重要になります。その中で、農地の承継、維持に関して大きな課題は、農業従事者が現在高齢化しております。これ全国的にもそうだと思うんですけど、高齢化していることとどうやって新規に農業したいという方を確保することであるかと考えます。一方で、前回の一般質問で私申し上げましたが、町は半導体関連企業のおかげもあってか税収が非常に増えております。

そこで、⑤の質問に移りますが、開発に伴う税収増を、これにより影響を受けます農業従事者ないし今後就農を希望する方にどのように効率的に還元していくのでしょうか。また、町独自の補助事業の実施や申請の簡素化は進んでいるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　本町の農業振興支援施策につきましては、廣瀬議員の質問にも答弁しましたとおり、農地の集積、集約化や新規就農者及び後継者の確保、育成を図ることで専業農家を増やすことを大きな目標に掲げております。これを達成するため、本定例会に町独自で展開をする規模拡大支援の拡充や営農継続支援の新設、さらには新規就農者支援の拡充、そして多面的機能維持活動支援事業の新設など、４つの支援事業を力強く進めるため、令和８年度予算に提案させていただいております。

１つ目に、規模拡大支援の拡大、強化についてですが、規模拡大に必要な農業機械やスマート農業機械の導入及び農作業受委託組織による機械導入を新たに対象とした上で、補助率の引

上げを計画しております。

２つ目の営農継続支援につきましては、５年以上営農を継続する意思を有する農業者に対しまして、スマート農業機械等の導入や農業機械等の更新に対する補助を加えることとしております。

３つ目の新規就農者支援につきましては、経営の安定化や新規就農に向けた支援の仕組みを構築してまいります。

４つ目に、農業用施設等の多面的機能の維持、発揮のため、各地域で活動されている組織に対する支援を強化してまいります。

また、ＪＡ菊池ニンジン選果場の整備に対しましても、国からの支援に併せ、町として独自の支援を行ったところでもございます。ＪＡ菊池では、これまで類似する農業施設を数多く整備されてこられましたが、関係市町が財政的支援を行った事例はなく、今回のニンジン選果場整備が初めてのケースとなります。前例のない対応ではございましたが、本町におきましては企業立地の進展等により、税収が堅調に推移していることを踏まえ、基幹産業である農業振興への支援を行ったところでもございます。

次に、手続の簡素化でございますが、これまで国庫補助を準用していた申請手続を見直し、町単独事業として必要な内容に整理することで、提出書類の削減や審査の迅速化を図り、利用しやすい制度へ改善してまいります。

そのほか、新規就農対策につきましては、まず持続的な受入れとの定着を可能とする仕組みづくりを行ってまいります。今後も農業者の意見を伺いながら支援の拡充、強化を進めていき、本町農業の経営拡大や安定を図りながら、地域農業の発展につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　農業に限らず仕事をする上で大切なのは、仕事のやりがいはもちろんのことなんですけれども、一番はその仕事で稼ぐことができるかと経営が安定できるかということだと思います。農業をして誰もがものすごく稼げるんであれば、町がそこまで手を差し伸べなくても農業を続けたい方や新たに農業される方は増えると思います。ただ、現実には農業従事者の相当割合が兼業なされており、また生産品の価値が市場に左右されたり、天候のリスクがあったり、資材が高騰するなどもあって、誰もが専業農家として安定した経営を行うことは難しいのではないかと私自身は考えております。ただ、もちろん先日マルカマさんですか、御紹介いただきましたけれども、大規模経営やブレンド作物の生産で成功されてる方もおられます。

ですので、まずは農家の方々に対する経済的な支援、補助金であったり、交付金を差し上げたり、所得を補償したり、経費を補填いただくなどの経済的な支援が必要だと考えるんですが、町のこれまでの当初の予算を見てみますと、農業関連費のうち農業振興費における補助

金、交付金の総額について、令和６年度が4,992万円、令和７年度が5,079万円、今年の今回出されております令和８年度が5,259万円で、こちらの数字にはすぎなみフェスタへの助成金、令和８年度は750万円、それも含まれてるんですけれども、年ごとに100万円程度は増えてるんですけれども、かなり補助金がいろんな種類を御用意いただいている割には、その総額が私としては正直そんなに大きくないのではないかなというふうに思っております。先ほど農業機器の補助とおっしゃいましたけど、トラクターなどは当然１台1,000万円を超えるものもありますし、また新規に農業を始めようとする場合にはそれなりの投資が必要になると思います。

その上で質問なんですけれども、補助金、交付金の額が今現状これぐらいの金額で推移してるのは、町の財政的な問題でこういう数値になってるのか、先ほどこれから改善するとおっしゃった、なかなか申請状況が少なくて結果的にこの数値に収まってるのか、どういう理由によるものでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　１つ大きなポイントが国の補助事業でございます。この国の補助事業が非常に大規模化、特殊な事業でございまして、一定の割合しか補助の対象とならないというのがございます。うちにも３年に１度ぐらいは大型の、例えばニンジン選果場の補助事業だとか、マルカマさんも対象になられた経緯があるんですけど、３年に１回とか１年あっても１件か、そういった部分ぐらいしか補助事業に乗ることができないというのが国の制度でございます。これに、この制度に乗っかるまでのステップアップ事業として４年ぐらい前に補助事業を組んだところでございます。それの予算として1,000万円をいただいております。今回の場合はその倍額ということで、一応令和８年度におきまして2,000万円の予算を計上させていただくということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　補助金、交付金の申請で利用しやすい制度に改善されると先ほどおっしゃいましたけど、具体的にどういうふうに改善を見込まれてるんですかね、補助金の申請等。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　改善策というのは、もちろん機械を導入することによるスマート農業化です。これが一番省力化というのが流れてきます。ニンジンを見ていただければ、今現在もう全ての機械がなってきてます。播種して、そしてトンネルを巻きますよね、あれもくぎ打つのも全部機械です。堀り取るのも機械です。それを持っていって選果するのもずっと機械です。この機械化一貫体制によって拡大が可能になります。ましてや労力の省力化につながります。そういった部分で一つ一つの機械というのが非常にコストが高い、これに対して総体的に支援をしていこうというのが町の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　正直まだたくさん質問したいことがあるのですが、時間が押しておりまして、山川部長の答弁がこれで最後と思うと非常に残念なんですけれども、最後に教育委員会から、先日、町と町の小学６年生で行われました未来発表会において、農業の発展について子どもたちから発表がされましたようですので、その資料をいただきましたので、その資料自体は使わないですけど、少し紹介させていただきます。

現在、町では畑などの土地をマンションや工場に建て替えていると。そうした中で、なぜ若い農家の人が少ないのかと。農業をいろんな人にやってもらいたいと。そのためには、小学校低学年を対象にした農業の体験や、ＳＮＳで町の農業のいいことをアピールしたり、ニンジンを使った新製品を開発すること、こういうのを進めていきたいと、小学生の方々なりに効果的なアイデアを発表いただきました。このように、町の子どもたちも町の農業の振興、発展を皆さん願っております。ぜひとも本町におかれましては、さらなる効果的な農業支援、農業振興に対する対策を取っていただくことを祈念いたしまして、次の２の質問に移らせていただきます。

15分しかないので、すいません。

２、選挙についてですが、質問の趣旨は、僕、選挙関連４回目ぐらいなりますけど、投票率の向上でございます。

質問に移ります。

先日実施された第51回衆議院議員総選挙について、本町の投票結果、投票率、期日前投票者数を踏まえ、本町として今後取り組むべき課題、特に今まで実施していない取組についてどのように考えていますか。

○議長（福島知雄議員）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平　征一郎さん）　今回、２月８日に執行されました第51回衆議院議員総選挙における本町の投票率は57.46％で、前回の衆議院議員総選挙の投票率51.60％と比較すると5.86％上昇しております。また、今回の期日前投票者数は１万286人で、前回の期日前投票者数7,450人と比較すると2,836人増加しています。

今回の選挙におきまして、期日前投票者数が全投票者数の５割を超えており、メディアによる連日の報道などが投票率の上昇に起因していると考えております。年代別に投票率の状況を見てみますと、60代後半が74.5％と一番高く、20代前半が31.51％と一番低い投票率となっています。要因としましては、住民票を置いたまま県外の大学などに進学していることによるものと考えており、町では、住民票の異動や不在者投票の呼びかけを行っています。これまで町としましては、投票率を高めるための取組として町広報紙やホームページ、菊陽町公式ＬＩＮＥ、選挙チラシ、選挙公報の発行、街頭啓発活動、大型店舗での店内放送、防災行政無線での呼びかけ、公共施設や地域公民館への啓発ポスターの掲示、成人式での啓発などといった取組を行っています。

今後の取り組むべき課題としましては、今回の選挙においても若い世代の投票率が低い傾向

にありますので、引き続き若年層や子育て世代の投票参加を促す取組を行う必要があると考えており、投票率向上につながる啓発活動について研究してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ただいま答弁いただきましたとおり、今回初めて選挙日当日の投票数よりも期日前投票者数のほうが上回っていると、それほど町民の方に期日前投票が浸透しているということになります。

現実の投票率なんですけれども、先ほど本町の57.46％、これ熊本県全体が56.70％ですので、熊本県を若干上回ってはいるんですけれども、これ前回も申し上げたんですけど、県内の31町村に限って言えば、美里町、益城町に次いで下から３番目の投票率なんですよね。もちろん、うちの町は市の規模にもありますので、町村の中で比較するべきかというところはあるんですけれども、一応町、菊陽町ですので、この中で投票率が低いということは、まだ改善の余地があるのではないかと思います。もちろん他の町村と投票率を勝負するわけではないんですけれども、先ほど答弁いただきました若い世代の投票率が低いことからすると、投票率向上はもっともっと図れると思います。なおのこと、本町におきましては、今年町長選挙、来年、県議会議員選挙と我々の町議会議員の選挙も予定されておりますので、できれば町には、もちろん頑張っていただいてるんですけれども、なおのこと選挙委員会の皆様を中心にさらに対策を頑張っていただきたいというふうに思っております。私も今の委員会様の頑張り、防災無線の近くのアパートに住んでますので、毎日正直うるさいかと思うぐらいに期日前投票行ってくれ行ってくれというようなアナウンスを聞いて、頑張ってるというふうには大変理解しております。ただ、結果自体がこういうことですので、数値を見まして、まだまだ頑張っていただくところはあるのではないかと思っております。

これまでの町の答弁を見てみますと、令和５年６月に私が定例会で質問した町の答弁としては、新たな取組については検討したいとおっしゃっていただいたんですけれども、商業施設での期日前投票は予定してないと、商業施設とも協議はされてないと、この時点では選挙割制度は制度的に可能か検討なされると。その３か月後の吉村議員の答弁に対しては、投票所を増やすことは考えていないと。さらに令和６年12月の西本議員の質問に対する答弁では、選挙割の実施はやはり難しいと、また期日前投票の期間を増やすことは困難と。こうした答弁を見てみますと、新たな取組に町として正直消極的なのではないかというふうに考えております。ただ、ほかの自治体は、いろいろ投票率が低いことを踏まえて対策等を取っておる段階ですので、もはや町におかれましては、新たな取組を検討とか研究する段階ではなくて、ＴＴＰ、俗に徹底的にパクるって略なんですけれども、いい制度があればもうどんどんどんどん試してみて、もしそれで効果が得られなければやめて別の制度を試してみるとか、そういうふうにチャレンジしていただきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平　征一郎さん）　今回、選挙管理委員会のほうで、昨年12月に合志市の出前講座のほうに視察に行っております。ここでは小学校６年生を対象に給食のメニューに何を選ぶか、そういった模擬選挙を行っておりまして、子どもたちが自ら名簿のチェックであったりとか、投票用紙の交付、開票作業などを行っておりました。準備に当たっても、市の選管担当者や選挙管理委員、それと明推協の委員も一緒になって取り組んでおりました。

菊陽町の選挙管理委員会においても、過去に出前講座を行っていたという経緯もあり、主権者教育という観点から重要な取組であると考えておりますので、今後は教育委員会であったり関係機関とも相談しながら対応を検討してまいりたいと思います。また、現在ホームページや広報紙に公表してます投票所ごとの投票結果に加えて、これまで公表しておりませんでした年代別の投票結果も積極的に公表して、現状を町民と共有することで若い世代への呼びかけを強化していくなど、まずはできることから始めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　主権者教育の重要性について私も当然理解しておりますし、議会の特別委員会のＰＲ委員会においても、議会のほうからも町の小・中学校に出向いて、議会として選挙の投票率向上に向けて頑張りたいというふうに話しておりますので、できれば一緒に頑張らせていただければと思います。

時間がありませんので、少し申し上げたいんですけど、令和８年の当初予算を見ると、選挙啓発費６万円しか計上されておりません。その６万円の全てが明るい選挙推進協議会の委員の謝礼と旅費となっております。一方で、例えば隣の大津町では、先日行われました二十歳の成人式の記念品の一部にこの選挙啓発費を原資とした品物を入れてるようなんですけれども、町としても啓発活動を頑張られるというのであれば、６万円は少ないと思うので、もうちょっと選挙啓発費の予算を上げていただいて、いろんな啓発を行っていただきたいと思います。

私のほうでひとつ提言というか、やっていただきたいのがあって、特徴ある投票済証の配付です。今、町でも投票された方に投票済証を交付されてるんですけれども、他の自治体を見ますと、アニメとコラボしたり、結構もうその投票済証が欲しくて投票に行くような方もいますし、中には投票済証じゃなくて、来た子どもにガチャガチャを１回回して町のバッジみたいなのをあげてるところもあります。私が調べたところではお菓子をあげているところもあります。お菓子をあげるのがふさわしいかどうかは分かりませんけれども、これが欲しいから選挙に行くというのが果たしてそれがいいかどうかはともかくなんですけれども、こうした投票済証を改善することで、また今回アーバンスポーツパークも４月に開くということで、例えばこれ、すみません、私がＣｈａｔＧＰＴでぱっと作ったと。くまモンの権利関係は申し訳ないんですけど、こういうのを作っていただいて、アーバンスポーツパークと一緒に例えばこの10月の町長選のときに配っていただくとか、これに関しては予算もそんなに少なくて済むわけで、できることから始めていただきたいなというふうに思うんですけれども、何か町長選で町長に聞くのは申し訳ないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　投票率の件に関しましては、私は期日前の投票というのは非常に重要だというふうに思います。総務省のデータによりますと、子どものときに親御さんと一緒に投票に行った子どもさんが大きくなったら、データで見ると２割ぐらいの方が、行った、行ってないで言うと一緒に行ったという方が多いということでございましたので、そういったとこも含めてまずは期日前投票をしっかりとアピールをしていく、そしてまたこういったところも必要であればというか、今後必要になってくると思いますので、そういったところをしっかりとまずは検証して、本当にこれが有効なのかどうかというのをしっかりと検証して行う必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ぜひこれやってほしいので、一応お願いいたします。

３の質問に移ります。３、詐欺被害防止についてです。

県内において、特殊詐欺、ＳＮＳ詐欺による被害が過去最大を更新しているんですけれども、本町として町民の被害防止に向けた取組を独自に実施すべきではないでしょうか。時間が押してますので、簡潔に答弁いただけると助かります。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　それでは、時間のほうもあれですんで、昨年の県内の状況につきましては、電話でお金詐欺、またＳＮＳ型ロマンス詐欺というのが非常に多くなっておりまして、前年比で金額として８億円増の約19億6,000万円というふうに出ております。大津署管内におきましても、被害総額のほうが約１億円を超えてるような感じで、憂慮されるような状況になっております。

本町におきましては、危機管理監が講師となりまして、老人会等などの集まりで延べ400人、18回程度出前講座を開催してその周知を図っております。また、県警や防犯ボランティアと連携して年金支給日等にも大幅なチラシの配布等も商業店舗等で行っているとこであります。今後も取組のほうは、町としましては充実させまして、できるだけそういった被害防止活動には取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　最近はＳＮＳ詐欺、投資詐欺がはやっているようでして、その被害者の方は若者の方が多いようです。ただ一方で、いわゆる従前のオレオレ詐欺、高齢の方がだまされるような詐欺も被害は依然ございまして、私自身としては投資詐欺のほうは、正直お金に目がくらんでというとこで、被害者側が悪いとは言わないですけど、若干の落ち度もあるのかなと思いますので、守っていくべきは高齢の方の何も落ち度のない方に対する詐欺被害の防止に注力すべきではないかと思います。ほかの自治体では、録音機能付の固定電話、今これ１万円

とか２万円ぐらいで買えるんですけど、それに対して１万円を補助するような自治体もあります。そうした機能を使えばある程度詐欺被害も抑制できますので、いろんなところに出向いて活動等をなされているのは今伺いましたけれども、経済的な支援も改めて町としてやっていただければと思います。時間がないので、足りないところはまた次回の質問に回せていただきます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

散会　午前10時57分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

各　常　任　委　員　会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和８年３月９日（月）
（　第　７　日　）

午前10時00分～午後４時00分

菊　陽　町　議　会

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

各　常　任　委　員　会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和８年３月10日（火）
（　第　８　日　）

午前10時00分～午後４時00分

菊　陽　町　議　会

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和８年３月13日（金）再開

（　第　９　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（７日目）

（令和８年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和８年３月13日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第２　発議第１号　菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第３　研修報告

日程第４　議員派遣について

日程第５　常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第６　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第１　議案第30号　菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	内　藤　優　誠　さん
書記	牟　田　修　人　さん
書記	豊　住　祐　太　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉　本　孝　寿　さん	副町長	小　牧　裕　明　さん
教育長	二　殿　一　身　さん	総務部長	村　上　健　司　さん
住民生活部長	吉　本　雅　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	荒　牧　栄　治　さん

総務課長	平　征一郎　さん	財政課長	今村太郎　さん
健康・保険課長	岩下美穂　さん	介護保険課長	和田　征　さん
建設課長	出田　稔　さん	下水道課長	坂田　悟　さん
総務課総務法制係長	髙山智裕　さん	教育部長	矢野博則　さん

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時57分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（福島知雄議員）　日程第１、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務住民生活常任委員会、経済産業建設常任委員会の順とします。

なお、議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

初めに、文教厚生常任委員長矢野厚子議員。

○文教厚生常任委員長（矢野厚子議員）　皆さんおはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事件は、議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項、議案第25号令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算についての以上４件です。

３月９日、10日の２日間にわたり、担当課に詳細に説明を求め、質疑を行い、審議を行いました。また、10日に総合体育館の管理状況とアーバンスポーツ施設の工事の進捗状況の現地視察を行いました。

審議の経過については、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告いたします。

まず、こども家庭相談課からのものです。

概要説明資料の報酬の巡回支援保育士と委託料の巡回支援専門員の仕事の違いと、巡回支援保育士の仕事内容の違いは何かという質問に対して、巡回支援保育士、巡回支援専門員は、保育所や学校などで子どもさんの行動観察やカンファレンス業務を行い、それぞれの専門職としての視点で助言を行っている。巡回支援保育士はほかに、巡回の日程調整などの管理業務を行っている。巡回支援専門員の言語聴覚士については月に一、二回、子ども相談員については週３回委託をしてるとのことでした。

また、虐待専門員はどのように働いているのかということに対して、保育所、学校などから虐待が疑われる傷、あざなどの報告があった場合などは関係機関と連携及び調整を行い、家庭支援を行っているとのことでした。

また、報酬の内訳で、虐待対応専門員が１名に減った理由について、令和７年度は会計年度任用職員の精神保健福祉士を虐待対応専門職員として２名採用。令和８年度は、正職員の精神保健福祉士を採用し、各種相談や虐待対応などの体制強化を図る予定とのことでした。

次に、福祉課です。

民生児童委員協議会補助金の説明で、民生委員、児童委員の活動費用を月額2,000円から4,400円に上げるとのこと、月内の活動実績量にかかわらず各委員に一律支給となるのかという質問に対して、各民生委員、児童委員には毎月、活動報告書を提出していただいており、活動量については地区ごとに一定ではありませんが、皆様地区のために日々活動していらっしゃるので一律支給をするとのことでした。

また、障害者福祉費で扶助費が大きくなっているが、障害者支援において、重度から軽度までの人数は増加しているかという問いに対して、障害福祉サービス利用回数も増加傾向にあり、予算額は今後も増加していく見込みとのことでした。

また、放課後等デイサービスの事業所が増えてきているが、現在の事業所数は幾つかの質問に対して、18の事業所があるという回答でした。

次は、子育て支援課です。保育所係。

なかよし園の園舎建て替え工事の期間中、正職員はみどり園に異動すると思うが、会計年度任用職員はどうなるかという質問に対して、正職員と同様にみどり園での勤務を考えているとのことでした。

全員受け入れる予定ですが、受け入れられない分に関しては、今後は人事との協議の必要があるが、一部の正職員は本庁で勤務すると想定をしているとのことでした。

子育て支援係。

菊陽町こども館運営業務委託の事業委託先はどこかに対して、プロポーザル審査を行い、社会福祉法人愛和学院に決定したとのことでした。

また、ファミリー・サポート・センター事業の利用状況等はどのようになっているかの問いに対して、利用会員517人、協力会員50人、両方会員の６人の573名で、ほぼ横ばい状態とのことでした。

介護保険課。

介護人材処遇改善助成金はどのように支給するのかの問いに対して、町内の事業所に新たに勤務する介護職員やケアマネジャー個人に直接支給するとのことでした。

また、多世代交流促進事業補助金の補助額が10万円に拡充されるが、そのことにより何らかの制約が設けられるのかというのに対して、新たな制約を設ける考えはないという回答でした。

派遣職員負担金の中で、派遣職員が健康長寿プロジェクト事業に従事しているとのことですが、何人いるのか、また教室は毎日開催かという質問に対して、株式会社ルネサンスから派遣された職員１名が役場に常駐。令和８年度からは、令和７年度の月、水の現在の４教室に火曜

の１教室を加え、５教室体制に拡大する予定とのことでした。

また、議案第27号令和８年度菊陽町介護保険特別会計の予算について、認知症初期集中支援チーム事業委託料の初期とはどのようなものなのかの質問に対して、認知症の疑いがあるものの、受診や介護サービスにつながってない方に対し、初期段階で医師や専門職が集中的に介入し、支援の方向性を検討する取組との説明でした。

次、健康・保険課。

アピアランスケア事業の補助率の質問があり、２分の１の費用助成ということでした。事業の利用者に対しては、６年度は８人であり、７年度は18人の利用があり、今年度は20名分を予算化するとのことでした。

乳児家庭全戸訪問事業に関して、町内で何世帯訪問してるかの問いに対して、出生数とほぼ同数となり、令和７年度は２月末までで335件訪問の実績ということでした。

また、里帰り出産に対しては、里帰り先の市町村へ町が訪問を依頼し、現地で支援をしていただくとのことでした。その後、実施市町村から町へ報告が上がります。

議案第25号の令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、出産育児一時金は令和８年度は24件を想定しているが、例年何名程度の件数なのかの質問に対して、過去３年間の実績は年間で20件とのことでした。

議案第26号令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については質疑がありませんでした。

次は、スポーツ振興課のスポーツ振興係。

中学校部活動の地域移行について、先行して地域移行する部活動は令和８年度はあるのかというのに対して、菊陽中学校４種目、武蔵ヶ丘中２種目を先行して地域移行していく。具体的には内諾を得て指導者を確保し、７月から２月まで月に１回実施して課題を整理し、令和９年度の本格的な地域移行を目指していくとのことでした。

学校の先生は兼業禁止の規定があるがクリアしてるかの質問に対して、文科省から示されている先生方の就業時間や部活に携わる時間を確認した上で、町の教育委員会が許可した場合は兼職兼業が可能である。

指導者の謝金の１日の上限は幾らかに対して、国のガイドラインに沿ったものであり、休日については３時間上限としているため4,800円となるとのことでした。

また、スポーツ推進委員について、現在どのような活動をしているかに対して、囲碁ボールやモルックといったニュースポーツの推進をしており、具体的には体験会や３月29日にはスナッグゴルフ大会を予定していて、今年度は出前講座も多くなっており、スポーツ推進委員の活躍する場が増えている傾向にあるとのことでした。

総合運動公園係。

スケートボードの２大会の費用は県と折半し２分の１ということであるが、大会の入場料は取るのかの質問に対して、取る予定はないとのことでした。

今年度視察に行った国内大会は、全て入場料を取っていなくて、世界大会になると観客席がしっかり整備されており、入場料が必要とのことであった。

日本スケートボード協会大会開催負担金2,200万円については、企業版ふるさと納税の基金から充てるとのことだが、基金の残高は幾らあるかの問いに対して、残高は、約１億1,500万円とのことでした。

大会開催に係る費用は、今後も町が負担していくのかという問いに対して、施設を県内外にしっかりＰＲしていくことが必要だと考えており、少なくとも開業から３年間は、毎年大会を開催したいと考えている。町が招致する大会であれば、費用負担は発生することになる。当然予算を伴う話であるため、承認をいただけるよう必要性をしっかりと説明していくとの答えでした。

現在直営で雇用している職員は解雇するのかの質問に対して、指定管理者制度導入を理由にした解雇はないとの回答で、町が直営で雇用している杉並木公園の職員は、町で各職員の継続意向を確認し、継続して勤務を希望した職員については、町から指定管理者に働きかけ、町の条件とほぼ変わらない内容で雇用してもらえることになっているとの答えでした。

生涯学習係、文化振興係。

馬場楠井手について保存は終わったのかの問いに対して、令和７、８年の２か年で馬場楠井手の鼻ぐり保存活用計画を策定し、その後、計画に基づき修繕をしていく。計画を作成することで、修繕に対して補助金が出ることになる。

また、現状維持するための工事はいつから始めるかに対して、令和９年度以降に補助金の申請を進めていく予定であり、工事の実施時期についてはこれから検討、調整していく段階とのことでした。

また、地域未来塾の成果について、開始当初は菊陽中25名、武蔵ヶ丘中13名の申込みがあり、出席率もよく、学習指導の先生から真面目に取り組んでいるとの意見があった。

全員進学したのかということに対して、まだ結果が出てないので答えられないということでした。

屋久島町子ども交流事業の会費について、小学生１万4,000円、中学生２万7,000円を予定。前年よりも1,000円上がっております。

また、人数は小学生13名、中学生７名の合計20名を予定しており、応募が多かった場合は、抽せんしている状況を写真で記録して説明がつくようにしているとのことでした。

また、地球未来塾ＩＣＴ導入業務委託については、出欠確認や保護者への連絡のためのアプリ導入の費用とのことでした。

図書館係。

図書館ホールの稼働率は、令和６年度の稼働率は70％、開館日だけの場合は75％とのこと、図書館の入場者は14万人とのことでした。

ふれあいの森研修センター。

ふれあいの森研修センターの空調修理で休館するかの問いに対して、更新工事中は休館となるということで、講座の開講は８月から予定をしているとのことでした。

武蔵ヶ丘コミュニティセンター。

閉館をしている期間の窓口はどうなるのかに対して、中央公民館が窓口として運用するとのことでした。また、例年行ってる講座発表会は、来年度は中止とのことでした。

学務課。

水泳の授業について、近年の温暖化によりやけどなどの被害があるが、令和８年度はどのように実施するかに対して、民間事業者に委託する検討もしたが、当面は現状の運用を継続しつつ、暑さ対策のため、見学者についてはテントを張り、やけどについては、ホースやバケツで散水して対策するとのことでした。

新しい事業の立命館アジア太平洋大学派遣事業についての内容は、中学２年生を対象として、人数30人を想定。中止になった中学生海外派遣事業に代わる事業で、大分県にある立命館アジア太平洋大学に中学生を派遣し、２泊３日で多文化共生をテーマに菊陽町の将来を考える学習を行い、報告会でその結果を発表するとのことでした。

費用については、最初は保護者の負担を考えていたが、経済的な格差をなくすという町長の意向があったので、今回負担はありません。

また、選考基準に対しては、学生の意欲を大事にしたいので、それに見合う選考方法を策定していくとのことでした。

スケートボードの体験は学校の授業として行うのかに対して、希望生徒のみ休日等を活用し、体験できるような仕組みを整備するとのことでした。

菊陽北小学校について、令和８年度は職員室の改修工事を予定しているが、これとは別に体育館の建設や教室の増築に変更はないのかという質問に対して、菊陽北小学校の児童数については、以前までは増加傾向にあったが、直近の推計では以前ほど増加が見込まれていない。一方で、現在、職員数が多く、拡張しないと収まらないために工事を行う。増築等の計画は、今後の児童数の推移を注視して計画していくとのことでした。

体育館が手狭であるということに対して、教育委員会としては新たに体育館を整備する方針を掲げており、計画には変更はない、実施時期については検討してるとのことでした。

また、菊陽中学校の造成について、場所はどこかという質問に対し、体育館南側の寄附を受けた土地及び里道を造成するとのことでした。

学校給食係。

国の無償化は令和８年度から小学校対象で始まるとのこと、児童１人当たりの補助金は幾らになるかということに対して、１人当たり5,200円で、５月１日時点の学校基本調査における児童数を基に経費が算出され、国からの補助金が入るとのことでした。

以上、審議の主な経過です。

なお、付託されました４議案につきまして採決を行いました結果、議案第23号令和８年度菊

陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、議案第25号令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第26号令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第27号令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算については、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から受けますのでよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第25号令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　すいません、体調の関係で座ったままでよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　許可します。

○１６番（小林久美子議員）　ありがとうございます。

国民健康保険税につきましては、毎年私はかなり国保税が高いということで反対討論をしてきました。

今回特に子ども・子育て支援金というのが保険料の中に入ってまして、町の当初予算では、子ども・子育て支援給付金分の現年課税分が1,849万8,000円になっています。これは、国が現役世代の負担軽減を掲げながら、４月からは被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収する内容です。税でも保険料でもない新たな負担を公的な医療保険にこのように入れて税金の負担を増やすというのは問題だということで、国保税が高過ぎるということで払えない問題と、子ども・子育て支援納付金をこのように国保税に上乗せするのは問題だということで反対をします。以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号令和８年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号令和８年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号令和８年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、総務住民生活常任委員長大久保輝議員。

○総務住民生活常任委員長（大久保　輝議員）　おはようございます。

総務住民生活常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

総務住民生活常任委員会に付託されました付議事件は、議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算についてのうち、総務住民生活常任委員会に属する事項、議案第24号令和８年度菊陽町土地取得特別会計予算についての２件であります。

３月９日、10日の２日間にわたり、議案第23号、議案第24号について、各担当部課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

また、３月10日には、光の森町民センターキャロッピアで、多文化共生センター設置予定場所やトイレ拡張工事予定箇所、光の森防災広場、防災備蓄棟、防災広場隣接地の現地調査を行いました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告させていただきます。

まず、総務課からです。

行政協力事務委託料は、議員の１か月分の報酬を参考にしていると聞いたが、今回の変更はどのような考え方なのかという質疑に対し、議員の１か月分の報酬を参考にしており、議員報酬の約７割となっている、町特別職報酬等審議会の答申の上げ幅を参考に増額しているとの答弁でありました。

わがまちづくり支援事業補助金の年間の申請件数は例年一、二件ということで、申請が少ない理由はという問いに対しまして、本事業は新規の事業に対してのものであるため、新たに取り組むのが難しくなってきているということでありました。

また、これに対し、継続支援はできないのかという問いに対しまして、介護保険課が所管する多世代交流事業において、区、自治会の既存事業について手厚く補助できるよう拡充し、予算化しているという答弁でありました。

次に、選挙管理委員会です。

投票済証の歳出予算額、デザイン方法及び作成枚数はどれぐらいか、またそれを持っていかれる方の人数はどれぐらいかという質問に対し、本町では御来場カードとして選挙ごとの印刷製本費予算から10万円程度の支出を予定しており、デザインは町内の小・中学生が作成した選

挙啓発ポスターから優秀なものを選定して町で作成をしている。作成枚数は、期日前投票所２か所及び当日10か所に合計で1,500枚を印刷し、うち本カードを持っていかれる方は約６割から７割程度ということでありました。

危機管理防災課です。

スクールパトロール隊ができた経緯はという質問に対し、当初、緊急雇用創設事業として開始されたもので、当時は国の補助制度を活用して実施していたと記憶している。当初の活動は、主に学校周辺の見回りなどが中心となっているということでありました。

そこに対し、スクールパトロール隊の今後の必要性についてどう考えるかという質疑に対し、朝夕の通学時間帯に見守り活動を行っているスクールパトロール隊は、不審者情報があった際の対応や通学路の危険箇所の確認なども行っていることから、引き続き雇用の必要があるものと考えているという答弁でありました。

防災行政無線通信施設の保守費用が上がっている理由はという質問に対し、防災行政無線保守管理業務については、令和６年度に更新した子局が令和７年度は瑕疵担保期間中であったため保守対象となっていませんでした。また、人件費の高騰により費用が増加しているという答弁でありました。

総合政策課。

経済センサスとはどのような統計調査なのかという問いに対し、事業者や企業を対象とした調査で、企業の売上金、従業員数、経済活動の実態を調査するもの。全国一斉に行われるもので、調査結果はその後の国の産業政策や地域課題解決のための基礎資料として用いられるということでありました。

町ホームページについて、もっと予算を使って便利な機能を増やしていくべきではないかという質問に対し、令和８年度は見直しに向けた検討を行い、令和９年度以降も見直しを行うところで整理している。デジタル推進室とも話しながら進めていく必要があると考えている。

スマートフォンでホームページを閲覧する人が増えているので、利用する人に使い勝手がよいものにすべきと考えている、組織的な点も踏まえながら検討を進めていくという答弁でありました。

多文化共生センターは、具体的にどのようなことを行うのかという問いに対し、外国人相談窓口や日本語教室、外国語教室などの既存の取組の集約のほか、交流イベントや外国人が働いている事業所への訪問など新たな取組を行うことを想定しているということでありました。

巡回バスと乗合タクシーの委託料が令和７年度に比べて増額して予算計上している理由は何かという問いに対し、巡回バスにおいては人件費も含め経費が高騰しており、単価自体が高騰しており、乗合タクシーについては実績に応じて支払っている。今年１月までで既に６年度の実績を超えている状況で、今後も増える見込みであるため、その分も含めて積算しているという答弁でありました。

財政課。

基金積立金について、財政調整基金は今後どの程度まで積み立てる予定かという問いに対し、現在は標準財政規模の30％程度に当たる約38億円を目標としているが、他自治体で財政調整基金が枯渇する事例も起きているため、目標額をさらに引き上げることも検討する必要があると考えているということでありました。

公債費の割合が高いため、基金への積立てを行わずに、地方債の借入れをしないほうがいいのではないかという問いに対し、基金への積立てをせずに起債をしないという考え方もあるが、町としては将来の負担平準化とリスク管理を踏まえ、交付税措置がある地方債を積極的に活用しつつ、並行して必要な基金を積み立てることが将来の町にとって最善だと考えているという答弁でありました。

次に、人権教育・啓発課です。

東部町民センター。

本館トイレ改修工事はどのように進める予定なのかという問いに対し、本館が全体的に劣化しているが、隣保館等施設整備費補助金の対象額は3,000万円程度となるため、優先順位をつけ、男女トイレの全面改修と多目的トイレを新たに設置する。工事費用として3,644万3,000円を予算計上しているということでありました。

補助金、団体活動助成金の法的根拠はあるのかという問いに対し、法的根拠はありませんが、部落差別解消推進法の中で、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるものとするとあるため、理念法であるがこれをよりどころとしているという答弁でありました。

議会事務局。

７年度までは、議会運営委員会の視察研修については九州管内という制限があったが、８年度は変わっているのか、九州以外も可能かという問いに対し、議会の中で計画を立て、内容の確認をすれば九州以外も対応可能となっているということでありました。

会計課です。

ＴＫＣ地方税電子申告支援サービスの内容について説明をという問いに対し、現在は固定資産税、軽自動車税など地方税の限られた税目で利用している地方税共通納税システムです。このシステムを拡張して地方税以外の公金、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料などでも使用できるようにする委託料であり、令和８年11月から開始予定という答弁でありました。

環境生活課。

配布されているごみ収集カレンダーにリチウムイオン電池に関することが記載されてはいるが、危機感がないように感じている。町の認識はこれでよいと考えてるのか、また火災等に関する情報はどうか。これに対し、以前の報告以降、リチウムイオン電池による火災についての情報はありません。令和８年度にカレンダーとは別に、ごみの分け方・出し方を作成予定としており、その中でしっかりと周知していきたいとの答弁でありました。

収集運搬業務委託料が年々増加しているが、入札されているのかという質問に対し、入札はしていない。合特法の関連や町内には１者しかいないため随意契約としているという答弁でありました。

税務課。

航空写真撮影業務委託料、これはどのような業務でどのように活用しているのかという問いに対し、３年ごとに実施している固定資産の評価替えの前に毎回撮影しており、前回撮影したときと比較し、建物が建っているまたは滅失状況、土地の利用状況の変更がないか確認している。また、総合型ＧＩＳの航空写真データとして全庁で利用しているという答弁でありました。

土地や建物の固定資産税はある程度想定できると思われるが、償却資産について、来年度も同程度見込めるのか、減少するのかという質問に対し、償却資産は減価償却されているので、企業による設備投資が全くなければ税額も減る。今の段階で、どの企業がどの程度設備投資するのか不明であるので答えるのが難しいところであるという答弁でありました。

光の森町民センター。

工事請負費、トイレ改修工事の内容はの問いに対し、会議室側にある男女トイレについて、洋式トイレ室内が狭いため奥行きを30センチ程度広げるものという答弁でありました。

体育館・地域センター管理運営委託料について、現在委託先はどのように決定してるのかという問いに対し、開館当初からＮＰＯ法人クラブきくようが受託している。契約は１者随意契約という答弁でありました。

町民課。

証明書のコンビニ交付手数料10円にした効果はどうかという質問に対し、コンビニ交付はキャンペーン前である昨年の５月までは28％程度であったが、令和８年２月で約52％まで伸びており、効果が出ているという答弁でありました。

以上が審査の経過であります。

なお、付託されました２件につきまして採決を行いました結果、議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算のうち、総務住民生活常任委員会に関する事項は、賛成多数により可決すべきものと決しました。

議案第24号令和８年度菊陽町土地取得特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上で総務住民生活常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（福島知雄議員）　総務住民生活常任委員長の報告を終わります。

次に、議案第24号令和８年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号令和８年度菊陽町土地取得特別会計予算について委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、経済産業建設常任委員長廣瀬英二議員。

○経済産業建設常任委員長（廣瀬英二議員）　皆さんおはようございます。

経済産業建設常任委員会に付託された案件の審議の経過と結果を報告いたします。

経済産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算についてのうち、経済産業建設常任委員会に属する事項について、議案第28号令和８年度菊陽町下水道事業会計予算について、以上２議案が付託されました。

審議は、３月９日、10日の２日間にわたり、各担当課長などから詳細な説明を受け、質疑応答を行いました。

また、県農業コンクールで秀賞及び農林水産大臣賞を受けられた先進的な農業経営をされている株式会社マルカマを現地調査いたしました。

それでは、資料は配付されているかと思いますので、主なものについて報告をさせていただきます。

まず、下水道課です。

予算説明の前に、下水道事業の予算書の見方について詳しく説明をいただきました。会計処理については複雑で理解がしにくいという部分があり、これは下水道課長の計らいで説明をいただきました。

質疑に参ります。

ＪＡＳＭ第２工場など新たな半導体工場の排水はどこに放流をされるのかの質問に、熊本県が整備を進めている特定公共下水道へ放流されることになる。昨年５月から関係者への説明会を順次実施している。処理場の場所や放流渠については設計を順次進めているが、流入渠については一部区間で設計を終え、また一部区間で工事に着手する見込みであるということでございました。

それと、農業集落排水事業とは、菊陽南小学校区であるが、なぜ公共下水道事業と農業集落排水事業に分かれているのかの質問に対して、農林水産省所管の事業であるが、町内全般的に早く整備普及されるための措置として本事業を活用したと記憶をしているということでございました。

それから、埼玉県八潮市の陥没事故を受けて、町民の方からの問合せなどあったのかの質問に対し、住民の方より、舗装のひび割れ等が生じている場所について御連絡を受けたことがあり、その都度、現地調査を実施した上で異常がなかったことを確認をしているということでございました。

それから、次に都市計画課です。

コンパクトシティー形成事業、これは立地適正化計画策定の説明をもう少し具体的にという質問がございました。本町は、近年人口増加している中で、令和７年３月に都市計画マスタープランを見直し、将来都市構想を示している。立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部として位置づけられ、将来都市構造を立地適正化計画に落とし込んでいくことになるという説明でした。具体的には、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定することを考えているということでございました。

それから、新駅設置や（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業に向けての今後の流れについての質問がありました。令和12年春頃の開業を見込んでいると。現在鉄道部分の設計を進めており、来年度も引き続き進めていく予定であると。駅舎と駅前広場については、駅舎は詳細設計、駅前広場は基本設計を来年度行う予定であるということでした。それから、原水駅周辺土地区画整理事業は、今年度市街化区域への編入を進めており、来年度土地区画整理事業の事業認可に向けて手続を進めているということでございました。

それから、次の質問です。土地区画整理事業区域の世帯数はどのくらいか。世帯数は即答できないが地権者は180人ほど、一部住家があるが、ほとんど農地が占めているということでした。

それから、新駅整備は請願駅であるためにこれまで全額町負担、約20億円で進められてきた。駅を中心としたまちづくりを加えることで国費を活用することになったと聞いてる。その補助率はどの程度なのか、また費用はどれくらいかという質問に対して、補助率は２分の１であるが、おおむね整備費は半額であるということでした。このことは、やはり町長、議長による要望活動はもちろんのこと、行政の戦略的な取組も大きいというふうに思っております。

次に、建設課です。

住宅使用料は197戸となっているが、実際の戸数は幾つか、また今後は戸数を増やす予定があるのかの質問に対して、戸数は244戸であり、全国的な状況も踏まえて今後戸数を増やす考えはない。

次の質問です。公園夜間警備業務委託料は、具体的に何を行うのか、またクラウド型防犯カメラ機器借り上げ料は、ひばりヶ丘公園のほかに設置はしないのかについて、夜間において、

花火などの危険な行為や無許可での公園利用等についてパトロールを行っている。ひばりヶ丘公園以外の設置は考えていないと、また要望もあっていないということでした。

それから、十一軒下堀川線道路改良事業の事業箇所はどこかという質問に対して、アーバンスポーツ施設の北側の東西に延びる町道であるということでした。

それから、県道道路改築事業負担金について、県が渋滞対策として交差点改良に取り組んでいるが、事業箇所や期間はの質問に対し、令和８年度は光の森の県道交差点４か所及び曲手の国道443号交差点２か所を計画していると。短期対策として令和９年度末までに完成を予定しているということでした。

それから、杉並木公園延伸道路は、今後の開発を想定して４車線で計画できないかということでした。原水駅周辺区画整理事業などの将来的な交通量増加を推計して道路ネットワーク計画を行っており、その結果を踏まえて現在は２車線としているということでした。

次に、施設整備課です。

これは仕組みの変更によって冒頭に説明がありました。

今年度までは、学校施設関連の予算は都市整備部で実施することになっており、経済産業建設と文教厚生の両委員会で予算と決算を説明したが、令和８年度からは学務課に学校施設関連予算が配当され、教育委員会の所管となり、児童・生徒の推移や補助金関係といった事務的な部分については責任を持って担当課で実施することになったと。

それから、施設整備課はあくまでも設計や工事の技術的な支援を行う、町の建築事業は施設整備課で全て担当し、中代団地の改修事業についても手戻り、手直しがないように進めていくとの説明がありました。

それから、令和８年度施設整備課への依頼予定の予算について説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、農業委員会です。

全国農業委員会会長大会の際の県選出国会議員との意見交換会は毎年開催しているのか、また出席状況はどうなのかの質問に対して、毎年開催しており、ほぼ全員の国会議員が出席をしているということでございました。

それから、次に商工振興課です。

物産フェア委託事業について、成果をどう評価しているかの質問に対し、町長の施策にも掲げられており、令和６年度から実施しており、昨年はゆめタウンで開催したが、これをきっかけに出展者とゆめタウンとの取引が始まった。来場者のアンケートを見ても満足度は高いというふうに答えがありました。

それから、観光施策関連予算が計上されていないと、鉄砲小路、アーバンスポーツ施設、鼻ぐり井手、ＪＡＳＭなどを絡めたＪＲウオーキング事業などを実施してはどうかということに対して、2024年度までは杉並木公園周辺で開催されていたが、町関連イベントが多い時期であり、今後開催する場合、時期の調整が必要と考えていると。

アーバンスポーツ施設が整備されるなど、数年前と状況が大きく変わっており、それを見ていただく機会になると考えると、観光に対する施策が少ないのではないかという質問に対して、観光施設も必要と認識しているが、現状本町には宿泊施設などの観光の受皿となる施設が少ないことから、投資効果を考慮した施策とする必要があると。原水駅周辺土地区画整理事業により宿泊施設が整備され、環境が整うことを期待しているということでした。

次に、農政課です。

調整池整備で場所等が示せる地図はあるかに対して、用地については現在交渉中であり、予定地については新町井手沿いの下流域の約4,200平米を予定してると、詳細については控えたいというお答えでした。

それから、畜産農家は町内でどれくらいあるのかとの質問に対して、現在32軒ということでした。

それから、農業を守るというが、後継者がいない方はどれくらいあるのか、また規模拡大を志向する農業者の割合は、分かる範囲で教えていただきたいということに対しまして、本年度地域計画の見直しをしている原水東地区のアンケート結果においては、約半数後継者がいないと回答していると、また規模拡大を希望する農家は約１割となっているというお答えでございました。

それから、国策として大規模農家を育成することとされていると。代表的なものが農産法、これは農地地域への産業の導入等に関する法律ですけども、工業用地を造成、確保し、企業誘致の受皿を整備すると。企業を誘致することで雇用を創出させ、離農や兼業となり余剰となった農地を、規模拡大を志向する農業者に集積、集約する意図であるとの認識をしていると。農業者数は減少しているが、株式会社マルカマでは60ヘクタールの作付が行われるなど、大規模農家がカバーをしている状況であると。

また、本町では遊休農地も１％、これは熊本県の平均は10％ということですが、１％と少なく、農地の有効活用がなされていると。町としては農地の集約を進め、将来的には大区画を進め、さらなる省力化を図り大規模農家の農業経営に寄与していくと。一方で、農業者の減少により地域の環境を守る方々が減少しており、農村環境を守るための施策として多面的機能交付金を強化していきたいというお話がございました。

それから、次の質問でした。区画整理地内の農地の面積はどの程度か。約43ヘクタールとなっているというお答えでした。

それから、区画整理事業と通常開発の違いについて質問がありました。区画整理事業は市街化区域に編入して開発していくと、地区計画については２種農地を中心にして集落内開発区域外で行っていくものになるということでした。

以上が審査の主な経過になります。

付託された２議案につきましては、採決を行い、採決の結果を申し上げます。

議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算についてのうち、経済産業建設常任委員会に属す

る事項については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

それから、議案第28号令和８年度菊陽町下水道事業会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

これで経済産業建設常任委員会に付託された案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

それから、現地調査についてはマルカマを見に行きましたが、想定を上回る規模で、ニンジンの冷蔵保管庫は460平米、150坪の大きな保管庫でございました。これは、温度２度ぐらいでずっと保管をしていくという内容でございました。それから、配送車は約50台あるということでした。それから、自前の地下水タンク、これも設置されていました。

以上で報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　経済産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　一般会計当初予算について、反対討論を行います。

一般会計当初予算額246億2,699万6,000円で、前年比40億1,535万5,000円プラスになって、ＪＡＳＭの進出により地方交付税も不交付団体になっているというのが大きな特徴だと思います。

それで、企業誘致の効果をということで、町としては新規事業も例年になくたくさん行われています。私が一般質問で取り上げた介護従事者の待遇改善をはじめとした働き盛りを対象としたがん検診、また給食無償化については継続して実施されるということで、施策など評価できます。

ただその一方で、非常に菊陽町、目まぐるしく変わってまして、私自身もなかなか、この町が活性化して、いいところもたくさんあるんですけれども、ついていきづらいなというところもあります。

１つは、原水駅周辺の土地区画整理事業ですけれども、継続して行われていて、約60ヘクタールのうち43ヘクタールの農地が宅地に変わるということで、この間もほかの議員さんからも農地の確保というかそういう質問もあり、私自身もやはり農地を守ることにより菊陽町らしさというのが保てるのではないかというふうに非常に思ってまして、そのことが地下水の保全に

も大きく影響するというふうに考えています。区画整理事業でいろいろな知の集積エリアとかにぎわいエリアとかそういうのをつくっていくという方向性で農地が減少していくことは、やはり菊陽町らしさを保てない、また地下水の保全にも大きく影響するというふうに思っています。

また、企画費の中で政策調整事業事務委託料に3,000万円。これは、昨年度は2,000万円計上されていたかと思います。それで、地域課題解決検討業務委託料に1,000万円計上されています。もちろん目まぐるしく変わっている、また国と県の補助金の関係や事業の進捗状況によってこれだけの委託料が計上されているということなんですけれども、やはり今後もこういう在り方が続くと思いますが、私、議員としては、今までは一つの業務にこういうお金をつけていきますということで、こんなに委託料が膨大になることはなかったので、やはり在り方、議員のチェックの仕方も在り方ももっとバージョンアップというか、いろいろ検討していかないといけないのではないかという問題意識を持っています。

例えば昨年の2,000万円でも、途中でどういうふうに業者に委託をされたり検討されて、庁舎内でどういうところが改善してやっているのかというのは、私たち途中は見えません。ですから、見えないと言ったら言い過ぎかもしれないんですけれども、もっと委員会等で私たちも求めるし、今どういう検討がされている、どのくらい、どういう内容にお金を使ってるんだというのがやはり分かるようになったほうがまちづくりのためにはとてもいいのではないかと思います。

それで、いろんな業者に委託をするんですけれども、例えばその業者に委託したときに、区画整理にしてもそうなんですが、そこに住んでいる町民の人たちの意見が十分、どんなふうに吸収されて反映されているのか、そういうことが私たち議員にも伝わり町民にも伝わることがとても今後大事ではないかというふうに思っています。

それで、もう一つ、地域政策費の中に、県営野球場誘致施設業務委託料1,000万円とあります。私は、野球場が駄目とかということではなくて、候補地が２か所ありますけれども、今でもなかなか、渋滞問題とかなかなか改善されている中で、アーバンスポーツ施設ができました、新駅も取り組みます、そして区画整理事業も取り組みます、そしてその中に、例えば半導体ミュージアムの具体化なども取り組んでいきます、そして野球場。これ、全体的に見て本当に混乱しないのだろうかという不安を持ってますので、そういうところも、こんなふうに計上されていますけれども、やはり町民の意向やそういうのがしっかり反映される、行政も努力をしていただきたいし、議員も努力していかなければいけないのではないかというふうに思っています。

特に反対の理由は、今述べた、内容がはっきりしてない委託料とかにどんどん計上されて多額になっているということが、これからしっかり内容を私たちも求めていくし、行政もしっかり伝えていくことが大事ではないかというのが提案と反対の理由です。以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。５分ほどお時間いただきます。

現在、本町はこれまでにない大きな転換期を迎えております。半導体産業をめぐる世界的な動きの中、本町ではＪＡＳＭ第１工場に続き、第２工場の建設が進められており、国内初となる回路線幅３ナノメートルの最先端半導体の量産が計画されております。これが実現すれば日本の産業基盤の強化に寄与するだけでなく、本町の発展にとっても歴史的な転換点になることは間違いありません。

また、そうした産業進出の効果もあってか、今回の予算額は、前年比で約20％、約40億円増の246億2,699万6,000円、15年前から比較すると２倍以上の予算規模です。町が経済的に発展しているということは言うまでもありません。

しかしながら、本町が発展していく中にあっても、そこで暮らす町民の生活が置き去りにされるようなことがあってはなりません。戦国武将の武田信玄は、人は石垣、人は城と言いました。まちづくりにおいて最も大切なのは施設や建物ではなく、そこに暮らす人々です。町の成長そのものが目的なのではなく、その成長が町民一人一人の暮らしの豊かさにつながってこそ本当の意味でのまちの発展であると考えます。

その意味において、本予算は半導体産業の進出による地域の大きな変化に対応しながらも、町民生活をしっかりと支える施策を重視した内容となっており、町民のニーズを踏まえた予算であると評価いたします。

また、本町は、本予算の提出に先立ち、その概要資料を成文化した上で、議会に対しその骨子や重点施策の説明をなされており、私個人としてもこれまで以上に予算の全体像を把握することができました。できれば当該資料は今後、広報きくよう等でも共有いただければと思います。

まず、本町が地方交付税の不交付団体となったことを自立した自治体として前向きに捉え、責任ある財政運営を行おうとしている点についてです。

昨今の不安定な国際情勢において、税収の増加が見込まれる中にあっても財政規律を維持しながら必要な施策を戦略的に進めていく姿勢は、将来世代への責任を果たす上でも重要であり、持続可能な自治体経営の観点からも評価できます。

そして、４つの重点施策の中で１番目に位置づけた町民の生活を豊かにする施策、子育て世帯や働き盛り世代、高齢者らを支える経済的支援についてです。

本予算では、給食費、副食費の無償化、高校３年生までの医療費助成など子育て世帯の経済的負担を軽減する施策が引き続き実施されております。食料品やガソリンなどの物価高騰が続く中で子育て世帯の家計への影響は小さくありません。こうした状況の中で子どもを安心して育てることができる環境を整えることは町民生活を支える上で重要であり、将来の町を担う子どもたちを育てる基盤づくりとしても意義の大きい取組であると考えます。

また、新たに実施される働き盛り世代のがん予防推進事業は、40歳から70歳までの節目年齢の方を対象に各種がん検診を無料で実施するものです。働き盛り世代は、家庭や地域、職場において重要な役割を担う世代であり、その健康を守ることは町全体の活力を守ることにもつながります。このような取組は、町民の安心と生活の安定に大きく寄与するものであり高く評価いたします。私も今年45歳になりますので、実施される際はぜひ利用させていただきたいと思っております。

さらに、高齢者施策についても重要な取組が盛り込まれております。特に、新たに創設される介護人材等定着支援等交付事業は、最大160万円の支援を行う全国的にも先進的な取組であり、介護人材不足という社会的課題に対応する施策として大きな意義を持つものと言えます。

次に、本町の将来を支える産業振興と都市基盤整備について申し上げます。

農業分野においては、守るべき農地を守りながら農地の集積や、新規農業者の確保など農業の持続的な発展に向けた取組が進められております。先日の一般質問において執行部とも議論させていただきましたが、本町としてもやみくもに開発を進めたいわけでなく、農業に適した農地を重点的に保全するため、その線引きのラインを具体的に数値化し、地域で農業を支える方々と対応を図りながら農業の生産性を維持していきたいという思いを理解いたしました。

また、工業分野ではＪＡＳＭ第２工場の建設支援をはじめ、新たな工業団地整備など、地域経済の発展と雇用創出につながる取組が進められております。半導体企業の進出は本町にとっても大きな成長の機会です。その成長の成果が町民生活の向上へとつながるよう、これらの施策を着実に進めていくことが重要であると考えます。

そして、本町の最重要課題である交通渋滞対策についても、菊陽空港線延伸道路やセミコンテクノパーク周辺道路の整備など国や県と連携したインフラ整備が進められております。これらの道路整備は、町民生活の利便性向上のみならず地域の産業基盤を支える重要な都市基盤でもあり、今後も早期かつ着実な推進が求められます。

このほか、防災対策や地下水保全などの取組など、町民の安心・安全を守る施策が本予算には幅広く盛り込まれております。

なお、一般会計当初予算は、当該年度の町政運営の基本となる極めて重要な議案です。予算が成立しなければ町民生活に関わる各種行政サービスや事業の実施にも影響が及び、自治体運営にも大きな支障が生じることとなります。その意味において、当該予算に看過できない問題が認められる場合は別として、原則としてはこれを支持すべきものと考えます。そして、本予算については、急速に変化する社会経済環境の中にあって、町の発展と町民生活の双方を見据えた内容になっている一方、看過できないような問題は認められず、総合的に見て妥当であり評価できるものと考えます。

本町は今、成長し続ける町として新たな段階へ進もうとしております。その成長が町民一人一人の暮らしの豊かさにつながるよう、今後も着実な施策の推進を期待しまして、令和８年度菊陽町一般会計予算に賛成することを表明し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号令和８年度菊陽町一般会計予算について各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

休憩　午前11時14分

再開　午前11時22分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号令和８年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号令和８年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第２　発議第１号　菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第２、発議第１号菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、大久保議員外２名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保輝議員、趣旨の説明をお願いします。

○７番（大久保　輝議員）　発議第１号菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第２項の規定により提出いたします。

提案理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、議員の公務による旅行に際して支給される旅費について昨今の物価上昇等の社会情勢の変化に対応するとともに、実費弁償としてより実態に即した仕組みに改める等の改正を行う必要があるため条例を改正するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第１号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第３　研修報告

○議長（福島知雄議員）　日程第３、研修報告を行います。

令和８年１月21日から23日まで千葉県及び神奈川県において研修されました経済産業建設常任委員会行政視察の件について報告をお願いします。

経済産業建設常任委員長廣瀬英二議員。

○経済産業建設常任委員長（廣瀬英二議員）　経済産業建設常任委員会の視察研修について委員長の廣瀬が報告をいたします。

常任委員５名と役場職員２名で千葉県柏市の道の駅しょうなん、柏の葉スマートシティ、神奈川県相模原市のリニア中央新幹線停車予定地の橋本駅周辺と相模原市役所を令和８年１月21日から２泊３日の研修旅行を行いました。

道の駅しょうなん視察の目的は、本町の総合ターミナル「さんふれあ」の将来的な大規模改修を見据え、地域経済の活性化、農業振興、観光交流人口の拡大を図る先進的な取組について調査研究を行うため、実施しました。地域の産業振興と観光振興の拠点として整備された道の駅で、大規模な直売所、それから飲食施設、加工機能、観光案内機能を一体的に備え、広域交流拠点として、また防災機能の役割を、これは駐車場約400台ございましたけども、その役割を果たしている施設でありました。

参考になった点を申し上げますと、店舗はこだわりを持った名称になっていると。知産知消マルシェは、通常の地産地消に地域を知るという意味を込めたコンセプトになっております。それから、建物は、連携した２棟を中心に構成され、直売所、アイス等の飲食、休憩、それからイベント等の機能が分かりやすく配置されていました。平日は地域の利用客、週末は県外の利用客が多く、全体的には県外利用客が75％を占めているということで、その取組を非常に注目したところでございます。それから、指定管理制度を活用した民間のノウハウを取り入れた柔軟な運営が行われていると。ＰＯＳデータを活用し売れ筋の分析を徹底してするなど、生産者に具体的な助言を行い、売上向上につなげていると。それから、生産者との連携体制が確立されており、商品の鮮度管理は生産農家が主体となってそういう仕組みになっていると。多いときには１日３回も商品の納入があるということでございました。基本的にはその日のうちに販売をしてしまうというのがコンセプトとしてあるようでした。それから、地元農家が出荷する新鮮な農産物を中心とした加工品や苺カステラ、それから梨カステラのオリジナル商品も充実をしておりました。梨カステラは、規格外の梨を活用してフードロス削減にも貢献しているということでございました。それから、イベント運営や情報発信の工夫、ロケ地やテレビ出演など多数あるということでございました。それから、子ども食堂への食材の提供もしているということでした。

農業観光で収益を生み、地域にお金を落とす稼ぐ拠点として防災、地域交流、生活サービスなどの地域を支える拠点の両立を図っている点と稼ぐ、それから来客増、地域活性化、防災、交流機能の維持という好循環モデルを構築されていると感じました。本町におきましても、今後の施設運営及び将来の大規模整備においては地域経済の活性化と地域を支える機能をどのように両立させていくかという視点が重要であると感じたところでございます。特に、アーバンスポーツパークの開業など多額の投資が進む中で、それを単なる施設整備にとどめることなく観光や交流人口の拡大につなげ、地域に経済効果を生み出す仕組みづくりが重要であると強く

感じたところでございます。

次に、柏の葉の視察研修です。

令和12年開業予定の新駅設置は、今後のまちづくりの拠点として原水駅周辺の土地区画整理事業と一体的に整備される予定であることから、先進的な柏の葉の取組を参考とするため視察を行いました。

まず、柏の葉スマートシティで感じたのは、まちづくりは施設ではなく仕組みをつくるということが勉強になりました。柏の葉は、次の３つをまちづくりの基本として進めております。

官民学によるまちづくり。

民間においては、菊陽町も関わりのある三井不動産など、大学では東大、千葉大が一体となってまちづくりを進めているということでした。

それから、２番目で未来技術を活用した新しいまちづくり。

町全体で電気を上手に管理するスマートエネルギー、それから車に搭載されたカメラ、センサー、レーダー、ＡＩ、人工知能などが周囲の状況を判断する自動運転。私たちも、このバスに乗りましたけれども、ただ都会ということもありまして若干違和感を感じたところでございました。

それから、町を運営していく仕組みづくり。

町はつくって終わりではなく、町をみんなで経営するエリアマネジメント。それから、データ活用、民間主体の運営で持続する仕組みを構築していると。それから、人口の目標は２万6,000人としているということですけども、現在は約半分の１万3,000人ということでございました。

それから、ＴＳＭＣで大きく変わる本町ですが、その未来のヒントとなる精神的なまちづくりの事例を柏の葉で視察してまいりました。柏の葉のスマートシティでは、行政、大学、民間企業が連携し、エネルギー、健康、人の移動などの分野で未来都市の実証が進められていました。本町においても、企業誘致にとどまらず、複数の大学や研究機関との連携を視野に入れた持続的なまちづくりの視点が重要でなかろうかと感じたところでございます。

次に、相模原市におけるリニア中央新幹線神奈川県駅――仮称でございますけども――周辺整備の研修について報告します。

菊陽町においても新駅の設置が予定されていることから、菊陽町の人口４万4,000人、相模原市約71万人と規模や条件に大きな違いはありますが、周辺開発のまちづくりや開発コンセプトなど、本町の今後のまちづくりの参考とするため視察を行いました。

相模原市では、橋本駅南口に建設中のリニア駅を核に土地区画整理や交通交易整備を進め、交易交流拠点としてのまちづくりが具体化されていました。市役所の説明の中で印象的であったのは、開業を見据え、産業集積や研究開発拠点の形成を見据えた将来ビジョンを明確に示している点が印象に残りました。一方で、事業費の増大や開業時期の不透明さなど課題も抱えているということでした。

今回の視察を通じて、大型プロジェクトを受け身で捉えるのではなく、実際自らが将来像を描き戦略的に備える姿勢の重要性を強く感じました。相模原市は、神奈川県のさがみロボット産業特区の中心都市となっており、市役所内でもロボットが活躍する姿を拝見をいたしました。先端技術を地域の産業振興につなげようとする取組が進められていました。本町としても、新駅設置を大きな契機と捉え、将来を見据えた戦略的なまちづくりが求められていると強く認識したところでございます。今回の道の駅しょうなん、それから柏の葉、リニア新幹線神奈川県駅周辺、３か所の研修視察を踏まえ、課題意識を持ちながら本町のまちづくり及び議会活動に生かしてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　経済産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、令和８年２月２日から４日まで富山県において研修されました文教厚生常任委員会行政視察の件について報告をお願いします。

文教厚生常任委員長矢野厚子議員。

○文教厚生常任委員長（矢野厚子議員）　議長、報告の前にモニターの使用許可とその操作を馬場議員に依頼したいと思いますけども、許可をいただけますでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　はい、許可します。

○文教厚生常任委員長（矢野厚子議員）　では、文教厚生常任委員会富山視察研修報告をさせていただきます。

令和８年２月２日から４日にかけて文教厚生常任委員会では、富山県の視察研修をいたしました。内容を御報告いたします。

１日目に訪問した富山県教育記念館は、富山県の教育に対する思いを形にした施設でした。教育に関係する人たちを中心に近代教育制度100周年を記念し寄附と県の助成により設立された記念館で、創造性豊かな人づくり、教育振興事業を目的としたもので、退職教員などを活用し学校における人材確保と指導実践の継承を図ったり、元気で想像豊かな子どもの育成として夢に向かってチャレンジしたい意欲のある子どもの後押しをする「夢の卵」育成事業も行っていました。また、建物の内部は、企画展などを行うギャラリー、富山県教育の歩みを時代別に展示した教育記念室、実業や政治、教育、文化芸術などで郷土の発展に貢献した人々の写真や遺品、業績などを展示した郷土先賢室と会議室から成り立っていました。特に、ギャラリーには、富山県出身のノーベル賞受賞者の田中耕一さんに関するものが展示され、感銘を受けました。また、ノーベル街道というコーナーがあり、日本のノーベル賞受賞者が富山県と縁があることが紹介されていて、富山県の教育環境のレベルの高さが印象づけられました。また、会議室のスペースは研修や会議に利用されて、その料金が運営の一部になっていました。また、記念館の館長や副館長が教職のＯＢであり、教育への思いは今後も継承されると思います。

次に訪問した富山市ガラス美術館は、有名な隈研吾氏の設計によるもので富山市の市立図書館も同じ建物にあり、市民だけでなく観光客の集客にも役立っています。展示されている作品もすばらしいものでした。また、交通の便がよく、気軽に立ち寄れるのが集客力につながって

おり、この建物の維持管理には大事なことだと思いました。思えば、熊本市の現代美術館も同じ建物に幾つかの施設があり、また市の中心部でもあり集客力のある建物です。今後計画されている菊陽町の半導体ミュージアムも、有名な設計士によるものでなくても観光客を含めたくさんの人々が気軽に楽しく訪れる複合的な施設になればと願っております。また、原水駅からのアクセスも、高齢者や障害者も便利に訪れる施設になればと願っております。

次、２日目の午前中の富山市教育委員会の視察については、不登校対策としてメタバース、仮想現実空間を利用した取組であり、不登校の児童・生徒が自宅からタブレットを通じて利用するもので、その結果、復学や一定の社会性を取り戻すなど一定の効果も出ているとのことでした。昼夜逆転の生徒の生活が改善された報告もあり、また外出ができない子どもは自宅で不登校の支援を受けることができるとのことでありました。また、この仕組みを行政が運用することにより利用者は無料で利用でき、保護者に安心感や信頼が持てるとのことでした。菊陽町としても、すぐに導入できるものではないですが、今後もこの先進事例を注視していきたいと思います。

午後からの認定ＮＰＯ法人北陸青少年自立援助センターは、小学生から成人まで幅広い対象者が全国から来て共同生活しながら作業することにより生きるために必要なコミュニケーションの獲得をしていました。失敗を重ねながらも支援者等の寄り添いにより失敗が学びとなり、仲間意識、自信、自己有用感を高め、社会復帰につながっている。最終的には、働くことで納税者になることを目指すという代表の言葉に感銘を受けました。これは、先日の菊陽町青少年育成協議会全体研修会で講師の方が話された資料にも同様のことが書かれておりました。自立支援ということで将来、社会に通用するようにいろいろなことに触れ、成功体験や失敗体験を通じて自立を支援する、大人になって税金を払えるよき納税者になる、これが本当の目指す自立なのだということでした。ただ、運営に当たって公的援助がなく、財政的にはぎりぎりの状態で運営されており、田んぼを作り農家レストランを運営し、冬場には地域の雪かき作業をし、いろいろな工夫を重ねながら運営資金調達がされておりました。少子化で人手不足の社会の中で有用な人材が取り残されることのない仕組みを考えなければならないと思いました。

今回の研修で、個人でできること、国や県に依存しなければならないこと、いろいろありましたが、今後も議会の中で取り上げることによって前に進めることができる取組もあるのではないかと思いました。今後も、富山のメタバースやはぐれ雲について関心を寄せていきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（福島知雄議員）　文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、令和８年２月２日から５日まで台湾・宝山郷などにおいて研修されました件について報告をお願いします。

甲斐榮治議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　皆さん、こんにちは。

研修報告をいたします。

令和８年２月２日から５日まで、３泊４日の予定で台湾を友好訪問いたしました。参加した人員は、議長はじめ議員８名、それから町長に同道いただきました。それから、随行の職員が２名、合計11名で３泊４日を過ごしてまいりました。私の感想を主に述べて出張報告に代えたいと思います。御容赦いただきたいと思います。

今回で２回目の訪問でしたが、私には２つの命題がありました。

その一つは、植民地支配という深刻な歴史を経験したにもかかわらず、台湾の人々がなぜ我々日本人に深い友好の気持ちを抱いているかということであります。

そして、２つ目は、世界的な巨大企業であるＴＳＭＣがなぜ我が国に進出してきたかという疑問でありました。

私は、以前、私立高等学校の運営経営を預かっておりました。その学校は、韓国に姉妹校を持っていました。私は、およそ30回にわたって韓国を訪ねる機会に恵まれました。姉妹校ですから、無論、都度歓待を受けました。しかし、韓国の場合は、我が国による植民地支配の歴史に対する思いが鋭くて、友好的な雰囲気の中でも言動には電流の走るような緊張感を持たねばなりませんでした。そのときの感覚からすると、台湾の場合は、随分と呼吸が楽というか、神経をとがらす場面には遭遇しませんでした。

私は、数年前、尚絅大学の先生に頼まれて、台湾人の学生に日本語の学習を指導したことがあります。そのときに私は、司馬遼太郎先生の街道をゆくシリーズの台湾紀行をテキストとして使いました。その中に、八田與一という土木技師の話がありました。

八田與一は金沢の人で、彼は地元の旧制第四高等学校を卒業後、東京帝国大学の土木科に学びました。卒業後は、台湾総督府土木局に勤めました。台湾で最も広い平野は嘉南平野と申しますが、当時は作物の栽培不能な荒れ地でした。八田與一は、多くの犠牲を払いながら烏山嶺――これは山の名前ですが――烏山嶺を3,078メートルくりぬいて水を導き、１億5,000万トンの貯水量を誇る当時東洋一の烏山頭ダム――別名珊瑚潭ダムと申しますが――を完成させました。さらに、その水を１万6,000キロメートルにわたって嘉南平野に引き巡らし、この１万6,000キロメートルというのは万里の長城よりも長い長さがあります、そこを豊かな穀倉地帯に変えました。この水路は、今でも嘉南大圳と呼ばれて嘉南平野を潤しています。当時の台湾総督府の年間予算の半分を占める資金を要し、10年間をかけた一大事業でした。八田與一は、大戦中、アメリカ海軍潜水艦の攻撃を受けて死にました。彼を支え続けた奥さんは、終戦と同時に烏山頭ダムの取水口に身を投げて自殺をいたしました。２人は、その後、台湾の人々によってダムのほとりの墓に葬られ、台湾を愛した夫婦は文字どおり台湾の土に返ったのであります。戦後80年以上が経過した今でも、墓前に手を合わせる人が絶えないといいます。

八田與一の師匠筋に広井勇、東京帝国大学教授がおられます。この人が残した言葉に次のようなものがあります。もし、工学がただに人生を煩雑にするのみならば、何の意味もない。これによって数日を要するところを数時間の距離に短縮し、一日の労役を一時間にとどめ、それ

によって得られた時間で静かに人生を考え、反省し、神に帰る余裕を与えることにならなければ、我らの工学には全く意味を見いだすことはできない、こうおっしゃっておられます。すなわち、自らの持てる力を目先の利益や他を支配する権力など功利的なものだけに利用するのではなく、己の世界を清らかにし、人々の人生を豊かにするための手段として活用せよという教えであります。植民地というマイナス的状況下であったとはいえ、このような哲学を持った人物の薫陶を受けた人物たちが台湾の統治に当たったということであります。八田與一は、それらの人材の中の象徴的存在でありました。台湾で出会った人々に尋ねても、かなりの人々がいまだに八田與一を知っておりました。この流れが今日の台湾の親日感情に続いているという思いを私は持っております。

宝山郷や新竹市では、地価の高騰や交通渋滞や水資源の不足という我々と共通する悩みを抱えているということもリーダーたちの言葉の端々からうかがえました。しかし、それにも増して感じられたのは、彼らの元気のよさでした。歓迎会や懇親会で見聞きした人々の姿は、ちょうど高度経済成長期の我々日本人の姿と重なりました。元気で自信に満ちて、前方以外は向いていないとの印象を持ちました。陽明交通大学では、テクノロジーへの自信とそれに向けた人材育成への意欲を見ました。クラシックサイエンサーテクノロジー産業パークでは、公共事業ではなく民間の事業者が数百億円の開発事業に意欲的に取り組んでいる光景を見ました。また、ＱＩＤＥＭＡＣＨＹＮＥＲＹでは、アジア最大のクレーン車やそれが属する宮殿のような会社の社屋を見学し、資本の力が台湾経済を勢いよく押し上げている姿の一環を確認することができました。

外国は鏡であります。鏡は、見る人の姿を映し出します。振り返って我が国の経済や産業や人間はどうかと考えさせられました。円安に歯止めがかからず、物価の上昇に苦しんでいます。半導体等の先端企業は言うに及ばず、かつての家電生産も競争力を失ったままです。現在、メインの自動車産業さえＥＶの圧迫を受けています。そして、人々は、今だけ、金だけ、自分だけの刹那的風潮から抜け出せずにいると言われております。台湾、特に半導体生産関連の環境を見ていると、我が国の状況に危機感を感じずにはいられません。

では、そういう状況にある我が国をＴＳＭＣはなぜ進出先に選んだのでしょうか。うわさされる中国による台湾侵攻を想定しての危険分散という側面もあるでしょう。しかし、それだけであるなら、日本よりも中国の脅威を避けられる国はほかにあります。進出先決定の最も大きな理由は、九州大学大学院経済学研究員教授の篠﨑彰彦氏の分析が当を得ていると考えます。氏は、日本は人権に配慮した民主的な法治国家として透明性、説明責任、予見可能性の面で一定の信頼感があり、グローバルなサプライチェーンの信頼できる拠点として地政学的な見地から再評価されている。さらに、デジタル化の波がバーチャル空間からリアルな領域に広がる中で、想像技術に優れた日本の産業には世界の動きを取り込む潜在力があると氏は述べられております。

台湾は、我が国と価値観や政治体制を同じくする国であります。自由と民主主義を大切にす

る方向性の中で相互理解と友好を深め、経済発展を共有できるとの思いを強くして帰ってまいりました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　議員派遣について

○議長（福島知雄議員）　日程第４、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

４月から６月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄議員）　日程第５、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄議員）　日程第６、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました議案は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が１件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。以上１件を日程に追加し、追加日程第１として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　議員の皆様方におかれましては、２月26日から本日までの16日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認等いただき、厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じましたので、追加議案として御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第30号は、菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例であります。

内容は、３月２日に議決いただいた菊陽町犯罪被害者等支援条例の制定等に伴い、菊陽町営住宅条例の一部を改正するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

追加日程第１　議案第３０号　菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　追加日程第１、議案第30号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田　稔さん）　それでは、議案第30号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

提案理由は、本議会において議決いただきました菊陽町犯罪被害者等支援条例の制定に伴い菊陽町営住宅条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、参考資料により主なものを説明させていただきます。

３枚めくっていただき、新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後案となっております。

まず、第４条は、入居者の公募方法についての規定になりますが、広く公募を行うため第１項第１号を「町の公式ホームページ」に改め、第３号で「掲示板」を「適当な場所における掲示」に改めるものです。

次のページをお開きください。

第６条第２項第８号ウは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるドメスティックバイオレンス防止法に規定する関係ある相手からの暴力を受けた被害者について、女性相談支援センターなどの証明または確認を受けた被害者を入居資格要件に追加するものです。

第２項第９号アは、犯罪被害者等の居住の安定を図るための支援として、犯罪等において収入が減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難になった犯罪被害者を入居資格要件に追加するものです。

第２項第９号イは、現在居住している住宅またその付近で犯罪等が行われたことにより当該住宅に居住し続けることが困難となった犯罪被害者を入居資格要件に追加するものです。

次に、第８条第５項第２号は、先ほど説明いたしました第６条第２項第８号と第９号に該当する方を町営住宅に優先的に選考して入居させることができる措置を定めたものです。

以上が主な改正内容の説明でございますが、議案の最初から２枚目を御覧ください。

附則において、この条例は令和８年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで、このたび役職定年を迎えられる職員を御紹介します。

山川産業振興部長は、平成３年４月１日入庁、令和３年４月１日に経済部長に就任、その後、機構改革で産業振興部長に就任されました。長年にわたり菊陽町のために御尽力をいただきました山川部長に御挨拶をいただきたいと思います。

山川産業振興部長、はい、どうぞ。

○産業振興部長（山川和徳さん）　このような挨拶の場をいただきましてありがとうございます。

涙もろいもんでこればかりはちょっとあれなんで、議長はじめ議員の皆様方、大変お世話になりました。ありがとうございました。先ほどの議長と手を挙げるのも最後かと思いますと、ちょっと涙が出てきたんです。大変申し訳ございませんでした。

御紹介がありましたように、私は、平成３年の入庁でございます。本年で35年の勤務ということになりました。平成29年の農政課長を拝命以来、教育委員会、施設整備課長、そして産業振興部長と９年間にわたり議会の皆様に大変お世話になったところでございます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

長い勤務の中で議会、この議場というのは本当に特別なものでございまして、凛と張り詰めた空気に独特の雰囲気、これは今も感じてますけど、自身の発言が議事録に記録されるということもあって、一言一般質問などでは言葉を選びながらの回答、答弁であったというふうに今、思っております。短く、端的に、そして分かりやすい答弁を心がけてきましたが、時には舌足らずとなりまして御理解が得られないこともしばしばあったんではないかというふうに反省するところでもございます。本日が最後の議会です。９年前の初めての議会、これは思い出します。隣が井芹さんとね。井芹さんとどきどきしながら対応したことを今になって思い出します。この席に５年間座らせていただきました。寂しい気持ちもありますが、やっと肩の荷が下りたというのが本音でございます。今、すがすがしい気持ちでおります。ちょっと寂しい気持ちも本当にありますけどね。

結びになりますが、議員の皆様方には大変お世話になりました。今後、菊陽町は、大変大きな変化期を迎えております。議員の方々におかれましては、ますますいろいろな考え方をお持ちの方がいらっしゃると思います。その考え方を一つ一つ、皆様方のこの場の中で主張していただいて、菊陽町の姿を見守っていただきたいというふうに思っております。

いろいろ大変お世話になりましたが、改めてお礼の言葉とさせていただきまして今日、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　ありがとうございました。

長年、本町のために御尽力いただきました山川産業振興部長に再度盛大な拍手をお願いします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和８年第１回菊陽町議会定例会を閉会します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

閉会　午後０時10分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和　　年　　月　　日

菊陽町議会議長　　福　島　知　雄

菊陽町議会議員　　佐々木　理美子

菊陽町議会議員　　中　岡　敏　博

菊陽町議会会議録
令和８年第１回３月定例会

令和８年３月発行

発行人　菊陽町議会議長　福島知雄
編集人　菊陽町議会事務局長　内藤優誠
印　刷　株式会社　ぎょうせい九州支社
電　話（092）831－0700（代表）

菊陽町議会事務局
〒869-1192　熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電　話（代）（096）232－2111
議会事務局TEL（096）232－4919